

県有施設・県出資団体等調査特別委員会

調査結果報告書

令和 6 年 10 月

茨 城 県 議 会



令和 6 年 10 月 1 日

茨城県議会議長 半村 登 殿

県有施設・県出資団体等調査特別委員会  
委員長 田山 東湖

県有施設・県出資団体等調査特別委員会調査結果報告書

令和 5 年 7 月 31 日に開催された臨時会において本委員会に付託された「人口減少社会における県有施設の今後の方向性や売却等処分の妥当性、県出資団体等の事業の在り方、経営改善方策等」について、これまでの調査の経過及び結果を次のとおり報告する。



## 目 次

—はじめに—	1
--------	---

### 第1章 時代状況の変化、地方分権の進展等に呼応した地方議会の役割

1 地方議会の役割を巡る近年の動向	2
2 地方議会の役割及び議員の職務の明確化等 に関する地方自治法の一部改正	3

### 第2章 調査方針及び調査経過

1 調査方針	6
(1) 調査目的	6
(2) 調査の視点	6
(3) 調査期間	6
2 調査経過	6

### 第3章 県有施設（公の施設等）の課題、今後の対応方針、取組状況等

1 調査対象県有施設（公の施設等）	7
2 調査対象施設数	8
3 過去の提言に対する審議前における取組状況	8
4 各施設の概要、課題及び今後の対応方針	11

### 第4章 県出資団体等の課題、今後の対応、取組状況等

1 調査対象県出資団体等	12
2 調査対象団体数	13
3 過去の提言に対する審議前における取組状況	13
4 各団体の概要、課題及び今後の対応	18

### 第5章 県有施設・県出資団体等の適正な運営に向けた提言

1 県有施設（公の施設等）	19
(1) 各施設に広く共通する県有施設（公の施設等）の全般に係る提言 ア 議会と執行部の役割について	19

イ 県有施設（公の施設等）の設置目的・利用状況の再確認について	20
ウ 県有施設（公の施設等）の売却等処分の妥当性や影響及び対応について	20
エ 県有施設（公の施設等）の管理（指定管理等）について	21
（2）同種施設等に共通する提言	22
（3）個別施設に係る提言	24
ア 重点的に議論した施設	24
イ その他、個別の施設	24
2 県出資団体等	26
（1）県出資団体等全般に係る提言	26
ア 過去の調査特別委員会における提言に対する取組状況等の評価	26
イ 本委員会の議論を踏まえた提言	27
（2）個別の県出資団体等に係る提言	28
ア 重点的に議論した県出資団体等	28
イ その他、個別の県出資団体等	28

## 第6章 県議会による県有施設（公の施設等）の運営状況等に対する継続的関与

1 県有施設（公の施設等）の運営状況等の定期報告	29
（1）経緯	29
ア 第3回調査特別委員会における意見	29
イ 第5回調査特別委員会における検討結果報告	29
（2）県有施設（公の施設等）の運営状況等の定期報告	32
ア 定期報告の対象とする県有施設（公の施設等）	32
イ 定期報告の内容等	32
ウ 定期報告の実施状況	33
2 常任委員会を通じた県有施設（公の施設等）の運営状況等に対する継続的関与	33
（1）県有施設（公の施設等）の在り方や運営方針等	33
（2）本委員会による提言の常任委員会への承継	34
— おわりに —	35

## 別紙一覧

別紙 1～別紙 9 ..... 39

## 参考資料

調査に当たった委員 ..... 161

活動経過 ..... 162

関連資料 ..... 169



## — はじめに —

- ・ 年号が令和に変わって以降の時代や社会情勢の大きな変化とともに、社会全体における価値観やニーズ、意見等が多様化していくことが想定される中、令和4年1月14日、内閣総理大臣の諮問機関である第33次地方制度調査会において、「社会全体におけるデジタル・トランスフォーメーションの進展及び新型コロナウイルス感染症対応で直面した課題等を踏まえ、ポストコロナの経済社会に的確に対応する観点から、国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の関係その他の必要な地方制度の在り方」について調査審議が開始された。
- ・ また、これに先立って、全国都道府県議会議長会、全国市議会議長会及び全国町村議会議長会においては、「議会についての住民の理解を深め、女性や若者など多様な人材の議会への参画を図り、議員のなり手確保につなげていくため、地方議会の位置付け等を地方自治法に明確に規定すべき」との要請活動を、政府に対して継続的に行ってきました。
- ・ この結果、第33次地方制度調査会答申の冒頭において「地域の多様な民意を集約し、広い見地から個々の住民の利害や立場の違いを包摂する地域社会の在り方を議論する議会の役割がより重要となる」との認識が示され、令和5年4月26日、地方議会の役割及び議員の職務等の明確化等を内容とする地方自治法の一部改正に係る法律案が参議院本会議において可決・成立し、同年5月8日付で公布された。
- ・ このような地方議会の役割を巡る近年の動向、問題意識等については、令和5年7月31日に設置された本委員会の設立趣旨等に共通するものであり、本委員会は、県有施設・県出資団体等に係る運営方針の変更や決定について、執行部に対し、議会の関与の仕方に不十分な点があったことについて意見するとともに、これら施設・団体に係る運営方針の変更や決定に当たっては、県民の理解を得るためにも、二元代表制の下での建設的かつ本質的な議論を尽くすべきであるとの認識に立って設置された。
- ・ 約1年2か月、全12回にわたる本委員会における審議に当たっては、執行部から、人口減少社会における県有施設（公の施設等）の今後の方向性や売却等処分の妥当性、県出資団体等の事業の在り方、経営改善方策等について、誠意ある説明をいただいた。
- ・ また、洞峰公園、鹿島セントラルビル（鹿島都市開発（株））、国民宿舎「鵜の岬」等、教育研修センター、堀原運動公園及び笠松運動公園の現地調査において、関係者各位から丁寧な説明や意見等をいただくとともに、地方議会の役割及び議員の職務等の明確化等を内容とする地方自治法の一部改正については、全国都道府県議会議長会議事調査部長から、貴重なご意見をいただいた。
- ・ 今般、本委員会における調査・検討の集大成として、委員会での審議結果等を踏まえ、人口減少社会における県有施設（公の施設等）の今後の方向性や売却等処分の妥当性、県出資団体等の事業の在り方、経営改善方策等についての調査結果を、ここに報告するものである。

# 第1章 時代状況の変化、地方分権の進展等に呼応した 地方議会の役割

## 1 地方議会の役割を巡る近年の動向

### (1) 時代状況及び住民の価値観等の多様化

- ・ 我が国の人囗は、平成17年に戦後初めて前年を下回った後、平成23年以降、減少の一途をたどっており、多くの地域において人口減少と少子高齢化が加速度的に進展している。
- ・ このことは、議会とともに二元代表制の一翼を担う大井川知事による令和6年第1回定例会の提案説明においても、「私たちが直視しなければならない最も重要な課題」として認識が共有されているところである。
- ・ また、令和2年に国内初の新型コロナウイルス感染症の感染者が確認されて以降、令和5年5月に感染症法の規定に基づく5類感染症へと移行するまでの、いわゆる「コロナ禍」の状況の中で、社会経済領域の全般にわたってオンライン化が著しく進展・普及した。
- ・ さらには、令和5年7月に国連のアントニオ・グテーレス事務総長が用いた「地球沸騰化時代」という言葉に象徴されるような地球規模での温暖化が刻々と進展しており、これに伴い発生していると考えられる自然災害の頻発・激甚化、電気料金やガス料金の高騰などのエネルギー供給問題、食を支える農林水産漁業等への影響などは、地域住民の生活に直結する大変重要な課題である。
- ・ このように、令和6年現在、時代は、あらゆる領域において大きな変化の渦中にある、これらの変化に呼応して、地域社会を構成する個々人の価値観や社会意識、これらに基づく行動様式等が多様化し、更なる変容を遂げていく様相を呈している。

### (2) 住民の価値観等の多様化を踏まえた議会の役割

- ・ こうした時代状況の下、議事機関たる議会は、執行機関の長である知事とともに、県民から直接選挙により選任された二元代表制の一翼を担う存在として、多様化する地域住民の意思を県政に反映させるため、その果たすべき役割がますます増大してきているものと考えられる。
- ・ このため、平成24年12月に公布・施行され、直近では令和3年12月に一部改正がなされた茨城県議会基本条例第2条に謳われた「議会は、二元代表制の一翼を担い、県の意思決定を行う議事機関として、県民の意思を県政に反映させるため、公正かつ公平な議論を尽くし、眞の地方自治の実現を目指す」という基本理念の下、各議員は、選挙によって選出された県民の代表として、その負託にこたえるため、県政の課題及びこれに対する県民の意思を的確に把握し、議会活動を通じて、県政に反映させる責務を果たしていく必要がある。

- ・ とりわけ、同条例第 20 条に規定された「議会運営並びに政策の立案及び決定等について、県民に対して説明する責務」を果たしていくことが、議事機関として二元代表制の一翼を担う議会の権能の源泉を踏まえた、その役割として肝要であると考えられる。

### (3) 全国都道府県議会議長会等を通じた中央政府に対する要請等

- ・ このような地方議会の役割の重要性についての認識の高まりと、議会への多様な人材の参画の推進については、近年、全国的に広く共有されている問題意識であり、全国都道府県議会議長会、全国市議会議長会及び全国町村議会議長会の 3 つの議長会（以下「全国議長会」という。）においては、「議会についての住民の理解を深め、女性や若者など多様な人材の議会への参画を図り、議員のなり手確保につなげていくため、地方議会の位置付け等を地方自治法に明確に規定すべき」との要請活動を、中央政府に対して継続的に行ってきましたところである。

## 2 地方議会の役割及び議員の職務の明確化等に関する地方自治法の一部改正

### (1) 第 33 次地方制度調査会（内閣総理大臣諮問機関）による答申

- ・ 令和 4 年 1 月 14 日、内閣総理大臣から「社会全体におけるデジタル・トランスフォーメーションの進展及び新型コロナウイルス感染症対応で直面した課題等を踏まえ、ポストコロナの経済社会に的確に対応する観点から、国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の関係その他の必要な地方制度の在り方」についての諮問を受け、第 33 次地方制度調査会が発足し、全国議長会による「地方議会の位置付け等を地方自治法に明確に規定すべき」との要請内容についても、その審議項目の 1 つとして取り扱われることとなった。
- ・ 令和 4 年 12 月 28 日、当調査会は、発足から約 1 年にわたる議論、審議等を経て、内閣総理大臣に対し、「多様な人材が参画し住民に開かれた地方議会の実現に向けた対応方策に関する答申」を示し、地方議会の役割等について、以下の内容が明記された。

#### （第 33 次地方制度調査会答申における地方議会の役割等に関する主な事項）

- ・ 全国的人口減少と高齢化が進行するとともに、住民ニーズや地域課題は多様化・複雑化し、地域において合意形成が困難な課題が増大することが見込まれるが、そのような中で、資源制約を乗り越え、持続可能で個性豊かな地域社会を形成していくためには、地域の多様な民意を集約し、広い見地から個々の住民の利害や立場の違いを包摂する地域社会の在り方を議論する議会の役割がより重要なとなる。
- ・ このような役割を議会が果たしていくためには、多様な人材が参画し、住民に

開かれた議会を実現していくことが重要である。

- ・ 議会の役割・責任、議員の職務等について、その重要性が改めて認識されるよう、全ての議会や議員に共通する一般的な事項を地方自治法に規定することも考えられる。

具体的には、地方自治法の議会の設置根拠の規定に、議事機関として住民が選挙した議員をもつて組織されるという地方公共団体における議会の位置付けを追記すること、地方公共団体の所定の重要な意思決定に関する事件を議決する等の議会の役割・責任を明確に規定すること、議員は、議会の権限の適切な行使に資するため、住民の負託を受け、誠実に職務を行わなければならないことを規定することが考えられる。

## (2) 地方議会の役割の明確化等を内容とする地方自治法一部改正の概要等

- ・ 全国議長会による「地方議会の位置付け等を地方自治法に明確に規定すべき」との要請活動、第33次地方制度調査会による「地域の多様な民意を集約し、広い見地から個々の住民の利害や立場の違いを包摂する地域社会の在り方を議論する議会の役割がより重要となる」ため、「議会の役割・責任、議員の職務等について、その重要性が改めて認識されるよう、全ての議会や議員に共通する一般的な事項を地方自治法に規定することも考えられる。」との答申などを踏まえ、地方議会の役割及び議員の職務等の明確化等を内容とする地方自治法の一部改正に係る法律案が令和5年4月26日に参議院本会議において可決・成立し、同年5月8日付で公布された。
- ・ 地方議会の役割及び議員の職務等の明確化を内容とする地方自治法の一部改正の新旧条文については、下表のとおりである。

### (地方自治法一部改正の内容)

改正後	改正前
<p>(第89条)</p> <p>普通地方公共団体に、その議事機関として、当該普通地方公共団体の住民が選挙した議員をもつて組織される議会を置く。</p> <p>② 普通地方公共団体の議会は、この法律の定めるところにより当該普通地方公共団体の重要な意思決定に関する事件を議決し、並びにこの法律に定める検査及び調査その他の権限を行使する。</p> <p>③ 前項に規定する議会の権限の適切な行使に資するため、普通地方公共団体の議会の議員は、住民の負託を受け、誠実にその職務を行わなければならない。</p>	<p>(第89条)</p> <p>普通地方公共団体に議会を置く。</p>

※ なお、その他、地方議会の活性化並びに地方公共団体の運営の合理化及び適正化を図るため、請願書の提出等のオンライン化、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給を可能とする規定の整備、公金事務の私人への委託に関する制度の見

直し等に係る内容についても条文改正が行われた。

### (3) 地方自治法の趣旨を踏まえた本委員会における議論の意義

- ・ 全国議長会等による政府に対する継続的な要請活動の結果として実現した、地方自治法の一部改正の内容のうち、地方議会の役割及び地方議員の職務の明確化に関する文言の追記部分については、改正に先立って、第33次地方制度調査会の答申冒頭に明記された「地域の多様な民意を集約し、広い見地から個々の住民の利害や立場の違いを包摂する地域社会の在り方を議論する議会の役割がより重要となる。」という問題意識を踏まえたものと考えられる。
- ・ また、この問題意識については、改正地方自治法が公布された令和5年5月8日から約3か月後、同年7月31日に設置された本委員会の設立趣旨等に共通するものに他ならない。
- ・ 本県議会は、県の意思決定を行う議事機関として、県有施設（公の施設等）・県出資団体等に係る運営方針の変更や決定について、執行部に対し、議会の関与の仕方に不十分な点があったことについて意見するとともに、これら施設・団体に係る運営方針の変更や決定に当たっては、過去の調査特別委員会における提言とこれに対する取組状況、施設・団体の運営の実態と今後の見通しなどについて議会を含めた十分な議論を行い、県民の理解を得ることが重要であることを相互に再認識した上で、二元代表制の下での建設的かつ本質的な議論を尽くすべく、本委員会を設置したものであり、このことは、まさに地方自治法改正の趣旨と軌を一にするものである。

## 第2章 調査方針及び調査経過

### 1 調査方針

#### (1) 調査目的

少子高齢化や人口減少が急速に進行するとともに、コロナ禍を経て、オンライン化が進んだことなどにより、各種県有施設の利用者の減少が見込まれ、今後の施設の老朽化対策や維持管理経費の確保などが、県財政上の大きな課題となりつつある。

また、県出資団体等についても、こうした施設管理を担う団体を中心に、経営環境の変化への対応方針によって、県財政にも少なからず影響を与える可能性がある。

社会情勢が大きく変化し、県民のニーズが変化する中において、県有施設の売却等の処分や県出資団体等の事業の一部譲渡などの方針が打ち出されているが、執行に当たっては、これまでの調査特別委員会での提言とその対応、利用実態と今後の見通しなどについて、議会等において十分な議論を行い、県民の理解を得ることが重要である。

このため、人口減少社会における県有施設（公の施設等）の今後の方向性や売却等処分の妥当性、県出資団体等の事業の在り方、経営改善方策等について、重点的に調査検討を行う。

#### (2) 調査の視点

- ・ 県有施設（公の施設等）の設置目的・利用状況の再確認
- ・ 県有施設（公の施設等）の売却等処分の妥当性や影響及びそれへの対応
- ・ 県有施設（公の施設等）管理（指定管理等）の今後の対応〔長寿命化の推進、資産総量の適正化、資産活用の視点〕
- ・ 県出資団体等の経営状況や課題
- ・ 経営改善方策や事業の在り方等、今後の方向性 等

#### (3) 調査期間

令和5年7月31日～令和6年9月30日

### 2 調査経過

- ・ 本委員会は、令和5年7月31日に開催された臨時会で設置され、同年8月2日の第1回委員会において調査方針を決定して以降、12回にわたり委員会を開催し、調査対象とした県有施設（公の施設等）・県出資団体等の調査、審議等を行ってきた。
- ・ 第1回から第12回にわたる主要な審議事項等については、参考資料のとおりである。

# 第3章 県有施設（公の施設等）の課題、今後の対応方針、取組状況等

## 1 調査対象県有施設（公の施設等）

- ・ 県及び県出資団体等が所有し、県民の利用に供している施設（公の施設（※）等）の数は、表1のとおり。このうち、県が所有する施設から学校、道路、河川を除いた111施設に、県出資団体等が所有し県民が一般利用する9施設を加えた施設数は、120施設となっている。

表1) 県有施設の数 (R5.7現在)

所有者	区分	数量	
県	県管理	学校	134 施設
		道路	329 路線
		河川	216 本
	上記以外 (例：笠松運動公園、県民文化センター等)	98 施設	
	うち企業会計	15 施設	
その他	県が市町村や団体等に貸し付けなどにより管理を委任している施設 (例：竜神大吊橋、袋田の滝観瀑施設等)	13 施設	
県出資団体等	県民が一般利用する施設 (例：鹿島セントラルビル、茨城空港旅客ターミナルビル等)	9 施設	
	上記以外 (事務所、道路等を除く)	12 施設	

公の施設等  
120 施設

県  
111 施設

県出資団体等  
9 施設

※ 地方自治法（抜粋）

第244条

普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

第244条の2

普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

## 2 調査対象施設数

- ・ 調査対象とする施設については、県及び県出資団体等が所有し、県民の利用に供している施設とし、このうち、譲渡等の方向性が提示された施設や在り方の検討が進められている施設について重点的に調査を行うとともに、その他の施設についても、今後の管理の方向性等の観点から調査を行うこととした。
- ・ 120 施設（うち重点的に議論した施設 18 施設）
- ・ 調査対象施設については、別紙 1 のとおり。

## 3 過去の提言に対する審議前における取組状況

### （1）過去の提言と審議前における取組実績

- ・ 平成 9 年から 5 回にわたる出資団体等調査特別委員会、平成 10 年の行財政改革調査特別委員会、平成 20 年の財政再建等調査特別委員会などから、県出資団体等の見直し、廃止等に加え、県有施設（公の施設等）の在り方に関し、民間活力の積極的な活用及び適切な事業手法の検討、指定管理者制度の一層の導入など様々な提言を行った。
- ・ 執行部では、これらの提言を踏まえ、表 2 に記載のとおり、県民ニーズの変化、民間施設との類似性、地域振興、運営の効率化、運営団体の健全化などを考慮しながら、市町村や民間への施設の譲渡・廃止、再編・統合など、不断の見直しを進めてきた。
- ・ また、同表中の「その他」に記載のとおり、民間活力の導入による施設の活性化等の観点から、アクアワールド茨城県大洗水族館や茨城県フラワーパークのリニューアルなど魅力向上に向けた取組のほか、サイクリング拠点としてのりんりんスクエア土浦の開設など交流人口増加に資する取組を行うとともに、老朽化した「あすなろの郷」については官民の役割分担を明確化したうえで施設整備に着手している。

表 2) 平成 9 年以降、調査特別委員会の提言に対する主な対応

所有者	内容（カッコ内は対応年度）
県	<p>○施設の譲渡・廃止等 水海道産業技術専門学院（H13）、ひたちなか母子の家（H14）、 友部みどり学園（H14）、長生園（H15）、中小企業福祉センター（H16）、 吾国山洗心館（H20）、西山研修所（H24）、 こども福祉医療センター（H25）、リハビリテーションセンター（H29）、 鹿島セントラルモール（H30）、児童センターこどもの城（R2）</p> <p>○施設の再編・統合 内原厚生園をあすなろの郷へ統合（H15）、 古河産業技術専門学院を筑西産業技術専門学院へ統合（H27）</p>

	<p>○その他</p> <p>アクアワールド茨城県大洗水族館(R2)、茨城県フラワーパーク(R3)、偕楽園(R5)の魅力向上</p> <p>りんりんスクエア土浦の開設 (H30)</p> <p>あすなろの郷の施設整備着手 (R5)</p>
県出資団体等	<p>○施設の譲渡・廃止等</p> <p>鹿島ハイツ※ (H15) ※雇用・能力開発機構所有、老人母子休養ホーム「福寿荘」(H16)、砂沼サンビーチ (H20)、余暇活用センター「やみぞ」(H21)、サンテーヌ土浦 (H21)、ワープステーション江戸 (H23)、つくば国際貨物ターミナル(H24)、いばらき IT 人材開発センター (H28)</p>

## (2) 審議前における取組の方向性

### ア 社会情勢の変化に伴う喫緊の課題としての「施設の在り方検討」

- ・ 執行部では、予想を上回る急激な少子化と人口減少、超高齢化など、今までに変化の激しい「非連續の時代」を迎えているとの認識のもと、県有施設（公の施設等）については、喫緊の課題として改めてその在り方を精査する必要があるとしている。
- ・ 特に、施設の経営状況や利用実態によっては、将来の県財政に甚大な影響を及ぼすことから、老朽化の進行など条件面の悪化により、民間活力の導入等の機を逸することなく、先手、先手の対応を行っているところである。
- ・ 今後とも、調査特別委員会からの提言等を踏まえるとともに、利用する県民や地元関係者等に対する丁寧な説明に努めながら、適時適切に見直し等の検討を進めていくこととしている。

### イ 審議前の時点で譲渡等の方向性を提示した施設と過去の提言の内容

- ・ 白浜少年自然の家など6施設に関する対応方針と平成20年以降の調査特別委員会での提言との対応状況は、表3のとおりである。

表3) 施設別の審議前における方針と過去の提言

施設名	方針	過去の調査特別委員会での提言
白浜少年自然の家	民間譲渡等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 少子化傾向を踏まえた施設廃止などの計画的な余剰定員の解消。[H20 再建調特]</li> </ul>
里美野外活動センター		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定管理業務など民間に任せることのできる部門については、積極的な民間団体の参入促進。[H22、H26 出資調特]</li> </ul>
青少年会館	宿泊事業廃止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県による青少年や若者への支援の総合的かつ一体的な実施と併せて指定管理者制度の適用の見直し等を含めて、施設の在り方を幅広く検討したうえで、期限を定めて、抜本的に見直し。[H22 出資調特]</li> </ul>

洞峰公園	市へ移管	・県と県民、企業、市町村、関係団体等が一体となり、それぞれが持てる能力を最大限発揮して、少子高齢化等への変化に挑戦。[R4 変革期リード調査（全施設に対する総括的提言）]
健康プラザ	管理手法見直し	・健全な財政構造の確立・財政健全化に着実に取り組むとともに、新たな成長の原動力となる分野への重点投資、県有地をはじめ県有財産の有効活用を進める必要。[R4 変革期リード調査（全施設に対する総括的提言）]
鹿島セントラルビル（ホテル、テナントスペース、温浴施設等） (鹿島都市開発(株)所有)	民間譲渡	・当面は営業努力を継続し、県貸付金の償還を促進するが、ホテル部門における経営状況が悪化した場合には、売却等も視野に入れた議論を進めるべき。ホテル事業については、切り離して民間のノウハウを活用することも検討。[H22、H26 出資調査]

#### ウ 審議前の時点で在り方の検討を進めている施設

- 今後の施設の在り方を検討するため、サウンディング調査等を実施している施設は7施設である（表4のとおり）。いずれも、過去の調査特別委員会等の提言を踏まえ、民間活力の導入等による施設の活性化を目指そうとするものであり、丁寧に対外的な説明に努めていくこととしている。

表4) 施設別の審議前における状況

No	施設名	審議前における状況
1	大洗マリンタワー 港中央公園	・ひたちなか・大洗リゾート構想の対象区域にあり、施設の老朽化や利用者の減少、大洗マリーナの民間譲渡の動き等を踏まえ、港中央公園を含めたサウンディング調査を実施。
2	国民宿舎「鵜の岬」 カントリープラザ「鵜の岬」	・利用者数の減少や旅行形態の変化等を踏まえ、より魅力ある施設として持続的に発展させるため、サウンディング調査を実施。
3	県民の森、植物園（森のカルチャーセンター、きのこ博士館）	・観光誘客に向けて、民間のアイデアを取り入れた魅力向上計画（基本構想）を策定。
4	大洗公園	・ひたちなか・大洗リゾート構想の実現に向け、パークPFI制度の導入による民間事業者の募集を行うほか、その他のエリアについても利活用方法を検討。

- この他、施設の構成、管理手法の見直しを予定している施設や、在り方などを検討している施設として、県立産業技術短期大学校、笠間芸術の森公園などの県

営公園、あすなろの郷、カシマサッカースタジアムがある。

## 4 各施設の概要、課題及び今後の対応方針

各施設の概要、課題及び今後の対応方針については、

別紙2－1 重点的に議論した施設（執行部から方針の変更が示されたもの）、

別紙3－1 重点的に議論した施設（方針の変更がないもの）、

別紙4－1 その他、個別施設

のとおり。

# 第4章 県出資団体等の課題、今後の対応、取組状況等

## 1 調査対象県出資団体等

### (1) 県出資団体等の定義と団体数

#### ア 県出資団体等の定義（「県の出資法人等への関わり方に関する基本的事項を定める条例」第2条）

- ① 県が出資を行っているすべての法人（=出資法人）
- ② 県は出資を行っていないが、県が財政的・人的援助を行うことによりその運営に多大な影響を及ぼしている一般社団・一般財団法人（=援助法人：3期連続して収入総額に対する県の財政的援助の割合が4分の1以上かつ県職員の派遣）

#### イ 県出資団体等の数

- ・ 令和5年7月1日現在、県の指導監督基準の対象となる団体（県出資団体等）は33団体（財団法人18、社団法人2、特殊法人5、会社法法人8）。うち1団体（（公社）茨城県森林・林業協会）が援助法人
- ・ 平成26年県出資団体等調査特別委員会の提言を受けた平成26年と比較すると、8団体減少

※ 平成26年県出資団体等調査特別委員会において提言された削減目標：平成29年度までに概ね30団体程度

表1) 年度別指導対象団体数の推移（各年7月1日現在） （単位：団体）

区分(年)	財団法人	社団法人	特殊法人	会社法法人	計
H13	32	11	7	19	69
H17	29	7	7	17	60
H21	28	5	7	15	55
H26	21	1	6	13	41
H27	21	1	6	12	40
H28	20	1	6	10	37
H29	19	1	6	10	36
H30	19	1	6	10	36
R1	19	1	5	10	35
R2	18	1	5	9	33
R3	18	1	5	9	33
R4	18	2	5	8	33
R5	18	2	5	8	33
R5-H26	△3	1	△1	△5	△8

※ 令和6年7月1日時点においては、上記対象団体から、出捐金相当額が返還された茨城県社会福祉事業団（R5.9）が削除され、新たに出資を行った笠間栗ファクトリー（株）（R6.5）が追加されて、計33団体となっている。

## 2 調査対象団体数

- ・ 調査対象とする県出資団体等については、令和5年7月1日現在、県の指導監督基準の対象となる33団体（県の援助法人を含む。）とし、このうち、令和4年度の経営評価上、「改善の余地あり」などとなっている9団体について重点的に調査を行うこととした。
- ・ また、令和6年5月に新たに出資した笠間栗ファクトリー（株）についても調査対象とし、重点的に調査を行った。
- ・ 調査対象県出資団体等については、別紙6のとおり。

## 3 過去の提言に対する審議前における取組状況

### （1）過去の提言と取組実績

#### ア 平成26年県出資団体等調査特別委員会

提言の内容	取組状況
<p><b>（改革における基本的認識）</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 本県財政は依然として厳しい状況にあるため、引き続き、財政の健全化を県出資団体等改革の根本に据えて取り組むべきであり、県出資団体の一般財源依存体質からの早期脱却を目指すべき。</li><li>○ 真に財政再建につながる改革を実行するためには、県出資団体等に限らず、県行政の役割の見直しや事業改善も常に視野に入れ、改革を連動させていくことが重要。</li><li>○ これまでの改革は、経営悪化を把握してから抜本的な対応策に着手するまで、検討に時間をかけすぎであり、スピード感が不足している。県出資団体であれば、それだけで公共性・公益性を有するかのように誤認し、組織の存続自体を重視して、改革を先延ばししたり、県支援を認めたりしてきた。県出資団体が自立した事業体として（自立性、独立採算性）、県の業務を補完・代替し、遂行すること（県行政補完・代替機能性）に公共性・公益性が認められるのであり、認識を改め、抜本改革を推し進めるべき。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 提言を踏まえ、県出資団体への財政的関与の見直しに取り組んでいる。<ul style="list-style-type: none"><li>・ 県出資団体への財政的関与の状況 令和4年度（決算見込み）：126億円 対平成21年度比△174億円（△59%）</li></ul></li><li>○ 第2次県総合計画における行財政運営の基本方針「『挑戦する県庁』への変革」に基づき、県民本位・積極果敢・選択と集中の3つの基本姿勢で出資団体改革等を推進している。</li><li>○ 提言を踏まえ、団体の「廃止」や「統合」、「民営化・自立化」に取り組んでいる。また、毎年度の経営評価により、経営の健全化や団体に対する県関与の必要性等について検証を行うとともに、人的・財政的関与の適正化を図るなど、抜本的見直しを推進している。 (実績は、14、15ページのとおり)</li></ul>

提 言 の 内 容	取 組 状 況
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 引き続き、人的・財政的関与の縮減に取り組む一方、今後は、出資目的、設立目的を時代に即したものに変えていくことにより、実質的に県民に役に立つ団体とするよう検討すべき。</li>   <li>○ 事業完了後の状況を追跡し、明確化することが、県出資団体の役割や県関与の必要性を判断する上で重要な分岐点になるため、団体の行っている事業の成果を明確にすべき。</li>   <li>○ 民間と競合する事業については、県関与の廃止を基本とし、事業の廃止や県出資の引揚げ、民間譲渡などにより順次整理していくべき。</li>   <li>○ 出資団体の改革に当たっては、県財政が依然として厳しい状況にある中で、問題を先送りすることなく、適時適切な判断により「廃止」や「統合」「民営化・自立化」に向けた抜本的な見直しを進めるべき。</li>   <li>○ 特に、債務超過に陥り、今後経営改善の見通しが立たない団体については、早期に抜本的な対応策を検討すべき。</li> </ul> <p><b>(削減目標と実績)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県出資団体数については、指導対象団体数を可能な限り削減することとし、平成26年度現在の41団体を、平成29年度までには概ね30団体程度にするよう、目標達成に向けて最大限の努力をすべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 毎年度の経営評価において、目的適合性や計画性、効率性などの観点で、県出資団体が行う事務事業の点検評価を実施している。今後も時代に即したものとなるよう見直しを推進していく。</li>   <li>○ 経営評価により団体の役割や県関与の必要性等について検証を行っているほか、改革工程表により改革の進行管理と事業の成果の明確化に努めている。経営評価結果や改革工程表は、議会に報告するとともに、県ホームページで公表している。</li>   <li>○ 提言を踏まえ、団体の廃止や統合、人的・財政的関与の縮減など、出資団体改革を推進している。</li> </ul> <p>&lt;団体数&gt;令和5年7月1日現在：33団体（H26比△8）  (内訳)</p> <p><b>【団体の廃止、統合・合併】△6団体</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(公財)グリーンふるさと振興機構：廃止（H28.3）</li> <li>・(株)いばらきIT人材開発センター：廃止（H28.6）</li> <li>・(株)いばらき森林サービス：廃止（R2.3）</li> <li>・茨城県漁業信用基金協会：合併（H31.4）</li> <li>・(公財)茨城県企業公社：合併（R2.7）</li> <li>・(公財)茨城県中小企業振興公社：合併（R2.8）</li> </ul> <p><b>【民営化・自立化】△4団体</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日立埠頭(株)：県保有株式の譲渡（H27.3）</li> <li>・筑波都市整備(株)：県保有株式の譲渡（H28.4）</li> <li>・(公財)つくば文化振興財団：県関与の見直し（H29.4）</li> <li>・茨城放送(株)：県保有株式の譲渡（R4.3）</li> </ul> <p><b>【設立】1団体</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(公財)いばらき中小企業グローバ</li> </ul>

提 言 の 内 容	取 組 状 況												
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県出資団体への人的関与については、県派遣職員を平成 21 年度現在の 261 名から、早期に 2 分の 1 程度に削減するとともに、これを上回ることのないよう努めるべき。</li>   <li>○ 財政的関与については、引き続き自立経営を行っている営利法人への出資金を引き揚げるとともに、今後とも、公社対策分を除く補助金・委託料・貸付金(平成 21 年度合計額約 300 億円)が 150 億円程度を上回ることのないよう努めるべき。</li> </ul>	<p>ル推進機構 : (R2. 4)</p> <p>【援助法人該当】 1 団体</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ (公社)茨城県森林・林業協会 : (R4. 4)</li> </ul> <p>&lt;人的関与の縮減&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県派遣職員数は、令和 5 年 7 月 1 日現在 110 人 (<math>\triangle</math>151 人)。平成 21 年度の 2 分の 1 以下となっている。</li> </ul> <p>&lt;財政的関与の縮減&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補助金・委託料・貸付金の合計額は、令和 4 年度(決算見込み)で 126 億円 (<math>\triangle</math>59%)。150 億円以下となっている。</li> <li>* 公社対策は平成 25 年度で終了。なお、委託料は公共工業団地造成費等を除く。</li> </ul>												
<p>(あらゆる機会を利用した削減の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 損失補償及び債務保証の対象となっている債務残高の削減に努めさせ、追加借入れを許さないよう常に限度額を見直すことは当然である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 損失補償等の限度額について必要な見直しを実施し、債務残高の削減に努めている。</li> </ul> <p>■ 損失補償等の限度額と債務残高 (単位: 百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>限度額</th> <th>債務残高</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 26 年度末 (A)</td> <td>30,195</td> <td>2,424</td> </tr> <tr> <td>令和 4 年度末 (B)</td> <td>21,531</td> <td>194</td> </tr> <tr> <td>(B) - (A)</td> <td><math>\triangle</math>8,664</td> <td><math>\triangle</math>2,230</td> </tr> </tbody> </table>	年度	限度額	債務残高	平成 26 年度末 (A)	30,195	2,424	令和 4 年度末 (B)	21,531	194	(B) - (A)	$\triangle$ 8,664	$\triangle$ 2,230
年度	限度額	債務残高											
平成 26 年度末 (A)	30,195	2,424											
令和 4 年度末 (B)	21,531	194											
(B) - (A)	$\triangle$ 8,664	$\triangle$ 2,230											
<p>(経営改善)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 累積損失を抱える県出資団体については、改革工程表の進行管理を徹底し、財務基盤の強化や経営の健全化を図るべき。</li>   <li>○ 事務事業の必要性や効率性については、常に再点検するとともに、定員管理の適正化や人件費の縮減など、業務運営の一層の簡素・合理化を図るべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 改革工程表が財務基盤の強化等に資するものであるかを毎年度精査するとともに、目標の変更が生じた場合にはこれを明記するなど、改革工程表の適正性を確保しながら進行管理に取り組んでいる。</li>   <li>○ 毎年度の経営評価において、目的適合性や計画性、効率性などの観点で、県出資団体が行う事務事業の点検評価を実施している。今後も業務運営の一層の簡素・合理化を図っていく。</li> </ul>												

提 言 の 内 容	取 組 状 況
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県出資団体の経営状況や県による支援内容等については、県民へ積極的に情報開示し説明責任を果たすべき。</li> </ul> <p><b>(経営責任の明確化)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県出資団体は、独立した事業主体として自己責任原則の下、事業運営の責任体制の明確化を図るべき。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県出資団体の運営や経営に係る情報は、不利益な情報であっても開示し、責任の所在を明確にすべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県出資団体の決算状況や支援状況などを記載した経営評価結果について、議会に報告するとともに、県ホームページで公表するなど、積極的な情報開示に努めている。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 法人の責任体制の明確化や意思決定の迅速化を図るため、知事・副知事の代表兼職を必要最低限に抑制。また、可能な限り経営責任者の常勤化を図り、改革工程表による経営目標の達成度を検証・評価し、経営責任の明確化を図っている。           <ul style="list-style-type: none"> <li>・知事、副知事の代表兼職：7団体(令和5年7月1日現在)</li> </ul> </li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 経営評価や改革工程表により目標の達成度を検証し、その結果を議会に報告するとともに、県ホームページで公表している。</li> </ul>

#### イ 令和4年変革期をリードする新時代の茨城づくり調査特別委員会

提 言 の 内 容	取 組 状 況
<p><b>(出資団体改革)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 時代が大きく変化する中、県の政策展開を加速させるためにも、出資団体を戦略的に活用していく必要がある。</li> <p>新たな総合計画が目指す将来像の実現に向けて、県が掲げる政策実現の担い手として、出資団体が果たす役割や政策・施策への関わりを明確に示すことが必要である。</p> <p>漫然と団体ありきで仕事をつくることや、人的・財政的支援をするのではなく、現在の県政との関連からその役割を見直して「地域振興や県民生活の向上」に向けた、中長期的な目標を明確に示す必要がある。</p> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 経営評価において将来展望を評価する項目を設ける等、出資団体が取り組むべき課題や目標についての評価も必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第2次県総合計画に基づき、社会経済情勢の変化や県民のニーズに的確に対応するため、出資団体の県行政における役割を明確にし、事業の効果や経営状況等を踏まえ、将来を見据えた在り方等の見直しを進めている。</li> </ul> <p>また、経営評価において、目的適合性や計画性、効率性などの観点で、出資団体が行う事務事業の点検評価を実施するなど、出資団体の事業が効率的かつ効果的に実施できるよう、人的及び財政的関与の適正化を図っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 令和4年度の経営評価から、評価書に「今後の事業展開の方向」に加え、「法人の将来展望」を追加した。</li> </ul>

提 言 の 内 容	取 組 状 況
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 引き続き県派遣職員を必要最小限とするよう、人的関与の縮減を原則とする一方で、県及び出資団体の活性化につなげるため、必要に応じて県から若手職員を派遣する等、多様な知識やスキルを持つ人材育成に取り組んでいく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 毎年度の経営評価により、団体に対する県関与の必要性等について検証を行い、人的関与の適正化を図っている。 また、県としても、県庁外での業務経験は職員の能力向上や意識改革につながることから、その推進の一環として、必要に応じ派遣している。 ・県派遣職員数（令和5年7月1日現在）：110人</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 出資団体のデジタル化の推進について、業務効率化と県民サービスの向上につながるよう、県が指導力を発揮すべきである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 茨城県公社等連絡協議会の研修会や経営評価の機会等を通じ、出資団体に対しデジタル化への取組について働きかけている。</li> </ul>

## （2）取組の方向性

### （第2次県総合計画「出資団体改革の推進」（令和4年3月策定））

- ・ 出資団体が効率的かつ効果的に運営され、その結果、地域の振興及び県民生活の向上を促進し、県民が更なる「豊かさ」を享受できるよう、出資団体改革を着実に推進する。
- ・ また、推進に当たっては、出資団体等調査特別委員会や変革期をリードする茨城づくり調査特別委員会の提言等を踏まえ、改革工程表の進行管理等により、計画的に行う。

#### 【出資団体の在り方の見直し】

- ・ 社会経済情勢の変化や県民のニーズに的確に対応するため、出資団体の県行政における役割を明確にし、事業の効果や経営状況等を踏まえ、将来を見据えた在り方等の見直しを進める。

#### 【経営健全化の推進】

- ・ 経営評価による指導や改革工程表（保有土地等）の進行管理の徹底等を図ることにより、出資団体の経営の健全化を推進する。  
また、法人情報について県民に分かりやすく公開する。

#### 【自立的な経営の推進】

- ・ 出資団体は、経営の結果責任を十分認識し、自立的な経営を推進するとともに、県は、出資団体の事業が効率的かつ効果的に実施できるよう、人的及び財政的関与の適正化を図る。
- ・ また、出資団体におけるデジタル技術の活用を促進することにより、県民サービスの向上を図る。

## 4 各団体の概要、課題及び今後の対応

各団体の概要、課題及び今後の対応については、

別紙7－1 重点的に議論した県出資団体等(執行部から方針の変更が示されたもの)、

別紙8－1 重点的に議論した県出資団体等(方針の変更がないもの)、

別紙9－1 その他、個別の県出資団体等

のとおり。

# 第5章 県有施設・県出資団体等の適正な運営に向けた提言

## 1 県有施設（公の施設等）

### （考え方）

- これまでの本委員会審議等（現地調査を含む。）の過程において、委員から発言のあった施設に係る主な意見、適正な運営に向けた提言等について、以下の3つに区分して整理した。

#### ◆ 委員からの意見、提言等に係る3つの区分

- ① 各施設に広く共通する県有施設（公の施設等）の全般に係る提言
- ② 同種施設等に共通する提言
- ③ 個別施設に係る提言

### （1）各施設に広く共通する県有施設（公の施設等）の全般に係る提言

- 県有施設（公の施設等）については、施設全般に共通する課題や複数の施設にまたがる委員からの意見や指摘が見受けられた。このことを踏まえ、特定の県有施設（公の施設等）に対する委員からの意見や指摘を、その施設だけでなく、施設全般に共通する課題として捉え、その意見や指摘の趣旨に基づいてまとめた施設全般に係る提言を以下に示す。
- なお、この提言は、今後、執行部における各施設の運営に当たって留意すべきものであり、個別具体的な提言がない施設についても、原則として、この提言に留意して今後の運営に当たるべきものである（これらの施設全般に係る提言が、施設の設立趣旨や意義に鑑み、明らかに該当し得ない場合を除く。）。

#### ア 議会と執行部の役割について

- 議会は、知事と対等の機関として、相互の抑制と均衡によって緊張関係を保ちながら、県の重要な意思決定に関する事件を議決し、地方自治法に定める検査及び調査その他の権限を行使するとともに、積極的な政策提案を通して、執行部による政策形成を促す役割を有する。

執行部は、議会が、この車の両輪にも例えられる二元代表制に基づく役割を担っていることを踏まえ、県有施設（公の施設等）の在り方について、検討、決定等をするに当たっては、各地域住民の意思を代表する議会に対して事前に報告を行うなど、その意思形成過程において、関与できるようにすべきである。

## **イ 県有施設（公の施設等）の設置目的・利用状況の再確認について**

### **(県民サービスを提供する施設運営の在り方)**

- ・ 県有施設（公の施設等）の運営は、県民生活に直結する公共サービスを提供する重要な事業であり、長期にわたって持続的・安定的に運営されるべきものであることから、社会情勢の変化や利用者ニーズについて中長期的な展望を持ちつつ、地域住民や利用者にとって不便や不安が生じないよう、利用者のことを最優先に考えていくことが求められる。

### **(変化する住民ニーズに対応したサービスの見直し)**

- ・ 時代や社会情勢の変化に伴い、利用者や地域住民のニーズも変化する中で、過去の議会の提言等だけにとらわれず、変えていくべきものは変えていくという姿勢も大切であり、利用者等のニーズを的確に把握した上で、県有施設（公の施設等）が提供するサービスを改善していくことが求められる。

## **ウ 県有施設（公の施設等）の売却等処分の妥当性や影響及び対応について**

### **(運営方針の変更等に際しての十分な議論の必要性)**

- ・ 県有施設（公の施設等）の運営方針の変更等について、経済的な合理性や経営の損益だけで判断するのではなく、当該施設を利用してきた地域住民に対する十分な説明を行い、当該施設が担ってきた地域住民の生活や福祉サービスの維持、収支の改善等の手法について議論を重ねるべきである。

### **(県民への影響についての検討の必要性)**

- ・ 県有施設（公の施設等）の廃止や再編を判断する際には、設置当初の目的や意義に照らして、当該施設が提供してきた公共サービスの内容等を踏まえ、その廃止や再編が県民の生活や福祉に与える影響について検討することも重要である。

### **(最善の運営手法についての検討の必要性)**

- ・ 県有施設（公の施設等）の運営については、経営状況の悪化や老朽化による維持・修繕の発生だけを理由に民間譲渡や民間活用を考えるのではなく、管理・運営手法の見直しなどを含め、最善の運営手法について検討すべきである。

### **(サウンディング調査の留意事項)**

- ・ 県有施設（公の施設等）のサウンディング調査については、民間譲渡や売却等処分の方針を前提として実施すべきものではなく、例えば、収益構造の改善など、個別の施設が抱える課題やその対応方針等について、議会に事前説明をしながら実施することが、議会と執行部相互の信頼関係の構築にとって重要である。
- ・ 県有施設（公の施設等）のサウンディング調査については、収支が悪化し運営が危機的な運営状態になってから実施するのではなく、当該施設の現状把握や代替運営手法の検討段階から実施することも有効であることに加え、その中で施設の在り方を検討するための必要な情報や判断材料等については、議会に報告すべきである。

### **(県による所有継続の判断基準)**

- ・ 県有施設（公の施設等）の収益と今後の大規模修繕にかかる費用等を含めた支出を算出し、収支がマイナスの見通しとなる場合、県が所有の継続の適否を判断するに当たっては、その財政的負担の程度と施設の公的な役割・設置意義を比較

し、その負担の程度が県として受け入れられるものかどうかということも一つの判断基準となる。

## エ 県有施設（公の施設等）の管理（指定管理等）について

### ＜長寿命化の推進＞

#### （適切な目標使用年数と柔軟な老朽化対策等）

- ・ 「茨城県公共施設等総合管理計画」における「茨城県県有建築物長寿命化実施基準」に基づく目標使用年数の原則（80年）にこだわらず、県有施設（公の施設等）を利用する地域住民の安心・安全の観点から、当該施設にとっての適切な目標使用年数や、状況に応じた柔軟な老朽化対策や建替えの判断等について、個別に判断していくことも必要である。

#### （更新に係る優先順位の検討や計画的な予算の確保）

- ・ 今後、同時期に建設された県有施設（公の施設等）が、一斉に更新時期を迎えることも想定されるため、これらの施設について、更新の優先順位を付け、予算の平準化を図るなど、計画的な予算の確保が求められる。

#### （利用者目線に立った維持管理）

- ・ 目新しい事業に目が向きがちであるが、既存施設の健全な管理に必要な維持管理予算を確保するとともに、併せて、老朽化したトイレの改修を進めるなど、利用者目線に立った施設の改修等を進めるべきである。

### ＜資産総量の適正化＞

#### （利用状況の変化を見据えた最適な規模や機能の検討）

- ・ 県有施設（公の施設等）の在り方を検討するに当たっては、少子化等による利用者減少などの状況変化を見据え、利用実態に合った最適な規模や機能について検討した上で見直しを行い、役割を終えた施設の廃止に向けて検討する視点がある一方で、新たに必要となる施設について検討する視点も大切である。

#### （市町村等との役割分担等）

- ・ 県有施設（公の施設等）の利用者が広域的であることに鑑み、それぞれの地元市町村が、自身に求められる役割を再認識した上で、施設運営等に主体的に関与してもらうことも重要である。
- ・ 公共サービスの過剰供給や二重行政を避けるための方策として、県有施設（公の施設等）だけでなく、そのサービス対象地域に所在する市町村の施設との共有・集約化や、市町村や団体等との合築や費用分担についても検討すべきである。

### ＜資産活用の視点＞

#### （将来を見据えた資産活用策の検討）

- ・ 人口減少の進行に伴い、利用料収入の減少が懸念され、収益改善の努力がより重要になるため、補修・維持管理費用の見通しや、多様なニーズの変化を踏まえた中長期的な展望をもちながら、資産の有効活用策を検討すべきである。

#### （利用状況に応じた設備等の機能拡充）

- ・ 設置当初と比べ、利用状況や利用形態が変化してきたことによる設備等の機能

が不十分となることが予見される場合には、施設利用者の快適性や効率的な運営につなげていくため、当該設備等の機能拡充を検討することも必要である。

(PFI制度等の活用)

- ・ 県有施設（公の施設等）の運営に当たっては、将来的な維持管理・更新費用の確保も課題であることから、民間の資金やノウハウを活用するPFI制度等の導入も一つの選択肢となり得るものである。

(トータルコストを踏まえた施設の運営・管理)

- ・ 県有施設（公の施設等）には、指定管理料、委託料や補助金等の財源や、将来にわたる維持管理のために必要なトータルコストを試算した上で、施設運営の正確な実態把握に資する「公共的な経営感覚」に基づく運営・管理が求められる。

(指定管理についての定期的な状況確認)

- ・ 長期的に同一の指定管理者が管理している県有施設（公の施設等）もあることから、民間事業者のノウハウ活用による住民サービスの質の向上を目的とした指定管理者制度の趣旨に照らし、効果的な運営手法が行われているか、定期的に確認を行う必要がある。

(ネーミングライツ導入時の留意事項)

- ・ 県有施設（公の施設等）においてネーミングライツを導入する場合、収益確保という経済的側面だけではなく、地域の利用者の視点に立って考えられる感性を持って、その施設の名称が地域住民や利用者にも馴染みやすく、相応しいものとなるような検討が重要である。

なお、特定の県有施設（公の施設等）を対象とせずに、施設全般に対しての委員の主な発言や執行部の説明、提言については、別紙5のとおり。

## （2）同種施設等に共通する提言

県有施設（公の施設等）には同様又は類似した設置目的や役割を持つ同種施設があり、これらには共通する課題があるため、複数の施設にまたがる委員からの意見や指摘が見受けられた。このことを踏まえ、以下の提言は、特定の施設に対する委員からの意見や指摘を、その同種施設全般に共通する課題に基づくものとして捉え、その意見や指摘の趣旨をまとめた同種施設等に共通する提言である。

その施設が分類される同種施設等に対する提言に留意し、今後の運営に当たるべきものである。

### ア 同種施設等に共通する考え方

- ・ 全ての県有施設（公の施設等）に対して一律に運営方針を示すことは困難とも考えられるが、重要な視点や考え方が類似する同種施設等については、基本的な運営方針を共有することなどについて検討していくべきである。

### イ 公共インフラ施設に共通する留意事項

- ・ 公共インフラ施設の老朽化が危惧されているが、自然災害から住民を守るため

の国土強靭化が求められる中で、必要なことを先送りせずに、施設の更新を将来への投資として捉えた予算の考え方を持つことが重要である。

#### **ウ 福祉施設に共通する留意事項**

- ・ 福祉施設は、県民生活に不可欠かつ直結する福祉サービスを提供する公的役割を担っていることを踏まえ、常日頃からサービスの質を落とさないことを最優先に考えて、適切な賃金や人員配置など職員の処遇にも配慮しながら、事業の継続に努めるべきである。

#### **エ 観光施設等に共通する留意事項**

- ・ 観光施設等の関係地域の魅力を理解している地元市町村との連携や協力を図りながら、より良い施設運営に努めるべきである。

#### **オ 産業技術専門学院に共通する留意事項**

- ・ 少子化の進行により高等学校等の卒業生が減少する一方、大学進学率の上昇や企業における高等学校等の卒業生の採用増加などの理由により、新規入学者が年々減少している現状を踏まえ、地元の工業系の高等学校等との連携強化や新たな入学者の掘り起こしなど、変化していく学生や企業のニーズを的確に捉えた学院運営を検討していくべきである。
- ・ 産業技術専門学院は、地元企業側からは企業ニーズを的確に捉えた人材を輩出していくことが求められる一方で、利用者側からは企業ニーズに対応した教育カリキュラム修了後の進路や就職先が明示されることが求められていることを認識して、地域の産業界が求める知識や技能を身につけた人材輩出の拠点としての役割を担っていくことが重要である。

#### **カ 都市公園に共通する留意事項**

- ・ 都市公園については、現状を維持していくために民間活用により収益を上げていく取組を推進する必要がある一方で、県民に憩いの場や地域交流などを提供するとの本来の設置目的を踏まえ、バランスの取れた管理運営を行うべきである。
- ・ 社会情勢の変化により、都市公園の位置づけが設置当初と変わってきている場合もあることから、それぞれの設置目的や規模、利用状況等を踏まえ、県が管理すべきものか改めて検討することも必要である。

#### **キ 下水道施設に共通する留意事項**

- ・ 大規模地震等の災害時における県民の日常生活に支障が生じないようにするために、下水道施設の耐震化を着実に進め、可能な限り早期に完了できるよう努めるべきである。

#### **ク 広域水道に共通する留意事項**

- ・ 施設規模が増大することで、将来的に利用者負担が増えないよう、適正な規模や配置に留意することに加え、耐震化の推進などにより災害に強い水道インフラ

を整備し、必要水量を安定供給していくことが求められる。

#### **ヶ 県立病院に共通する留意事項**

- ・ 施設の狭隘化や老朽化が進んでいることを踏まえ、地域医療構想調整会議での議論を進め、県民に進歩的な医療技術やサービスが提供できるよう、病院の整備や機能の充実に努めるべきである。

#### **コ 教育庁所管施設に共通する留意事項**

- ・ 教育庁所管施設は、将来を担う人材育成のために重要な教育施設であるため、中・長期的又は総合的な計画に基づく施設運営に努めるべきである。

#### **サ 青少年教育施設に共通する留意事項**

- ・ 青少年教育施設は、未来を支える子どもたちのために資するものであり、自然体験や宿泊体験などの場を提供する中心的な役割を担うとともに、将来、青少年が社会の担い手となっていくことを支援することが期待されている。この設立の意義や重要性を踏まえながら、適切な施設運営の検討に努めるべきである。
- ・ 民間譲渡については、地域振興に加え、従来の設置目的に資する施設となるような在り方を考えていくべきである。
- ・ 施設の再編について検討するに当たっては、地域の良さや特徴を念頭に置いて、各施設の特色を消さないように工夫するべきである。

#### **シ 生涯学習センターに共通する留意事項**

- ・ 生涯学習センターは、県民の生涯にわたる学習活動の推進に欠かせない施設であることから、施設運営の現状分析や課題整理を行うに当たっては、コスト削減だけでなく機能充実の視点も持つべきである。

### **(3) 個別施設に係る提言**

他の施設には当てはまらず、その施設のみに該当する提言を以下に示す。この提言は、今後の運営に当たって留意すべきものである。

#### **ア 重点的に議論した施設**

重点的に議論した施設に対しての委員の主な発言や執行部の説明、提言については、

**別紙2－2 重点的に議論した施設（執行部から方針の変更が示されたもの）**

**別紙3－2 重点的に議論した施設（方針の変更がないもの）**

のとおり。

#### **イ その他、個別の施設**

重点的に議論した施設以外の施設に対しての委員の主な発言や執行部の説明、

提言については、

別紙4-2 その他、個別の施設  
のとおり。

## 2 県出資団体等

### (考え方)

- ・ 県出資団体等については、経営評価上、「改善の余地あり」などとなっている団体について重点的に調査を行うとともに、その他の団体についても経営の健全化等の観点から調査を行った。
- ・ 過去に行われた出資団体等調査特別委員会等における執行部に対する提言も含めて、県出資団体等の経営状況や課題、経営改善方策や事業の在り方、今後の方向性等の観点から審議等した結果について、各団体の経営評価書の記載内容等も参照の上、以下のとおり整理した。

#### ◆ 提言の構成

##### ① 県出資団体等全般に係る提言

###### ○ 過去の調査特別委員会における提言に対する取組状況等の評価

- ・ 出資団体等調査特別委員会について
- ・ 変革期をリードする新時代の茨城づくり調査特別委員会について

###### ○ 本委員会の議論を踏まえた提言

- ・ 県出資団体等の運営における重要な視点
- ・ 県出資団体等全般に係る提言

##### ② 個別の県出資団体等に係る提言

###### ○ 重点的に議論した県出資団体等

###### ○ その他、個別の県出資団体等

### (1) 県出資団体等全般に係る提言

#### ア 過去の調査特別委員会における提言に対する取組状況等の評価

##### (ア) 出資団体等調査特別委員会について

- ・ 過去の出資団体等調査特別委員会（平成 22 年及び平成 26 年）は、当時の厳しい県財政の健全化という視点の下、県出資団体等の抜本的改革等を求めて調査・検討を行い、改革の方向性等について提言を行ったものである。
- ・ これらの委員会における「かつてない危機的状況にある県財政の健全化を、県出資団体の改革の根本に据えて取り組むべき」との趣旨の提言に沿って、これまで執行部による取組が確実に進められてきた。
- ・ その取組状況を審議したところ、団体の廃止・統合や民営化、県による財政的・人的関与の縮小などの具体的な削減目標に対し、おおむね目標を達成している状況であった。
- ・ また、団体の経営状況についても、経営評価等によると、十分ではないものの改善が確認できる。
- ・ 県財政の状況について、各財政指標等を確認すると、直近の約 10 年間は改善

傾向にあると見受けられ、提言を踏まえたこれまでの執行部の努力は評価に値するものであり、財政の健全化に向けた提言に対しておおむね目標が達成されたものと思料する。

- ・ 執行部に対しては、今後も県財政のさらなる健全化に向けた、継続的な取組を求ることとする。

#### (イ) 変革期をリードする新時代の茨城づくり調査特別委員会について

- ・ 変革期をリードする新時代の茨城づくり調査特別委員会（令和4年）は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大やデジタル化等の進展など、社会情勢が大きく変容する中で、新たな県総合計画の策定に際して、「新時代の茨城づくりに向けた諸方策の在り方」について調査・検討を行ったものである。
- ・ この委員会において提言してきた、新たな時代の各種課題の改善に向けて求められている取組については、対応を進めているものも多く認められるが、執行部に対しては、引き続き、提言を踏まえた取組を求ることとする。

#### イ 本委員会の議論を踏まえた提言

- ・ 県出資団体等には、団体全般に共通する課題や複数の団体にまたがる委員からの意見や指摘が見受けられた。このことを踏まえ、特定の団体に対する委員からの意見や指摘を、団体全般に共通する課題として捉え、その意見や指摘の趣旨に基づいてまとめた団体全般に係る提言を以下に示す。
- ・ なお、この提言は、今後、執行部における各団体の指導に当たって留意すべきものであり、個別具体的な提言がない団体についても、原則として、この提言に留意して今後の指導に当たるべきものである（これらの団体全般に係る提言が、当該団体の設立趣旨や意義に鑑み、明らかに該当し得ない場合を除く。）。

#### (ア) 県出資団体等の運営における重要な視点

- ・ 今後さらなる運営の改善を行うに当たっては、執行部には、原則として過去の出資団体等調査特別委員会等の提言やその趣旨、考え方を踏襲することが求められる。
- ・ 一方で、時代や社会情勢が大きく変化している中においては、必ずしも過去の提言のみに縛られることなく、その時代に合った施策を講じることにも留意すべきである。
- ・ 県出資法人等経営評価において「改善の余地あり」などと評価された団体については、その評価及び指摘された課題に対して、引き続き改善に努めていくことが求められる。
- ・ 執行部は、県出資団体等が、地域振興や県民生活への向上など多様な行政目的を実施するうえで重要な役割を担っていることを改めて認識し、時代の状況の変化に対応しながら団体に適切に関与することにより、その経営の健全化に努め、行政目的の効率的かつ効果的な達成を図っていくことが求められる。

#### (イ) 県出資団体等全般に係る提言

- ・ 県出資団体等が実施する事業は、公共性・公益性が高い重要なサービスが多く、長期にわたって持続的・安定的に実施されるべきものであることから、当該団体の運営方針の変更等を検討する場合においても、質の高い持続的なサービスの提供を最優先に考えていくことが求められる。
- ・ 県出資団体等は、地域振興に寄与する役割もあることを踏まえ、地域の活性化の一翼を担う存在となるよう、地域の声に寄り添って取り組むことが求められる。
- ・ 県出資団体等は、県の政策実現のための担い手でもあり、その施策や所有施設等は、県の政策を県民向けに実現する直接的な手段でもあることを再認識し、県出資団体等のさらなる有効活用が求められる。

#### (2) 個別の県出資団体等に係る提言

他の団体には当てはまらず、その団体のみに該当する提言を以下に示す。この提言は、今後の指導に当たって留意すべきものである。

##### ア 重点的に議論した県出資団体等

重点的に議論した団体に対しての委員の主な発言や執行部の説明、提言については、

別紙 7－2 重点的に議論した県出資団体等（執行部から方針の変更が示されたもの）、

別紙 8－2 重点的に議論した県出資団体等（方針の変更がないもの）  
のとおり。

##### イ その他、個別の県出資団体等

重点的に議論した団体以外の団体に対しての委員の主な発言や執行部の説明、提言については、

別紙 9－2 その他、個別の県出資団体等  
のとおり。

# 第6章 県議会による県有施設（公の施設等）の運営状況等に対する継続的関与

## 1 県有施設（公の施設等）の運営状況等の定期報告

### （1）経緯

#### ア 第3回調査特別委員会における意見

- ・ 令和5年9月25日に開催された第3回委員会において、洞峰公園、鹿島セントラルビルなど、重点的に議論するとした県有施設（公の施設等）に係る執行部の運営方針について、それぞれ「総合的に見て妥当」と判断した。
- ・ 一方、本委員会として、妥当と判断するに当たっては、これらの施設の運営方針の決定等に至る手続面において、議会への事前説明が不十分であったこと、方針変更の判断が執行部のみで行われようとしたことなど、県の意思形成過程における議会の関与について不十分な点があったことなどについて、執行部に対して意見した。
- ・ 今後、県有施設（公の施設等）の譲与・譲渡手続等に係る類似案件に対しても、議会が十分関与できる仕組みをつくる必要があることから、本委員会から執行部に対し、現行の仕組みで不足している部分、例えば、「茨城県県有財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例」及び「普通財産の譲与、無償貸付け等に関する取扱基準」の改正、議会への報告の義務づけなど、早期に具体的な仕組みづくりについて検討を進め、その結果を本委員会に報告するよう求めた。

#### イ 第5回調査特別委員会における検討結果報告

- ・ 本委員会からの第3回委員会における報告要求に対し、令和5年12月21日に開催された第5回委員会において、執行部から、「今回、調査対象とする全ての県有施設（公の施設等）について、毎年1回（第2回定例会時）、所管常任委員会において定期報告を行う」旨の報告があり、本委員会は、これを了承することとした。

[執行部からの検討結果報告の概要等]

検討事項	現行の対応	検討結果
①議会への説明について	<ul style="list-style-type: none"> <li>譲渡等の方針を検討した施設については、直近の所管常任委員会で報告を行っている。</li> <li>その資料については、対応方針等の概要の分かる資料で説明を行っている。</li> </ul>	<p>◎ 今回、調査対象となった全施設について、毎年1回（第2回定例会）定期的な報告を行う。</p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>譲渡等の方針を検討した施設のみでなく、そうした動きのない施設についても定期的な報告を義務づけることにより、全ての施設の現在の状況や動向を議会へ提供する仕組みとする。</li> <li>報告に当たっては、本委員会で使用した資料に基づき、施設の設置の経緯や利用状況等を説明することにより、しっかりととした議論をするために必要な情報を提供する。</li> <li>説明資料については、所管常任委員会の委員に説明するほか、全ての議員に提供し、情報の共有を図る。</li> <li>定期報告後に譲渡等の方針を検討した施設については、従来どおり直近の所管常任委員会で説明することとするが、その際、概要のみではなく、本委員会の資料のように、各施設の現状や課題に加え、周辺への影響等を整理した資料により、詳細に説明を行う。</li> </ul>

検討事項	現行の対応	検討結果
<p>②「茨城県県有財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例（昭和39年茨城県条例第5号。以下「譲与条例」という。）」及び「普通財産の譲与、無償貸付け等に関する取扱基準（以下「取扱基準」という。）」の改正について</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方自治法において、地方公共団体の財産を適正な対価なくして譲渡するときは、条例で定める場合を除くほか、議会の議決によらなければならぬとされている。</li> <li>・ 本県では、国から示された条例準則に基づき譲与条例を定め、地方公共団体、その他公共団体が公用若しくは公共用、又は、公益事業の用に供する場合には譲与できるとしている。</li> <li>・ 譲与できる財産については、取扱基準において該当する場合を例示して規定しているが、これにより難い特別な理由があるときは、総務部長との協議により、特別な取扱いをすることができるとしている。</li> <li>・ なお、こうした特別な取扱いについては、現状、同一目的で市町村が施設を公共用に供する場合や、県で解体予定の建物を市町村が譲り受ける場合など、限定期的な運用としており、公有財産の適正な管理と効率的、統一的な運用を図る見地から、公有財産事務の総括としての総務部長の協議を必要としている。</li> <li>・ また、一方で、公の施設の廃止等の際には、施設の設置及び管理に関する条例の改正等の議案を上程し、その審議の際に、譲与についても議論されている。</li> </ul>	<p><b>◎ 現行のとおりとする。</b></p> <p><b>(理 由)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 同一目的で市町村が公共用に供する場合などに限定した運用としていること、また、公の施設については、施設の設置及び管理に関する条例の改正等の議案を審議する際に、譲与についても一体的に議論が可能であることを踏まえて、現行の規定のままでも議会で判断できると考えるため。</li> <li>・ なお、譲与条例については、国が示している準則どおりの内容となっている。</li> </ul>

検討事項	現行の対応	検討結果
③「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年茨城県条例第3号。以下「財産条例」という。)」の改正	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方自治法第96条第1項第8号において、条例で定める金額の財産処分について議会の議決が必要とされており、その金額は地方自治法施行令において、都道府県、指定都市等ごとに、売払いの予定価格の最低基準が定められている。</li> <li>この施行令に基づき、本県においては、財産の処分に関し財産条例を定め、その第3条において、予定価格7,000万円以上、かつ土地については2ヘクタール以上のものを議決の対象としている。</li> <li>なお、譲与など適正な対価によらない譲渡は、地方自治法第96条第1項第6号に該当するため、財産条例の適用外となっている。</li> </ul>	<p><b>◎ 現行のとおりとする。</b></p> <p><b>(理由)</b></p> <p>地方自治法及び同法施行令において売払いに当たっての基準を予定価格としており、財産条例においても政令で基準とする取引実例等から定めた予定価格を採用しているため。</p>

## (2) 県有施設（公の施設等）の運営状況等の定期報告

### ア 定期報告の対象とする県有施設（公の施設等）

本委員会で調査対象とした全ての県有施設（公の施設等）（別紙1参照）

- ※1 調査対象とした全120の施設のうち、既に譲渡、廃止された施設等については、定期報告の対象外とした。
- ※2 執行部による施設の在り方や方針の変更など、報告すべき事項があった際には、隨時、議会（直近の所管常任委員会）へ報告を行うこととした。

### イ 定期報告の内容等

- 本委員会で調査対象とした全ての県有施設（公の施設等）について、毎年1回、利用状況や運営状況、方針等を取りまとめた運営状況報告書により、第2回定例会の所管常任委員会において定期報告を行う。
- 運営状況報告書については、所管常任委員会における報告終了後、全議員に対して情報提供する。

- ・ 施設の在り方の検討開始や譲渡等の方針変更があった場合には、定期報告を待たずに、随時、議会（直近の所管常任委員会）へ報告を行う。

#### ウ 定期報告の実施状況

- ・ 上記（1）の経緯を踏まえ、本委員会委員長は、令和6年5月31日付で、県議会議長に対し、「県有施設・県出資団体等調査特別委員会における調査、審議等の経緯を踏まえ、執行部が、毎年1回、県有施設（公の施設等）に関する運営状況報告書を作成し、第2回定例会の常任委員会において定期報告を行うこととなった。」旨の報告を行った。
- ・ 県議会議長は、この報告を受けて、令和6年6月4日に開催された令和6年第2回定例会議会運営委員会において、「県有施設・県出資団体等調査特別委員会における審議等を踏まえ、今定例会から、執行部による県有施設（公の施設等）の運営状況等の定期報告が実施されることとなった。」旨の報告を行い、同月12日に行われた各常任委員会において、第1回目となる県有施設（公の施設等）に関する運営状況報告が行われた。

## 2 常任委員会を通じた県有施設（公の施設等）の運営状況等に対する継続的関与

### （1）県有施設（公の施設等）の在り方や運営方針等

- ・ 全12回にわたる本委員会における議論、審議等を振り返ったとき、特に、重点的に議論した施設に関する審議等において、共通して議論の俎上に上った論点は、「今般、執行部における「県有施設（公の施設等）の運営を民営化すれば、サービスの合理化、収益増等が図られる」との考え方とは、これらの施設・団体が有する公共的な意義や設立目的に鑑みたとき、あまりに短絡的に過ぎるのではないか。」という趣旨のものであった。
- ・ この論点に関し、本委員会としては、「県有施設（公の施設等）の在り方や運営方針等について検討を行う際には、まず、その施設の本来の意義や設立目的等について改めて見つめ直し、議会や地元住民、利用者等を含めた議論を尽くすべきである。」という考えが、おおむねの総意であった。
- ・ こうした考えの下、本委員会としては、「それぞれの施設について、例えば、ある施設については収益増を求める必要性からその運営に民間の活力を活用する一方、別の施設については県民の生活や福祉の向上のために持続的かつ安定的な公共サー

ビスの提供が最優先であることから、県が予算確保や投資をした上で運営に関与していくといった、各々の施設について県としての基本的な考え方を持っておくことが必要不可欠であり、また、大変重要である。」という旨の総括的な見解を示した。

## (2) 本委員会による提言の常任委員会への承継

- ・ 本委員会を立ち上げる以前にも、常任委員会において、県有施設（公の施設等）の在り方や運営方針等について議論、審議等がなされてきたが、本委員会における執行部との議論、審議等を通じ、改めて、今後の常任委員会においては、県民の意思を県政に反映させるべく、これまで以上に緊張感のある公正かつ公平な議論、審議等を行う必要があると思料されるところである。
- ・ このため、この調査結果報告書において取りまとめた提言については、本委員会における調査、審議等を踏まえて制度化された毎年1回（第2回定例会時）の県有施設（公の施設等）の定期報告の内容について議論、審議等する際の指針や視点等として、各常任委員会において承継されるべきものと考える。
- ・ 各常任委員会における県有施設（公の施設等）の定期報告に当たって、議事機関としての議会においては、例えば、特定の課題を念頭に選定した施設を重点的に審議するなど、建設的かつ質の伴った議論を行うことが求められる。
- ・ 執行部には、丁寧な説明を求めるとともに、二元代表制の下、これまで以上に緊張感のある公正かつ公平な議論、審議等が可能となるよう取り組むべきであると考える。

## — おわりに —

- ・ 本委員会は、令和5年7月31日の臨時会において設置された。
- ・ 臨時会を開いて調査特別委員会が設置されるのは、昭和39年以来、約60年ぶりのことであり、本委員会は、県民から直接選挙により選任された二元代表制の一翼を担う存在として、議会の権能を最大限に発揮しながら、県民の負託に的確にこたえるという役割を果たすべく、12回の委員会審議及び3回の現地調査を進めてきた。
- ・ この間、県執行部からは、120の県有施設（公の施設等）の今後の方向性や売却等处分の妥当性、34の県出資団体等の事業の在り方、経営改善方策等に係る資料の提出や誠意ある説明がなされ、活発な議論を交わすことができた。ここに感謝申し上げる。
- ・ また、洞峰公園、鹿島セントラルビル（鹿島都市開発（株））、国民宿舎「鵜の岬」等、教育研修センター、堀原運動公園及び笠松運動公園の現地調査においてご協力いただいた関係者の方々、地方自治法の改正と地方議会の活性化についてご講義いただいた全国都道府県議会議長会議事調査部長の下田正幸様には、審議に資する貴重なご意見をいただき、厚く御礼を申し上げる次第である。
- ・ 県有施設（公の施設等）・県出資団体等は、県民生活に直結する公共サービスを提供する重要な主体として、長期にわたって持続的・安定的に運営されるべきものである。
- ・ その運営方針を検討するに当たっては、経済的な合理性だけではなく、設置当初の目的や意義を再認識しながら、人口減少社会における利用実態と今後の見通し、地域住民の生活や福祉に与える影響などについて、議会等において十分な議論を重ね、県民の理解を得ることが重要である。
- ・ こうした問題意識の下での本委員会審議を通して、執行部から、議会による継続的な関与が可能となる仕組みとして、毎年、第2回定例会において県有施設（公の施設等）の運営状況を定期報告することが提案され、実施されることとなった。
- ・ 本委員会としては、この調査結果報告書において取りまとめた提言が、県有施設（公の施設等）の在り方や運営方針等について議論、審議等する際の指針や視点として承継され、今後、各常任委員会を通じて、執行部による県有施設（公の施設等）に係る運営状況等に対する継続的関与が維持されていくことを切に求めるものである。
- ・ 結びに、執行部においては、毎年実施されることとなった定期報告を待つことなく、今後とも、必要に応じて、適時適切に議会への説明を行い、議論、審議等を尽くすべきであることを申し添えて、本委員会の報告とする。



## 別紙一覧

<b>第3章 2 調査対象施設数</b>	
【別紙1】	調査対象施設 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39
<b>第3章 4 各施設の概要、課題及び今後の対応方針</b>	
【別紙2-1】	重点的に議論した施設 【執行部から方針の変更が示されたもの】 ・・・・・・・・ 43
【別紙3-1】	重点的に議論した施設 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 67
【別紙4-1】	その他、個別施設 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 77
<b>第4章 2 調査対象団体数</b>	
【別紙6】	調査対象県出資団体等 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 130
<b>第4章 4 各団体の概要、課題及び今後の対応</b>	
【別紙7-1】	重点的に議論した県出資団体等 【執行部から方針の変更が示されたもの】 ・・・・・・・・ 132
【別紙8-1】	重点的に議論した県出資団体等 ・・・・・・・・・・・・ 141
【別紙9-1】	その他、個別の県出資団体等 ・・・・・・・・・・・・ 145
<b>第5章 県有施設・県出資団体等の適正な運営に向けた提言</b>	
<b>第5章 1 (1) 各施設に広く共通する県有施設（公の施設等）の全般に係る提言</b>	
【別紙5】	県有施設（公の施設等）の全般に係る提言 【特定の施設を対象とせずに、施設全般に対して議論したもの】 ・・ 125
<b>第5章 1 (3) 個別施設に係る提言</b>	
【別紙2-2】	ア 重点的に議論した施設 【執行部から方針の変更が示されたもの】 ・・・・ 47
【別紙3-2】	ア 重点的に議論した施設 ・・・・・・・・・・・・ 70
【別紙4-2】	イ その他、個別の施設 ・・・・・・・・・・・・ 103
<b>第5章 2 (2) 個別の県出資団体等に係る提言</b>	
【別紙7-2】	ア 重点的に議論した県出資団体等 【執行部から方針の変更が示されたもの】 ・・・・ 134
【別紙8-2】	ア 重点的に議論した県出資団体等 ・・・・・・・・ 143
【別紙9-2】	イ その他、個別の県出資団体等 ・・・・・・・・ 154



## 【別紙1】第3章2 調査対象施設

NO.	施設名	所管課	分類	所管常任委員会				
				総務企画	防災環境 産業	保健福祉 医療	営業戦略 農林水産	土木企業 立地推進
1	カシマサッカースタジアム	地域振興課	レクリエーション・スポーツ施設	○				
2	りんりんスクエア土浦	スポーツ推進課	レクリエーション・スポーツ施設		○			
3	大洗マリンタワー	営業企画課	レクリエーション・スポーツ施設				○	
4	国民宿舎「鵜の岬」	営業企画課	レクリエーション・スポーツ施設				○	
5	カントリークラブ「鵜の岬」	営業企画課	レクリエーション・スポーツ施設				○	
6	波崎漁港海岸休憩施設	水産振興課	レクリエーション・スポーツ施設				○	
7	堀原運動公園	保健体育課	レクリエーション・スポーツ施設					○
8	笠松運動公園	保健体育課	レクリエーション・スポーツ施設					○
9	ライフル射撃場	保健体育課	レクリエーション・スポーツ施設					○
10	県立産業技術短期大学校	産業人材育成課	産業振興施設		○			
11	県立産業技術短期大学校併設水戸産業技術専門学院	産業人材育成課	産業振興施設		○			
12	県立日立産業技術専門学院	産業人材育成課	産業振興施設		○			
13	県立鹿島産業技術専門学院	産業人材育成課	産業振興施設		○			
14	県立土浦産業技術専門学院	産業人材育成課	産業振興施設		○			
15	県立筑西産業技術専門学院	産業人材育成課	産業振興施設		○			
16	つくば創業プラザ	技術革新課	産業振興施設		○			
17	県立笠間陶芸大学校	技術革新課	産業振興施設		○			
18	いばらき量子ビーム研究センター	科学技術振興課	産業振興施設		○			
19	茨城空港公園	空港対策課	基盤施設(公園)				○	
20	偕楽園	都市整備課	基盤施設(公園)					○
21	弘道館公園	都市整備課	基盤施設(公園)					○
22	千波公園	都市整備課	基盤施設(公園)					○
23	霞ヶ浦総合公園	都市整備課	基盤施設(公園)					○
24	赤塚公園	都市整備課	基盤施設(公園)					○
25	北浦川緑地	都市整備課	基盤施設(公園)					○
26	芸大緑地	都市整備課	基盤施設(公園)					○
27	笠間芸術の森公園	都市整備課	基盤施設(公園)					○
28	大子広域公園	都市整備課	基盤施設(公園)					○
29	砂沼広域公園	都市整備課	基盤施設(公園)					○
30	県西総合公園	都市整備課	基盤施設(公園)					○
31	鹿島灘海浜公園	都市整備課	基盤施設(公園)					○
32	洞峰公園	都市整備課	基盤施設(公園)					廃止

【別紙1】 第3章2 調査対象施設

NO.	施設名	所管課	分類	所管常任委員会				
				総務企画	防災環境 産業	保健福祉 医療	営業戦略 農林水産	土木企業 立地推進
33	港公園	都市整備課	基盤施設(公園)					○
34	大洗公園	都市整備課	基盤施設(公園)					○
35	茨城空港駐車場	空港対策課	基盤施設(インフラ)				○	
36	那珂湊漁港駐車場	水産振興課	基盤施設(インフラ)				○	
37	那珂湊漁港水門	水産振興課	基盤施設(インフラ)				○	
38	波崎漁港浄化施設	水産振興課	基盤施設(インフラ)				○	
39	茨城港大洗港区の大洗マリーナ地区の港湾環境整備施設	港湾課	基盤施設(インフラ)					○
40	茨城港大洗港区の中央地区の港湾環境整備施設(港中央公園に限る。)	港湾課	基盤施設(インフラ)					○
41	土浦港の港湾施設	港湾課	基盤施設(インフラ)					○
42	茨城港常陸那珂港区公共埠頭	港湾課	基盤施設(インフラ)					○
43	鹿島港公共埠頭	港湾課	基盤施設(インフラ)					○
44	茨城港日立港区公共埠頭	港湾課	基盤施設(インフラ)					○
45	茨城港大洗港区公共埠頭	港湾課	基盤施設(インフラ)					○
46	沢渡川緑地	都市整備課	基盤施設(インフラ)					○
47	桜川緑地	都市整備課	基盤施設(インフラ)					○
48	県庁東公園	都市整備課	基盤施設(インフラ)					○
49	県営住宅及び共同施設	住宅課	基盤施設(インフラ)					○
50	つくば国際会議場	科学技術振興課	文教施設		○			
51	県民文化センター	生活文化課	文教施設		○			
52	鳥獣センター	環境政策課	文教施設		○			
53	青少年会館	青少年家庭課	文教施設			○		
54	県民の森	林政課	文教施設				○	
55	植物園	林政課	文教施設				○	
56	森のカルチャーセンター	林政課	文教施設				○	
57	きのこ博士館	林政課	文教施設				○	
58	奥久慈憩いの森	林政課	文教施設				○	
59	水郷県民の森	林政課	文教施設				○	
60	中央青年の家	生涯学習課	文教施設					○
61	白浜少年自然の家	生涯学習課	文教施設					廃止
62	さしま少年自然の家	生涯学習課	文教施設					○
63	県立図書館	生涯学習課	文教施設					○
64	水戸生涯学習センター	生涯学習課	文教施設					○

【別紙1】 第3章2 調査対象施設

NO.	施設名	所管課	分類	所管常任委員会				
				総務企画	防災環境 産業	保健福祉 医療	営業戦略 農林水産	土木企業 立地推進
65	県北生涯学習センター	生涯学習課	文教施設					○
66	鹿行生涯学習センター	生涯学習課	文教施設					○
67	県南生涯学習センター	生涯学習課	文教施設					○
68	県西生涯学習センター	生涯学習課	文教施設					○
69	県立歴史館	文化課	文教施設					○
70	近代美術館(五浦分館、つくば分館含む)	文化課	文教施設					○
71	陶芸美術館	文化課	文教施設					○
72	自然博物館	文化課	文教施設					○
73	教育研修センター	高校教育課	文教施設					○
74	里美野外活動センター	保健体育課	文教施設					廃止
75	健康プラザ	健康推進課	社会福祉施設			○		
76	総合福祉会館	福祉政策課	社会福祉施設			○		
77	点字図書館	障害福祉課	社会福祉施設			○		
78	視覚障害者福祉センター	障害福祉課	社会福祉施設			○		
79	聴覚障害者福祉センターやすらぎ	障害福祉課	社会福祉施設			○		
80	あすなろの郷	障害福祉課	社会福祉施設			○		
81	ラーク・ハイツ	青少年家庭課	社会福祉施設			○		
82	若葉寮(婦人保護施設)	青少年家庭課	社会福祉施設			○		
83	茨城学園(児童自立支援施設)	青少年家庭課	社会福祉施設			○		
84	矢田部サッカーフィールド	地域振興課	その他	○				
85	アクアワールド茨城県大洗水族館	生活文化課	その他		○			
86	花貫ふるさと自然公園	環境政策課	その他		○			
87	狩猟者研修センター	環境政策課	その他		○			
88	茨城県健康管理センター	疾病対策課	その他			○		
89	竜神大吊橋	営業企画課	その他				○	
90	袋田の滝観瀑施設	営業企画課	その他				○	
91	筑波海軍航空隊記念館	営業企画課	その他				○	
92	茨城県フラワーパーク	観光戦略課	その他				○	
93	園芸リサイクルセンター	産地振興課	その他				○	
94	米平公共育成牧場	畜産課	その他				○	
95	お手まき記念の森	林政課	その他				○	
96	ホテルレイクビュー水戸	教育庁総務課	その他					○

【別紙1】 第3章2 調査対象施設

NO.	施設名	所管課	分類	所管常任委員会					
				総務企画	防災環境 産業	保健福祉 医療	営業戦略 農林水産	土木企業 立地推進	文教警察
97	鹿島臨海都市計画下水道	下水道課	基盤施設(インフラ)					○	
98	那珂久慈流域下水道	下水道課	基盤施設(インフラ)					○	
99	霞ヶ浦湖北流域下水道	下水道課	基盤施設(インフラ)					○	
100	霞ヶ浦常南流域下水道	下水道課	基盤施設(インフラ)					○	
101	霞ヶ浦水郷流域下水道	下水道課	基盤施設(インフラ)					○	
102	利根左岸さしま流域下水道	下水道課	基盤施設(インフラ)					○	
103	鬼怒小貝流域下水道	下水道課	基盤施設(インフラ)					○	
104	小貝川東部流域下水道	下水道課	基盤施設(インフラ)					○	
105	県南西広域水道	企業局	基盤施設(インフラ)					○	
106	鹿行広域水道	企業局	基盤施設(インフラ)					○	
107	県中央広域水道	企業局	基盤施設(インフラ)					○	
108	工業用水道	企業局	基盤施設(インフラ)					○	
109	中央病院	病院局	社会福祉施設			○			
110	こころの医療センター	病院局	社会福祉施設			○			
111	こども病院	病院局	社会福祉施設			○			
				県所有施設	所管計	2	16	14	22
								37	17
								合計	108

<団体所有施設>

112	鹿島セントラルビル(ホテル、テナントスペース、温浴施設等)	地域振興課	出資団体等所有施設	○					
113	大洗駅ほか13駅	交通政策課	出資団体等所有施設	○					
114	いこいの村涸沼	立地整備課	出資団体等所有施設					○	
115	茨城空港旅客ターミナルビル	立地整備課	出資団体等所有施設					○	
116	みらい平駅前駐車場	道路維持課	出資団体等所有施設					○	
117	筑波山つじヶ丘駐車場	道路維持課	出資団体等所有施設					○	
118	友部駅北口駐車場	道路維持課	出資団体等所有施設					○	
119	水戸北スマートIC駐車場	道路維持課	出資団体等所有施設					○	
120	大洗港フェリーターミナルビル	港湾課	出資団体等所有施設					○	
				団体所有施設	所管計	2	0	0	0
								7	0
								合計	9
				所管総計	4	16	14	22	44
								総計	117

**【別紙2－1】第3章4 各施設の概要、課題及び今後の対応方針  
重点的に議論した施設【執行部から方針の変更が示されたもの】**

No.	施設名	執行部の説明		
		施設概要 ①設置目的、②施設の概要、 ③設置時期若しくは築年数、④管理手法	運営上の課題	今後の運営方針
32	洞峰公園	<p>①洞峰公園は、筑波研究学園都市の開発に伴い、昭和55年に学園都市の中心部、つくば市二の宮地内（当時の谷田部町）に整備された総合公園（※）である。※総合公園とは、主として一の市町村の区域内に居住する者の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園（都市公園法施行令第2条）</p> <p>②公園内には、体育館や屋内温水プール、テニスコートなどの運動施設をはじめ、子ども向けの遊具などを配置した広場、既存の自然環境を生かした洞峰沼などを有している。</p> <p>③昭和55年7月1日開園</p> <p>④洞峰わくわく創造グループ※が指定管理者として管理している。 ※洞峰わくわく創造グループ構成法人：㈱長大、TSP 太陽㈱、㈱東京アスレティッククラブ、筑波都市整備㈱</p>	<p>・本公園の維持管理は、指定管理者による日常管理と、県による施設の修繕を行っており、指定管理料として年間約1億5千万円、施設の修繕費として年間平均約8千万円程度の費用を要している。</p> <p>・県税の負担軽減を図るパークPFI事業の実現を目指す一方で、総合公園の性格に鑑み、その効果を一番に享受している地元つくば市自らが、現在の公園環境と同様に管理する意向があれば、公園全ての無償譲渡（移管）について協議することも選択肢の一つとして市に提案。</p> <p>・つくば市から、「洞峰公園の良好な環境を市として引き継ぐことが地域にとっても、市全体にとっても望ましいと判断し、現在の環境が継続される形での無償譲渡となるよう協議を開始したい」旨の申出があり、移管に向けた協議を開始することとした。</p> <p>・つくば市への早期の移管に向け、現在、県・市双方で準備を進めしており、県と市が足並みを揃えて、都市公園条例の改正等の手続きを着実に進め、公園利用者等に支障を与えないことが必要である。</p>	<p><b>【今後の方針】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県と市における移管に向けた調整はおおむね整っており、県が行っている修繕工事の進捗や調査特別委員会の審議状況、つくば市における準備状況などを総合的に勘案のうえ、県議会に都市公園条例改正に関する議案を上程し、審議をお願いしたい。</li> <li>・市においても時期を同じくして、都市公園条例の改正等の関連議案を上程予定である。</li> </ul> <p><b>【今後の予定】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県が行っている修繕工事の進捗や調査特別委員会の審議状況、市における準備状況などを総合的に勘案のうえ、県議会及び市議会に都市公園条例改正に関する議案を上程する。</li> <li>・県・市双方の議会での審議、議決をいただいた後、速やかに公園の譲与契約の締結を行う。</li> <li>・契約締結後、県による都市公園の廃止、市による都市公園の供用の公告をもって、公園の移管となる。</li> </ul>
53	青少年会館	<p>①青少年会館は、昭和55年に青少年団体の活動拠点として開設され、以来、青少年、青少年関係団体の福祉の増進に長年寄与している。会館には、入居団体の事務室、青少年等の研修や活動の場となる研修室、青少年に対して健全な旅行を奨励する宿泊施設を設置している。平成8年10月に「低廉な料金で、かつ、規則正しく、青少年を宿泊させ、交歓させること」を目的とし、「偕楽園ユースホステル」の運営を開始した。令和4年度までの27年間で累計10万5千人が利用している。このユースホステルは、平成8年9月に当時県内唯一の県営ユースホステルであった筑波山ユースホステルが閉鎖となり、代替の県営ユースホステルとして開業した。</p> <p>②鉄筋コンクリート造、地上4階、地下1階</p> <p>③昭和55年開設</p> <p>④ユース・アイマネージメントグループ（代表団体：（公社）茨城県青少年育成協会）が指定管理者として管理している。</p>	<p><b>【ユースホステルとしての設備面での課題】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・青少年会館の宿泊事業は、当初は多人数利用の和室が中心となる会館利用者の宿泊施設として始まったものを、平成8年から偕楽園ユースホステルとして運営しているところ。</li> <li>・このため、和室の大部屋であることに加え、風呂・トイレが共同であり、ユースホステルでは一般的に設置されている調理スペースや十分な広さの交流スペースがない。このような施設の特色が現在の旅行ニーズに合わず、長年にわたり利用率が低迷していることから、ユースホステルとしての継続は難しい。</li> <li>・利用率の向上のため、宿泊予約サイトへの登録とPR、浴室及びトイレ改修、入居団体への利用促進依頼に取り組んできたが、風呂、トイレの個室化などは大規模な工事が必要となるため実施が難しく、抜本的な改善には至っていない。</li> </ul> <p><b>【宿泊室の利用が低迷していること】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・昨今の旅行需要の追い風を受け、利用率は改善してきているが、ピーク時と比べて依然半数程度である。</li> <li>・一般客の利用が75%を占めており、青少年等の利用が伸び悩んでいる。</li> </ul> <p><b>【宿泊室の利用料金が低廉で収益確保が困難なこと】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本県以外の公営ユース6施設の料金の平均は、児童生徒2,880円、青少年4,111円、一般4,265円である。</li> <li>・本県の宿泊料金は、県内の社会教育施設を参考とした価格設定のため安価に設定されており、他県施設と比較すると、児童生徒2,440円、青少年3,231円、一般1,345円の差がある。</li> </ul>	<p><b>【今後の方針】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・青少年会館は、開設以来、青少年団体の拠点として活用されており、引き続き県において運営を継続する。</li> <li>・一方、宿泊事業（ユースホステル）については、社会教育施設を参考にした低廉な価格設定により運営を継続してきた結果、受託者は過去9年間で総額6,142千円の赤字額を負担しており、経営努力のみでこの状態を改善することは困難であるため、運営を終了することとする。</li> <li>・なお、研修室等については近隣の大学などに対する広報啓発に努め、引き続き利用率の向上を図っていく。</li> </ul> <p><b>【今後の予定】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年8月～10月：次期指定管理者公募</li> <li>・令和5年10月：次期指定管理者の選定</li> <li>・令和5年12月：第4回定例会において指定管理者の指定議案の提出</li> <li>・令和6年3月：第1回定例会で「茨城県立青少年会館の設置及び管理に関する条例」を改正</li> <li>・令和6年4月：新たな指定管理者による管理運営の開始</li> </ul>

**【別紙2－1】第3章4 各施設の概要、課題及び今後の対応方針  
重点的に議論した施設【執行部から方針の変更が示されたもの】**

No.	施設名	執行部の説明		
		施設概要 ①設置目的、②施設の概要、 ③設置時期若しくは築年数、④管理手法	運営上の課題	今後の運営方針
53	青少年会館		・利用料金を他県平均並みに値上げすることについては、他の公営ユースと比べて宿泊施設としての魅力に乏しく、利用者のさらなる減少につながる恐れがあったことから、これまで実施していない。	
	青少年教育施設	①青少年教育施設は、青少年を対象とした研修事業や体験活動プログラムの提供、青少年の健全育成を推進する人材の育成をはじめ、学校や青少年団体等の利用に低廉な料金で供するため設置される社会教育施設であり、自然体験や宿泊体験などの場を提供する中心的な役割を担うとともに、青少年が社会の担い手となることを支援することが期待されている。  中央青年の家・白浜少年自然の家・さしま少年自然の家は、主に学校の宿泊学習に利用され、学習指導要領に示されている集団宿泊活動による人間形成に寄与している。  里美野外活動センターは、自然を十分に味わうことができる環境を有し、低廉な利用料金で安心して利用できる施設として、レジャー目的のキャンプ利用のほか、子ども会やボーイスカウト、中学校や高等学校が野外体験活動の場として利用している。	・年少人口の減少に伴い、施設利用者が減少。令和4年の出生数が国の将来推計より11年早く80万人を下回るなど、少子化が進む中、施設利用者はさらに減少することが想定される。 ・年間の運営経費（指定管理料、工事費）約3.8億円を要しているほか、各施設とも設置後40年から50年以上を経過し、経年劣化により機能が低下した建物の改修や電気設備等の更新など、今後も老朽化の進行による工事費の増加が想定される。 ・県立青少年教育施設は、昭和40年から48年に設置されたが、その他、市町村立施設や廃校を活用した宿泊施設の設置、民泊による宿泊体験など、県内における多様な宿泊環境が整備されている。	【今後の方針】 ・少子化や社会情勢の変化、議会からの提言を踏まえ、時代に応じた施設の適正規模・機能とするため、利用実態に見合った施設規模に再編する。 ・主に宿泊学習に利用される3施設（中央・白浜・さしま）については、利用者や施設の状況、地理的環境等を考慮し、宿泊利用者が最も多いさしま少年自然の家及び県内各方面からのアクセスが容易な中央青年の家の2施設に再編する。 ・白浜少年自然の家及び主にキャンプ場として一般の方に利用される里美野外活動センターは、県立青少年教育施設としては廃止し、引き続き地域のにぎわいに寄与できるよう、地元市・関係機関等と協議しながら、民間譲渡等を検討する。 ・民間への有償譲渡については、プロポーザル方式による公募を実施予定としている。
60	①中央青年の家	②中央青年の家・白浜少年自然の家・さしま少年自然の家、里美野外活動センターの4施設。		【今後の予定】 ・現在の指定管理期間が満了する令和5年度末の再編を内容とする条例改正等関連議案を、年内を目途に議会に上程予定としている。 ・条例改正後、民間への有償譲渡に係る公募をプロポーザル方式により実施予定としている。
61	②白浜少年自然の家	③本県においては、昭和13年に1施設、昭和43年から57年にかけ5施設が設置された（吾国山洗心館の廃止（平成20年度末）及び西山研修所（平成24年度末）の譲与により、現在は4施設）。		
62	③さしま少年自然の家	④里美野外活動センター		
74	④里美野外活動センター	①県民に健康に関する知識を提供するとともに、疾病的予防並びに健康の保持及び増進を図るために設置された施設である。会議室の施設を団体等へ貸し出すほか、健康づくりに携わる団体や行政職員を対象とした研修や、シルバーリハビリ体操の指導士養成など、県民の健康づくりの中核拠点としての役割を果してきた。  ②中央保健所や衛生研究所といった県の行政機関とともに、いばらき予防医学プラザ（鉄筋コンクリート造、地上3階建）という名称の建物の一部に属している。  ③いばらき予防医学プラザは平成3年3月に建築された。	・健康プラザの施設管理に関し、施設全体の清掃や大規模修繕等については中央保健所が一括して実施している一方で、消耗品の購入や日常的な清掃、軽微な修繕などは、健康プラザが中央保健所とは別に実施し、情報システムの維持管理についても、県の行政情報ネットワークとは別のものを利用しているため、一部の業務が二重になっている。 ・会議室の外部利用者に対する有料貸出しについては、現在、休止しているが、今後、再開後の利用ニーズを踏まえると、会議室がWi-Fiで無線接続できる環境になつていないことから、Web対応設備の整備が必要となる。 ・今後、会議室の有効利用を進めていくに当たっては、有料での利用と併せ、県主催の研修や会議の開催等により、利用促進を図っていく必要がある。	【今後の方針】 ・指定管理を終了して施設を県直営とし、中央保健所が施設管理に係る業務を一括して行うことにより、業務の簡素化を図るとともに、情報システムを県の行政情報ネットワークシステムに統合すること等により、事務の効率化や経費の節減等を図っていく。 ・会議室の貸出し等の施設管理については、健康プラザを含めた予防医学プラザ全体の施設管理者である中央保健所が実施することで、予防医学プラザの施設管理業務に従事する既存人員を活用した効率的な施設管理を行っていく。 ・会議室の稼働率向上に向け、Web対応設備を整備したうえで、有料での利用と併せ、県主催の研修や会議の開催等により利用促進を図るなど、会議室の有効活用に努めていく。
75	健康プラザ			

**【別紙2－1】第3章4 各施設の概要、課題及び今後の対応方針  
重点的に議論した施設【執行部から方針の変更が示されたもの】**

No.	施設名	執行部の説明		
		施設概要 ①設置目的、②施設の概要、 ③設置時期若しくは築年数、④管理手法	運営上の課題	今後の運営方針
75	健康プラザ	④（公財）茨城県総合健診協会が指定管理者として管理している。建物のいばらき予防医学プラザの維持管理や修繕については、日常的な清掃や軽微な修繕等を除いて、中央保健所が施設管理者として一元的に実施している。	・施設管理以外の研修事業等については、県民の健康ニーズが複雑化・高度化・多様化していることから、今後さらに専門的で多様な内容が求められている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設管理以外の研修事業等については、今後、専門職等対象の研修を実施している外部機関に業務委託することにより、効果的かつ継続的に人材育成ができる体制を整備していく。</li> </ul> <p><b>【今後の予定】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・（公財）茨城県総合健診協会による指定管理期間が令和6年3月に終了する。</li> <li>・令和6年4月から、県直営（管理：中央保健所）により、施設の維持管理及び会議室の外部貸出業務を継続する。また、各種研修事業及びシルバーリハビリ体操指導士養成事業については、外部機関に委託し、引き続き実施予定としている。</li> </ul>
80	あすなろの郷	<p>①あすなろの郷は、昭和48年に知的障害者の総合援護施設「コロニーあすなろ」として開設され、これまで本県における知的障害者福祉施設の中核施設としての役割を果たしてきた。障害者支援施設及び病院・医療型障害児入所施設・療養介護事業所等の運営のほか、在宅の障害児者及びその家族、関係機関に向けて地域生活を続けるために必要な療育支援なども併せて実施している。施設では、効率的な運営サービスの充実を図りながら、県立施設として民間事業者で処遇困難な重度障害者への専門的な支援と、地域の障害者の自立支援、人材の育成及び情報提供等を行うなど、利用者ニーズに沿った専門的サービスの提供に努めている。</p> <p>②入所施設や病院、療養介護事業所などがある。</p> <p>③多くの施設が昭和48年に建築された。新棟は平成14年に建築された。</p> <p>④（社福）茨城県社会福祉事業団が指定管理者として管理している。</p>	<p><b>【あすなろの郷の再編整備】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開設当初に建設された施設の老朽化・狭隘化が進んでいることから、今後の施設の在り方について検討を行い、令和元年10月にあすなろの郷再編整備計画を策定した。</li> <li>・同計画では、県と民間の役割分担の考え方に基づき、県は民間事業者では処遇が困難な最重度の障害のある方への支援に特化し、それ以外の方の支援には民間活力を導入するとして、規模や基本的功能など整備の方向性が整理された。</li> <li>・なお、当初計画では、民間事業者では処遇が困難な最重度の障害のある方が入所する施設（セーフティネット棟：定員200人）を県が新たに整備し、それ以外の方が入所する施設（既存施設：定員130人）について民間活力を導入するとしていたが、令和2年12月に同計画の一部を変更し、既存施設については事業団の自主事業として運営（当初定員200人）することになった。</li> <li>・新たに整備する県立施設（セーフティネット棟）は、令和7年度からの供用開始を予定しており、令和5年7月から建築工事を開始した。</li> </ul> <p><b>【あすなろの郷再編整備計画に基づく新たな県立施設の整備促進】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あすなろの郷再編整備計画に基づき、新たに整備する県立施設（セーフティネット棟）について、令和3年度に基本設計を、令和4年度に実施設計をそれぞれ実施し、令和5年度から建設工事に着手した。</li> <li>・令和5年度から令和6年度の2か年で新たな県立施設を整備し、令和7年度に供用を開始する予定であることから、整備に向けて事業の進捗管理を行っていく必要がある。</li> </ul> <p><b>【入所者の新たな県立施設等への円滑な移行支援】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あすなろの郷の入所者が、新たに整備される県立施設（セーフティネット棟）及び事業団の自主事業として運営する既存施設等に円滑に移行できるよう支援していく必要がある。</li> </ul>	<p><b>【今後の方針】</b></p> <p>(1) あすなろの郷再編整備計画に基づく新たな県立施設の整備促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あすなろの郷再編整備計画に基づき、令和7年度にセーフティネット棟の供用開始ができるよう、事業の進捗管理を行っていくとともに、現指定管理者である事業団と連携し、必要となる医療機器や備品等の準備を進めていく。</li> </ul> <p>(2) 入所者の新たな県立施設等への円滑な移行支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あすなろの郷の入所者が、新たに整備する県立施設（セーフティネット棟）及び事業団の自主事業として運営する既存施設等に円滑に移行できるよう、入所相談支援センターを設置し、保護者等からの相談等に丁寧に対応していくとともに、あすなろの郷から他の民間施設等への移行を希望する入所者への相談・支援等を行っていく。</li> <li>・あすなろの郷の入所者については、障害の程度が重い方が多く、新たな施設への移行には時間をかけて丁寧に対応していく必要があることから、円滑な移行に向けて、事前に入所者のグループ分けを実施するなど移行に向けた準備を進めていく。</li> </ul> <p><b>【今後の予定】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年度から令和6年度の2か年で新たな県立施設を整備していく。令和7年度に供用を開始する予定である。</li> </ul>

**【別紙2－1】第3章4 各施設の概要、課題及び今後の対応方針  
重点的に議論した施設【執行部から方針の変更が示されたもの】**

No.	施設名	執行部の説明		
		施設概要 ①設置目的、②施設の概要、 ③設置時期若しくは築年数、④管理手法	運営上の課題	今後の運営方針
112	鹿島セントラルビル（ホテル、テナントスペース、温浴施設等）	<p>①鹿島セントラルビルは、鹿島開発が進展する中で、当時、鹿島地域に不足していた宿泊機能を補完しつつ、ビジネスセンターとして商業、業務の核の形成などを目的として、鹿島都市開発㈱が建築した鹿島セントラルビル本館と、その後建築した鹿島セントラルビル新館、温浴施設の総称である。このうち、建物の一部は、テナントスペースとしてオフィスや店舗の目的で賃貸するなど、鹿島地域における都市機能の拠点として役割を担ってきた。</p> <p>②ビル本館（地上14階、地下1階、オフィス・店舗等を含む）、ビル新館（地上16階、地下1階、モール・レストラン等を含む）、温浴施設</p> <p>③ビル本館は昭和47年に、ビル新館は平成12年に、温浴施設は平成14年に建築された。</p> <p>④県出資団体である鹿島都市開発㈱が所有及び管理を行っている。</p>	<p>・改革工程表や中期経営計画に基づく取組を進めているが、新型コロナウイルス感染症の影響により、特にホテル事業の客室稼働率低下や婚礼・宴会の大幅な減少が継続している状況である。なお、新型コロナウイルス感染症の5類移行後も、引き続き客室稼働率やレストラン等利用客数は、コロナ禍前の水準には回復していない。</p> <p>・現在の経営状況では、今後見込まれる新館の大規模修繕費用の捻出が困難であること加え、将来的には従業員への給与や退職金の支払など経営に必要な運転資金の確保が困難となるおそれがあるなど経営状況が厳しく、抜本的な改革が求められている。</p> <p>・近年の社会情勢による原材料費及び光熱水費等の価格高騰の影響で収益が悪化している。また、収支改善のため、人件費の合理化等を実施しているものの、待遇面や労働環境の悪化に伴い、退職者の増加や新規雇用の確保が困難となるなど人手不足も深刻化している。</p>	<p><b>【今後の方針】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ホテル機能の維持や地域共生、従業員の雇用継続、高速バスターミナルとしての機能維持等を条件に、鹿島都市開発㈱のホテル事業等を譲渡し、それに合わせて鹿島セントラルビルとその敷地である県有地を売却することにより、民間資本を活用して鹿島地域を代表するホテルを残すとともに、鹿島都市開発㈱の経営改善を図る。</li> </ul> <p><b>【今後の予定】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公募型プロポーザル方式での入札を実施し、優先交渉権者を決定する。</li> <li>・優先交渉権者決定後に、鹿島都市開発㈱と優先交渉権者との間で、従業員の雇用継続や高速バスターミナル機能維持など公募時に設定した条件等に係る調整を行う。</li> <li>・仮契約を締結のうえ、土地については、県議会へ売却に関する議案を上程し、審議、議決をいただく。</li> <li>・その後、速やかに、事業・建物に関する譲渡契約を締結する。</li> </ul>

## 【別紙2－2】第5章1（3）個別施設に係る提言

### ア 重点的に議論した施設【執行部から方針の変更が示されたもの】

No.	施設名	執行部の運営方針に対する審議		
		執行部の今後の方針案に対する委員会の判断とその理由	委員の主な発言	執行部の説明 (委員の質疑に対する答弁や今後の運営方針を導いた理由)
32	洞峰公園	【判断】妥当  【判断の理由】以下のとおり。  ・無償譲渡については既につくば市とも十分協議の上、調整が進んでおり、市への影響なども考慮する必要があるため。	—	【第2回－説明聴取】 ・つくば市の対応としては、市議会に対し、令和5年2月に市長が、洞峰公園の譲渡を受ける方向で県と協議していく旨を表明し、6月には、移管を受けた場合の維持管理費及び修繕費などを市の執行部が説明し、おおむね了解をいただいたところである。 ・市民に対しては7月に説明会を開催し、市の、現在の良好な公園環境を継続していくという意向が市民にも共有され、公園の移管においておおむね合意形成が図られたものと認識している。
		・つくば市民からも非常に価値のある重要な場所と認識されており、また、つくば市への移管後も現行の公園の形のまま引き継がれ、利用者へのサービスの継続性には問題がないため。	—	【第3回－説明聴取】 ・先日の現地調査においても、市から説明があったように、市は洞峰公園の良好な環境を引き継ぐことが、地域にとっても市全体にとっても望ましいと判断し、現在の環境が継続される形での無償譲渡を希望している。 ・市は利用者サービスの低下とならないよう十分配慮していく方針であり、移管後も県民・市民に対し、これまでと同様、利用者サービスが維持、継続されるものと考えている。
		【第2回－星田副委員長】 ・つくば市が現在の公園環境を維持していくためには、県のノウハウを継承していかなければならないと思う。市は、今後どのような管理をしていく方向で調整しているのか。  ・移管に向けて、利用者に不便、不安がないよう、しっかりと準備をしていただきたい。	—	・つくば市からは、公園の管理運営方法を検討するための協議会を立ち上げると聞いており、その中で、管理運営方法について決めてくものと思われる。一方、現在の利用者サービスを継続していくとの意向も示されている。市が公園の管理運営を検討していくに当たっては、県としても協力していく。
		・無償譲渡に当たり、市と修繕箇所について合同点検を行うとともに、ノウハウ等をしっかりと継承していく県の考えがあり、また、県・市いずれにおいても、無償譲渡後のサービスの質を落とさないという考えであるため。	—	【第3回－説明聴取】 ・市からは、公園の管理運営方法を検討するための協議会を立ち上げると伺っており、その中で県も協力していくほか、現在の利用者サービスについても継続していくとの意向も示されているので、これまでの管理・運営のノウハウをしっかりと引き継ぐなど、市と連携して取り組んでいく。 ・施設修繕については、県が移管に先立ち、現時点で故障等により公園の利用に不具合が生じている設備についてはしっかりと修繕するという考え方の下、県、市、指定管理者及び市が独自に点検を依頼した専門業者による合同点検を実施し、要修繕箇所の確定を行った。 ・修繕内容についても、市に確認いただいた上で工事を進めているところであり、修繕を行った上で市に移管していく。

## 【別紙2－2】第5章1（3）個別施設に係る提言

### ア 重点的に議論した施設【執行部から方針の変更が示されたもの】

No.	施設名	執行部の運営方針に対する審議			
		執行部の今後の方針案に対する委員会の判断とその理由	委員の主な発言	執行部の説明 (委員の質疑に対する答弁や今後の運営方針を導いた理由)	
32	洞峰公園	<p>・地元での説明会、アンケートの実施など、住民等との話し合いや説明も行われているため。</p>	<p>【第2回一江尻委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不具合が生じている施設は県が修繕することだが、譲渡後に予期せぬ不具合が発生することも想定しているのか。また、現時点で県はどれくらいの費用をかけて修繕を行っているのか。</li> <li>・4～5千万円の規模の修繕で県の瑕疵が後で問われないのか。そのことをつくば市に説明し、了解を得ているのか。</li> <li>・今後の公園の維持管理費の縮減が重要。自然公園のように管理する方法もある。県がつくば市に維持管理のアドバイスを行うなど、県は市にどのように関わっていくのか。</li> </ul> <p>【第2回一星田副委員長】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3月の知事答弁で大規模修繕は実施しないと発言があったが、現在、修繕工事が行われている経緯を説明してほしい。</li> <li>・必要最低限の修繕をしていることだが、来年度以降も、市は年平均8千万円の修繕が必要となるのか。</li> <li>・つくば市が現在の公園環境を維持していくためには、県のノウハウを継承していくなければならないと思う。市は、今後どのような管理をしていく方向で調整しているのか。</li> <li>・移管に向けて、利用者に不便、不安がないよう、しっかりと準備をしていただきたい。</li> </ul> <p>【第3回一下路委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・洞峰公園は、つくば市が地元の資産として活用したいという考えがある。このように地元の市町村と話し合い、良い形でまとめていくことを議論や政策の念頭に置いていただきたい。</li> </ul> <p>【第3回一田山委員長】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民の声を十分に聞きながら、住民に親しまれる公園として、守るべきものはしっかりと守ってていっていただきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県、つくば市、指定管理者合同で専門業者も入れて綿密な点検を行ったうえで、修繕箇所を決定しているので、壊れる不安は少ないと思われる。県では、建築、電気、設備の修繕を行っており、金額は4～5千万円を予定している。</li> <li>・市と綿密に調整を行っており、市の了解は得られている。点検の結果、現状では大規模修繕は無いと認識しており、当面はこの修繕を行えば機能は確保されると考えている。</li> <li>・市も利用者や市民とともに公園の在り方を決めていくとしており、検討にあたっては県としても協力していきたい。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在壊れている施設については修繕してから移管することでつくば市と協議が整い、修繕工事を実施している。</li> <li>・県、つくば市、指定管理者で綿密な点検を実施し、工事を行っているため、大きな修繕は出てこないと認識している。</li> <li>・つくば市からは、公園の管理運営方法を検討するための協議会を立ち上げると聞いており、その中で、管理運営方法について決めてくものと思われる。一方、現在の利用者サービスを継続していくとの意向も示されている。市が公園の管理運営を検討していくに当たっては、県としても協力していきたい。</li> </ul>	<p>—</p> <p>—</p> <p>—</p>

## 【別紙2－2】第5章1（3）個別施設に係る提言

### ア 重点的に議論した施設【執行部から方針の変更が示されたもの】

No.	施設名	執行部の運営方針に対する審議		
		執行部の今後の方針案に対する委員会の判断とその理由	委員の主な発言	執行部の説明 (委員の質疑に対する答弁や今後の運営方針を導いた理由)
32	洞峰公園	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園を移管することによる市の財政面の影響についても大きな問題はなく、市側の理解も得られていることを考慮すべきであるため。</li> </ul>	—	<p>【第3回－江尻委員への答弁】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケートや説明会の中で、これからも良好な環境を次世代につないでいきたい、この環境を自分たちで維持していきたいといった声もいただいた、市が管理してもいいのではないかといった声も一部にあった。</li> </ul> <p>【第3回－説明聴取】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市は様々な方法で公園を活用していくことを検討しているほか、協議会を設置し、地域住民や利用者、専門家の意見を踏まえながら公園管理の在り方を検討していくなど、市自らが主体となって洞峰公園の管理・運営を行っていく意向である。</li> </ul> <p>【第3回－森田委員への答弁】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市が自ら管理をしていきたいとの意向を示していることを前提に、これからそういった自由度を持たせることができることが、管理者としては市が求めていることであると考えている。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・洞峰公園は筑波研究学園都市開発に併せて、県が設置・管理を行ってきた経緯があるものの、公園の本来の位置づけが主として一つの市町村の区域内の利用者を見込んだ総合公園であることを考慮すべきであるため。</li> </ul>	<p>【第2回－森田委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市に対し、利用料金の値上げも協議会の設置も行わないとの回答と併せて、県から無償譲渡の提案をしたことによいか。</li> <li>・他にも県営の総合公園（千波公園、霞ヶ浦総合公園、空港公園など）がある中で、洞峰公園だけ移管を進めていくことは唐突に感じる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パークPFI事業を進めることとともに、総合公園としての性格や、利用者の中心がつくば市民であるということを考えると、市が自ら管理する方策もあるのではないかということを提案した。</li> <li>・時代が変化していく中での公園の役割や利用形態、市町村の財政状況などを勘案し、今後も市町村に移管をお願いしていくこともあると考えている。</li> </ul> <p>【第3回－説明聴取】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・洞峰公園は、筑波研究学園都市の開発に併せて県が整備した総合公園である。総合公園とは、主として、一つの市町村の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等、総合的な利用に供することを目的とした公園である。</li> <li>・このような総合公園の性格に鑑み、その効果を最も享受しているつくば市自らが現在の公園環境と同様に管理する意向があれば、公園全ての無償譲渡について協議することも選択肢の一つとして市に提案し、市も応じる意向を示したことから、移管に向けた協議を進めてきたところである。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・無償譲渡は将来の維持管理費用の負担を県から市に変えるという性格を持ち、経費の前払いとも考えられるため。</li> </ul>	<p>【第3回－森田委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後、公園の在り方を検討する際には、選択肢を広げて幅広く検討していただきたいと考えるが、いかがか。</li> </ul> <p>【第10回－二川委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市公園の位置付けについて、設置当初の市町村の区分などが時代の変化によって変わってきており、県が管理すべきものなのか、市町村が管理すべきものなのかという観点からの検討が必要だと考えている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・そのように考えている。公園を建設した当時からの社会情勢の変化、公園の規模、利用状況、市町村の意向を踏まえながら、市町村に移管することが望ましいと判断された場合には、議会等の様々な意見をいただきながら進めていきたい。</li> </ul>

**【別紙2－2】第5章1（3）個別施設に係る提言  
ア 重点的に議論した施設【執行部から方針の変更が示されたもの】**

No.	施設名	執行部の運営方針に対する審議			
		執行部の今後の方針案に対する委員会の判断とその理由	委員の主な発言	執行部の説明 (委員の質疑に対する答弁や今後の運営方針を導いた理由)	
32	洞峰公園	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会への事前の説明など、不十分な点はあるものの、現行制度にのつとり手続は適正に行われていることを考慮すべきであるため。</li> </ul>	<p><b>【第2回一森田委員】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・茨城県県有財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例に合致しているのか。</li> <li>・「普通財産の譲与、無償貸付け等に関する取扱基準」に公園は明記されておらず、総務部長と協議のうえ特例扱いとしている。議会の関与も極めて少ない。それだけに慎重に進めてほしかったが、いかがか。</li> </ul> <p><b>【第3回一田山委員長】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本来、方針を変えることに慎重な議論や説明が求められるところを、パークPFI事業のみが先行し、県民や市民、議会への説明が置き去りにされてきたと言わざるを得ない。</li> </ul> <p><b>【第4回一田山委員長】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・無償譲渡の方針を出す前に、地元の意見をしっかりと聞き、議会に丁寧に説明すべきであったことを改めて認識していただきたい。</li> <li>・改めて執行部には、地元の意見を傾聴する姿勢や、拙速に事を進めないこと、そして、議会に対する丁寧な説明を強く求めたい。</li> </ul> <p><b>【第2回一森田委員】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後はもっと議会が関わるよう、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」の要件を見直していくべきではないか。</li> </ul> <p><b>【第2回一森田委員】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(条例で議決が必要な基準に) 7,000万円以上というものがあるが、今後は資産価値にするか、あるいは金額・面積の見直しをするか、しっかりと議会が関わるかたちの見直しをすべきと思うがどうか。</li> </ul> <p><b>【第2回一田山委員長】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・常任委員会では、このような調査を作らなくていいような議論をしっかりとすること。執行部もそうである。</li> <li>・何故にこの調査特別委員会ができたのか、何故にこのような議論をしなければいけなかつたかという背景を考え、反省に立った上で、議会としてもしっかりと関わっていくべきである。</li> </ul> <p><b>【第3回一田山委員長】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公園の在り方にについての方針が変わる中、議会等への事前の説明が不十分であったり、公園の無償譲渡の判断が執行部のみで行われようとするなど、これまでに至る県の意思形成過程において、議会の関与の仕方に不十分な点があったのではないかと認識している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他の自治体に公的な役割をもって渡す場合は譲与が認められていると認識している。洞峰公園についても公園という用途を変えないことから、譲与がふさわしいと思っている。</li> <li>・過去の東町運動公園の事例を参考に、規則に則って進めてきたことをご理解いただきたい。</li> </ul> <p>—</p> <p>—</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県庁全体に関わる問題なので、議会に対する丁寧な説明といった観点も含めて、検討させていただきたい。</li> </ul> <p>・県庁全体に関わるものなので、議会への丁寧な説明という観点も含めて検討させていただきたい。</p> <p>—</p> <p>—</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【全体共通の提言】執行部は、議会がこの車の両輪にも例えられる二元代表制に基づく役割を担っていることを踏まえ、県有施設（公の施設等）の在り方について、検討、決定等をするに当たっては、各地域住民の意思を代表する議会に対して事前に報告を行うなど、その意思形成過程において、関与できるようにすべきである。</li> </ul>

**【別紙2－2】第5章1（3）個別施設に係る提言  
ア 重点的に議論した施設【執行部から方針の変更が示されたもの】**

No.	施設名	執行部の運営方針に対する審議		
		執行部の今後の方針案に対する委員会の判断とその理由	委員の主な発言	執行部の説明 (委員の質疑に対する答弁や今後の運営方針を導いた理由)
32	洞峰公園		<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後、類似の案件に対してもより丁寧な説明をして、議会が十分関与できるような仕組みを作ることは必要と考える。</li> <li>・例えば、譲与等に関する条例や取扱基準の見直し、議会への報告の義務づけなど、今後きちんと議会として関与していくよう、早期に具体的な仕組みづくりの検討を進め、隨時、本委員会への報告を求め、本委員会においても引き続き議論してまいりたいと思う。</li> </ul> <p>【第4回一田山委員長】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事を進めるに当たって大事なことは、まず地元に行き、関係者の意見や考え方を聴くこと、そして、地元から吸い上げたものを事業の方針に反映させること、最後にこの方針を地元や議会に丁寧に説明し、理解を得ることといったように、しっかりととした段階を踏むこと。これが県民に寄り添う政治ではないかと考える。</li> </ul>	
			<p>【第2回一常井委員外議員】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・進め方が粗い。パークPFI 事業導入の基本方針や理念が見えない。特にグランピングについては思い付きのように感じている。</li> </ul> <p>【第3回一森田委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後、公有財産を処分する際には、地元市町村や県民の意見、議会の意向をよく確認して、時間をかけて進めていただきたいと考えるが、いかがか。</li> </ul> <p>【第4回一田山委員長】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新聞報道だけを見ると、力を入れていたグランピングが否定されたことで、あまり深く考えずに無償譲渡に方針を転換したのではないか、短絡的な対応だったよう見受けられる。他の選択肢について議論の余地があったにもかかわらず、突然表明された無償譲渡の方針こそ、唐突であったと言わざるを得ない。</li> <li>・検討の進め方についても、現在の公園環境の保存を望む利用者、市民の声を、本来もっと早い段階で聞いたり、アンケートを取るべきであったことは否めない。</li> </ul> <p>【第2回一飯塚委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・68億円という県有財産をつくば市に無償で譲渡することを疑問に思う県民もいると思う。いろいろな手法を議論する余地はあるのではないか。財政力のある市に無償で渡すのはいかがかと思う。県民の財産を真剣に考えてほしい。</li> </ul>	<p>・パークPFI 事業の導入はグランピングにこだわるものではなく、維持管理費の縮減や利便性の向上等を目的としたものである。事業実施に向けた説明会やアンケート調査で様々な声をいただきながら、つくば市と協議を重ねた結果、移管することとなった。</p> <p>・関係者にご理解いただけるよう丁寧に調整させていただきたい。結果として、時間を要するものと考えている。</p>
				・【全体共通の提言】県有施設（公の施設等）の運営方針の変更等について、経済的な合理性や経営の損益だけで判断するのではなく、当該施設を利用してきた地域住民に対する十分な説明を行い、当該施設が担ってきた地域住民の生活や福祉サービスの維持、収支の改善等の手法について議論を重ねるべきである。

**【別紙2－2】第5章1（3）個別施設に係る提言  
ア 重点的に議論した施設【執行部から方針の変更が示されたもの】**

No.	施設名	執行部の運営方針に対する審議			
		執行部の今後の方針案に対する委員会の判断とその理由	委員の主な発言	執行部の説明 (委員の質疑に対する答弁や今後の運営方針を導いた理由)	
32	洞峰公園	—	<p>【第2回一江尻委員】            ・公園というのは収益を生むような位置づけではなくて、県民の税金を使って、憩いの場所、いろいろな自然環境に触れ合う場所、余暇を楽しむ場所なので、単に維持経費がかかっているから、赤字だからということで、県は手放す、市に無償譲渡という流れは違うのではないか。</p> <p>【第2回一森田委員】            ・人口減少下において、今後の維持管理費や施設修繕費の確保が課題とは理解しているが、洞峰公園が突出しているのか。</p> <p>【第3回一江尻委員】            ・県が計画したパークPFIは、自治体が管理・運営するべき維持経費の一部を民間事業者に負担させる代わりに、民間事業者が商業活動を行う収益施設を公園内に整備・運営するものである。しかし、この手法が、豊かな自然を保全する公園において全く異質の開発を誘発したり、公園が持つ公共的な役割と両立できず、利用者の利便性とかけ離れたものにしてしまうなどの問題が起きている。この洞峰公園も、パークPFIのマイナスの面が問題を大きくしてしまったのではないか。</p> <p>【第3回一田山委員長】            ・全部民間に任せればいいとの考えは行き過ぎております、その施設の意義を再確認する。例えば、この施設は収益を求めるものだから民間に任せん。一方、この施設は県民の生活や福祉に欠かせないものだから県が予算を投じ運営していくという、県としての基本的な考え方を持っておくことが大切である。</p>	<p>—</p> <p>・体育館やプールなど他の公園にはないような施設が多いことから、維持管理費や施設の修繕費は他の公園よりも高い傾向にあると認識している。これらの費用を捻り出していくためにパークPFI事業を導入したという経緯である。</p> <p>・これから人口減少社会を迎えていく中で、維持管理費をどう確保していくのかが非常に大きな課題となっている。それには、コスト縮減のほか、収入源を確保していくことも必要であることから、今回一定の収入が見込めるパークPFIを洞峰公園で進めようとした。また、パークPFIの他の目的としては、利用者からのカフェがあつたらいいといった要望に対して未活用の広場にカフェを設置するなど、利用者の利便性を向上させることも挙げられる。今後も必要に応じてパークPFIを導入していきたい。</p> <p>—</p>	<p>・【都市公園共通の提言】都市公園については、現状を維持していくために民間活用により収益を上げていく取組を推進する必要がある一方で、県民に憩いの場や地域交流などを提供するとの本来の設置目的を踏まえ、バランスの取れた管理運営を行うべきである。</p>
53	青少年会館	<p><b>【判断】妥当</b></p> <p><b>【判断の理由】以下のとおり。</b></p> <p>・一般客の利用がほとんどを占めており、青少年等の利用が伸び悩んでいるため。</p>	—	—	<p>—</p> <p>【第2回一説明聴取】            ・昭和55年の開設以降、利用者ピークは平成19年度で、宿泊が年間約5,700人、研修室が8万9,000人だったが、利用者数は減少傾向となっている。            ・青少年会館は青少年等の利用を原則としているが、研修室、宿泊事業とも、近年、一般利用者が青少年等の利用を上回っている状況にある。            ・一般的の利用が75%を占め、青少年の利用が伸び悩んでいる。</p> <p>・【全体共通の提言】時代や社会情勢の変化に伴い、利用者や地域住民のニーズも変化する中で、過去の議会の提言等だけにとらわれず、変えていくべきものは変えていくという姿勢も大切であり、利用者等のニーズを的確に把握した上で、県有施設（公の施設）等が提供するサービスを改善していくことが求められる。</p>

**【別紙2－2】第5章1（3）個別施設に係る提言  
ア 重点的に議論した施設【執行部から方針の変更が示されたもの】**

No.	施設名	執行部の運営方針に対する審議		
		執行部の今後の方針案に対する委員会の判断とその理由	委員の主な発言	執行部の説明 (委員の質疑に対する答弁や今後の運営方針を導いた理由)
53	青少年会館	【第2回－森田委員】 ・元々ユースホステルとして造ったものではなく、青少年の利用率も25%程度まで落ち込んでしまったとのことだが、現在、県内にユースホステルはいくつあるのか。 ・1日あたりの利用者約3人では限界と思った。	【第2回－田山委員長】 ・事業を進めるに当たり、決まったことをやり続けるのではなくて、今後とも時代の変化や周りの状況を常に捉え、変えるべきものは変えていくとの姿勢を大切にしていただきたいと思う。	・県内でユースホステルはここだけである。 —
		・宿泊事業の終了については、入居団体や関係団体から理解を得ているため。	—	【第2回－説明聴取】 ・ユースホステルの終了については、県ユースホステル協会、青少年育成協会などの関係団体に丁寧に説明を行わせていただいた。団体からは、昨今の利用状況に鑑みれば終了はやむを得ないということで理解を得ている。
		・施設の特色が現在の旅行ニーズに合わず、長年にわたり利用率が低迷しているため。	—	【第2回－説明聴取】 ・和室の大部屋であること、風呂・トイレが共同であること、ユースホステルに一般的に設置されている調理スペースや十分な広さの交流スペースがないといった現状がある。このような特色が現在の旅行ニーズに合わず、長年にわたり利用率の低迷を招いており、ユースホステルとしての継続が困難である。
		・経営努力のみで収支を改善することは困難であると想定されるため。	—	【第2回－説明聴取】 ・ユースホステルについては、低廉な価格設定により運営を継続してきた結果、受託者は過去9年間で約600万円の赤字額を負担している。受託者の経営努力のみで状況を改善することが困難であるため、施設整備等の状況も踏まえ、運営を終了したいと考えている。
青少年教育施設	【判断】妥当 【判断の理由】以下のとおり。	—	—	—
	・少子化が進む中、施設利用者はさらに減少が見込まれるため。	—	【第2回－説明聴取】 ・4施設の宿泊利用者数は、コロナ禍前の平成30年度において約7万人であり、ピーク時である昭和60年度の約12万人から4割以上減少している。 ・稼働率は、宿泊定員に対する宿泊利用者数の割合を示したものだが、各施設の年間の稼働率は、中央が37.5%、白浜が19%、さしまが33.7%、里美が6.3%と、いずれも4割以下となっている。 ・年少人口の減少に伴い、施設利用者が減少している状況である。	—

**【別紙2－2】第5章1（3）個別施設に係る提言  
ア 重点的に議論した施設【執行部から方針の変更が示されたもの】**

No.	施設名	執行部の運営方針に対する審議		
		執行部の今後の方針案に対する委員会の判断とその理由	委員の主な発言	執行部の説明 (委員の質疑に対する答弁や今後の運営方針を導いた理由)
	青少年教育施設	・今後も老朽化の進行による工事費の増加が想定されるため。  ・県内に多様な宿泊環境が整備されているため。	—	【第2回－説明聴取】 ・4施設は、年間の運営経費に約3億8,000万円を要しているほか、各施設とも設置後40年から50年以上が経過し、経年劣化により機能が低下した建物の改修や電気設備等の更新など、今後も老朽化の進行による工事費の増加が想定されている。
60	①中央青年の家	・利用実態に見合った施設規模に再編することが妥当であると判断されるため。	【第2回－村本委員】 ・【青少年教育施設共通】今回の見直しの目的は、少子化による施設利用者の減少や施設の老朽化、さらには、他の民間宿泊施設が多くあることなどから、県有施設の規模の縮小化を目指して集約し、民間譲渡とする認識で間違いないか。	【第2回－説明聴取】 ・市町村立の施設や廃校を活用した宿泊施設の設置、さらには民泊による宿泊体験など、県内における多様な宿泊環境が整備されている状況である。  ・この度の再編は、少子化による利用者数の減や体験活動の多様化などの社会環境の変化を踏まえ、時代に応じた施設の適正規模とするために行うものである。
61	②白浜少年自然の家		【第2回－田山委員長】 ・人口減少社会において施設の維持管理費用の確保が課題となる中で、利用実態に見合った見直しは大切であると考える。	—
62	③さしま少年自然の家	・人口減少社会において本県が活力ある発展を遂げるには、未来を支える子どもたちの教育が重要で、安易に利用者数や費用のみで評価してよいのかとの考えを持つべきであるが、民間へ譲渡されても、教育施設の有用性を理解した企業・団体により、地域のにぎわいや野外活動の場の確保が期待できる見込みがあるため。	【第2回－田山委員長】 ・【青少年教育施設共通】今後とも、未来を支える子どもたちのため、青少年教育施設の意義や重要性を念頭に置き、事業を進めていただきたい。	【第2回－説明聴取】 ・【白浜】令和5年度の利用予定者の住所地を勘査して、中央、さしまの2施設において、それぞれコロナ禍前の平成30年度の稼働状況を踏まえて受入れ可能か試算したところ、受入れは十分に可能であると見込まれている。 ・【里美】現在の利用者については、民間譲渡後の里美の受入れを想定している。なお、譲渡先には施設の有用性を理解した企業や団体等を想定しており、さらなる地域の活性化に期待するところである。 ・【里美】県としては、県北振興の観点も含めて、譲渡後の施設が地域ににぎわいに寄与できるよう、環境整備に努めていく。
74	④里美野外活動センター		【第2回－江尻委員】 ・【中央、さしま】4つの施設を2つにすることで、施設運営に係る経費がいくら縮減されるのか。残された2施設をいかに充実させていくのか。経費負担が増える学校や自治体への支援も考えなくてはならないと思うが、いかがか。	・2施設廃止により、指定管理料約1億2千万円が縮減となる。また、学校活動への直接支援は難しいが、再編後の施設での子どもたちの活動が引き続き充実したものとなるよう努めてまいりたい。
			【第2回－小松崎委員】 ・【白浜】青少年教育施設を再編し、民間譲渡をするのであれば、できる限り地域振興につながるのが望ましいと考えている。当然、鹿行地域の理解が得られるような譲渡が望ましいと思うが、今回の民間譲渡の方針には、地元は賛成しているのか。	・今回、再編方針を策定するにあたり、地元である行方市にも説明したところ、市は将来的に近隣の観光施設との近接性を活かした地域振興を積極的に考えており、今回の民間譲渡の方針には賛成の意向を示していただいている。

**【別紙2－2】第5章1（3）個別施設に係る提言  
ア 重点的に議論した施設【執行部から方針の変更が示されたもの】**

No.	施設名	執行部の運営方針に対する審議			
		執行部の今後の方針案に対する委員会の判断とその理由	委員の主な発言	執行部の説明 (委員の質疑に対する答弁や今後の運営方針を導いた理由)	
	青少年教育施設		<p>【第2回一小松崎委員】 ・【白浜】地域振興の観点を踏まえ、どのような公募を行う予定か。</p> <p>今回質問した内容はもとより、青少年育成に寄与できる形でも今後の施設の在り方を考えて行っていただきたい。</p>	<p>・地域のにぎわいに寄与できるような施設が望ましいと考えている。このため、譲渡にあたっては、地元市と十分に協議しながら条件等を整理し、公募型のプロポーザル方式で事業者から活用方法などをご提案いただき、審査を行うなどのプロセスを経て、譲渡先を決定したいと考えている。</p>	<p>・【青少年教育施設全般の提言】民間譲渡については、地域振興に加えて、従来の設置目的に資する施設となるような在り方を考えていくことが重要である。</p>
60	①中央青年の家		<p>【第2回一村本委員】 ・【白浜、里美】見直しの目的・方針については、県民に分かりやすく説明していくことが重要である。</p>	—	<p>・【白浜、里美の提言】民間譲渡に当たっては、設置目的と見直しの方針を明確にして、県民に分かりやすく説明することが求められる。</p>
61	②白浜少年自然の家		<p>【第2回一村本委員】 ・【中央、さしま】施設については、県内各地に分散配置されていたと思われるが、再編により遠くなるなど、利用しづらくなると思われるが、これに対する配慮は考えているのか。</p>	<p>・残る2施設の稼働率から試算した結果、受け入れは十分可能と考えている。また、移動時間が若干長くなるが、体験プログラムの時間割の工夫により、活動時間に大きな影響はないと考えている。</p>	<p>・【中央、さしまの提言】施設の再編により、移動時間が長くなることへの配慮をするべきである。</p>
62	③さしま少年自然の家		<p>【第2回一村本委員】 ・【青少年教育施設共通】再編の際も、各施設の特色を生かしてほしい。</p>	—	<p>・【青少年教育施設共通の提言】施設の再編について検討するに当たっては、地域の良さや特徴を念頭に置いて、各施設の特色を消さないように工夫すべきである。</p>
74	④里美野外活動センター	—	<p>【第2回一村本委員】 ・【里美】民間に譲渡することだが、里美は自然の中、大人数に対応できる施設である。仮に民間譲渡がうまくいかなかった場合、空白期間が生じてしまうと思う。そうならないように、しっかり譲渡方針を検討いただきたい。</p> <p>【第2回一豊田委員】 ・【里美】譲渡するにあたり、施設へのアクセス道路の整備が必要との意見を伺っているが、どのようにお考えか。</p> <p>【第2回一中山委員】 ・【白浜、里美】これまでの利用者に優位性を持たせるような条件を入れていくか確認したい。</p>	<p>・これまで県にも問い合わせがあるなど、複数の事業者に関心を持っていただいている。しっかりと譲渡方針を検討し、空白期間が生じないよう、円滑な民間譲渡に努めてまいりたい。</p> <p>・道路整備については、これまで同様、関係部局と連携して対応してまいりたい。</p> <p>・譲渡の条件については、地元市や関係機関と協議を進める中で、検討してまいりたい。</p>	<p>・【里美的提言】民間譲渡による運営の空白時間がなるべく生じないよう、譲渡の条件をしっかりと検討することが必要である。</p> <p>・【里美的提言】利用拡大に向けて、周辺道路やアクセスを向上させるため、関係部局と連携を図りながら検討を進めるべきである。</p> <p>・【白浜、里美的提言】民間譲渡に当たっては、近くの方々が有効に利用していただくよう、公募の条件に反映するなど、配慮する必要がある。</p>

**【別紙2－2】第5章1（3）個別施設に係る提言  
ア 重点的に議論した施設【執行部から方針の変更が示されたもの】**

No.	施設名	執行部の運営方針に対する審議			
		執行部の今後の方針案に対する委員会の判断とその理由	委員の主な発言	執行部の説明 (委員の質疑に対する答弁や今後の運営方針を導いた理由)	
	青少年教育施設		【第2回一飯塚委員】 ・これからは他県とお互いの利点を補完し合う必要があると思う。他県との広域連携を模索してはどうか。	・現在、他県からも利用者を受け入れているが、それを含めて、残る2施設で対応可能とし、再編方針をお示ししたところである。	・【全体共通の提言】公共サービスの過剰供給や二重行政を避けるための方策として、県有施設（公の施設等）だけでなく、そのサービス対象地域に所在する市町村の施設との共有・集約化や、市町村や団体等との合築や費用分担についても検討すべきである。
60	①中央青年の家		【第4回一森田委員】 ・【さしま】教育財団が指定管理を受けているさしま少年自然の家で、ナラ・ブナが枯れているようだが、把握しているか。	・施設所管課を通じて確認させていただく。	・【さしまの提言】豊かな自然環境やプラネタリウムなどは、施設の長所や利用者が求めるものであることを念頭に置いて、適切な管理に努めていく必要がある。
61	②白浜少年自然の家		・施設の魅力の一つであるプラネタリウムも老朽化が進んでいると思うが、どのような状況か。 【第4回一森田委員】 ・【さしま】利用者の増加に向けて、大学生や社会人を対象とした取組は良いと思うが、実績はどうか。	・メンテナンスしながら活用している。全面的な修繕には多額の費用が必要だと聞いている。 ・令和4年度の利用者数は、施設全体では約4万8千人であった。	・【さしまの提言】利用者の要望をよく聞き、利用者の増加に向けて取り組むことが求められる。
62	③さしま少年自然の家		・魅力となっている自然環境や施設を維持・活用して、利用者の増加に向けて引き続き努めていただきたい。		
74	④里美野外活動センター		【第6回一村本委員】 ・【里美】プロポーザルでは、選定にあたってこれまでの教育的価値については、どのように考えるか。  ・選定にあたっては、県の思いをしっかりと示し、県として引き続き青少年教育に取り組んでほしい。 ・譲渡後、施設利用促進等で県が関与していく予定はあるのか。 ・もう一步踏み込んで、何か協力できないか検討してもらいたい。借地関係は、これまでの「県と市」から「民間と市」になるので、県が間に入って市と調整にあたってもらいたい。  【第9回一村本委員】 ・【里美】（譲渡先管理者による）施設のオープン時はいつか周知を徹底して、スムーズな業務開始となることを要望する。また、小中学校が利用する等教育関連事業の活用の仕方について、県の関与が継続されることを要望する。	・民間譲渡後も周辺環境を活用して、体験活動を目的とする機会・環境の提供は継続していただきたいと考えており、審査項目の一つとすることを考えている。  ・施設の紹介をすることに加え、事業者の開催するイベント等の内容を確認したうえで周知するなど、協力していく。  ・令和5年10月以降を予定している。	・【里美の提言】民間譲渡後も、従前の設置目的である青少年に対する野外活動の教育施設に寄与する施設として、地域の交流人口拡大のための核となる施設になるよう、今後も引き続き関わっていくことが重要である。  ・【里美の提言】民間譲渡先の事業者が運営を開始する際には、近隣の小中学校を含め、多くの方に利用していただくよう周知するなど、幅広い活用に向けて支援していくべきである。

## 【別紙2－2】第5章1（3）個別施設に係る提言

### ア 重点的に議論した施設【執行部から方針の変更が示されたもの】

No.	施設名	執行部の運営方針に対する審議		
		執行部の今後の方針案に対する委員会の判断とその理由	委員の主な発言	執行部の説明 (委員の質疑に対する答弁や今後の運営方針を導いた理由)
75	健康プラザ	【判断】妥当 【判断の理由】以下のとおり。 ・一部の業務が二重となっており、県直営で業務を一括して行うことにより、効率的な施設管理が可能であるため。	—	—
		【第2回ー田山委員長】 ・民間を活用すれば全てうまくいくと安易に考えるのではなく、最善の手法を考えることが重要であることから、今後とも管理手法の見直しを定期的に行うなどを意識して取り組んでいただきたいと考える。	【第2回ー森田委員】 ・これまで健康プラザは廃止と聞いていたが、今回プラザは廃止せず、県直営で残ることになった。しかし、指定管理から県直営に変更することは、県直営から委託や指定管理を進めてきた通常の流れとは逆の対応のように思うが、いかがか。	【第2回ー説明聴取】 ・消耗品の購入や日常的な清掃、軽微な修繕などは健康プラザが中央保健所とは別に実施するなど、一部の業務が二重になっている。 ・指定管理を終了して施設を県直営とし、中央保健所が施設管理を一括して行うことにより、効率的な運営を行っていく。
		・情報システムの変更により、事務の効率化や経費の削減等を図ることができるため。	—	・県直営にする理由について、健康プラザは各種研修事業やシルバリハ事業を実施しているが、県民の健康づくりへのニーズが多様化する中で、研修事業等については、専門的で多様な内容が求められていることから、効果的・継続的に人材育成できる体制を整備するため、外部機関に個別に委託することとした。 ・一方で、施設管理については、健康プラザは予防医学プラザという施設の一部に入居しており、予防医学プラザ全体の管理については中央保健所が実施していることから、健康プラザを含めた施設全体を一体的に管理することで効率化を図ることとした。
		・研修事業等の外部機関への業務委託により、効果的かつ効率的に人材育成が期待できることを考慮すべきであるため。	—	【第2回ー説明聴取】 ・会議室がWi-Fiで無線接続できる環境になっていないことから、ウェブ対応設備の整備が必要となっている。 ・会議室の稼働率向上に向け、ウェブ対応設備を整備したうえで、有料での利用と併せ、県主催の研修や会議の開催等により利用促進を図るなど、会議室の有効活用に努めていく。
		・県直営後も、施設の利用はこれまでどおり変わらないことが見込まれるため。	【第2回ー森田委員】 ・研修事業やシルバリハ事業は外部機関に委託すると聞いているが、質は落ちないと考えてよいか。  ・ぜひ今後も質を落とさず進めていただきたい。	【第2回ー説明聴取】 ・施設管理以外の研修事業等については、今後、専門職等対象の研修を実施している外部機関に業務委託することにより、効果的かつ継続的に人材育成ができる体制を整備していく。 ・研修事業等の業務を外部機関に個別に委託することにより、各受託団体としても効果的かつ効率的に人材育成を行うことが期待できると考えている。

## 【別紙2－2】第5章1（3）個別施設に係る提言

### ア 重点的に議論した施設【執行部から方針の変更が示されたもの】

No.	施設名	執行部の運営方針に対する審議		
		執行部の今後の方針案に対する委員会の判断とその理由	委員の主な発言	執行部の説明 (委員の質疑に対する答弁や今後の運営方針を導いた理由)
80	あすなろの郷	【判断】妥当 【判断の理由】以下のとおり。  ・(社福)茨城県社会福祉事業団の自主的判断に基づき、効率的・効果的な施設運営や人材の確保に向けた処遇改善等に取り組む必要があることを考慮するべきであるため。	—	【第2回一説明聴取】 ・再編整備計画に基づき、あすなろの郷は令和7年度から、民間事業者では処遇困難な最重度の障害者が入所するセーフティネット棟と既存施設を活用したそれ以外の方が入所する(社福)茨城県社会福祉事業団の自主事業に分かれることとなるが、自主事業については、事業団が一社会福祉法人として独立採算で運営していくことになるので、より自立した運営が求められている。 ・入所者の高齢化や障害の重度化が進んでいる。このため、支援を行う専門知識や高い支援技術を持った職員の確保と育成が求められているが、福祉分野の人材不足が進んでおり、こうした状況を踏まえ、事業団では、自主判断に基づき効率的・効果的な施設運営を行うとともに、人材確保に向けた処遇改善等に取り組んでいく必要がある。
		・事業団の自主事業における今後の経営計画によると、おおむね安定した事業収支が見込めるため。	—	【第2回一説明聴取】 ・事業団において、自主事業における今後の経営シミュレーションを行っている。その結果は、令和7年度の自主事業開始から5年後の令和12年度の経営計画は、セーフティネット棟の入所対象とならない方全員を受け入れた上で、おおむね安定した事業収支が見込まれることを確認している。
		・事業団の自立化後も、県民に提供されるサービス、支援員の就労環境は変わらないと見込まれるため。	—	【第2回一説明聴取】 ・事業団の自立化については、再編整備計画を踏まえ、県立施設から事業団の自主事業へ運営体制のみを変えるものであるので、入所者等へのサービスの提供はもとより、直接サービスを提供する支援員の就労環境にも大きな変化はない。また、民間の障害者福祉サービス事業所に対しても影響はないものと考えている。
		・民間の障害者福祉サービス事業所に対しても影響はないと見込まれるため。	【第2回一江尻委員】 ・国の社会福祉事業団運営基準の通知からすると、自立化はそぐわないのではないか。 ・自立化によって処遇が改善されると言うが、国の運営基準では(社福)茨城県社会福祉事業団の職員の給与は県職員に準じることになっており、民間より低いとは考えられないがどういうことか。 ・処遇改善加算制度を活用できないなら、県が独自に負担して、給与水準を引き上げるべきではないか。	・国の通知は技術的助言となっており、縛られるものではない。 ・近年、国では介護職員の給与水準を引き上げるため処遇改善加算制度を設けており、民間施設ではこの制度を活用しているが、事業団では県の基準に準拠しており、特に非正規職員の給与水準が民間より低くなっている。 ・県の出資団体であることから、基準から外れることは難しい。

## 【別紙2－2】第5章1（3）個別施設に係る提言

### ア 重点的に議論した施設【執行部から方針の変更が示されたもの】

No.	施設名	執行部の運営方針に対する審議			
		執行部の今後の方針案に対する委員会の判断とその理由	委員の主な発言	執行部の説明 (委員の質疑に対する答弁や今後の運営方針を導いた理由)	
80	あすなろの郷		<ul style="list-style-type: none"> <li>理事会、評議員会で了承されたというが、議事録では十分な議論がされたとは感じられない。サービスの低下が生じないよう県として十分責任を果たしていくためには、人的にも財政的にも、もっとしっかりと関与していくべきであり、自立化を再考すべきである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>再編整備計画が一部変更された令和2年以降、事業団において時間をかけて議論してきた結果であると聞いている。県では民間事業者で処遇が困難な最重度の障害者への支援に特化し、よりよいサービスが提供できるよう県が責任を持って対応していく。一方で、それ以外の方については、他の民間事業者と同様に国の基準の中でサービスを提供していく。賃金等の処遇については、介護人材不足に対応するため、国の処遇改善加算制度などを活用できるよう自立化することとしている。</li> </ul>	
		—	<p>【第2回二田山委員長】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>社会事業を担う団体は、県民の生活に直結する公共サービスを提供する団体であることから、今後ともサービスの質を落とさないことを常日頃から最優先に考え、事業を進めてほしいと思う。</li> </ul>	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>【全体共通の提言】県有施設（公の施設等）の運営は、県民生活に直結する公共サービスを提供する重要な事業であり、長期にわたって持続的・安定的に運営されるべきものであることから、社会情勢の変化や利用者ニーズについて中長期的な展望を持ちつつ、地域住民や利用者にとって不便や不安が生じないよう、利用者のことを最優先に考えていくことが求められる。</li> </ul>
		—	<p>【第2回一江尻委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自立化により事業団に対する財政的関与はなくなつても、最重度の障害者の受け入れ先となるセーフティネット棟の運営に対しては、県として責任をもつて、財政的にも手厚く支援していく考えはあるか。</li> <li>事業団の自立化は、県の福祉分野における責任の後退につながることから、賛成できない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>セーフティネット棟の部分について、必要な経費は、しっかりと指定管理で対応していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【福祉施設共通の提言】福祉施設は、県民生活に不可欠かつ直結する福祉サービスを提供する公的役割を担っていることを踏まえ、常日頃からサービスの質を落とさないことを最優先に考えて、適切な賃金や人員配置など職員の処遇にも配慮しながら、事業の継続に努めるべきである。</li> </ul>
112	鹿島セントラルビル（ホテル、テナントスペース、温泉施設等）	【判断】妥当	—	—	—
		【判断の理由】以下のとおり。	—	—	—
		<ul style="list-style-type: none"> <li>譲渡時期の見直しは、企業の買受け需要の減退、鹿島都市開発㈱の財務状況のさらなる悪化、ホテル従業員にとって不安定な状況が続いてしまうなどのリスクがあり、現段階での売却が適当・妥当であることを考慮すべきであるため。</li> </ul>	—	<p>【第3回一村田委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>譲渡時期を見直した場合には、企業の買受け需要の減退等を招き、入札参加者が減少するリスクや、現在の経営状況ではホテル事業の赤字が増加し、鹿島都市開発㈱の財務をより悪化させるリスク、さらに、ホテル従業員にとっては不安定な状況が長引くというリスクがある。</li> </ul>	
			<p>【第3回一村田委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ホテル事業を譲渡せず、今の状態で経営を続けた場合どうなるのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今の状態で経営を続けた場合、今後見込まれる新館大規模修繕費用や、将来的には従業員に対する退職金の支払等が運転資金の確保も困難になることが予想されており、ホテル事業を譲渡しなければ、将来的には会社の存続自体が危ぶまれるおそれもある。</li> </ul>	

## 【別紙2－2】第5章1（3）個別施設に係る提言

### ア 重点的に議論した施設【執行部から方針の変更が示されたもの】

No.	施設名	執行部の運営方針に対する審議		
		執行部の今後の方針案に対する委員会の判断とその理由	委員の主な発言	執行部の説明 (委員の質疑に対する答弁や今後の運営方針を導いた理由)
112	鹿島センターラビル（ホテル、テナントスペース、温浴施設等）	・移籍を希望する従業員の雇用について、譲渡先に対し公募入札時の条件を設けるなど、県の考えが確認できたため。	【第3回一村田委員】 ・譲渡に関する決定が遅れることでのリスクは、どのように考えているのか。	・優良な提案や応募総数の減少を招くリスク、ホテル従業員にとっても不安定な状況が継続することから、大量離職を招くリスク、さらに鹿島都市開発㈱の経営状況を悪化させるリスク等がある。このため、県としてはこの見直し後のスケジュールに基づき、令和6年9月末の譲渡完了を目指し、速やかに公募を開始し、事業譲渡が円滑に進むようしっかりと取り組んでいく。
		・地元説明会、従業員説明会、取引先説明会など、県民に対しての説明は一定程度行われていることを考慮するべきであるため。	【第3回一星田副委員長】 ・従業員に対する雇用相談窓口や救済措置等の支援措置が必要と考えるが、県ではどのように考えているのか。	【第3回一説明聴取】 ・優先交渉権者決定後には、ホテル事業譲渡後の従業員の雇用条件や取引先等との取引条件について綿密な調整を行うとともに、地元に対しても譲渡後のホテルの運営方針等について理解を得られるよう努めるなど、移行作業が円滑に進むように取り組んでいく。 ・特に影響の大きい従業員や取引先に対して、従業員説明会を15回、取引先への説明会を7回行ったほか、メールでの質問や要望にも対応しており、事業譲渡に当たっての従業員や取引先の不安や懸念の払拭に向けて最大限取り組んでいるところである。
			【第7回一村田委員】 ・優先交渉権者決定後、従業員の雇用や地元事業者との契約継続などといった交渉に入っていくことになると思うが、鹿島都市開発㈱任せにせず、県としても主体的に関わって欲しいがどうか。	・ホテルでの勤務を希望する者は譲渡先への勤務を公募条件とするとともに、移籍を希望しない者は鹿島都市開発㈱の残存する部門での勤務をしていただく。雇用の条件についても、譲渡先と協議し、より良い条件で雇用いただけるよう鹿島都市開発㈱と県で取り組んでいきたい。また、譲渡先への移籍、鹿島都市開発㈱への残留いずれも希望しない者には、雇用相談等を希望する場合には、県の就職支援センターとも連携し、本人の希望を聴きながら丁寧に対応する。
			・地元ではホテルの名称に愛着があるため、検討していただきたい。当初、地元では大きな衝撃を受けたが、その後の地元説明会を通して県も鹿島都市開発㈱も十分な説明をしていると思う。スムーズな契約・交渉、その後のホテル運営につながるよう引き続きお願いしたい。	・単に従業員の雇用を継続するだけでなく、従業員がより良い環境で雇用されるよう交渉していくことが重要と考えている。そのため、今後の交渉においては、現在の従業員の状況等を伝えたうえで丁寧に進めていく。現地説明会等でいただいた地域住民の方々の希望等を優先交渉権者に伝え、優先交渉権者と地元との良好な関係構築に向けて働きかけていきたい。また、ホテル名称の維持や宴会場の利活用、温浴施設の機能維持等に係る地元の要望についても丁寧に説明する。

## 【別紙2－2】第5章1（3）個別施設に係る提言

### ア 重点的に議論した施設【執行部から方針の変更が示されたもの】

No.	施設名	執行部の運営方針に対する審議		
		執行部の今後の方針案に対する委員会の判断とその理由	委員の主な発言	執行部の説明 (委員の質疑に対する答弁や今後の運営方針を導いた理由)
112	鹿島センターラルビル（ホテル、テナントスペース、温浴施設等）	<p>【第11回一村田委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>議会における議決日の関係もあり、譲渡日が令和6年10月1日よりも遅れることで、退職金や有給休暇などについて、従業員から不安の声があると聞いている。県では、これまで雇用は維持すると説明してきたが、原因は分からないが退職する従業員もいると聞く。こうした状況について、県はどの程度把握しているのか。</li> </ul> <p>・詳細な雇用条件について、県としてもしっかりと把握し、鹿島都市開発㈱任せでなく、交渉が速やかに進むよう、従業員から不満の声が出ないようしっかりと見守ってほしい。</p> <p>【第11回一田山委員長】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>今日の執行部の説明では、相手方が3社（優先交渉権者、運営管理会社、譲渡先）出てきているが、これらの資本関係や役員構成もわからない。資料にあるフローロー図では、譲渡先がどのような法人なのか分かりづらいため、丁寧な説明が必要である。</li> <li>また、従業員は運営管理会社に移籍するところがあるが、この点が従業員の不安を招いているのではないか。もう少し詳しく県がどのように関わっていくのか、委員会に対して丁寧に説明してもらいたい。また、現時点での人退職希望者がいるのか、不安を覚えている方が何人いるかも非常に重要である。県としてどこまで関わっているのか。</li> </ul> <p>・資産の譲渡先と、従業員の移籍先（運営管理会社）が異なる点について、不安があると思う。不安があれば対応することだが、不安がないよう、県としても従業員の身分保証等に関与していただきたい。</p> <p>・3社の資本（ファンド）構成、役員構成について、本委員会に示してほしい。</p>	<p>【第11回一村田委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和6年10月1日の議決後、売却代金の収納等の手続きをするため、譲渡日は10月2日以降となるが、これにより、従業員の給与や退職手当の算定等に影響が出ないよう、鹿島都市開発㈱とともに対応する。</li> <li>譲渡先での処遇は、現在、譲渡先から従業員への個別ヒアリングを実施している最中であることから、現時点での退職希望者等の状況についてはこの場での報告を差し控える。</li> <li>今回の譲渡に当たっては、「移籍を希望する社員については、全て雇用すること」、「雇用条件は、転籍時の労働条件と実質的に同等以上の条件すること」と決められていることから、これに基づく提示がなされているものと思料する。従業員から不安がある場合には、鹿島都市開発㈱がヒアリングし、県にも速やかに情報共有してもらい、譲渡先に対して、適時適切に対応していく。</li> </ul> <p>【第11回一田山委員長】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>譲渡後のホテルは優先交渉権者とは別の運営管理会社が運営することは從来から説明してきたところであり、従業員はホテル運営管理会社に転籍することとなる。</li> <li>退職希望者の人数等については、現在個別に従業員へのヒアリングを行っている最中であり、現時点で退職希望者数等の状況をこの場で報告することは、他の従業員の判断にも影響を及ぼす懸念があるため、差し控えたい。</li> <li>従業員に対しては同等以上の条件が提示されているものと認識しているが、例えば、退職金は支給されないが月給が上がる場合、これが從来と同等以上と言えるか判断が難しい等の声が出ていることは承知しております、県としても鹿島都市開発㈱と一緒に状況を確認し、どのような点に不安を感じているのか把握しながら、今後従業員の不安解消に向けて関与していきたい。</li> </ul> <p>・今回の譲渡スキームについては分かりづらいところがあり、また、給与面も、鹿島都市開発㈱と優先交渉権者の給与体系や退職金の取扱いが異なるなど分かりづらい点があることから、県と鹿島都市開発㈱が連携して従業員に説明するなど、従業員の雇用継続に向けて県としても積極的に関わっていく。</p>	

## 【別紙2－2】第5章1（3）個別施設に係る提言

### ア 重点的に議論した施設【執行部から方針の変更が示されたもの】

No.	施設名	執行部の運営方針に対する審議			
		執行部の今後の方針案に対する委員会の判断とその理由	委員の主な発言	執行部の説明 (委員の質疑に対する答弁や今後の運営方針を導いた理由)	
112	鹿島セントラルビル（ホテル、テナントスペース、温浴施設等）	<p>・過去の出資団体等調査特別委員会（平成26年）においても、ホテル事業の民間売却等を視野に入れた検討についての提言を行っていることを考慮すべきであるため。</p> <p>・民間譲渡後、譲渡先のホテル事業が公募条件の5年経過以降も継続されるよう、県が関わっていくとの考えが一定程度示されたため。</p>	<p>【第2回一村田委員】 ・この施設の在り方については、過去にも提言されていて、それを基に県の方針が決定されてきた。しかしながら、その決定を県民の理解を求めずに進めてよいということではなくて、その提言内容を基に、県民や地域住民と丁寧に協議を重ねながら、十分な理解が得られた上で将来の施設の在り方を決定していくことが重要である。</p> <p>【第2回一江尻委員】 ・時代や状況も変わってきており、過去の議会との約束事だけで、それは県の改革方針に沿ってやっているということでは理解されないということは、改めて認識していただきたい。</p> <p>【第2回一村田委員】 ・今後ホテル譲渡に向けて、優先交渉権者と交渉するにあたり、現地説明会においては、様々な公募条件についての意見が出たが、見直す考えはあるのか。</p> <p>【第3回一村田委員】 ・レストランや宴会部門の従業員からの不安の声を多く聞く。レストラン宴会部門もホテル譲渡後もそのまま譲渡先に引き継いでもらいたい。</p> <p>【第4回一村田委員】 ・主な契約条件に宴会場の条件が付されていないと思うが、従業員の雇用や（シェフなど）地域にとっても宴会場の維持は重要だと思うが県の考えはいかがか。</p> <p>【第12回一田山委員長】 ・鹿島セントラルビルは、本調査特別委員会立ち上げの一つの契機となったものである。これまで委員会で議論があった売却後の従業員の処遇や不安、経営主体や経営見通し、地域への貢献の継続性などについて、今後もできる限り県が継続して関与していくことが必要である。地域におけるホテルとして存続できるよう、特にくれぐれも従業員が不安を抱かないよう、引き続き努力願いたい。</p>	<p>【第3回－説明聴取】 ・過去の出資団体等調査特別委員会の提言では、「ホテル部門における経営状況が悪化した場合には、売却等も視野に入れた議論を進めるべき。」、「将来的には県関与を廃止し自己立派化を図るべき。」、「設計管理事業について民間と競合せず、公共性、公益性が發揮できる分野である場合には、類似の事業を行う公益法人などが担うことを検討すべき。」との指摘がある。</p> <p>【第2回－説明聴取】 ・公募時の条件として、従業員の雇用継続に加え、ホテル業等の用途に使用すること、5年間は所有権移転等の譲渡を禁止すること、高速バスター・ミナルとしての機能維持などを盛り込んだ上で、選定審査においても地域貢献の方針を評価項目の一つとして加える。</p> <p>・今回の民間譲渡はホテルに対して資金力のある企業の投資が行われ、設備等のリニューアルにより長期的にホテルが継続していく状況を作り出すことが目標であることから、公募条件の設定や優先交渉権者との交渉に最善の努力をしていく。</p> <p>・宴会場等を始め、ホテル事業の中の詳細な機能については、優先交渉権者と詳細に交渉していきたいと考えている。</p> <p>・宴会場は、鹿島セントラルホテルの特色の一つで、鹿行地域に立地する他のホテルはないものである。契約条件には含めていないが、企画提案書の提案項目において、全体計画の中で宴会場の活用戦略について記載を求めていた。審査では宴会場の活用を含む全体計画のほか、経営計画、顧客サービス等を評価し、優良な提案をした企業に譲渡することとしている。</p>	<p>・【全体共通の提言】時代や社会情勢の変化に伴い、利用者や地域住民のニーズも変化する中で、過去の議会の提言等だけにとらわれず、変えていくべきものは変えていくという姿勢も大切であり、利用者等のニーズを的確に把握した上で、県有施設（公の施設）等が提供するサービスを改善していくことが求められる。</p> <p>・民間譲渡後、譲渡先のホテル事業が公募条件の5年経過以降も継続されるよう、県がしっかりと注視していくとともに、継続的な関わりを持つことが重要である。</p>

## 【別紙2－2】第5章1（3）個別施設に係る提言

### ア 重点的に議論した施設【執行部から方針の変更が示されたもの】

No.	施設名	執行部の運営方針に対する審議		
		執行部の今後の方針案に対する委員会の判断とその理由	委員の主な発言	執行部の説明 (委員の質疑に対する答弁や今後の運営方針を導いた理由)
112	鹿島セントラルビル（ホテル、テナントスペース、温浴施設等）	<p>【第2回一村田委員】 ・新館の規模は適切だったのか。鹿島都市開発㈱の判断には、県の意向も大きく関わっていることから、県にも一定の責任があるのではないかと考える。</p> <p>【第2回一江尻委員】 ・地域の方の声を聞くと、単にホテルだけでなく、鹿島地域の様々な課題解決に向けて、県にも役割を果たしてほしいとの意見がある。だからこそ民間譲渡に消極的な意見が出ているのではないか。鹿島都市開発㈱が今後していく鹿島地域における街づくりについて、株式会社ではあるが、県の役割も含め、どう果たされていくのか。</p> <p>【第3回一田山委員長】 ・今回の民間売却がやむを得ない部分はあるかと思うが、その後景には、長年ホテルを支え、地域を支えてきた従業員の方々がいることを忘れないでほしい。 ・新館建設を進めた県にも一定の責任があると考える。</p> <p>【第7回一村田委員】 ・今後選定委員会が行われるため、現時点で公表できる情報が限られているのは承知しているが、地元の声に寄り添っていただきたいと考える。改めて、選定の考え方などを教えてほしい。</p> <p>・利用者の減少、周辺の民間ホテルの増加など、鹿島・神栖地域を取り巻く環境の変化、民間シフトという流れの中で、民間譲渡の判断はやむを得ない部分があるため。</p> <p>・現在の経営状況では、今後見込まれる新館の大規模修繕費用の捻出や従業員への給与、退職金の支払いなど、経営に必要な運転資金の確保が困難になるおそれがあり、抜本的な改革が求められていることを考慮するべきであるため。</p>	<p>【第2回一村田委員】 ・新館建設にあたっては、平成2年度の「鹿島地域・楽しい街づくり懇談会」の提言や、当時の住民意向調査等の結果や不足する商業機能を充実させる等の住民ニーズに配慮して建設されたものと認識である。</p> <p>【第2回一江尻委員】 ・鹿島都市開発㈱は、鹿島地域の各種インフラの整備・維持管理業務を担っていることから、今後も引き続き地域に貢献する必要がある。全体の振興については、様々な鹿島地域の地域振興は引き続き検討していきたい。</p> <p>【第3回一田山委員長】 ・</p> <p>【第7回一村田委員】 ・学識経験者等を構成員とする選定委員会を設置し審査を行うが、地元説明会等での地元からの意見を委員に伝え、審査をしていただく。また、審査の視点においても「長期的なホテル事業等の経営継続に向けた計画か」、「地域への貢献に対する具体的な提案があるか」といった項目を入れており、それらの項目も含めてより良い提案をした事業者を選定することが重要と考えている。特に従業員については、公募要件に希望する従業員の雇用継続を盛り込んだうえで、モデル的な給与体系の提案をもらうこととしており、審査において重視したいと考えている。</p> <p>【第2回一説明聴取】 ・新型コロナウイルス感染症の影響によって、ホテル事業の客室稼働率低下や婚礼、宴会の大幅な減少は継続しており、令和5年5月の5類移行後においても、コロナ禍前の水準には回復していない状況にある。 ・現在の経営状況では、今後見込まれる新館の大規模改修費用の捻出が困難であるほか、将来的には従業員への給与や退職金の支払いといった経営に必要な運転資金の確保が困難となる恐れがあることなどから、抜本的な改革が求められているところである。</p>	<p>・引き続き、地域の発展に貢献できるよう、今後も努力し続けることが求められる。</p>

## 【別紙2－2】第5章1（3）個別施設に係る提言

### ア 重点的に議論した施設【執行部から方針の変更が示されたもの】

No.	施設名	執行部の運営方針に対する審議		
		執行部の今後の方針案に対する委員会の判断とその理由	委員の主な発言	執行部の説明 (委員の質疑に対する答弁や今後の運営方針を導いた理由)
112	鹿島センターラビル（ホテル、テナントスペース、温浴施設等）	・民間売却が参考人意見聴取を踏まえた内容でもあるため。	【第2回一村田委員】 ・今回の方針は、過去の調査特別委員会の提言を踏まえたものであることは承知しているが、なぜこのタイミングで売却することとしたのか。  （令和5年9月13日実施の現地調査において、参考人意見聴取を実施した。）	・調査特別委員会の提言後、経営改善に取り組んできたが、コロナ禍による経営悪化等の影響を受け、経営状況が厳しく、抜本的な改革が必要となり、売却方針決定に至った。ホテルの評判への影響やホテル従業員に不安を与えないようする観点から、早い段階での公表はすべきではない、と考えていたことについてご理解をいただきたい。
		—	【第2回一田山委員長】 ・急遽、調査特別委員会ができた背景、流れなどもしっかり踏まえて対処していただきたい。 ・情報交換をしっかりしながらいい形で議会にも県民にも心配をかけないような手法をとりながら慎重にやってほしい。	—
		—	【第3回一田山委員長】 ・今回の民間売却については、地元や従業員への説明よりも新聞報道が先になり、議会への事前説明も不十分であったという問題がある。 ・二元代表制において議会と知事は車の両輪であることから、施設の売却等の案件を進めるに当たっては、適時適切に議会への説明を行うようお願いしたい。	—
		—	【第4回一田山委員長】 ・地元や従業員が置き去りにされ、また、議会にも説明がないまま、民間譲渡の方針が公表され、事前に説明がない事後報告という形であった。さらには、従業員は、ある日突然民間譲渡を新聞報道で聞かされることとなつた。これは、地元や従業員の立場になつて考えると、どんな事情があるにせよ、唐突で拙速であつたと言わざるを得ない。 ・事を進めるに当たつて大事なことは、まず地元に行き、関係者の意見や考え方を聞くこと、そして、地元から吸い上げたものを事業の方針に反映させること、最後にこの方針を地元や議会に丁寧に説明し、理解を得ることといった、しっかりと段階を踏むこと。これが県民に寄り添う政治ではないかと考える。 ・改めて執行部には、地元の意見を傾聴する姿勢や、拙速に事を進めないこと、そして、議会に対する丁寧な説明を強く求めたい。	・【全体共通の提言】県有施設（公の施設等）の運営方針の変更等について、経済的な合理性や経営の損益だけで判断するのではなく、当該施設を利用してきました地域住民に対する十分な説明を行い、当該施設が担ってきた地域住民の生活や福祉サービスの維持、収支の改善等の手法について議論を重ねるべきである。  ・【全体共通の提言】執行部は、議会がこの車の両輪にも例えられる二元代表制に基づく役割を担っていることを踏まえ、県有施設（公の施設等）の在り方にについて、検討、決定等をするに当たつては、各地域住民の意思を代表する議会に対して事前に報告を行うなど、その意思形成過程において、関与できるようにすべきである。

## 【別紙2－2】第5章1（3）個別施設に係る提言

### ア 重点的に議論した施設【執行部から方針の変更が示されたもの】

No.	施設名	執行部の運営方針に対する審議		
		執行部の今後の方針案に対する委員会の判断とその理由	委員の主な発言	執行部の説明 (委員の質疑に対する答弁や今後の運営方針を導いた理由)
112	鹿島セントラルビル（ホテル、テナントスベース、温浴施設等）	<p>【第10回一村田委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議会制民主主義においては、執行部が重要事案の意思決定するに当たっての議会への説明、すなわち適正な事前手続は必要不可欠であるにもかかわらず、今回の鹿島セントラルビルの案件についてはその事前手續が不十分であった。改めて、県には県民や地元住民、また、その決定において最も影響を受ける当事者に対しては十分な説明を行い、その決定についての理解を求める手続をきちんと踏んでいただきたい。</li> <li>・鹿島セントラルビルについての審議等も踏まえ、毎年2定で、調査特別委員会の対象とした全ての県有施設等の運営状況報告がなされることとなり、運営方針の転換などの動きがあった場合に、議会への説明と報告がなされることになったが、この点についての執行部の担うべき役割と認識について確認したい。</li> <li>・鹿島セントラルビルの民間譲渡の事案を、今後の議会と県との関係と役割を考える上での教訓としていただきたい。</li> </ul> <p>【第2回一飯塚委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安易に経営が悪化したから、施設の本来の目的を失ってしまって譲渡というのはいかがなものかななど感じている。</li> </ul> <p>【第3回一下路委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県と第三セクターだけではなく、地元がどのような関与をしていくのか、ある程度の役割を担うよう神栖市にも求めていくことが県からできないか。</li> <li>・神栖主体ではなく、応援体制として地元にも参加してもらい、県も関与しながら鹿島セントラルビルをいい形で残せるよう進めてほしい。</li> </ul> <p>【第7回一下路委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地元の要望があつたうえで、今の形に至っていると思う。その中で鹿島地域をどのようにしていくか、市町村の取組・考えが必要である。この件で契約に進んでいく間に、地元市町村から今後どうするのかといった意見が出ているのか、どのように関わろうとしているのか、現状が分かれば教えていただきたい。</li> </ul>	<p>・委員会から議会の関与の仕方が不十分との意見があった。このため、毎年第2回定期例会に定期報告することとし、報告にあたっては、施設設置の経緯や利用状況等、説明内容の充実を図ることとした。また、施設の状況に変更等があった場合には、定期報告を待たずに直近の常任委員会で報告していく。資料については、全ての議員に提供し、周知する。</p> <p>—</p>	<p>・【全体共通の提言】県有施設（公の施設等）の運営については、経営状況の悪化や老朽化による維持・修繕の発生だけを理由に民間譲渡や民間活用を考えるのではなく、管理・運営手法の見直しなどを含め、最善の運営手法について検討すべきである。</p> <p>・【全体共通の提言】県有施設（公の施設等）の利用者が広域的であることに鑑み、それぞれの地元市町村が、自身に求められる役割を再認識した上で、施設運営等に主体的に関与してもらうことも重要である。</p>

## 【別紙2－2】第5章1（3）個別施設に係る提言

### ア 重点的に議論した施設【執行部から方針の変更が示されたもの】

No.	施設名	執行部の運営方針に対する審議		
		執行部の今後の方針案に対する委員会の判断とその理由	委員の主な発言	執行部の説明 (委員の質疑に対する答弁や今後の運営方針を導いた理由)
112	鹿島セントラルビル（ホテル、テナントスベース、温浴施設等）	<p>・県はこれまで鹿島開発を通して多額の投資をしてきた。その結果として莫大な固定資産税が神栖市に入っている。売却後も固定資産税は神栖市に入るのだから、県だけに頼らず県と市町村が一緒に対処していくべきであり、特に神栖市には、その点を理解してもらわないといけない。</p> <p>【第3回一下路委員】 ・民間にするのか、県がこのままやっていくのかという重要な問題を真剣に議論をして、一つの方向性を、この何十年も超えられなかったものを超えていくこうという、大意義のある、重大な、委員長にとっても大変苦渋の選択があるということを重々承知している。</p> <p>【第11回一村田委員】 ・当初から投資法人へ売却し、別な法人が運用するスキームは伺っていたが、今回初出のまた別の会社への譲渡については、唐突感がある。先日の鹿島都市開発㈱の取締役会でも議論があったと聞いている。業界では一般的なスキームなのは分かるが、なぜこのようなことになっているのか、この委員会の場で改めて説明願いたい。</p>	<p>・県はこれまで鹿島開発を通して多額の投資をしてきた。その結果として莫大な固定資産税が神栖市に入っている。売却後も固定資産税は神栖市に入るのだから、県だけに頼らず県と市町村が一緒に対処していくべきであり、特に神栖市には、その点を理解してもらわないといけない。</p> <p>【第3回一下路委員】 ・民間にするのか、県がこのままやっていくのかという重要な問題を真剣に議論をして、一つの方向性を、この何十年も超えられなかったものを超えていくこうという、大意義のある、重大な、委員長にとっても大変苦渋の選択があるということを重々承知している。</p> <p>【第11回一村田委員】 ・当初から投資法人へ売却し、別な法人が運用するスキームは伺っていたが、今回初出のまた別の会社への譲渡については、唐突感がある。先日の鹿島都市開発㈱の取締役会でも議論があったと聞いている。業界では一般的なスキームなのは分かるが、なぜこのようなことになっているのか、この委員会の場で改めて説明願いたい。</p>	<p>・【全体共通の提言】県有施設（公の施設等）の運営方針の変更等について、経済的な合理性や経営の損益だけで判断するのではなく、当該施設を利用してきた地域住民に対する十分な説明を行い、当該施設が担ってきた地域住民の生活や福祉サービスの維持、収支の改善等の手法について議論を重ねるべきである。</p> <p>・今回決定した優先交渉権者は、選定委員会の段階で、「同社が組成する特別目的会社が、取得後速やかに10億円を超える投資を行い、新館の客室、レストランや宴会場、共用部のリニューアルを計画すること」などの方針を示していたが、このことはホテルの長期的・安定的な運営を目指すという今回の譲渡の趣旨と合致した提案内容であることから、この方針も考慮に入れたうえで、選定委員会としては、同社を最優秀提案者として選定した。</p> <p>・譲渡先となるこの特別目的会社は、資産の流動化に関する法律に基づき、企業が特定の資産を切り離し、特定の事業をその資産だけを利用して運用するために設立するものである。これにより、金融機関だけでなく投資家からも資金調達が可能となる、不動産証券化により投資単位が小口化し、少額から投資を募ることが可能となるなど資金調達が容易になるほか、優先交渉権者が所有する他の資産と分けて管理することで他の資産のリスクから分離をすることが可能となるなどの効果があり、不動産事業や不動産投資では、一般的に活用されている手法である。</p> <p>・譲渡先の会社は、優先交渉権者が運用するファンドの資金で組成されたものであるため、譲渡先の会社が優先交渉権者の意向に反し、単独で当該不動産の処分や運営方針を決定することはできず、その運営は実質的に優先交渉権者が行っていると言って差し支えないものである。</p> <p>・今回の優先交渉権者は、県内の複数のホテルについても同じスキームで取得・運営しているが、現在に至るまでそれらのホテルは同社グループにより継続的に運営されている実績もある。</p>

## 【別紙3－1】第3章4 各施設の概要、課題及び今後の対応方針 重点的に議論した施設

No.	施設名	執行部の説明		
		施設概要 ①設置目的、②施設の概要、 ③設置時期若しくは築年数、④管理手法	運営上の課題	今後の運営方針
3	大洗マリンタワー	<p>①大洗マリンタワーは、県民が港と海に親しみながら、その理解を深めるという理念を踏まえ、展望室から眺望を楽しめるよう環境を整備し、県や町の観光振興に寄与した施設としての役割を担ってきた。</p> <p>②鉄筋コンクリート造で高さ59.9m。1階はエントランスホール（売店、事務室等）、2階は展望レストラン（高さ約50m）、3階は展望室（高さ約55m）となっている。</p> <p>③昭和63年開業</p> <p>④大洗町が指定管理者として管理をしている。</p>	<p>【観光拠点施設としての魅力向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大洗地域における観光拠点施設の一つとして、3階の展望フロアのほか1階には売店や観光案内等を設置しているが、観光拠点施設として機能を十分に発揮し、誘客を図るためにには、売店の充実や観光案内設備等のリニューアルが必要である。</li> <li>・今後は、集客力を高めるため、タワーの機能強化・見直しや隣接する港中央公園との一体的活用など効果的な施策を実施し、観光拠点施設としての魅力向上を図る必要がある。</li> </ul> <p>【更なる経営悪化の懸念】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理運営費を賄うためには、試算では現状の2倍の入館者数（14～15万人）が必要であるとともに、今後老朽化した設備（エレベーター等）の大規模修繕等の費用増加が見込まれることから、早急に施設の運営方針を検討する必要がある。</li> </ul>	<p>【今後の方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該エリアにおけるマリンタワーの在り方や役割等について、隣接する港中央公園との一体的活用等も視野に入れ検証するとともに、入館者の減少や今後控える大規模修繕等による経営悪化への対応など抜本的な改善に向け、民間活力の導入などによる運営手法を検討していく。</li> </ul> <p>【今後の予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在の指定管理期間が令和5年度末をもって満了することから、令和6年度からの指定管理者の指定を行う議案を令和5年第4回定期例会に上程予定である。</li> <li>・県議会や地元関係者等の意見も踏まえ、民間活力の導入などによる運営手法を検討し、対応方針を整理していく。</li> </ul>
4	国民宿舎「鵜の岬」	<p>①国民宿舎「鵜の岬」及びカントリープラザ「鵜の岬」は、県民に宿泊と休憩、教養と催事の場を供与し、もってその保養と健康の増進に資するために設置し、県北地域の観光拠点としての役割を担っている。</p> <p>②国民宿舎「鵜の岬」は、鉄骨鉄筋コンクリート造、地上8階建。カントリープラザ「鵜の岬」は、鉄筋コンクリート造、平屋建。</p> <p>③国民宿舎「鵜の岬」は平成9年に、カントリープラザ「鵜の岬」は平成元年に開業した。</p> <p>④県出資団体である（公財）茨城県開発公社が指定管理者として管理している。</p>	<p>【利用面】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 旅行形態の変化による売上収入の減</li> <li>・直近10年間の宿泊利用者は平成27年度の約6万5千人をピークに年々減少し、令和4年度は約5万7千人と約8千人の減となっている。</li> <li>・さらに、令和4年度の客室稼働率が99.9%と年間を通じほぼ満室状態になっているが、団体客が減少し個人客が増加したことで客室の定員充足率が低くなっていることも、売上収入の減少につながっている。</li> <li>(2) 宿泊利用者の周遊性の促進</li> <li>・ターゲットとなっている客層は主にシニア層であるが、アンケート結果によると、鵜の岬への宿泊・滞在自体が利用目的となっている傾向にあるため、周辺観光施設等への周遊性を促進していく必要がある。</li> <li>(3) 新しい顧客獲得とリピーターの確保（若年層、ファミリー層及びインバウンド需要の取り込み）</li> <li>・アナログ媒体（電話や往復はがき）による受付手法は、シニア層に対するきめ細やかなサービス（宿泊前の予約確認も電話にて対応）につがっているが、人口減少社会を迎え、幅広い客層の取り込みが重要であることから、予約の利便性や施設の認知度向上、予約業務の省力化や顧客管理にも有効なネット予約システムの導入を検討していく必要がある。</li> </ul> <p>【運営面】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 収益構造の改善、見直し</li> <li>・これまで、鵜の岬が宿泊利用率日本一を続けている人気の理由は、公営ならではの低廉な室料を背景に独自に質の高いホスピタリティや料理を確立したことで、風光明媚な景観や良好な周辺環境（伊師浜国民休養地内）とともに高いコストパフォーマンスを発揮し、これが県内や近都県の主にシニア層の支持を得てきたためと推測している。</li> <li>・この高いコストパフォーマンスを維持していくため、これまで客室稼働率が高くても利益率が低い収益構造となっていたが、現在では、旅行形態が団体客から個人客にシフトし、売上収入が減少していることから、収支改善等収益構造を見直す必要がある。</li> <li>(2) 今後控える大規模修繕等への対応</li> <li>・今後20～30年後を見据えた施設の長寿化に向け、大規模修繕等（今後10年間で約9億3千万円）への対応が必要である。</li> </ul>	<p>【今後の方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サウンディング調査結果や有識者の意見等を踏まえ、収益構造の改善や今後控える大規模修繕への対応に向け、現行の運営手法のほか、経営ノウハウを持つ民間活力の導入など、現在の社会情勢や多様化する利用者ニーズにあつた施設として、安定的・持続的に発展していくことができる運営手法について検討していく。</li> </ul> <p>【今後の予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・料金改定も含めた収益構造の改善策やターゲット層の拡大策などを検討し、県議会や地元関係者等としっかりと議論を進め、最適な施設運営の在り方を期限にこだわることなく整理していく。</li> </ul>
5	②カントリープラザ「鵜の岬」			

## 【別紙3－1】第3章4 各施設の概要、課題及び今後の対応方針 重点的に議論した施設

No.	施設名	執行部の説明		
		施設概要 ①設置目的、②施設の概要、 ③設置時期若しくは築年数、④管理手法	運営上の課題	
34	大洗公園	<p>①大洗公園は、緑の松林と、本県の代表的な景勝地の一つである大洗海岸を有する美しい公園であり、県立自然公園にも指定されている風致公園（※）である。 ※風致公園とは、主として風致の享受の用に供することを目的とする都市公園（都市公園法施行令第2条）</p> <p>②敷地面積は40.4haで、そのうち指定管理区域は34.9haとなっている。主な施設は、アクアワールド茨城県大洗水族館（管理許可施設）、駐車場（1,853台）、トイレ（4基）。</p> <p>③昭和32年開園</p> <p>④茨城県造園業協同組合が指定管理者として管理している。</p>	<p>【将来を見据えた適切な管理運営】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>多くの県営公園は建設から年数が経過しており、施設の老朽化が進行するとともに（特に、大洗公園は海岸部のため、急速に進行）、労務費や原材料価格、エネルギーコストの上昇により、維持管理費は年々増加している。また、社会経済情勢の変化や利用者ニーズの多様化などにより、県営公園に求められる役割が変化している。</li> <li>さらに、大洗公園では、風致公園としての景観を構成する松林を保全するため、地元大洗町等と連携しながら松くい虫対策を行うほか、水族館や大洗海岸の利用が多い夏季は駐車場を有料化して交通誘導員を配置し、本公園内の安全で円滑な交通の確保を図る必要がある。</li> <li>これらの課題を解決するため、大洗公園においては、指定管理者制度を導入し、専門的な知識を有する民間事業者のノウハウを活かした管理運営を行ってきたところであるが、引き続き、利用料金制度（指定管理者が施設の利用料金を収入（独自財源）として確保）を活用し、指定管理者が自主的な経営努力を発揮することにより、維持管理費の縮減や利用者数の増加、サービス向上を図っていく必要がある。</li> </ul> <p>【「ひたちなか大洗リゾート構想」を踏まえた取組の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県内随一の観光地であり、豊富な観光資源を有するひたちなか・大洗地域については、県や地元市町などの連携により、「ひたちなか大洗リゾート構想」（平成31年3月）が策定されている。「ひたちなか大洗リゾート構想」を踏まえ、大洗公園においては、松林などの良好な景観や地域の資源を活かした公園の活性化を図っていくとともに、令和3年3月に廃止となったことのもの城（面積2.5ha）等の未利用地の利活用を図っていく必要がある。</li> </ul>	<p>【今の方針】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>指定管理者による効果的・効率的な管理運営</li> <li>民間事業者のノウハウを活かした経営効率化、包括的な管理運営によるコストの縮減、利用料金制度の活用等により、県の財政負担軽減を図る。</li> <li>専門的な知識を有する民間事業者が松林等の樹木の維持管理を行うことにより、良好な景観の保全を図る。</li> <li>利用者の満足度を上げ、より多くの利用者を確保しようとする民間事業者の発想を取り入れること（魅力的なイベントの開催等）により、利用者に対するサービス向上を図る。</li> </ol> <p>（2）「ひたちなか大洗リゾート構想」を踏まえた取組の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>パークPFI制度を活用し、リゾート構想のコンセプトを踏まえた、大洗公園の再整備やその後の管理運営を民間事業者が行うことにより、県の財政負担の軽減のみならず、大洗公園の活用を中心とした地域の活性化を図る。</li> <li>こどもの城跡地等についても、地元大洗町と利活用の検討を進めていく。</li> </ul> <p>【今後の予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大洗公園の管理については、指定管理者による効果的・効率的な管理運営を基本としつつ、「ひたちなか大洗リゾート構想」を踏まえた、パークPFI事業や未利用地の利活用等を進めていく。</li> </ul>
40	茨城港大洗港区の中央地区の港湾環境整備施設（港中央公園）	<p>①港中央公園は、港湾における休息地として整備された緑地施設であり、港湾利用者の利便に供するための施設である。</p> <p>②敷地面積は10,000m<sup>2</sup>であり、ステージや駐車場がある。</p> <p>③昭和63年度開業</p> <p>④県直営で管理している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>経年劣化による設備の老朽化対策</li> <li>維持管理費の確保</li> </ul>	<p>【今の方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>港中央公園は大洗マリンタワーに隣接しており、大洗マリンタワーの所管課である営業戦略部と連携を図りながら、今後の在り方について検討を行う。</li> </ul> <p>【今後の予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大洗マリンタワーと一体的な活用方法について、引き続き検討する。</li> </ul>

## 【別紙3－1】第3章4 各施設の概要、課題及び今後の対応方針 重点的に議論した施設

No.	施設名	執行部の説明		
		施設概要 ①設置目的、②施設の概要、 ③設置時期若しくは築年数、④管理手法	運営上の課題	
54	①県民の森等	<p>①県民の森等は、県民が自然に親しみつつ休養し、自然に関して学習する場として設置した自然観察施設であり、「県民の森」のほか、有料施設である「植物園」、県民の森内の大型木造施設「森のカルチャーセンター」、きのこをテーマにした展示施設「きのこ博士館」が那珂市戸地内に一体的に整備されている。</p> <p>・県民の森は、野生植物の観察や保健・休養の場として昭和44年に整備された。コナラやクヌギ、スギなどからなる約65haの広大な森林であり、手軽に自然を感じられる場、心身の癒しの場として親しまれている。近年は、シニア層の手軽な散策コースとして人気が高い。</p> <p>・植物園は、植物に関する知識の習得や憩いの場として昭和56年に整備された。バラ、ボタン、シャクナゲなど約600種、約5万本の植物を四季折々に楽しめる施設であり、小中学校の校外学習や遠足での利用も多い。また、園内の熱帯植物館は、東南アジアの熱帯・亜熱帯に生育する植物を観察できる施設として平成6年に整備された。雨天時でも植物観察ができる施設として利用が多い。</p> <p>・森のカルチャーセンターは、県民の森内の大型木造施設で平成2年に整備された。施設内に設置した木製の遊具や玩具を通して自然や木のぬくもりを感じられるほか、木造の良さを体感できる建築物であり、県民の森散策の休憩場所としての利用も多い。</p> <p>・きのこ博士館は、全国でも珍しいきのこをテーマにした展示施設で平成10年に整備された。幻想的な雰囲気の館内にはきのこのほか、山菜やうるしななど特用林産物に関する展示・解説があり、小中学校の校外学習や遠足での利用も多い。</p> <p>②県民の森は敷地64.7ha、植物園は敷地12.0ha、森のカルチャーセンターは建物648m<sup>2</sup>、きのこ博士館は建物1,147m<sup>2</sup>。</p> <p>③県民の森は昭和44年に、植物園は昭和56年に、森のカルチャーセンターは平成2年に、きのこ博士館は平成10年に開設。</p> <p>④県民の森、植物園及びきのこ博士館は互いに隣接しており、また、森のカルチャーセンターは県民の森内に位置することから、一体の施設として管理することが合理的であるため、これら4施設を一括して「茨城県民の森等」として指定管理者に管理を委託している。指定管理者は県出資団体の（公社）茨城県農林振興公社である。</p>	<p><b>【施設の老朽化】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・整備後40年以上経過している施設が多く、今後も施設の機能を維持していくためには、空調機の更新等の大規模工事や、機能が低下した電気設備、給排水設備等の更新を計画的に行う必要があり、維持管理費の増大が見込まれる。これら施設・設備の更新、修繕に係る費用は指定管理料とは別に県が措置する必要がある。</li> <li>・なお、平成30年以降の大規模修繕（1千万円以上）は、県民の森への木製遊具の設置（平成30年度）と熱帯植物館のエアコン更新（令和2年度）の2件。また、今後、熱帯植物館のエレベーター更新（約5千万円）等の大規模工事を行う必要がある。</li> </ul> <p><b>【利用者数の低迷】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県民の森については、近年、利用者が微増しているものの、中核的な施設である植物園の利用者は、類似施設の台頭や施設の老朽化によりピーク時から約8割減少するなど低迷している。</li> <li>・植物園では、これまで多かった学校の遠足利用や校外学習利用が減少しており、人口減少及び少子化が進む中、自然や植物に関する学習、知識習得など教育の場としてのニーズは、今後さらに縮小するものと想定される。</li> <li>・このように、時代の変化に伴う県民ニーズの変化により、自然観察施設としての需要や、集客施設としての魅力が減少傾向にある中で、指定管理者による企業努力のみで、今後増大が見込まれる運営経費を賄う収入を得ることは難しいことから、施設の魅力向上などの抜本的な対策が必要と考えられる。</li> </ul>	<p><b>【今後の方針】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の現状や利用状況、議会からの提案を踏まえ、自然観察施設の機能を活かしつつ、民間アイデアを活用し、魅力溢れる施設への一新を図っていく。</li> <li>・具体的には、民間の創意工夫や経営力を最大限に取り入れ、県内外からの集客を実現できる魅力的な施設に再生することを目指し、魅力向上のためのリニューアルを検討していく。</li> </ul> <p><b>【今後の予定】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、民間資本を活用した県民の森等のリニューアルに向けて、コロナ禍の影響による民間の投資環境や旅行者のニーズの変化を捉えながら検討を進めているところ。</li> <li>・民間事業者の意見やノウハウも参考にしつつ、コンセプトや整備スキーム、導入コンテンツ、運営方法などについて検討を進め、事業者の投資動向や実現可能性を見極めた上で、基本計画の策定など、必要な手続きに着手することとした。</li> </ul>
55	②植物園			
56	③森のカルチャーセンター			
57	④きのこ博物館			

**【別紙3－2】第5章1（3）個別施設に係る提言  
ア 重点的に議論した施設**

No.	施設名	執行部の運営方針に対する審議			
		執行部の今後の方針案に対する委員会の判断	委員の主な発言	執行部の説明 (委員の質疑に対する答弁)	提言
3	大洗マリンタワー	妥当	—	—	・【観光施設等共通の提言】
4	①国民宿舎「鵜の岬」	妥当	<p>【第3回一村本委員】            ・34年間宿泊利用率が日本一を達成できた要因と、周辺観光とのコラボレーションによるシナジー効果を出すためにこれまでに取り組んできたことは何か教えてほしい。</p> <p>・宿泊が目的だと、周遊の提案が難しいことは理解した。客室稼働率はほぼ満室のことであり、今以上に売り上げを伸ばすとなると1室当たりの宿泊数を増やすしかない。コロナもあり宿泊が減っている中での検討とのことで、県としてどのような施設にしたいのか。</p>	<p>・長い年月をかけて築いてきた、きめ細やかなサービスが評判を呼び、シニア層を中心に支持を得ているのではないかと推測している。鵜の岬への宿泊滞在自体を目的としている利用者も多いため、周辺施設と連携して相互の利用促進を図ることも大切だと考えている。新たな周遊ルートの提案や体験メニューの組み合わせなどについても充実を図ってまいりたい。</p> <p>・団体客の減少等により売上収入が減少している現況から、人件費や食材費等がかかる中でサービスを維持していくためには、収益構造についても検討をしていく必要があると考えている。また、人口減少社会を迎え、このサービスレベルを下げることなく、インバウンドなど他の客層の取り込みや、周辺地域との連携促進なども含め、引き続き本県のフラッグシップとなる宿泊施設として、成長・発展させていくことが重要ではないかと考えている。</p>	・鵜の岬を核にした周遊観光を促すため、新たな周遊ルートの提案や体験メニューの組合せなど、観光コンテンツの充実を図っていくべきである。
5	②カントリープラザ「鵜の岬」		<p>【第3回一村本委員】            ・収益施設に関しては、収支がプラスなのかマイナスなのか、マイナスであれば、それが県民の福祉と天秤にかけたときに許容されるのかされないのかというところが、我々が一番知りていかなければいけない点である。</p> <p>【第5回一森田委員】            ・議会の関与、あるいは地域の市町村や団体の理解を得ながら、いい方向を見つけていくことが、この調査特別委員会の意義でもある。</p> <p>【第11回一小泉委員】            ・地元の意見はどのように把握、確認しているのか。            ・地元のどういった方から意見を聞いていているのか。            ・今後もしっかりと地元の声を聞いていただきたい。</p>	<p>—</p> <p>—</p>	<p>・【全体共通の提言】県有施設（公の施設等）の収益と今後の大規模修繕にかかる費用等を含めた支出を算出し、収支がマイナスの見通しとなる場合、県が所有の継続の適否を判断するに当たっては、その財政的負担の程度と施設の公的な役割・設置意義を比較し、その負担の程度が県として受け入れられるものかどうかということも一つの判断基準となる。</p> <p>・【観光施設等共通の提言】観光施設等の関係地域の魅力を理解している地元市町村との連携や協力を図りながら、より良い施設運営に努めるべきである。</p>

## 【別紙3－2】第5章1（3）個別施設に係る提言 ア 重点的に議論した施設

No.	施設名	執行部の運営方針に対する審議		
		執行部の今後の方針案に対する委員会の判断	委員の主な発言	執行部の説明 (委員の質疑に対する答弁)
4	国民宿舎「鵜の岬」		<p>【第5回一村本委員】            ・サウンディング調査の結果は知的財産保護の観点から参加事業者の承諾を得た内容にのみ限られているとのことだが、最終的には内容は開示されるのか。</p> <p>・サウンディング調査の定義について、実現性の高い事業スキームとあるが、今回のアウトプットの中には入っているのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>提案いただいたアイデアのうち、採用したものは公開していく。</li> <li>公表は差し控えたい。</li> </ul>
	①国民宿舎「鵜の岬」		<p>【第5回一森田委員】            ・サウンディングの調査内容を明かせないという契約自体が問題。これでは審議できない。</p>	—
5	②カントリープラザ「鵜の岬」		<p>【第5回一二川委員】            ・サウンディング調査において、事業者から提案のあった内容については、県側で実施して良いものとして、意見をもらっているのか。提案事業者でないと実施できないのか。</p> <p>・今後、県において内容をしっかりと検討し事業化していくのであれば、今の段階で、サウンディング調査の詳細を示さなくとも良いと思う。これからアウトプットをしていくために、県としてしっかりと議論していただきたい。その上で、県として事業化してやっていくのか、事業者に委託してやっていくのかをはっきりして説明してほしい。しっかりと議論して取り組んでいただきたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>提案事業者だけしかできないというものではない。行政側が提案内容を取り入れて、事業化していくこともできるものとなっている。</li> </ul>
			<p>【第5回一村本委員】            ・県の問題解決は単純だと思うので、事業スキームの見直しという文言については、速やかに明らかにしてほしい。また、鵜の岬の口コミの中に厳しい意見もある。真摯に受け止め、(公財)茨城県開発公社と一緒にになって改善してほしい。</p>	—
			<p>【第5回一下路委員】            ・鵜の岬の施設運営に係る問題点をレイヤーごとに分けて、タイムスケジュールをきちんととって、収益構造など、何を検討しないといけないのか、整理する必要がある。いつまでに何を検討していくかといけないのか、そのために、10年先に何があるのか、整理が必要ではないか。</p> <p>・議会に対しては、都度報告していくことが信頼関係につながる。「民間譲渡ありきではない」ということを、ありとあらゆる場面で枕詞にしないと責任の所在が曖昧になる。この点についてしっかりと認識してほしい。問題を整理し、一つ一つ解決して、まずは収益を改善していくということを全面に出していくかないとおかしくなると思う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>まずは収益構造改善に向けて、現時点でできることは何か、また、中長期的には何が必要かについて課題を整理し、色々な方の意見も聞きながら、方向性を整理する必要があると考えている。</li> <li>鵜の岬について、今後の方針はまだ何も決まっていない。収益構造の改善について、あらゆる可能性を排除せずに検討していく。</li> </ul>
			<p>【第5回一飯塚委員】            ・第3回委員会の資料での記載は、なぜ全てが民間導入となっているのか。まずは、指定管理者である(公財)茨城県開発公社にやつてもらうことはできないのか。あくまでも民間にやらせるものなのか。</p> <p>・収益構造改善策等について、しっかりと議論した上で、これ以上はもう無理だという場合に、民間活力導入をすべきではないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>検討にあたっては、県ばかりだけでなく、指定管理者である(公財)茨城県開発公社ともよく現状課題を整理して考えていこう。</li> <li>民間活力導入は手法の一つであって、必須とは考えていない。色々なアドバイスをいただきながら、より良い施設にするために検討していく。</li> </ul>

**【別紙3－2】第5章1（3）個別施設に係る提言  
ア 重点的に議論した施設**

No.	施設名	執行部の運営方針に対する審議		
		執行部の今後の方針案に対する委員会の判断	委員の主な発言	執行部の説明 (委員の質疑に対する答弁)
	国民宿舎「鵜の岬」		<p>【第3回一田山委員長】            ・鵜の岬は日本一の施設である。手をつけてはいけない。民間に任せれば良いなどと言うが、どう知恵を絞って、さらに効率化し、長寿命化を図って存在感を出していかかという観点で県がやっていければ良い。</p>	—
4	①国民宿舎「鵜の岬」		<p>【第5回一田山委員長】            ・国民宿舎「鵜の岬」は、茨城県を代表する観光資源、宿泊施設である。取り巻く環境が大きく変化している国民宿舎の中でも、全国的な模範であると言っても過言ではなく、大きな存在価値を有する本県の宝である。            ・本県の観光振興、特に、県北振興の柱として国民宿舎「鵜の岬」を大切にするとともに、本県の魅力の一つとして有効に活用していってもらいたい。            ・地元の方々からも深く親しまれている施設であることや、県の大きな財産であるという意見などの趣旨も十分に酌んでいただきたい。            ・国民宿舎の中で宿泊利用率が34年連続日本一を誇るなど、(公財)茨城県開発公社を指定管理者とする現行の管理手法で十分機能しており、むしろ国民宿舎のお手本というべき存在である。            ・従前から執行部が考えている検討会の実施については必要ない。また、民間への譲渡も行うべきではないというのが、おおむねの委員の総意である。</p>	—
5	②カントリープラザ「鵜の岬」		<p>【第7回一田山委員長】            ・当初は、期限がある程度定められていたが、期限にこだわらないという方向になった。なぜ今サウンディング調査をやるのかという疑問は依然として残り、執行部の説明も分かりづらく、苦しさがにじみ出ているという感想を持った。</p> <p>【第5回一村田委員】            ・毎年高い宿泊利用率、売り上げも高い水準を維持継続しているにもかかわらず、なぜ今サウンディング調査を行ったのか。</p> <p>・サウンディング調査の金額はいくらか。また、その結果をどう見るか。            ・平成26年の調査特別委員会から10年以上何もしていない状況で、なぜ今サウンディング調査を行ったのか。また、期待している効果は何か教えてほしい。</p>	<p>・コロナ禍の影響も含めて社会経済情勢の大きな変化により、当時から団体客が減り収入減少は続いている。収益性についても構造的な課題があった。34年連続一位としてブランドを築き上げてはいる一方で利用者は年々減少、県としては施設としての魅力を強化して、将来にわたって国内外から選ばれる魅力ある施設、本県を代表し、地域経済の発展に寄与するような施設として維持発展させていきたい。そのため専門的な知見を持つ民間事業者の意見を得たいとのことで実施した。</p> <p>・鵜の岬、大洗マリンタワーについて約2千万円。客層の変化を踏まえた外部事業者から幅広く意見を調査したものである。            ・旅行形態の変化に伴う利用者数の減少があつたためである。収益力強化の課題解決、多様化する宿泊ニーズへの対応など、今後も国内外から選ばれる施設としてその価値を高めていく効果を期待したものである。</p>

## 【別紙3－2】第5章1（3）個別施設に係る提言 ア 重点的に議論した施設

No.	施設名	執行部の運営方針に対する審議		
		執行部の今後の方針案に対する委員会の判断	委員の主な発言	執行部の説明 (委員の質疑に対する答弁)
4	①国民宿舎「鵜の岬」	<p>【第7回一豊田委員】            ・鵜の岬の予約システムについて、一般社団法人国民宿舎ポータルサイト内49施設のうち42施設はインターネットでの予約ができる。鵜の岬の今後の対応を教えてほしい。</p> <p>【第11回一豊田委員】            ・鵜の岬の宿泊予約システムについて、令和6年12月導入とのことだが、どのような仕組みで運営されるのか。また、これは本格稼働なのか、試験的運用なのか。</p> <p>・客層は高齢者が多いので、わかりやすい丁寧なシステム構築をお願いしたい。従来の電話予約に対し、インターネット予約に割り当てる部屋の比率を教えてほしい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(公財)茨城県開発公社(指定管理者)では、2年前からインターネット予約について、システム事業者との勉強会を行っており、予約の間口を広げるため、早期導入に向け検討を進めている。</li> <li>・鵜の岬の公式ホームページ内に「Web予約用ページ」機能を追加し、利用者に予約フォームから各種情報を入力してもらうことで部屋を確保することができるというものである。まずは試験的運用として、令和6年12月から翌年3月の予約分について、予約受付を開始する。</li> <li>・令和6年12月～2月分は、先行して実施する電話予約で埋まなかった客室の一部を予約対象とし、3月分は、和室と洋室の2割程度をインターネット予約用の客室として確保する予定。4月以降は、今回の試験導入の結果を基に課題等を整理し、例えば繁忙期と閑散期とで電話とインターネット予約の比重を変更するなど、電話予約と併用しながら、インターネット予約の拡大を図っていく。</li> <li>・これまで利用の多かったシニア層に加え、若年層やファミリー層など新たな客層が確保できることを期待している。今後の料金改定やインターネット予約の導入による施設の利用動向を分析しつつ、幅広い客層に利用しやすい施設となるよう、(公財)茨城県開発公社とも連携してサービスの向上に努めていく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収益施設にとって、予約システムは集客の根幹に関わる重要な課題である。インバウンド客に対しては多言語化を念頭に置き、利用者の間口を広げる策としてインターネット予約も構築していくことが求められる。</li> </ul>
5	②カントリープラザ「鵜の岬」	<p>・インターネット予約は間口を広げることになるが、今後の利用客層をどのように見込んでいるのか。</p> <p>・鵜の岬は県を代表する観光資源、宿泊施設であるため、今後も県北地域の観光振興における中核的存在として魅力ある施設運営をお願いする。</p> <p>【第7回一豊田委員】            ・鵜の岬のサイトが古いため、県の他の施設のような美しい作りを目指してほしい。</p> <p>【第11回一村本委員】            ・料金改定を行うとのことだが、今回、どのような手法で検討していくのか。</p> <p>・改定にあたっては、客観的な理由を説明できるようにしておいて欲しい。</p> <p>・カントリープラザの利用者が減少しているが、利用率向上についての考えはあるか。</p> <p>・カントリープラザの利用料金を下げるこことでも利用率向上につながると考える。鵜の岬については、持続的な経営に向けて検討をお願いしたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間のコンサルタント会社による意見や、県内外の公的宿泊施設の状況等、現場や地元の意見などを鑑みながら、(公財)茨城県開発公社と共に妥当な料金設定を検討していく。</li> <li>・利用料金の改定と合わせ、(公財)茨城県開発公社とも連携し、利用率向上に向け、具体的にどのようなことができるのか、検討しているところである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・誘客促進の一つの策として、ぜひ行ってみたいという気持ちにさせてくれるようなホームページの改良に工夫して取り組むべきである。</li> <li>・将来の大規模修繕等に備えた料金改定を中心に、最優先で取り組むべき課題に対して速やかに検討を進め、方針を決めていくべきである。</li> </ul>

**【別紙3－2】第5章1（3）個別施設に係る提言  
ア 重点的に議論した施設**

No.	施設名	執行部の運営方針に対する審議			
		執行部の今後の方針案に対する委員会の判断	委員の主な発言	執行部の説明 (委員の質疑に対する答弁)	
34	大洗公園	妥当	<p>【第3回一江尻委員】            ・大洗公園のパークPFI の公募の結果を教えてほしい。            ・今後、県は再公募を行うのか。            ・県は応募が無かった理由をどのように分析しているのか。            ・地元の声を丁寧に聞いて事業を進めていただきたい。</p> <p>【第3回一田山委員長】            ・地元への十分な説明や議会での議論を行ったうえで、事業の方針を決定していただきたい。</p>	<p>・令和5年6月から9月まで公募した結果、応募はなかった。            ・現地調査に参加した18 社にヒアリングを行い、今後、再公募を含め、営業戦略部と検討していきたい。            ・その分析をこれから行う予定である。</p>	<p>・前回の公募結果をしっかりと分析するとともに、パークPFIを再度実施する際には、利用者や地元の方から意見を丁寧に聞く必要がある。</p> <p>・【都市公園共通の提言】</p>
40	茨城港大洗港区の中央地区の港湾環境整備施設（港中央公園）	妥当	—	—	—
54	県民の森等 ①県民の森	妥当	<p>【第3回一小泉委員】            ・植物園については、利用者が減っており残念。老朽化も進んでおり改修も必要。リニューアルに当たっては、地元の意向も踏まえるとともに、木材利用などの視点も必要と思うがいかがか。</p> <p>・植物園のリニューアルは地元が期待していても、なかなか進まなかつた。コロナの影響もあったと思うが、今般の議論を踏まえた上で、できるだけ速やかに進めてもらいたいと思うがいかがか。</p> <p>【第5回一小泉委員】            ・地元からも期待する声が上がっているが、県としてもしっかりと地元に説明しながら、あるいは地元の声を聞きながら進めていってほしい。</p>	<p>・ご指摘のとおり施設老朽化が利用者減少の大きな要因だと思う。リニューアルについては、地元の声やコロナ禍による社会情勢の変化、那珂市道の駅との相乗効果も考慮しながら検討を進めたい。また、県産材利用の視点も取り入れたい。</p> <p>・本委員会のご議論を踏まえ、基本計画の策定や予算措置等、スピード感をもって取り組んでいきたい。</p>	<p>・リニューアルに当たり、地元の要望や周辺住民の意見、利用者の声などを聞き、これらをリニューアルに反映するように取り組むことが求められる。</p>
55	②植物園		—	—	—
56	③森のカルチャーセンター		—	—	—
57	④きのこ博物館		—	—	—

**【別紙3－2】第5章1（3）個別施設に係る提言  
ア 重点的に議論した施設**

No.	施設名	執行部の運営方針に対する審議								
		執行部の今後の方針案に対する委員会の判断	委員の主な発言	執行部の説明 (委員の質疑に対する答弁)						
54	①県民の森等	【第5回一星田副委員長】 ・きのこ博士館についてもリニューアルに合わせて作業を進めていくことが望ましい。きのこ博士館だけが取り残されることのないよう、管理運営も含めて、しっかりと責任を持って取り組んでいただきたい。	【第6回一小泉委員】 ・きのこ博士館も、植物園のリニューアルオープンに合わせて対応するということよいか。	【第6回一星田副委員長】 ・魅力あふれるリニューアルをきのこ博士館についてもしっかりと踏襲して、同じ時期に、全体的な素晴らしい施設としてリニューアルされることを期待したい。	【第6回一小泉委員】 ・私も住民説明会に参加したが、地元の期待が大きいと感じた。小さな意見にも耳を傾けなければならないと思うが、その一つとして、植物園本来の機能をどのように強化、拡充するのか。また、県民の森の散策路の整備についてはどう考えているか。県民の森の散策路は傷みやすい箇所が多い。そのような点にも目を向けてほしい。	【第6回一星田山委員長】 ・非常に難しい施設だという気概で、本気で取り組まないと、あつという間に廃れてしまうという心配をしている。いろいろと議論があったが、日本初にふさわしい施設にもう一步踏み込んだらどうかという印象である。	【第9回一小泉委員】 ・指定期間は3年から5年程度が一般的かと思うが、20年の長期間とした理由を教えてほしい。	【第9回一小泉委員】 ・指定のとおり植物園リニューアルオープンの時期に合わせて、きのこ博士館の修繕や展示の見直しを進めていきたい。	【第9回一小泉委員】 ・ご指摘のとおり植物園リニューアルオープンの時期に合わせて、きのこ博士館の修繕や展示の見直しを進めていきたい。	【第9回一小泉委員】 ・植物園等のリニューアルに当たり、施設の入口付近に位置するきのこ博士館だけが取り残されないよう、同時進行でリニューアルを検討していく必要がある。
		【第6回一小泉委員】 ・ご指摘のとおり植物園リニューアルオープンの時期に合わせて、きのこ博士館の修繕や展示の見直しを進めていきたい。	【第6回一小泉委員】 ・ご指摘のとおり植物園リニューアルオープンの時期に合わせて、きのこ博士館の修繕や展示の見直しを進めていきたい。	【第6回一小泉委員】 ・植物園本来の機能の強化や魅力向上にもしっかりと取り組む。例えば、現在のメイン花壇をシンボルガーデン、ハーブガーデンとしてリニューアルする。また、既存樹木は基本的に残すが、施設配置に合わせた植え替えなど、植物にこだわった整備に努める。このほか、植物解説など、植物に関する学びや体験のコンテンツも充実させたい。県民の森の散策路の損壊箇所については、来年度、改修を行う予定としている。	【第6回一小泉委員】 ・駐車場については、各施設の想定利用者数から十分に足りる計算。さらに駐車場の区割りを見直せばもっと増やせる見込み。想定を超える利用があった場合は、市とも協力し速やかに駐車場を確保することも想定している。過剰投資とならないよう、利用状況を踏まえながら対応していく。	【第6回一小泉委員】 ・駐車場については、各施設の想定利用者数から十分に足りる計算。さらに駐車場の区割りを見直せばもっと増やせる見込み。想定を超える利用があった場合は、市とも協力し速やかに駐車場を確保することも想定している。過剰投資とならないよう、利用状況を踏まえながら対応していく。	【第6回一小泉委員】 ・リニューアルに当たり課題となる、植物園本来の機能強化・魅力向上や散策路を含めた県民の森の整備、駐車場の拡充について取り組んでいくことが求められる。			
		【第6回一小泉委員】 ・植物園本来の機能の強化や魅力向上にもしっかりと取り組む。例えば、現在のメイン花壇をシンボルガーデン、ハーブガーデンとしてリニューアルする。また、既存樹木は基本的に残すが、施設配置に合わせた植え替えなど、植物にこだわった整備に努める。このほか、植物解説など、植物に関する学びや体験のコンテンツも充実させたい。県民の森の散策路の損壊箇所については、来年度、改修を行う予定としている。	【第6回一小泉委員】 ・植物園本来の機能の強化や魅力向上にもしっかりと取り組む。例えば、現在のメイン花壇をシンボルガーデン、ハーブガーデンとしてリニューアルする。また、既存樹木は基本的に残すが、施設配置に合わせた植え替えなど、植物にこだわった整備に努める。このほか、植物解説など、植物に関する学びや体験のコンテンツも充実させたい。県民の森の散策路の損壊箇所については、来年度、改修を行う予定としている。	【第6回一小泉委員】 ・駐車場については、各施設の想定利用者数から十分に足りる計算。さらに駐車場の区割りを見直せばもっと増やせる見込み。想定を超える利用があった場合は、市とも協力し速やかに駐車場を確保することも想定している。過剰投資とならないよう、利用状況を踏まえながら対応していく。	【第6回一小泉委員】 ・駐車場については、各施設の想定利用者数から十分に足りる計算。さらに駐車場の区割りを見直せばもっと増やせる見込み。想定を超える利用があった場合は、市とも協力し速やかに駐車場を確保することも想定している。過剰投資とならないよう、利用状況を踏まえながら対応していく。	【第6回一小泉委員】 ・リニューアルに当たり課題となる、植物園本来の機能強化・魅力向上や散策路を含めた県民の森の整備、駐車場の拡充について取り組んでいくことが求められる。				
		【第6回一小泉委員】 ・植物園本来の機能の強化や魅力向上にもしっかりと取り組む。例えば、現在のメイン花壇をシンボルガーデン、ハーブガーデンとしてリニューアルする。また、既存樹木は基本的に残すが、施設配置に合わせた植え替えなど、植物にこだわった整備に努める。このほか、植物解説など、植物に関する学びや体験のコンテンツも充実させたい。県民の森の散策路の損壊箇所については、来年度、改修を行う予定としている。	【第6回一小泉委員】 ・植物園本来の機能の強化や魅力向上にもしっかりと取り組む。例えば、現在のメイン花壇をシンボルガーデン、ハーブガーデンとしてリニューアルする。また、既存樹木は基本的に残すが、施設配置に合わせた植え替えなど、植物にこだわった整備に努める。このほか、植物解説など、植物に関する学びや体験のコンテンツも充実させたい。県民の森の散策路の損壊箇所については、来年度、改修を行う予定としている。	【第6回一小泉委員】 ・指定期間を長期とすることで、指定管理者のノウハウの蓄積や従業員のスキルアップが期待できると考える一方、施設の耐用年数を超える期間とした場合、指定管理者に不利益が生じる可能性もあることから、施設の耐用年数等を考慮し20年間とした。	【第6回一小泉委員】 ・基本協定の中で、天災等の不可抗力以外の理由では指定の取消は認めないこととするが、どうしてもやめる場合は、県の損害額を協議した上で決定し、違約金を請求することになる。県としては、そのような事態にならないよう、経営が芳しくない場合は業務改善を指示するなどしていく。	【第6回一小泉委員】 ・指定期間を長期とすることで、指定管理者のノウハウの蓄積や従業員のスキルアップが期待できると考える一方、施設の耐用年数を超える期間とした場合、指定管理者に不利益が生じる可能性もあることから、施設の耐用年数等を考慮し20年間とした。	【第6回一小泉委員】 ・基本協定の中で、天災等の不可抗力以外の理由では指定の取消は認めないこととするが、どうしてもやめる場合は、県の損害額を協議した上で決定し、違約金を請求することになる。県としては、そのような事態にならないよう、経営が芳しくない場合は業務改善を指示するなどしていく。			
55	②植物園									
56	③森のカルチャーセンター									
57	④きのこ博物館									

**【別紙3－2】第5章1（3）個別施設に係る提言  
ア 重点的に議論した施設**

No.	施設名	執行部の運営方針に対する審議		
		執行部の今後の方針案に対する委員会の判断	委員の主な発言	執行部の説明 (委員の質疑に対する答弁)
54	県民の森等 ①県民の森 ②植物園 ③森のカルチャーセンター ④きのこ博物館	【第9回一小泉委員】 ・現在、植物園等の指定管理は茨城県農林振興公社が行っており、例えば、県民の森の草刈りなどは野草の発生時期を考慮するなどし、大変きめ細やかに行われている。管理者が代わってもこのノウハウは継続されるべきと考えるが県はどのように考えるか。 ・きちんと連携し、県も入ってしっかり引き継いでもらいたい。	・業務引継ぎの際、十分に時間をかけて詳しく引き継ぎを行うよう指導していく。また、新たな指定管理者の裁量となるが、公社スタッフの再雇用等についても助言していく。	・現在の指定管理者がこれまで培ってきた貴重なノウハウや技術を、新たな指定管理者に確実に継承させるため、引継ぎの際には県が間に入り、時間をかけて丁寧に行うよう努めるべきである。
55				
56				
57				

## 【別紙4－1】第3章4 各施設の概要、課題及び今後の対応方針 その他、個別の施設

No.	施設名	執行部の説明		
		施設概要 ①設置目的、②施設の概要、 ③設置時期若しくは築年数、④管理手法	運営上の課題	今後の運営方針
1	カシマ サッカースタジアム	<p>①県内におけるスポーツの普及を通じ、文化の発展に資するため。</p> <p>②県内におけるスポーツの普及を通じ、文化の発展に資することを目的として設置。プロフトボールクラブ「鹿島アントラーズ」のホームスタジアム。</p> <p>③平成5年3月設置（平成13年5月増築）</p> <p>④指定管理者制度を導入し、㈱鹿島アントラーズ・エフ・シーを指定管理者として指定。指定管理者は、スタジアムや駐車場などの施設管理のほか、ウェルネスプラザ（スポーツクラブ）の運営をはじめとした自主事業の実施など主体的な運営を実施。 令和2年度から、指定管理者の裁量を拡大し民間の創意工夫を發揮することでコストの低廉化を図るため、修繕工事について、県から予算の範囲内で㈱鹿島アントラーズ・エフ・シーに委託。これにより圧縮された工事費について、指定管理者の裁量で収益力改善に資する工事等の実施を認めるとともに、指定管理料を0円とし県負担の軽減を図っている。</p>	<p>(1) 施設の老朽化及び塩害による劣化 ・平成13年の増築時から20年以上が経過しており、施設の老朽化や塩害による劣化などが生じている。今後、屋根鉄骨、衛生消防配管、電気設備や消防設備など、現状を踏まえ大規模修繕を計画的に行うとともに、財源確保や負担の平準化を検討する必要がある。</p> <p>(2) コロナ禍による利用者数の減少 ・コロナ禍の影響で令和2年度に大きく利用者数が減少し、未だ回復途上にある状況。主要な集客であるプロサッカー関係においても、コロナ禍以前（令和元年度）の約45万人と比べ、令和2年度は3割程度（約14万人）、令和4年度においても7割程度（約32万人）に留まっている。</p> <p>(3) 試合時の交通渋滞 ・観客数が3万人近くまで及ぶ場合、試合後にスタジアムから潮来インターチェンジ間の移動に約1時間を要するなどの交通渋滞が生じている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定管理者の自主事業による利用促進や、長期修繕計画に基づく工事の優先順位付けや負担の平準化など、現行の管理手法での施設運営の合理化に努めつつ、民間主導による新スタジアムの建設を進める。</li> <li>・現スタジアムの渋滞対策については、県や㈱鹿島アントラーズ・エフ・シー、関係機関などをメンバーとした協議会などで出された渋滞対策案に基づき、㈱鹿島アントラーズ・エフ・シーが主体となって検討を進めるものであり、新スタジアムの建設に向けても、広域課題である渋滞対策などについて、課題解決に向けた検証を進めていく方針が示されていることから、引き続き支援をしていく。</li> </ul>
2	りんりん スクエア 土浦	<p>①サイクリングの振興による地域の活性化及び自転車を利用する者の利便の増進に資するため。</p> <p>②サイクリングの振興による地域の活性化及び自転車を利用する者の利便の増進に資するため、つくば霞ヶ浦りんりんロード等におけるサイクリングの拠点として設置する施設である。</p> <p>③平成30年3月開業</p> <p>④県がJR東日本から土浦駅ビルの一部を賃借している。施設は、平成30年度から指定管理者制度による運営を実施している。</p>	<p>・つくば霞ヶ浦りんりんロードの中核となるサイクリング拠点施設として、今後もサイクリストのニーズに応えながら、地域の誘客に寄与していくことが求められる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現行での施設運営により合理化を図る。</li> </ul>
6	波崎漁港 海岸休憩施設	<p>①海水浴客、マリンスポーツ等で波崎漁港海岸を訪れる者の休憩場所として整備された。</p> <p>②波崎漁港海岸休憩施設は、海水浴、マリンスポーツ等で波崎漁港海岸を訪れる者の休憩場所として設置したものである。</p> <p>③平成7年8月設置</p> <p>④平成7年度から施設の運営を委託しており、平成18年度からは指定管理者制度を導入している。</p>	<p>・施設の長寿命化のために必要な修繕等について神栖市と協議し、適切に実施していく必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現行の施設運営により管理する。</li> </ul>

## 【別紙4－1】第3章4 各施設の概要、課題及び今後の対応方針 その他、個別の施設

No.	施設名	執行部の説明		
		施設概要 ①設置目的、②施設の概要、 ③設置時期若しくは築年数、④管理手法	運営上の課題	今後の運営方針
7	運動公園 ①堀原運動公園	<p>①県民のスポーツレクリエーション活動及び体力の向上とスポーツ文化の振興を目的に設置した。</p> <p>②両運動公園は、県民のスポーツレクリエーション活動及び体力の向上とスポーツ文化の振興を目的に、社会体育施設としての役割を担っている。</p> <p>③堀原運動公園：昭和32年6月設置 笠松運動公園：昭和49年12月設置</p> <p>④両施設とも平成18年度から指定管理者制度を導入している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ポストコロナにより、大会等での会場利用は戻りつつあるが、更なる利用者増を図るため、新たな大会や用途での利用誘致を図る必要がある。</li> <li>・各施設とも、開設から約50年が経過していることから、今後も計画的な施設や設備の修繕・改修を行っていく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現行の管理手法を継続し、新たな大会や用途での利用誘致により更なる利用者増に取り組むとともに、施設や設備の経年劣化に対応するため、修繕等を適切に実施していく。</li> </ul>
8	②笠松運動公園			
9	ライフル射撃場	<p>①ライフル射撃の普及振興と県民の心身の健全な発達に寄与するため。</p> <p>②県営ライフル射撃場は、ライフル射撃の普及振興を図り、県民の心身の健全な発達に寄与することを目的に設置された、社会体育施設である。</p> <p>③昭和47年9月設置</p> <p>④平成18年度から指定管理者制度を導入している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当施設の利用者数は、平成29年度のリニューアルオープンに伴い増加したが、その後は横ばいで推移しており、コロナ禍での利用者数の大幅減は回復傾向にあるものの、更なる利用者増に向け、新たな大会や用途での利用誘致を図る必要がある。</li> <li>・平成28年度に大規模な改修工事を実施したところであるが、今後も経年劣化等の状況に合わせ、計画的な修繕・改修を実施していく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現行の管理手法を継続し、県内唯一のライフル射撃競技用の射撃場としての優位性を活かし、新たな大会や用途での利用誘致により更なる利用者増に取り組む。併せて、施設や設備の経年劣化に対応するため、修繕等を適切に実施していく。</li> </ul>
10	県立産業技術短期大学校	<p>①産業界が必要とする「ITに関する高度な専門知識・技能を持つ実践的な技術者」を養成するため。</p> <p>②県立産業技術短期大学校は、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づき、労働者の職業の安定と地域経済の発展に寄与することを目的として、産業界が必要とする「ITに関する高度な専門知識・技能を持つ実践的な技術者」を養成する職業能力開発施設としての役割を担っている。</p> <p>平成17年4月に開校し、令和元年度に1学年の定員を40人から60人へ増員、令和8年度に向けて大学校化を進めている。</p> <p>③平成17年4月設置</p> <p>④管理運営は、直営で実施し、25人体制（常勤12人、非常勤13人）となっている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近年の急速なデジタル化の進展により、IT人材の需要が増加し、県内企業でも「質」と「量」の両面から人材育成の強化を求める声が上がっている。</li> <li>・開設から約20年が経過し、今後、大規模な修繕の発生が予想される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和8年度に向けて大学校への移行を進め、IT技術に関する高度な教育訓練を受ける機会の充実を図るとともに、本県産業を担う高度IT人材の育成強化及び定着を目指す。</li> <li>・長期保全計画を踏まえ、計画的に修繕を進める。</li> <li>・当該施設は、水戸市をはじめ、茨城県産業技術イノベーションセンターなどとも連携し、地域に根差した技術者の育成に力を入れており、地域の企業や団体などからも、人材育成機関としての期待を寄せられている。今後、大学校化により更なる機能強化を図り、引き続き関係各所の期待に応えられるよう努めていく。</li> </ul>

**【別紙4－1】第3章4 各施設の概要、課題及び今後の対応方針  
その他、個別の施設**

No.	施設名	執行部の説明		
		施設概要 ①設置目的、②施設の概要、 ③設置時期若しくは築年数、④管理手法	運営上の課題	今後の運営方針
11	県立産業技術専門学院  ①水戸 ②日立 ③鹿島 ④土浦 ⑤筑西	<p>①地域の実情に応じた職業能力開発を推進し、雇用の安定と地域経済の発展に向けた取組を実施するため。</p> <p>② 産業技術専門学院は、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づき、労働者の職業の安定と地域経済の発展に寄与することを目的として、職業に必要な能力の開発・向上の支援等を行い、実践的な技術者を養成する職業能力開発施設としての役割を担っている。</p> <p>昭和21年から県内各地に設置、施設移転や再編等を行なながら、現在5学院体制で運営している。</p> <p>③水戸：昭和21年4月設置 日立：昭和29年4月設置 鹿島：昭和39年4月設置 土浦：昭和25年7月設置 筑西：昭和21年10月設置</p> <p>④ 管理運営は、5学院全て直営で実施している。他都道府県の類似施設において、指定管理者制度を導入しているところはない。</p> <p>⑤筑西</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>少子化による高校卒業者の減少や大学進学率の上昇、企業の高卒採用の増加等により、新規学卒者の入学者は年々減少しており、定員の充足が困難な状況となっている。その結果、産業界から求められている人材を十分に輩出できていない。</li> <li>建物の老朽化が進行しており、今後、大規模修繕の増加が予想される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成9年度の行財政改革調査特別委員会の提言を踏まえ、実践的な技術者を養成する職業訓練機関として、求められる人材を輩出できるよう、新規学卒者のみならず、より離職者等に利用しやすい職業訓練を提供していく。</li> <li>長期保全計画を踏まえ、計画的に修繕を進める。</li> <li>本委員会（第7回）における審議結果を踏まえ、学院が産業界から求められている人材の輩出を図るため、定員充足率の向上に向け、「カリキュラムの見直し」及び「在り方の検討」を行う。           <ul style="list-style-type: none"> <li>カリキュラムの見直し</li> <li>先端分野の技術（注）を習得できるよう、充足率が低調な学科（機械、金属、電気分野）を中心に、令和7年度からのカリキュラム拡充に向け検討を進め、内容等が決まり次第、募集手続きを開始。</li> <li>（注）機械：メカトロニクス、金属：ロボット溶接、電気：シーケンス制御など</li> </ul> </li> <li>産業技術専門学院のあり方検討           <ul style="list-style-type: none"> <li>産業技術専門学院が、将来にわたり産業界が求める人材の輩出拠点となるよう、将来的な人口動態や産業構造等についても十分に分析の上、再編統合を含めたあらゆる選択肢の検討を行うため、産業界・教育機関・学識経験者を構成員とした「あり方検討会」を設置し、年内（令和6年）を目途に結論を得る。</li> </ul> </li> </ul>
16	つくば創業プラザ	<p>①創業のための活動、創業後の事業活動及び新たな事業分野の開拓のための事業活動を支援することにより、本県の産業の振興に資する。</p> <p>②創業を目指す起業家や新たな事業展開を目指す中小企業に対して、創業の準備や事業活動に必要なオフィスを廉価な価格で提供するとともに、支援員による相談や情報提供などを実施している施設である。</p> <p>③令和元年12月設置</p> <p>④設置した令和元年度から、指定管理者制度を導入している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高い入居率を維持していくため、適切な施設の維持管理を行うとともに、入居企業の成長に向けて、丁寧な支援を行っていく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現行での施設運営により合理化を図る。</li> </ul>

## 【別紙4－1】第3章4 各施設の概要、課題及び今後の対応方針 その他、個別の施設

No.	施設名	執行部の説明		
		施設概要 ①設置目的、②施設の概要、 ③設置時期若しくは築年数、④管理手法	運営上の課題	今後の運営方針
17	県立笠間陶芸大学校	<p>①陶芸に関する専門的な知識及び技術を有する人材を育成し、陶芸及び陶磁器産業の発展に資するため。</p> <p>②笠間陶芸大学校では、陶芸に関する専門的な知識及び高度で多様な技術等の習得により、「現代陶芸をリードする陶芸家を輩出する産地」と「手作りを基本に日用陶磁器を生産する産地」の両面を併せ持つ陶芸産地を担う人材の育成を図っている。</p> <p>③平成28年4月設置</p> <p>④管理運営は全て直営で実施し、職員総数13人のうち人材育成業務については6人体制（常勤4人、会計年度任用職員2人）で行っている。</p>	<p>・全国各地（外国籍を含む）から幅広い年代の生徒が学ぶ場となっているため、在学中に学ぶ一般教養、社会人としての生活知識に加え、卒業後の活動に活かせるよう、経営や税制面での知識を得る機会などが必要といった課題がある。</p>	<p>・現行の管理手法により、引き続き人材育成に取り組み、笠間産地の振興・認知度向上を図る。</p> <p>・大学校単独では対応しきれない経営・税制面などの課題は、笠間焼業界や笠間市と連携を図りながら取り組んでいく。</p>
18	いばらき量子ビーム研究センター	<p>①② いばらき量子ビーム研究センター1号棟は、世界最高性能の研究施設「大強度陽子加速器施設（J-PARC）」の開設に合わせ、同施設の利用を促進するため、近接地に量子ビームに関する研究開発支援及び研究者・産業界の相互交流等の目的をもって設置し、産学官連携の研究拠点施設の役割を担っている。</p> <p>また、同敷地内に、最先端のがん治療法である「ホウ素中性子捕捉療法（BNCT）」の実用化推進のため、いばらき量子ビーム研究センター2号棟を設置し、BNCTの実証的な共同研究を実施している。</p> <p>なお、敷地及び施設は日本電信電話株式会社の所有だったものであり、県で購入後、施設を改修の上、開設した。</p> <p>企業や大学、研究機関等に実験室・研究室・会議室を貸出すほか、J-PARCに訪れる研究者の総合窓口である「ユーチャーズオフィス」や産学官交流を促進する「交流コーナー」（いずれも1号棟）などを備える。</p> <p>現在ネーミングライツを導入しており、「AYA'S LABORATORY 量子ビーム研究センター」を通称名としている。</p> <p>③ 1号棟：平成20年12月開設 2号棟：平成25年4月開設</p> <p>④ 管理運営は全て直営で実施し、施設管理については駐在職員2人（常勤1人、非常勤1人）を配置している。</p> <p>また、電気設備や空調設備、給排水設備、消防防災設備など施設全般の管理・監視のほか、設備の日常点検や軽微な修繕作業などの維持管理業務は委託しております、これらに対応するため、委託業者の技術者1人が施設に常駐している。</p>	<p>・建築から30年以上が経過しており、施設の老朽化や設備の経年劣化などが生じている。特に最近では、長期修繕計画に記載していない空調機や衛生設備の故障等による突発的な修繕が多くなってきており、引き続き、歳入の中で必要な修繕を行えるよう、計画的に修繕を行うとともに費用の平準化を目指す必要がある。</p>	<p>・現行での施設運営により合理化を図る。</p>

**【別紙4－1】第3章4 各施設の概要、課題及び今後の対応方針**  
**その他、個別の施設**

No.	施設名	執行部の説明		
		施設概要 ①設置目的、②施設の概要、 ③設置時期若しくは築年数、④管理手法	運営上の課題	今後の運営方針
18	いばらき量子ビーム研究センター	なお、いばらき量子ビーム研究センター2号棟は、BNCTの研究主体として入居している筑波大学が、施設内に放射線管理区域を設定するなど特殊な施設となつており、原子力規制庁との調整で、筑波大学が放射線管理を行い、県は施設管理者としてこれを監督する、という条件で放射線利用について承認されている（平成26年2月28日）ことから、指定管理者制度の導入は行っていない。		
19	茨城空港公園	<p>①茨城空港の開港に併せ、全国から訪れる航空旅客に対して空の玄関口を印象づけるシンボリックなエントランスエリアとなり、小美玉市やその周辺市町村住民が憩う交流空間を創造するため。</p> <p>②茨城空港公園は、茨城空港の開港に併せ、平成22年3月に空港ターミナル周辺に整備した総合公園である。</p> <p>③平成22年3月設置</p> <p>④管理運営は直営で実施しており、現地における主たる業務を（公財）茨城県開発公社に委託（常勤2人体制）している。 退役自衛隊機が設置されている航空広場については、都市公園法に基づく管理許可制度により、小美玉市が管理している。</p> <p>茨城空港は国管理空港であり、かつ航空自衛隊百里基地との共用空港であるため、空港公園の管理にあたり、国（国土交通省航空局、防衛省航空自衛隊百里基地）との密接な連携のもとで、適切な管理が求められていることから、指定管理者制度の導入は行っていない。</p>	<p>・茨城空港公園は、設置当初と変わらず、空港に隣接する特性を活かし個性のある公園として、また地元の小美玉市民や都市住民の憩いの場としての役割・機能が求められている。</p> <p>・一方、小美玉市では、茨城空港周辺地区において産業立地の促進による地域振興等を推進しているところであり、茨城空港公園についても産業振興に寄与することが求められている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現行での施設運営により合理化を図るとともに、都市公園として未供用区域である空港公園の区域の一部を県から市町村へ譲渡する。</li> <li>・なお、今後、国が空港経営改革の中で進める国管理空港の民間委託の動向を踏まえながら、将来的に適切な管理手法を検討していく必要がある。</li> </ul>

## 【別紙4－1】第3章4 各施設の概要、課題及び今後の対応方針 その他、個別の施設

No.	施設名	執行部の説明		
		施設概要 ①設置目的、②施設の概要、 ③設置時期若しくは築年数、④管理手法	運営上の課題	今後の運営方針
	都市公園	<p>①</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市公園は、都市公園法（昭和31年法律第79号）及び茨城県都市公園条例（昭和32年県条例第26号）に基づき、県民のレクリエーション活動や良好な都市景観の形成、都市環境の改善、防災性の向上等に資する都市の根幹的な施設としての役割を担っている。</li> <li>・地域防災計画に広域避難地等として位置づけられている公園については、広場や遊具、トイレ等の一般的な施設のほか、耐震性貯水槽や非常用照明灯等の防災施設を整備し、防災機能としての対応能力を強化している。</li> <li>・偕楽園については、文化的・景観的資源としての価値を高めながら、県民の憩いの場、また、通年型の観光拠点となることを目指し、本園の有料化やパークPFI事業、表門誘導のための駐車場整備などの新たな取り組みを行いながら、魅力向上に努めている。</li> </ul> <p>②</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土木部では、広域的な利用に対応する広域公園や都市の緑の保全を図る都市緑地など、偕楽園や弘道館公園をはじめとする以下の17公園の整備・管理運営を行っている。</li> </ul> <p>偕楽園、弘道館公園、大洗公園、笠間芸術の森公園、大子広域公園、鹿島灘海浜公園、県西総合公園、砂沼広域公園、千波公園、霞ヶ浦総合公園、赤塚公園、港公園、沢渡川緑地、桜川緑地、北浦川緑地、芸大緑地、県庁東公園</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県有施設を有効活用し新たな財源の確保を図るために、県西総合公園他3公園でネーミングライツを導入している。</li> </ul> <p>③偕楽園や大洗公園が昭和32年で最も早く開園し、鹿島灘海浜公園は平成12年で最も遅く開園した。</p> <p>④偕楽園等の9公園は直営で実施し、笠間芸術の森公園等の8公園は指定管理者制度を導入している。（令和6年4月1日現在）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市公園は、県民の憩いの場や災害時の防災拠点となっていることから、誰でも安全・安心で快適に利用できるよう施設の利便性向上や機能強化が必要である。また、多くの都市公園は、建設から年数が経過しており、施設や設備の老朽化への対応が必要である。</li> <li>・労務費や原材料価格、電気料金等の上昇により、維持管理に要する経費が年々増加している。また、今後、人口減少が進む中で適切に管理運営し、利用者の利便性向上を図るためにには、コスト縮減とともに民間活力を適切に活用することが必要である。</li> <li>・偕楽園については、文化的・景観的資源としての価値の維持・向上に努めていくことが必要であるとともに、通年型の観光地を目指し、有料化で得られた財源を活用した魅力向上への取組や近年増加しているインバウンド対応などにより、一層の誘客促進を図っていくことが求められている。</li> <li>・社会経済情勢の変化や利用者ニーズの多様化等により、公園に求められる役割が変化しており、今後の管理運営の在り方について検証し、適切に見直していく必要がある。</li> </ul>	<p>【今の方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市公園は、良好な都市景観の形成、防災性の向上等に資する施設であることから、国補事業を有効に活用しながら公園施設の園路のバリアフリー化を図るなど、公園施設の利便性を向上させるとともに、各公園の長寿化計画に基づき、老朽化した施設や設備の改築・更新を計画的に実施していく。また、老朽化した遊具の更新の際には、障害の有無や年齢等に関係なく誰でも遊べるインクルーシブ遊具の導入も検討していく。</li> <li>・公園の効果的・効率的な管理運営に向け、指定管理と合わせ、市町村の意向等も踏まえながらパークPFIの民間活力導入を検討するとともに、ネーミングライツの活用も進める。なお、笠間芸術の森公園及び赤塚公園については、令和6年度をもって指定管理期間が終了することから、令和6年度、指定管理者の選定手続きを行う予定である。</li> <li>・偕楽園は、都市公園本来の役割と併せ、梅林の樹勢回復や景観改善などにより文化的価値と歴史的景観を保全・形成するとともに、多言語コンテンツによるインバウンド対応やバリアフリー対策等による利便性の向上、国内外からの来園者に対するホスピタリティやPRの充実などを図り、偕楽園が日本を代表する観光拠点となるよう魅力向上に努めていく。</li> <li>・公園建設当時からの社会経済情勢の変化、公園の規模や利用状況、市町村の意向等を勘案し、市町村の管理が望ましい公園については、市町村と協議のうえ、移管の検討を進める。</li> </ul> <p>【今後の予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大洗公園は、公園区域の一部（こどもの城跡地（約2.5ha：老朽化に伴い令和3年3月廃止））について、大洗町から「（当該跡地は）本町が目指す観光地づくりの一大拠点として極めて有望。町の都市公園としてひたちなか大洗リゾート構想の実現に寄与する事業を企画したい。」との意向が示されており、今後、大洗町と協議を行いながら、大洗町への移管を進めることとする。</li> </ul>
20 21	①偕楽園 ②弘道館公園			
27	③笠間芸術の森公園			
28	④大子広域公園			
31	⑤鹿島灘海浜公園			
30	⑥県西総合公園			
29	⑦砂沼広域公園			
22	⑧千波公園			
23	⑨霞ヶ浦総合公園			
24	⑩赤塚公園			
33	⑪港公園			
46	⑫沢渡川緑地			
47	⑬桜川緑地			
25	⑭北浦川緑地			
26	⑮芸大緑地			
48	⑯県庁東公園			

## 【別紙4－1】第3章4 各施設の概要、課題及び今後の対応方針 その他、個別の施設

No.	施設名	執行部の説明		
		施設概要 ①設置目的、②施設の概要、 ③設置時期若しくは築年数、④管理手法	運営上の課題	今後の運営方針
35	茨城空港駐車場	<p>①茨城空港における自動車の駐車の利便を図り、茨城空港の利便性向上及び利用促進に寄与するため。</p> <p>②茨城空港駐車場は、茨城空港の開港に併せ、平成22年3月に空港ターミナル前に整備した駐車場である。</p> <p>③平成22年3月設置</p> <p>④管理運営は直営で実施しており、現地における主たる業務を（公財）茨城県開発公社に委託（常勤3人体制）している。 なお、茨城空港は国管理空港であり、かつ航空自衛隊百里基地との共用空港であるため、空港駐車場の管理にあたり、国（国土交通省航空局、防衛省航空自衛隊百里基地）との密接な連携のもとで、適切な管理が求められていることから、指定管理者制度の導入は行っていない。</p>	<p>・茨城空港駐車場は、設置から13年が経過し、設備の経年劣化の状況を踏まえながら、更新工事等を行っていく必要があるとともに、最近のエネルギー価格の高騰により、電気料の更なる負担増が懸念されるため、維持管理費の大幅な削減は難しい。</p> <p>・コロナ禍前の繁忙期には駐車場が逼迫していたことから、今後の就航路線の拡大や旅客数の動向を踏まえながら、次なる方策を検討していく必要がある。</p>	<p>・当面、現行での施設運営により合理化を図る。</p> <p>・なお、今後、国が空港経営改革の中で進める国管理空港の民間委託の動向を踏まえながら、将来的に適切な管理手法を検討していく必要がある。</p>
36	漁港施設 (那珂湊漁港駐車場)	<p>①那珂湊漁港内での無秩序な駐車を防止し、漁業生産活動の円滑化を図る。</p> <p>②那珂湊漁港駐車場は、漁港来場者の駐車スペースを確保することにより、漁港内での無秩序な駐車を防止し、漁業生産活動の円滑化を図ることを目的としている。</p> <p>③平成6年10月設置</p> <p>④指定管理者制度 ・平成6年度から、施設の運営を委託 ・平成18年度から指定管理者制度を導入</p>	<p>・那珂湊漁港駐車場は、漁港内での無秩序な駐車を抑制するため駐車場の稼働率を向上させる必要がある。</p>	<p>・那珂湊漁港駐車場は、令和6年4月に導入したキャッシュレス決済による精算方法の周知を行い、円滑な出入庫を促すなど、駐車場稼働率の向上に努めていく。</p>
37	漁港施設 (那珂湊漁港水門)	<p>①那珂湊漁港内への河川土砂の流入防止と航路機能の維持を図る。</p> <p>②那珂湊漁港内への河川土砂の流入防止、航路機能の維持を目的としている。</p> <p>③平成3年4月設置</p> <p>④指定管理者制度 ・平成3年度から、施設の運営を委託 ・平成18年度から指定管理者制度を導入</p>	<p>・那珂湊漁港水門は、漁港内への土砂流入に伴い水門付近に土砂が堆積したことから、水門開閉の支障となっている堆積土砂を除去する必要がある。</p>	<p>・那珂湊漁港水門及び波崎漁港浄化施設は、老朽化等に対応するための工事や修繕を適切に実施し、長寿命化を目指していく。</p>

## 【別紙4－1】第3章4 各施設の概要、課題及び今後の対応方針 その他、個別の施設

No.	施設名	執行部の説明		
		施設概要 ①設置目的、②施設の概要、 ③設置時期若しくは築年数、④管理手法	運営上の課題	今後の運営方針
38	漁港施設 (波崎漁港 浄化施設)	<p>①近隣市街地に散在する水産加工業者（19社）を本加工団地へ集積し、産地の拠点化を図るとともに漁港内の衛生管理・環境保全を図る。</p> <p>②近隣市街地に散在する水産加工業者を漁港内の加工団地へ集積し、産地の拠点化を図るとともに水産加工場からの排水を処理し、波崎漁港及び周辺水域の衛生管理・環境保全に資することを目的としている。</p> <p>③平成13年4月設置</p> <p>④直営 ・平成18年度から指定管理者制度を導入していたが、東日本大震災による復旧工事や老朽化対策工事のため、平成24年度から管理運営は、全て委託で実施している。</p>	・波崎漁港浄化施設は、施設供用開始から23年経過しており、施設の老朽化や設備の経年劣化が生じていることから、今後も計画的な施設や設備の修繕・改修を行っていく必要がある。	
39	茨城港大洗港区の港湾環境整備施設	<p>①港湾法（昭和25年法律第218号）に基づき、休息地として整備された緑地施設であり、港湾利用者の利便に供するための施設である。</p> <p>②港中央公園は敷地面積10,000m<sup>2</sup>であり、ステージや駐車場がある。大洗海浜公園は敷地72,256.67m<sup>2</sup>であり、多目的広場や駐車場、休憩所などがある。</p> <p>「港中央公園」については令和4年度からネーミングライツを導入し、「ひたちなかエネルギーロジテック港中央公園」となっている。</p> <p>※ネーミングライツパートナー：株HELTEC 契約期間：令和6年4月1日～令和7年3月31日（1年）、300,000円／年</p> <p>③両施設とも昭和63年度開業</p> <p>④港中央公園は直営。大洗海浜公園は大洗町が指定管理者として管理している。</p>	・両施設（港中央公園、大洗海浜公園）とも供用から約35年が経過し、トイレや休憩所等が老朽化している。今後の維持管理費用や修繕費用の増加が見込まれる。	<p>【今後の方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現行での施設運営の合理化を図り、施設の老朽化への対策を実施していく。</li> <li>・港中央公園については、営業戦略部所管の大洗マリナタワーとも連携を図りながら、地元の意向を踏まえ、今後のあり方について検討を行う。</li> <li>・港湾緑地は港湾利用者や地域住民の休息のための施設であり、今後も維持管理を着実に行い、施設の老朽化や設備の経年劣化への対策を計画的に実施していくとともに、地元の意向を踏まえながら、現状維持も含め、今後の施設の在り方について検討を行う。</li> </ul> <p>【今後の予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国補事業を有効に活用しながら、老朽化した施設の更新を計画的に実施していくとともに、大洗海浜公園は、維持管理の負担軽減や利便性向上を図るため、今後のあり方について、指定管理者である大洗町と協議を進める。なお、令和6年度をもって指定管理期間が終了することから、令和6年度、指定管理者の選定手続きを行う予定である。</li> <li>・港中央公園は、営業戦略部と連携を図りながら大洗マリナタワーと一体的な活用方法について、引き続き検討する。</li> </ul>
40	②港中央公園 (中央地区)			

## 【別紙4－1】第3章4 各施設の概要、課題及び今後の対応方針 その他、個別の施設

No.	施設名	執行部の説明		
		施設概要 ①設置目的、②施設の概要、 ③設置時期若しくは築年数、④管理手法	運営上の課題	今後の運営方針
41	茨城港（常陸那珂港区、日立港区、大洗港区）及び鹿島港公共埠頭並びに土浦港	<p>①茨城港及び鹿島港公共埠頭は、港湾法（昭和25年法律第218号）に基づき、輸入・輸出・移入・移出を行うにあたり、不特定多数の荷主企業や船会社等の港湾荷役に必要な施設として整備された。</p> <p>土浦港は、同じく港湾法に基づき整備された施設であり、砂利採取及び浚渫土砂の搬出のために整備された新港地区と、ヨット、プレジャーポート等のレジャー港として整備された川口地区から構成されている。</p> <p>②茨城港は、常陸那珂港区、日立港区、大洗港区の3つの港区で構成されており、施設敷地は合計で151.4haになる。鹿島港の施設敷地は90.4ha、土浦港は32.6haである。</p> <p>③日立港区は昭和34年、鹿島港は昭和44年、大洗港区は昭和45年、土浦港は平成2年、常陸那珂港区は平成10年にそれぞれ供用を開始している。</p> <p>④管理運営は全て直営で実施し、施設管理については17人体制となっている。岸壁等の利用調整や航路のパトロール等の業務を委託している。（茨城港：㈱茨城ポートオーソリティ、鹿島港：鹿島埠頭㈱、土浦港：㈱ラクスマリーナ）。</p> <p>茨城港及び鹿島港は港湾法第2条第2項に規定する重要港湾（海上輸送網の拠点となる港湾その他の国の利害に重大な関係を有する港湾）に、土浦港は同項の地方港湾（地域内の海上交通拠点）に定められており、港湾管理者としてその役割の公益性、重要性、影響の広域性に鑑み、県において適切な管理運営を行っている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国内外の物流拠点として、港湾利用者のニーズを踏まえるとともに、災害発生時の緊急物資の輸送拠点として、中立的な立場で適切に運営・管理をしていく必要がある。</li> <li>施設の老朽化や設備の経年劣化により、今後の維持管理費用や修繕費用の増加が見込まれる。</li> </ul>	<p>※第9回 審議</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現行での施設運営により合理化を図る。</li> <li>茨城港、鹿島港及び土浦港は港湾法に定められた港湾であることから、その役割の公益性、重要性、影響の広域性に鑑み、引き続き県において適切な運営を継続していく必要がある。</li> <li>現在の施設を効率的に活用していくとともに、国補事業を有效地に活用しながら、施設の老朽化や設備の経年劣化への対策にも取り組んでいく。</li> <li>地元市町村の意向等を勘案の上、必要に応じて港湾施設のあり方を検討していく。</li> </ul> <p>※第11回 取組状況報告 【土浦港】 【今後の方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新たにぎわい創出を求める地元市の意向も踏まえ、土浦港の在り方、後背地を含めた活性化策等について検討する。</li> </ul> <p>【今後の予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>検討を始めるに当たり、まずは、施設の利用促進のための事業アイディア等を把握することを目的に、土浦市と連携してサウンディング調査を実施する。</li> <li>スケジュール           <ul style="list-style-type: none"> <li>公募期間：令和6年9月～11月</li> <li>調査期間：令和6年11月～12月</li> </ul> </li> </ul>
49	県営住宅及び共同施設	<p>①住宅に困窮する低額所得者のために、低廉な家賃で良質な住宅を供給する。</p> <p>②県営住宅は、公営住宅法（昭和26年法律第193号）及び条例等の趣旨に基づき、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を、住宅に困窮する低所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、生活の安定と社会福祉の増進に寄与するために設置されたものである。</p> <p>③昭和26年から設置を開始した。</p> <p>④平成18年度から指定管理者制度を導入している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本県の人口は減少傾向となっており、増加傾向にあった世帯数も減少傾向に転じると予想されているが、一方で、高齢単身者等の住宅の確保に配慮を要する世帯は増加傾向にあり、民間賃貸住宅への入居制限がみられるなど、県営住宅の役割において、住宅セーフティネットとしての対応が求められている。</li> <li>県営住宅は、築40年を超えるものが約4割を占め、老朽化が進行している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現行での施設運営により合理化を図る。</li> </ul>

## 【別紙4－1】第3章4 各施設の概要、課題及び今後の対応方針 その他、個別の施設

No.	施設名	執行部の説明		
		施設概要 ①設置目的、②施設の概要、 ③設置時期若しくは築年数、④管理手法	運営上の課題	今後の運営方針
50	つくば国際会議場	<p>①科学技術都市つくばの研究開発機能及び国際機能の強化並びに会議参加者等の集客効果による地域経済の活性化を目的として設置。</p> <p>②最大1,258名収容の大ホールをはじめ、2つの中ホールや大小18の会議室、多目的ホール、特別会議室、屋上庭園などを備え、本格的な国際会議や学会、展示会など幅広い用途に対応可能な施設となっている。</p> <p>③平成11年6月開業</p> <p>④平成11年の設置当初から施設運営を委託しており、平成18年度からは指定管理者制度を導入（指定管理者：つくばコングレスセンター）。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開館から24年が経過し、施設の老朽化や設備の経年劣化が生じておらず、今後、特定天井、屋上防水、空調機器、電気設備など、大規模修繕を計画的に行えるよう、財源確保や負担の平準化を検討する必要がある。</li> <li>・令和4年度以降、利用者数や会議件数は回復傾向にあるが、依然としてコロナ禍以前の水準までに回復できていない。</li> <li>・エネルギー価格高騰に伴う光熱水費の更なる負担増が懸念されるが、維持管理費の大幅な削減が難しい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現行の指定管理者制度による管理運営を継続し、更なる利用促進を図るとともに、適正かつ効率的に維持管理を行う。</li> </ul>
51	県民文化センター	<p>①芸術文化の振興と県民教養の高揚を図り、本県の文化水準の向上に寄与する。</p> <p>②芸術文化の振興と県民教養の高揚を図り、本県の文化水準の向上に寄与することを目的に設置し、本県における文化振興の拠点としての役割を担っている。</p> <p>③昭和41年4月開業</p> <p>④管理手法 施設は、（公財）いばらき文化振興財団を指定管理者として選定し、施設を管理運営している。令和元年度から、㈱廣澤精機製作所とネーミングライツ契約を締結し、名称を「ザ・ヒロサワ・シティ会館」としている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者数は、コロナ禍の影響により減少した後、回復基調にあるが、今後、更なる利用者数・利用率の増加を図る必要がある。</li> <li>・施設本体や設備の更新時期を踏まえつつ、大規模修繕等を行う必要がある。今後の大規模修繕等は、計画的に実施する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現行の管理手法により、引き続き、利用者数や利用率の増加を図るとともに、計画的な修繕を行う。</li> </ul>
52	鳥獣センター	<p>①傷病鳥獣の保護・飼養施設としての役割を担うとともに、野生鳥獣の観察の場として県民の利用に供するため。</p> <p>②傷病鳥獣の保護・飼養施設としての役割を担うとともに、野生鳥獣の観察の場として県民の利用に供している。</p> <p>③昭和44年5月開業</p> <p>④管理手法 施設は、平成17年度から指定管理者制度を導入している。指定管理者は、（公社）茨城県農林振興公社。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の設置から50年以上が経過しているため、施設の長寿命化のために必要な修繕を計画的に行っていく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現行での管理手法により、引き続き、効率的に運営していくとともに、計画的な修繕を行う。</li> </ul>

**【別紙4－1】第3章4 各施設の概要、課題及び今後の対応方針**  
**その他、個別の施設**

No.	施設名	執行部の説明		
		施設概要 ①設置目的、②施設の概要、 ③設置時期若しくは築年数、④管理手法	運営上の課題	今後の運営方針
58	奥久慈憩いの森	<p>【奥久慈憩いの森】</p> <p>①森林に関する学習及び研修並びに自然探勝の場として、県民の利用に供する施設である。</p> <p>②森林に関する学習及び研修並びに自然探勝の場として設置した自然観察施設である。昭和51年に開催された第27回全国植樹祭では、昭和天皇皇后両陛下が施設内に樹木をお手植えされた。平成元年に開催された第13回全国育樹祭では、お手植えされた樹木を皇太子殿下（現天皇陛下）がお手入れされた。</p> <p>③昭和51年6月設置</p> <p>④奥久慈憩いの森及び水郷県民の森は、平成18年度から指定管理者制度を導入しており、指定管理者による日常管理のほか、県による修繕も行い、施設の維持管理を実施している。      両施設とも、令和5年度に指定管理者更新の手続きを行い、奥久慈憩いの森は、指定管理者が大子町から茨城県造園業協同組合に変更となり、水郷県民の森は、（公社）茨城県農林振興公社が引き続き指定管理者となった。</p>	・いずれの施設も開業から年数が経過し、老朽化が進んでいるため、設備の更新や建築物の修繕等を計画的に実施する必要がある。	・現行での施設運営及び管理手法を継続し、合理化を図る。
59	水郷県民の森	<p>【水郷県民の森】</p> <p>①森林その他の自然環境に関する学習並びに保健及び休養の場として、県民の利用に供する施設である。</p> <p>②森林その他の自然環境に関する学習並びに保健及び休養の場として設置した自然観察施設である。平成17年に開催された第56回全国植樹祭では、当時の天皇皇后両陛下（現在の上皇上皇后両陛下）が施設内に樹木をお手植えされた。令和5年に開催された第46回全国育樹祭では、お手植えされた樹木を秋篠宮皇嗣同妃両殿下がお手入れされた。</p> <p>③平成18年4月設置</p> <p>④奥久慈憩いの森及び水郷県民の森は、平成18年度から指定管理者制度を導入しており、指定管理者による日常管理のほか、県による修繕も行い、施設の維持管理を実施している。      両施設とも、令和5年度に指定管理者更新の手続きを行い、奥久慈憩いの森は、指定管理者が大子町から茨城県造園業協同組合に変更となり、水郷県民の森は、公益社団法人茨城県農林振興公社が引き続き指定管理者となった。</p>		
95	お手まき記念の森	【お手まき記念の森】		
		①緑化思想の普及、地域住民の福祉向上の場として、県民の利用に供する施設である。		

## 【別紙4－1】第3章4 各施設の概要、課題及び今後の対応方針 その他、個別の施設

No.	施設名	執行部の説明		
		施設概要 ①設置目的、②施設の概要、 ③設置時期若しくは築年数、④管理手法	運営上の課題	今後の運営方針
95	お手まき記念の森	<p>②昭和51年に開催された第27回全国植樹祭の会場の一つであり、昭和天皇皇后両陛下が樹木の種をお手まきされた場所である。昭和57年4月、高萩市がお手まき記念の森を含む周辺一帯を森林公園として整備するため、県は土地・建物を無償で貸付けした。現在、高萩市森林公園として市民に親しまれ、園内には同市出身の彫刻家が製作した彫刻が展示されており、芸術公園の趣も有している。</p> <p>③昭和51年4月設置</p> <p>④お手まき記念の森は、昭和57年4月1日から高萩市への無償貸付けを行い、「高萩市森林公園」として市が管理運営を行っている。</p>		
63	県立図書館	<p>①県民の教育と文化の発展に寄与するため。</p> <p>②図書館法を設置根拠とし、図書、記録その他必要な資料の収集、整理及び保存を行い、県民の利用に供し、その教養、調査研究等に資することを目的としている。</p> <p>③明治37年4月（現在の本館に移転：平成13年）開業</p> <p>④管理運営は全て直営で実施し、68人体制（常勤28人、非常勤40人）で行っている。 大学等も含めた県内図書館のネットワークを構築し、県全域を対象として広域サービスを実施するとともに、市町村への支援、県民の読書活動の推進等、行政としての役割を果たすため、県が直接行っている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・読書環境の変化等、時代に即した図書館の在り方を検討する必要がある。</li> <li>・本館は建物の竣工から50年以上が経過し、施設・設備の老朽化に伴う改修工事等に向け、維持管理費を確保する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現行の管理手法を継続しつつ、県民のニーズを的確に把握し、個人の学習活動や地域の課題解決への支援の充実、さらにはカフェを活かした県民の交流機会の提供を進めていくことで、さらなる機能充実に努め、利用促進につなげていく。</li> <li>・これまで図書館において集積してきた知識や教養などを、外部に向かって積極的に発信するとともに、知の発信拠点としての役割を一層高めていくため、令和5年度開始した「知の探究セミナー」の内容充実を図る。</li> <li>・県有建築物長期保全計画に沿って、長期的かつ安全に使用ができるよう、適切な維持管理に努める。</li> </ul>
64	生涯学習センター ①水戸	<p>①生涯学習に関する情報、学習機会及び学習の場の提供、調査研究等を行い、県民の生涯にわたる学習活動の推進に資することを目的に設置。</p> <p>②生涯学習に関する情報、学習機会及び学習の場の提供、調査研究等を行い、県民の生涯にわたる学習活動の推進に資することを目的に設置した施設である。 また、教育事務所単位の広域的な地域をカバーする必要性から、県内に5つの生涯学習センターを整備している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年度から、現代的・地域課題に特化した事業を展開しており、引き続き、現在の事業を深化させつつ、生涯学習センターが地域の活動拠点として社会教育人材と地域社会の担い手の育成に大きな役割を果たすことが求められる。</li> <li>・施設により維持管理コストに差があることから、各地域での生涯学習提供機能は維持しつつ、効率的・適正な運営により、コスト縮減を図る必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現行の管理手法を継続し、引き続き、地域の活動拠点として社会教育人材と地域社会の担い手の育成に取り組んでいくとともに、更なる利活用促進に向けて情報発信を行っていく。併せて、効率的・適正な運営によりコスト縮減を図る。</li> </ul>
65	②県北			
66	③鹿行			
67	④県南	③水戸：平成5年4月設置（現在地移転：平成26年） 県北：平成18年8月設置 鹿行：平成9年4月設置 県南：平成9年10月設置 県西：平成6年11月設置		
68	⑤県西			

**【別紙4－1】第3章4 各施設の概要、課題及び今後の対応方針**  
**その他、個別の施設**

No.	施設名	執行部の説明		
		施設概要 ①設置目的、②施設の概要、 ③設置時期若しくは築年数、④管理手法	運営上の課題	今後の運営方針
生涯学習センター 64 ①水戸 65 ②県北 66 ③鹿行 67 ④県南 68 ⑤県西	生涯学習センターは、指定管理者制度を導入しており、現在の指定管理期間は令和3年度から令和7年度までの5年間である。			
69 県立歴史館	①②茨城県立歴史館は、歴史に関する資料の収集、保管及び展示を行うとともに、必要な施設を設け、公衆の利用に供し、その教養、調査研究等に資する役割を担っている。  ③昭和49年9月開業（築49年）  ④昭和56年度から施設の運営を委託しており、平成18年度からは指定管理制度を導入している。（歴史館は、（公財）茨城県教育財団が建設し、昭和49年9月茨城県歴史館として開館。昭和56年に施設・設備等財産が茨城県に寄付されたため、県は茨城県立歴史館を設置し、（公財）茨城県教育財団へ管理を委託）	・偕楽園に近接しているという強みを活かし、さらなる施設の魅力化、誘客促進を図る必要がある。 ・施設の魅力化を進めるため、組織体制の強化、見直し等を検討していく必要がある。 ・公文書館機能については、歴史公文書のデジタル化を進めるとともに、今後の在り方について検討していく必要がある。 ・開館から約50年が経過し、施設・設備の老朽化等により、修繕箇所が年々増加しており、耐用年数に応じ、設備更新を計画的に実施する必要がある。	・現行の管理手法を継続するとともに、知見を持った外部人材の活用や、歴史館の指定管理者である（公財）茨城県教育財団に研究機能に係る役割を一部分担させることにより、歴史館が展示・普及事業により注力できる体制を構築し、歴史館への誘客促進や近接する偕楽園など周辺エリアの回遊性向上に繋がるよう、魅力向上を図っていく。 ・歴史公文書について、時間や場所に関わらず誰でも閲覧が可能となるようデジタル化を進めるとともに、その進捗に即して、公文書館機能の在り方を検討していく。 ・施設・設備の老朽化等の対策については、茨城県県有建築物長期保全計画に基づき、計画的に施設改修及び設備更新を行っていく。	
70 美術館・博物館（近代美術館） ①近代美術館 71 ②陶芸美術館 72 ③自然博物館	【近代美術館】 ①②美術品及び美術に関する資料の収集、保管及び展示を行うとともに、必要な施設を設け、公衆の利用に供し、その教養、調査研究等に資する役割を担っている。  ③近代美術館：昭和63年10月設置（築35年） つくば分館：平成2年6月設置（築33年） 天心記念五浦分館：平成9年11月設置（築26年）  【陶芸美術館】 ①②陶芸に関する資料の収集、保管及び展示を行い、公衆の利用に供し、その教養、調査研究等に資する役割を担っている。 ③平成12年4月設置（築23年）  【ミュージアムパーク茨城県自然博物館】 ①②自然科学に関する資料の収集、保管及び展示を行い、公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資する役割を担っている。 ③平成6年11月設置（築29年）	・施設全体の入館者数は、過去10年間は概ね横這いで推移しており、コロナ禍で一時的に大幅減少があったものの、現在は回復傾向にあることから、引き続き一層の誘客に向けて、県民ニーズを踏まえた展覧会開催など活動のさらなる充実を図る必要がある。 ・各施設とも開館から20年以上が経過し、施設の老朽化や設備の更新時期を控えており、修繕箇所が年々増加している。今後は、耐用年数に応じ、計画的な設備更新を実施する必要がある。	・現行の管理手法を継続しつつ、多様な県民ニーズを踏まえた魅力的な企画展の開催や、学校・地域と連携した教育普及活動・広報活動の強化、企業パートナー制度※等の導入による外部資金の活用などにより、各施設の特色を活かした取組を行っていく。 ・施設設備の老朽化等の対策については、茨城県県有建築物長期保全計画に基づき、計画的に施設改修及び設備更新を行っていく。	

**【別紙4－1】第3章4 各施設の概要、課題及び今後の対応方針**  
**その他、個別の施設**

No.	施設名	執行部の説明		
		施設概要 ①設置目的、②施設の概要、 ③設置時期若しくは築年数、④管理手法	運営上の課題	今後の運営方針
70	美術館・博物館（近代美術館） ①近代美術館 ②陶芸美術館 ③自然博物館	<p>【各施設共通】</p> <p>④ 管理運営は、全て直営で実施し、施設管理及び博物館業務について、近代美術館では、分館2館合わせて、99人体制（常勤28人・非常勤71人）、陶芸美術館は、37人体制（常勤10人・非常勤27人）、自然博物館は、68人体制（常勤26人・非常勤42人）でそれぞれ行っている。</p> <p>美術館・博物館は、文化芸術や郷土の自然に係る専門的・継続的な調査研究とその蓄積の確保、長期にわたる信頼関係を基礎とした寄贈品・寄託品の受入・借用・企画展など長期的な事業の計画・実施、学芸員等の専門職員の確保と育成が求められるため、一定期間で運営主体が入れ替わることを前提に制度設計されている指定管理者制度の導入は行っていない。</p>		
73	教育研修センター	<p>①県内公立学校の校長、教員その他教育関係職員等の研修及び教育に関する研究、相談、実習等を行い、教育の振興に資するため。</p> <p>②教育研修センターは、「教育公務員特例法」及び「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、教育関係職員の研修及び教育に関する研究、相談、実習等を行い、教育の振興に資する施設としての役割を担っている。</p> <p>③平成4年4月設置</p> <p>④管理運営は全て直営で実施し、施設管理及び研修業務について103人体制（常勤50人、非常勤53人）で行っている。</p> <p>教育公務員特例法において、「任命権者は教育公務員の研修について、それに要する施設、研修を奨励するための方途その他研修に関する計画を樹立し、その実施に努めなければならない。」とされている。</p> <p>また、学校以外の教育機関の設置、管理及び職員に関する条例において、当施設の目的は「教育関係職員の研修及び教育に関する研究、相談、実習等を行い、教育の振興に資すること」と規定されており、これらの業務を総合的に行うためには、県が直接管理運営を実施するのが適切であるため、指定管理者制度の導入は行っていない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新規採用者数の増加や、研修内容の一斉講義型から実践、実習型への転換による少人数の班別研修の増加のほか、グローバル化や情報化の進展等に伴う今日的教育課題に対して先進的に取り組んでいく必要がある。</li> <li>施設面においては、経年劣化による修繕等が必要になってきており、適切な研修環境を維持するためにも、計画的に改修を進めていく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県内の公立学校等の教育関係職員の研修や教育に関する研究、相談、実習等を総合的に行う施設の性格上、引き続き現行の管理手法を継続し、多様化する教育課題に対応できる教員の育成を図るために、初任者研修等の法定研修を含めて研修内容の充実に取り組んでいく。</li> <li>施設については、計画的な修繕を進めていくことで適切な研修環境の維持に努めていく。</li> </ul>

## 【別紙4－1】第3章4 各施設の概要、課題及び今後の対応方針 その他、個別の施設

No.	施設名	執行部の説明		
		施設概要 ①設置目的、②施設の概要、 ③設置時期若しくは築年数、④管理手法	運営上の課題	今後の運営方針
76	総合福祉会館	<p>【総合福祉会館】</p> <p>①福祉ニーズの多様化等に対応した生きがいのある福祉社会づくりを推進するため、県民が気軽に利用し、交流し、福祉に触れ、そして理解し、福祉活動への参加意欲を醸成発展させる拠点として整備された。</p> <p>②生きがいのある福祉社会づくりの推進を目的として設置し、県民のコミュニティ活動やボランティア活動など地域福祉の推進拠点としての役割を担っている。</p> <p>③平成3年11月開業</p> <p>④平成3年度の設置当初から施設の管理運営を委託しており、平成18年度からは指定管理者制度を導入している。</p>	<p>【総合福祉会館】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設置から30年以上経過し、施設の老朽化や設備の経年劣化（耐用年数超過）が生じており、今後も、外壁や空調設備等の施設設備改修工事等に多額の費用が必要になってくる。</li> <li>最近のエネルギー価格の高騰により、光热水費の更なる負担増が懸念されるため、維持管理費の大幅な削減は難しい。</li> <li>新型コロナウイルス感染症の影響により低減している利用団体数（利用件数）の回復を図るために、利便性を向上していく必要がある。</li> </ul>	<p>【総合福祉会館】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現行の指定管理制度による管理運営を継続し、令和3年度の指定管理者切換えの際に大幅に見直して減額した指定管理料を維持できるよう、引き続き、効率的に運営していく。</li> <li>計画的大規模修繕を実施して、会館の長寿命化を図るとともに、夜間利用の優先予約やフリーWi-Fiの運用などにより、利便性の向上を図る。</li> </ul>
77	点字図書館	<p>【点字図書館及び視覚障害者福祉センター】</p> <p>①身体障害者福祉法に基づき、無料又は低額な料金で視覚障害者に情報提供を行うとともに、その他厚生労働省令で定める便宜を供与する。</p> <p>②身体障害者福祉法に基づき、視覚障害者の自立と社会参加を促進するために設置し、視覚障害者の更生を援護し、視覚障害者に情報を提供して、福祉の向上を図る役割を担っている。</p>	<p>【点字図書館】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルスの影響により、低減傾向にある利用件数の回復。</li> <li>今後の更なる情報化社会の進展に伴い、スマートフォンの利活用など、利用者ニーズに合わせた情報提供を取り組む必要がある。</li> <li>施設の老朽化に伴う修繕が必要である。</li> </ul>	<p>【点字図書館】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当該施設は公共性の高い施設であるため、引き続き現状のまま運営していくこととする。</li> <li>オンライン会議の開催による旅費等の削減や光热水費の削減等を通じて、現行の管理手法での施設運営の合理化を図る。</li> </ul>
78	視覚障害者福祉センター	<p>③昭和48年4月設置</p> <p>④昭和48年度の開業時から施設の管理運営を社会福祉法人茨城県視覚障害者協会に委託しており、令和3年度から指定管理者として管理運営を継続している。</p>	<p>【視覚障害者福祉センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルスの影響により、低減傾向にある利用件数の回復。</li> <li>今後の更なる情報化社会の進展に伴い、スマートフォンの利活用など、利用者ニーズに合わせた情報提供を取り組む必要がある。</li> <li>施設の老朽化に伴う修繕が必要である。</li> </ul>	<p>【視覚障害者福祉センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当該施設は公共性の高い施設であるため、引き続き現状のまま運営していくこととする。</li> <li>オンライン会議の開催による旅費等の削減や光热水費の削減等を通じて、現行の管理手法での施設運営の合理化を図る。</li> </ul>
79	聴覚障害者福祉センターやすらぎ	<p>⑤昭和57年11月設置</p> <p>⑥昭和57年度の開業時から施設の運営を一般社団法人茨城県聴覚障害者協会に管理委託しており、令和3年度から指定管理者として委託を継続している。</p>	<p>【聴覚障害者福祉センターやすらぎ】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者福祉法に基づき、無料又は低額な料金で聴覚障害者に情報提供を行うとともに、その他厚生労働省令で定める便宜を強要する。</li> <li>身体障害者福祉法に基づき、聴覚障害者の情報・コミュニケーションを総合的に支援するために設置し、聴覚障害者に情報を提供して、福祉の向上を図る役割を担っている。</li> </ul>	<p>【聴覚障害者福祉センターやすらぎ】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルスの影響により、低減傾向にある利用件数の回復。</li> <li>今後の更なる情報化社会に伴い、IT端末を用いた意思疎通に係る情報提供など、利用者ニーズに合わせた情報提供を取り組む必要がある。</li> <li>施設の老朽化に伴う修繕が必要である。</li> </ul>

## 【別紙4－1】第3章4 各施設の概要、課題及び今後の対応方針 その他、個別の施設

No.	施設名	執行部の説明		
		施設概要 ①設置目的、②施設の概要、 ③設置時期若しくは築年数、④管理手法	運営上の課題	今後の運営方針
81	ラーク・ハイツ	<p>①母子生活支援施設と母子・父子福祉センターを併置した母子・父子福祉の総合施設として、ひとり親家庭の自立促進の支援を行うため。</p> <p>②母子生活支援施設として、児童福祉法に基づき、配偶者がない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童が入所し、就労、家庭生活及び児童に関する相談、助言等を行い、自立に向けた様々な支援を行う。</p> <p>母子・父子福祉センターとして、母子家庭、父子家庭及び寡婦（以下「母子家庭等」という。）に対して、生活全般の相談に応じるとともに、技能習得指導、施設の使用許可等、母子家庭等の福祉のための便宜を総合的に供与する。</p> <p>③昭和55年4月設置</p> <p>④昭和55年度から施設の運営を委託しており、平成18年度からは指定管理者制度を導入している（指定管理者：（社福）茨城県母子寡婦福祉連合会）。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>昭和55年の設立から40年以上経過し、施設の老朽化が進んでいるため、計画的な維持管理を行い、施設の長寿命化を進める必要がある。</li> <li>母子生活支援施設と母子・父子福祉センターを併置した母子・父子福祉の総合施設として、引き続き、施設の支援機能の充実を図る必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現行の指定管理制度の手法により、施設の支援機能の充実を図る。</li> </ul>
82	若葉寮	<p>①売春防止法に基づき支援女性の自立支援を担う。</p> <p>②売春防止法第36条に基づく婦人保護施設。DV被害や生活困窮などで一時保護を受けた女子のうち、退所後も継続して支援を求める女子を対象とする。入所女性へ食事の提供をはじめとする生活支援や就労支援を行う。</p> <p>③昭和33年5月設置（※現施設は昭和57年建築）</p> <p>④管理運営は県直営で、女性相談センター等の兼務職員を中心に運営している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>バリアフリー化への対応が不十分なため高齢者の受け入れが難しい。</li> <li>施設は昭和57年に増改築されたもので、老朽化が進んでおり、今後計画的に修繕を行っていく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現行での施設運営により合理化を図る。</li> </ul>
83	茨城学園	<p>①家庭、学校、地域に適応できず、問題行動を起こした児童を受け入れ、その自立支援を行うため。</p> <p>②児童福祉法第44条に基づき、県が設置する施設であり、家庭、学校、地域に適応できず、問題行動を起こした児童を受け入れ、その自立支援を行うことを目的とする児童自立支援施設としての役割を担っている。</p> <p>③昭和11年8月開業</p> <p>④管理運営は県直営で実施している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>設立当初は、入所する児童の主な傾向として「非行」があったが、昨今の入所児童においては、問題行動の背景として知的障害や発達障害が要因であることが判明ってきており、職員側にも、児童の抱える特性や養育環境に応じた支援技能が求められるようになっている。</li> <li>茨城学園は、寮、炊事棟などの生活施設や、校舎、体育館、プール等の学校教育施設を擁しているが、老朽化している建物が多く、継続的な修繕・改修が必要であり、修繕・改修に当たっては、優先順位を付けて対応する必要がある。また、工事等の優先順位をつけることができるだけの技術的・専門的知識が求められる。</li> <li>入所児童数については年度別に幅はあるが、定員数に対して少ない傾向にある。中長期的には規模の適正化を含めた施設の在り方の検討が必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現行の施設運営体制により合理化を図る。</li> </ul>

## 【別紙4－1】第3章4 各施設の概要、課題及び今後の対応方針 その他、個別の施設

No.	施設名	執行部の説明		
		施設概要 ①設置目的、②施設の概要、 ③設置時期若しくは築年数、④管理手法	運営上の課題	今後の運営方針
84	矢田部 サッカー 場	<p>①サッカー合宿のまちとして多くの観光客が訪れる神栖市（建設当時は波崎町）において、同地域の活性化を目指し、平成2年度に策定した「新しい鹿島の都市づくり構想」の一環として、県が地域の中核となるレクリエーション拠点施設を整備した。</p> <p>②矢田部サッカー場は、県の波崎レクリエーション拠点計画推進事業のための拠点として、鹿行地域のスポーツを中心としたまちづくりの推進に寄与している。</p> <p>③平成18年6月設置</p> <p>④矢田部サッカー場の効率的・効果的な運営を図る観点から、神栖市が有する既存の天然芝グラウンドと連携して管理・運営することが望ましいとの考えの下、平成18年度に神栖市と締結した協定書等に基づき神栖市へ無償貸付けを実施。</p> <p>神栖市では、平成18年に「神栖市矢田部サッカー場の設置及び管理に関する条例」を制定するとともに、運営については、神栖市観光協会へ指定管理により実施している。</p>	・施設の長寿命化のために必要な修繕等について、施設管理主体である神栖市と協議し、適切に実施していく必要がある。	・指定管理者である神栖市と協議・検討を行い、現行の管理办法を維持しつつ、コストの見直しなど施設運営の合理化を図る。
85	アクア ワールド 茨城県大 洗水族館	<p>①子どもから大人まで多くの人々が生物の多様性や自然環境・地球環境について楽しみながら学ぶため。</p> <p>②「茨城の海と自然・世界の海と地球環境」をテーマに、子どもから大人まで多くの人々が生物の多様性や自然環境・地球環境について楽しみながら学ぶことを目的に、教養施設としての役割を担っている。</p> <p>③平成14年3月開業</p> <p>④平成14年の開館から、都市公園法の管理許可により、（公財）いばらき文化振興財團が施設を管理運営している。</p>	<p>・ファミリー層が多く、8月の来館者数は他の月の2倍程度となるなど、利用状況に差がみられるため、あらゆる世代に、一年を通じて来館していただくための誘客策を講じる必要がある。</p> <p>・施設の長寿命化と魅力の維持・向上のために、施設本体や機器・設備の更新時期に、大規模修繕が必要となることから、その財源を確保する必要がある。</p> <p>・開館から20年に渡り、年間100万人を超える来館があるため、引き続き安定的な経営を行い、利益を確保するとともに、地域の観光拠点としての役割を継続する必要がある。</p>	・現行の管理手法により、引き続き、計画的な修繕とその財源となる利益の確保を行う。
86	花貫ふる さと自然 公園	<p>①自然公園の利用促進を図り、あわせて県北地域の振興に寄与する。</p> <p>②自然公園の利用促進を図り、あわせて県北地域の振興に寄与する目的で設置された。高萩市が、施設管理者として運営し、主にキャンプ場として活用している。</p> <p>③平成2年9月開業</p> <p>④国が提唱した「ふるさと自然公園国民休養地整備事業」として、県が施設整備を行い、茨城県立自然公園条例第7条第2項に基づき、高萩市が県からの管理承認を受けて、施設の維持管理を行っている。底地は国有地・民有地となっており、高萩市が借り受けている。</p>	・施設の設置から30年以上が経過しているため、施設の長寿命化のために必要な修繕等について高萩市と協議していく必要がある。	・現行での施設運営により合理化を図る。

## 【別紙4－1】第3章4 各施設の概要、課題及び今後の対応方針 その他、個別の施設

No.	施設名	執行部の説明		
		施設概要 ①設置目的、②施設の概要、 ③設置時期若しくは築年数、④管理手法	運営上の課題	今後の運営方針
87	狩猟者研修センター	<p>①有害鳥獣捕獲の担い手である狩猟者の技術及びモラルの向上、狩猟事故及び違反の防止を図るための実射訓練、各種講習会の開催など、鳥獣保護・管理、鳥獣被害防止に資する公益的事業に使用する。</p> <p>②有害鳥獣捕獲の担い手である狩猟者の技術及びモラルの向上を図るための実射訓練、各種講習会、県の行う鳥獣保護・管理、鳥獣被害防止に資する公益的な事業を実施している。</p> <p>③昭和56年8月開業</p> <p>④茨城県獣友会は公共的団体であることなどから、茨城県県有財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例第4条第1項などに基づき、無償貸付としている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の設置から40年以上が経過しているため、施設の長寿命化のために必要な修繕を計画的に行っていく必要がある。</li> <li>そのため、日常点検を定期的に行うことと、危険箇所をはじめとする要修繕箇所が放置されることを防ぎ、施設を健全な状態に保つよう努める必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現行での施設運営により合理化を図る。</li> </ul>
88	茨城県健康管理センター	<p>①地域保健予防制度の充実を目指すため。</p> <p>②茨城県健康管理センターは、地域保健予防制度の充実を目指すため、県下の市町村を対象として集団健診を実施する公共性の高い健診機関である（公財）茨城県総合健診協会に運営させることを前提に、県が建設した施設である。（公財）茨城県総合健診協会は、検診車を有し、県内37市町村から委託を受け、各地に出向いて結核健診、特定健診、がん検診等の健康診断（公共の集団健診）等の事業を実施している。</p> <p>③昭和57年2月設置</p> <p>④（公財）茨城県総合健診協会に有償で貸付けており、当該団体が主体的な運営を行っている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の設置から40年以上が経過しており、今後、施設の老朽化も進んでいくことから、県は、将来的な施設の在り方について、貸付先である（公財）茨城県総合健診協会の意向も踏まえて、協議を進めていく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当面は、貸付先である（公財）茨城県総合健診協会が、主体的に、施設の長寿命化のために必要な修繕を含めた施設管理を行っていく。</li> <li>県は、将来的な施設の在り方について、当該団体の意向も踏まえて、協議を進めていく。</li> </ul>
89	竜神大吊橋	<p>①常陸太田市の観光事業の推進及び産業の振興を図るため。</p> <p>②竜神大吊橋は、常陸太田市の観光事業の推進及び産業の振興を図る目的をもって設置し、地域住民及び一般観光客のための観光レクリエーション施設としての役割を担っているとともに、本県における重要な観光拠点の一つとなっている。</p> <p>③平成6年4月設置</p> <p>④平成17年度より茨城県から常陸太田市へ無償で貸付けを行い、市が指定管理者制度により施設を運営している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者数は、新型コロナウイルス感染症の影響により減少した後、回復基調にあるが、更なる利用者数の増加を図るために、新たなアクティビティの導入を検討するなど、魅力向上に努める必要がある。</li> <li>施設は、設置後29年が経過しており、橋の塗装などに経年劣化がみられることがから、長寿命化に向け計画的に修繕等を実施していく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現行の運営手法を継続し、施設の長寿命化も見据え、市や周辺地域との連携を図りながら効率的な施設運営に努めていく。また、多言語化やコンテンツの充実など、回復基調にあるインバウンド需要も見据えた魅力向上による誘客促進に取り組んでいく。</li> </ul>

## 【別紙4－1】第3章4 各施設の概要、課題及び今後の対応方針 その他、個別の施設

No.	施設名	執行部の説明		
		施設概要 ①設置目的、②施設の概要、 ③設置時期若しくは築年数、④管理手法	運営上の課題	今後の運営方針
90	袋田の滝観瀑施設	<p>①観光客の安全の確保と利便を図り、大子町への観光客の誘致を促進するため。</p> <p>②袋田の滝観瀑施設は、観光客の安全の確保と利便性を図り、大子町への観光客の誘致を促進する目的をもって設置し、大子町の観光施設としての役割を担っており、本県における重要な観光拠点の一つとなっている。</p> <p>③昭和54年12月設置</p> <p>④開業の昭和54年度より茨城県から大子町へ無償で貸付けを行い、町が指定管理者制度により施設を運営している。</p>	<p>・利用者数は、新型コロナウイルス感染症の影響により減少した後、回復基調にあるが、更なる利用者数の増加を図るため、魅力向上と認知度向上に努める必要がある。</p> <p>・施設は、設置後44年が経過しており、長寿命化に向け計画的に修繕等を実施していく必要がある。</p>	<p>・現行の運営手法を継続し、施設の長寿命化も見据え、町や周辺地域との連携を図りながら効率的な施設運営に努めていく。また、多言語化やコンテンツの充実など、回復基調にあるインバウンド需要も見据えた魅力向上による誘客促進に取り組んでいく。</p>
91	筑波海軍航空隊記念館	<p>①歴史への理解を深め世界の恒久的平和の実現に役立てるとともに地域の教育及び文化の向上並びに地域振興を図るため。</p> <p>②筑波海軍航空隊記念館は、歴史への理解を深め世界の恒久的平和の実現に役立てるとともに、地域の教育及び文化の向上並びに地域振興を目的に設置し、戦争の記憶を語り継ぐ施設としての役割を担っている。</p> <p>③平成30年6月設置</p> <p>④平成30年度より茨城県から笠間市へ無償で貸付けを行い、歴史的な遺構として将来にわたって活用を図るために、市が指定管理者制度により施設を運営している。</p>	<p>・施設を保存・維持していくために、地域交流センターなどの近隣施設、大山湖畔公園や予科練平和記念館（阿見町）などの類似施設と連携を図り、利用者の増加に努めていく必要がある。</p> <p>・旧司令部庁舎は建築から85年が経過しており、文化財として保存・活用していくためには定期的な修繕など、適切な維持管理に努めていく必要がある。</p>	<p>・現行の運営手法を継続し、長寿命化も見据え、市や周辺地域との連携を図りながら効率的な施設運営と魅力向上による誘客促進に努めていく。</p>
92	茨城県フラワーパーク	<p>①つくば万博の開催を記念し、県の花き農業振興の拠点施設として整備した。</p> <p>②花き文化向上と観光レクリエーション機能を併せもつ施設として広く県民の利用に供することを目的として設置した。</p> <p>③昭和60年6月設置</p> <p>④開園した昭和60年度から石岡市に無償貸与及び使用許可し、市が指定管理制度等を活用して維持管理している。</p>	<p>・リニューアル後、入園者数は増加傾向ではあるが、リニューアル計画時の目標人数には至っていないことから、今以上の集客向上を図る必要がある。</p> <p>・特に、屋外施設のため、夏や冬など気候条件が厳しい季節や、雨天といった悪天候時の集客が弱いという傾向がみられることがから、天候に左右されにくい誘客策を講じる必要がある。</p>	<p>・現行の管理手法により、引き続き、独立採算による運営が継続されるよう誘客に努める。</p>

**【別紙4－1】第3章4 各施設の概要、課題及び今後の対応方針**  
**その他、個別の施設**

No.	施設名	執行部の説明		
		施設概要 ①設置目的、②施設の概要、 ③設置時期若しくは築年数、④管理手法	運営上の課題	今後の運営方針
93	園芸リサイクルセンター	<p>①本県は農業産出額の過半を園芸作物が占めており、農業由来の廃プラの排出量が多い県である。当施設を整備する以前は、廃プラの排出量が急増していく中、近隣に処理事業者がなく、遠方の処理事業者に処理を委託していたため農業者の負担が大きかったほか、野焼き等の不適正処理が多く見られ問題となっていた。</p> <p>そのため、県・市町村・農業者(農業者団体等)による廃プラの適正処理に係る協会を設置し、県が処理事業者の誘致と施設整備を行い、施設を協会(現在の(公社)茨城県農林振興公社に事業継承)に貸付け運営することとした。</p> <p>②園芸振興と農村環境保全の両立を図り、農業由来の廃プラスチック(使用済農業用ビニール(以下「農ビ」という。)、使用済農業用ポリエチレン等(以下「農ポリ」という。)。総称して以下「廃プラ」という。)の処理について、農業者の負担軽減と適正処理に資するために設置した施設であり、主に廃プラの収集運搬及び再生処理等の事業を行っている。</p> <p>③平成7年7月設置</p> <p>④平成7年度から(公社)茨城県農林振興公社(以下「公社」という。)へ貸付け、公社が主体的な運営を行っている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃プラについては、排出者である農業者自身が自ら適切に処分すべき産業廃棄物であるが、一般に農業者は零細であるため、個々の廃プラの排出量は少なく、また、土が付着していること等により、民間の事業者には処理を敬遠されやすいという特性がある。</li> <li>・農ビについては近隣に民間の再生処理事業者が無いため、農家負担の増加を抑えるためには、当施設を中心とした集団回収と処理の枠組みを維持していく必要がある。</li> <li>・施設設置から29年が経過しており、継続的な運営のためには施設や設備の老朽化への対応が必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現行施設の継続的な運営により、農業県として資源循環型農業を推進していく。</li> </ul>
94	米平公共育成牧場	<p>①県内雌牛の繁殖成績向上を目的とした放牧事業、高品質常陸牛生産のための肥育技術や飼料の給与実証を行うための施設である。</p> <p>②県北地域のモデル牧場として、放牧を活用した優良繁殖雌牛の飼育と肥育技術の実証展示を行うために昭和56年に設置し、雌牛の放牧管理と和牛の肥育技術を有する茨城県畜産農業協同組合連合会に貸付け、同連合会が主体的に運営を行っている。</p> <p>③昭和56年4月設置</p> <p>④運営コストの削減を図るために、開設当初の昭和56年度から雌牛の放牧管理技術と肥育技術を有する茨城県畜産農業協同組合連合会への貸付により行っており、同連合会が主体的に運営を行っている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設設置から43年経過しており、放牧地や施設、設備の老朽化への対応が必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現行での施設運営により合理化を図る。</li> </ul>

## 【別紙4－1】第3章4 各施設の概要、課題及び今後の対応方針 その他、個別の施設

No.	施設名	執行部の説明		
		施設概要 ①設置目的、②施設の概要、 ③設置時期若しくは築年数、④管理手法	運営上の課題	今後の運営方針
96	ホテルレイクビュー水戸	<p>①教職員とその家族の福祉の向上と健康の増進を図るため。</p> <p>②ホテルレイクビュー水戸は、教職員とその家族の福祉の向上と健康の増進を図るために設置し、宿泊、会議、研修等に利用されている。</p> <p>③平成13年5月設置</p> <p>④建物所有者である県が公立学校共済組合と施設の使用貸借契約を交わし、公立学校共済組合が独立採算で管理運営している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>コロナ禍により利用者が減少しているため、利用者の増に努める必要がある。</li> <li>建設から22年が経過し、施設や設備の老朽化への対応が必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現行の管理手法を継続しつつ、県において公立学校共済組合に対し運営方法を適切に指導することで、施設の利用促進が図られるよう支援していく。</li> </ul>
97	鹿島臨海都市計画下水道及び流域下水道	<p>①鹿島臨海都市計画下水道及び流域下水道は、茨城県鹿島臨海都市計画下水道事業及び流域下水道事業の設置に関する条例に基づき、都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質保全に資することを目的に、県民生活や社会経済活動のインフラとしての役割を担っている。</p> <p>②現在、次の8つの下水処理場を運営している。 鹿島臨海都市計画下水道、那珂久慈流域下水道、霞ヶ浦湖北流域下水道、霞ヶ浦常南流域下水道、霞ヶ浦水郷流域下水道、利根左岸さしま流域下水道、鬼怒小貝流域下水道、小貝川東部流域下水道</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>鹿島臨海都市計画下水道及び流域下水道は、公共用水域の水質保全のための役割を果たすため、中立的な立場で適切に運営・管理をしていく必要がある。</li> <li>人口減少に伴う収入減や施設の老朽化による支出増が見込まれるため、これまで以上に経営基盤の強化への取組が必要となっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>広域化・共同化計画による市町村管理の汚水処理施設の統廃合や新たな工場立地など将来の需要増に対応していくことにより、経営基盤の強化を図っていく。</li> <li>現行での施設運営により維持管理の合理化を図るとともに、さらに効果的な運営方式について検討を行っていく。</li> <li>当施設は、都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与するとともに、公共用水域の水質保全のための役割を果たすため、引き続き施設を存続させる必要がある。</li> <li>なお、これまででもユーザー企業や市町村との協議等を通じてその効果を上げており、民間事業者による運営には課題があるなどの観点から、引き続き県において運営を継続し、国補事業を有効に活用しながら、老朽化した施設の更新を計画的に実施していくなど、合理化に取り組んでいく。</li> </ul>
98	②那珂久慈流域下水道			
99	③霞ヶ浦湖北流域下水道	<p>③最も早く開業したのは鹿島臨海都市計画下水道の昭和45年で、最も遅く開業したのは小貝川東部流域下水道の平成15年である。</p>		
100	④霞ヶ浦常南流域下水道	<p>④</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>管理運営は、8つの下水処理場全てで指定管理者制度のもと実施している。</li> <li>鹿島臨海都市計画下水道、那珂久慈流域下水道については平成28年度から、その他の流域下水道については平成29年度から指定管理者制度を導入している。</li> </ul>		
101	⑤霞ヶ浦水郷流域下水道			
102	⑥利根左岸さしま流域下水道			
103	⑦鬼怒小貝流域下水道			
104	⑧小貝川東部流域下水道			

**【別紙4－1】第3章4 各施設の概要、課題及び今後の対応方針**  
**その他、個別の施設**

No.	施設名	執行部の説明		
		施設概要 ①設置目的、②施設の概要、 ③設置時期若しくは築年数、④管理手法	運営上の課題	今後の運営方針
105	広域水道 ①県南西広域水道 ②鹿行広域水道 ③県中央広域水道	<p>①県民福祉の増進に資する安全で安心な水道水の供給を行うため。</p> <p>②広域水道は、安全で安心な水道用水を安定的・継続的に供給することを目的に設置し、県民生活や社会経済活動のインフラとしての役割を担っている。</p> <p>③昭和35年度～平成7年度に設置した。</p> <p>④浄水場の管理運営業務は直営で実施し、県南西においては県職員46人体制（常勤27人、非常勤19人）、鹿行においては県職員15人体制（常勤10人、非常勤5人）、県中央においては県職員14人体制（常勤9人、非常勤5人）の計75人体制で行っている。また、浄水場の管理運営業務のうち、中央監視室における監視操作業務や日常の巡回点検業務などについては、（公財）茨城県企業公社の水道事業を承継した（公財）茨城県開発公社に委託している。</p>	<p>・水道事業は、今後、急速な人口減少による料金収入の減少が見込まれる一方で、老朽化施設の計画的更新や近年頻発する大規模な自然災害への対策のための経費の増加が想定されるため、本県の水道事業が将来にわたって持続的な経営を確保していくためには、これまで以上に経営基盤の強化に取り組む必要がある。</p> <p>・浄水場の管理運営業務の一部を委託している茨城県開発公社では、プロパー職員の年齢構成が偏っている状況であり、現在の40歳代の職員が定年退職あるいは定年退職後の再任用を終えていく段階に備え、更なる計画的な新規採用、中途採用による職員の年齢構成の偏りを解消し、技術の継承に努める必要がある。</p>	・現行での施設運営により合理化を図る。
108	工業用水道	<p>①工業の健全な発達及び県民の福祉増進に資する工業用水の供給を行うため。</p> <p>② 工業用水道は、工業の健全な発達及び県民の福祉増進の目的をもって設置し、工業用水の供給としての役割を担っており、現在、那珂川、鹿島、県南西広域及び県央広域の4事業を実施している。</p> <p>給水区域及び給水先是、30市町村の計画に対し、令和5年度末で22市町村において246事業所と需給契約を締結している。</p> <p>③昭和41年度～平成13年度に設置した。</p> <p>④浄水場の管理運営業務は直営で実施し、県職員29人体制（常勤16人、非常勤13人）で行っている。また、浄水場の管理運営業務のうち、中央監視室における監視操作業務や日常の巡回点検業務などについては、（公財）茨城県企業公社の水道事業を承継した（公財）茨城県開発公社に委託している。なお、那珂川浄水場についてはモデルケースとして同業務を民間企業に委託し、AI技術を活用した中央監視業務の省力化などについて実証試験等を行っている。</p>	<p>・浄水場や配水管路等の老朽化が進んでいるため、計画的に浄水場及び管路を更新する必要がある。</p> <p>・経営の健全化を図り、安定的に事業を継続するため、これまでの投資により確保してきた供給施設等を最大限活用するとともに、工業団地造成等に伴う新たな水需要に対応した配水管等の整備を迅速に進めることが重要である。</p> <p>・浄水場の管理運営業務の一部を委託している茨城県開発公社では、プロパー職員の年齢構成が偏っている状況であり、現在の40歳代の職員が定年退職あるいは定年退職後の再任用を終えていく段階に備え、更なる計画的な新規採用、中途採用による職員の年齢構成の偏りを解消し、技術の継承に努める必要がある。</p>	・現行での施設運営により合理化を図る。

## 【別紙4－1】第3章4 各施設の概要、課題及び今後の対応方針 その他、個別の施設

No.	施設名	執行部の説明		
		施設概要 ①設置目的、②施設の概要、 ③設置時期若しくは築年数、④管理手法	運営上の課題	今後の運営方針
109	病院 ①中央病院	<p>【中央病院】</p> <p>①県民の健康保持に必要な医療を提供するため。</p> <p>②中央病院は、茨城県病院事業の設置等に関する条例に基づき、県民の健康保持に必要な医療を提供するために設置されている施設であり、茨城県の中核的な総合病院として、がん医療、救急医療などをはじめとする高度・専門医療を提供している。</p> <p>③昭和31年1月設置</p> <p>④管理運営は全て直営で実施し、1,319人体制（常勤934人、非常勤385人）で行っている。</p> <p>平成24年度、平成25年度に県立病院の経営形態を検討した結果、地方独立行政法人化など経営形態の変更は十分な優位性を見いだせず、現状でも県議会の十分な理解を得ながら、効果的な取組が可能との結論に至った。</p> <p>中央病院の職員数は約1,300人と、病院の規模が大きく、受け皿となる指定管理者の確保が非常に困難であるため、指定管理者制度の導入に至っていない。</p> <p>なお、既に地方独立行政法人に移行した事例の聞き取りなどを引き続き行っている。</p>	<p>【中央病院】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中央病院の本館は築35年が経過して施設の狭隘化・老朽化が進んでいるため、将来の医療需要や県立病院の役割等を踏まえ、病院の建替え等を含めた最適な整備の在り方を検討する必要がある。</li> <li>・不採算であっても必要な政策医療を提供している一方で、公営企業会計による独立採算制を導入しているため、必要な一般会計からの繰入れを受けつつ、地方公営企業として効率的な経営に努める必要がある。</li> <li>・限られた医療資源の中で地域の実情に応じた医療提供体制を構築するため、地域の医療機関との機能分化・連携を図る必要がある。</li> </ul>	<p>【中央病院】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現行の管理手法により施設運営の合理化を図る。</li> <li>・建替えに当たっては、地域医療構想調整会議における水戸保健医療圏の拠点化・集約化等の方向性に係る協議の結果を踏まえる必要があるため、地域医療構想調整会議に積極的に参画し、目指すべき方向性を協議する。</li> <li>・建替えなどの整備方針が決まるまでの間は、計画的に更新・修繕工事を行い、診療機能の維持・確保を図る。</li> <li>・繰入金については、国の基準に基づく受け入れを基本として、医業収益の確保、経費節減などの取組を強化し、積極的に経営改善を推進していく。</li> <li>・地域医療支援病院として、紹介患者に対し、高度・専門医療を提供する役割を果たすため、高度・専門医療を必要とする患者を紹介してもらえるよう、副病院長や各診療科医師、看護局長等が病院や診療所を訪問し、働きかけを行うなど、病診連携、病病連携を推進していく。</li> </ul>
110	②こころの医療センター	<p>【こころの医療センター】</p> <p>①県民の健康保持に必要な医療を提供するため。</p> <p>②こころの医療センターは、茨城県病院事業の設置等に関する条例に基づき、県民の健康保持に必要な医療を提供するために設置されている施設であり、茨城県の精神医療の基幹病院として、精神科救急医療や児童・思春期医療、睡眠医療などの専門的な医療を提供している。</p> <p>③昭和25年5月設置</p> <p>④管理運営は全て直営で実施し、322人体制（常勤271人、非常勤51人）で行っている。</p> <p>平成24年度、平成25年度に県立病院の経営形態を検討した結果、地方独立行政法人化など経営形態の変更は十分な優位性を見いだせず、現状でも県議会の十分な理解を得ながら、効果的な取組が可能との結論に至った。</p> <p>医療観察法の指定入院医療機関の設置主体は、国、都道府県、特定地方独立行政法人（公務員型）に限定されることから、指定管理者制度の適用が困難である。</p>	<p>【こころの医療センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本館、医療観察法病棟は、築13年ということもあり、短期的に修繕が必要となる箇所は無い。</li> <li>・不採算であっても必要な政策医療を提供している一方で、公営企業会計による独立採算制を導入しているため、必要な一般会計からの繰入れを受けつつ、地方公営企業として効率的な経営に努める必要がある。</li> <li>・在宅医療を充実させ、再入院の抑制を図り、患者の社会復帰に向けた地域生活の支援に努めていく必要がある。</li> </ul>	<p>【こころの医療センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現行の管理手法により施設運営の合理化を図る。</li> <li>・本館、医療観察法病棟については、計画的な施設の修繕を行い、施設の長寿命化を図っていく。</li> <li>・繰入金については、国の基準に基づく受け入れを基本として、医業収益の確保、経費節減などの取組を強化し、積極的に経営改善を推進していく。</li> <li>・地域移行促進や地域生活支援の充実のため、訪問看護、その他多職種によるアウトリーチ活動の強化を図るとともに、得られたノウハウの普及に努める。</li> </ul>

## 【別紙4－1】第3章4 各施設の概要、課題及び今後の対応方針 その他、個別の施設

No.	施設名	執行部の説明		
		施設概要 ①設置目的、②施設の概要、 ③設置時期若しくは築年数、④管理手法	運営上の課題	今後の運営方針
111	病院 ③こども病院	<p>【こども病院】</p> <p>①県民の健康保持に必要な医療を提供するため。</p> <p>②こども病院は、茨城県病院事業の設置等に関する条例に基づき、県民の健康保持に必要な医療を提供するために設置されている施設であり、茨城県の小児医療の中核的な専門病院として、重篤・難治な患者を対象に、高度かつ専門的な医療を提供している。</p> <p>③昭和60年4月設置</p> <p>④昭和60年度から施設の運営を委託しており、平成18年度からは指定管理者制度を導入している。</p>	<p>【こども病院】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施設設置から39年が経過して施設の狭隘化・老朽化が進んでいるため、将来の医療需要や県立病院の役割等を踏まえ、病院の建替え等を含めた最適な整備の在り方を検討する必要がある。</li> <li>不採算であっても必要な政策医療を提供している一方で、公営企業会計による独立採算制を導入しているため、必要な一般会計からの繰入れを受けつつ、地方公営企業として効率的な経営に努める必要がある。</li> <li>茨城県では、小児科を標榜する医療機関は年々減少していることから、小児医療体制を確保するため、小児科医の確保・養成に努める必要がある。</li> </ul>	<p>【こども病院】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現行の管理手法により施設運営の合理化を図る。</li> <li>建替えに当たっては、地域医療構想調整会議における水戸保健医療圏の拠点化・集約化等の方向性に係る協議の結果を踏まえる必要があるため、地域医療構想調整会議に積極的に参画し、目指すべき方向性を協議する。</li> <li>建替えなどの整備方針が決まるまでの間は、計画的に更新・修繕工事をを行い、診療機能の維持・確保を図る。</li> <li>繰入金については、国の基準に基づく受け入れを基本として、医業収益の確保、経費節減などの取組を強化し、積極的に経営改善を推進していく。</li> <li>小児医療体制を確保するため、人材育成プログラムの充実による専攻医の確保、小児医療を担う専門医の養成など、小児医療の更なる充実を図る。</li> </ul>
113	大洗駅ほか13駅	<p>①日本鉄道建設公団が建設していた国鉄鹿島線（水戸駅～北鹿島駅間）を、国鉄（現JR東日本）に代わって鹿島臨海鉄道㈱が経営することになり、昭和60年3月から、大洗鹿島線として旅客営業を開始した。</p> <p>大洗駅ほか13駅は、大洗鹿島線の水戸駅から鹿島サッカースタジアム駅間の53.0kmの旅客営業のために必要な駅設備であり、地域の公共交通機関として、沿線住民の通勤・通学や、観光客などの移動手段として利用されている。</p> <p>②13駅：水戸駅（JRと共同使用）、東水戸駅、常澄駅、涸沼駅、鹿島旭駅、徳宿駅、新鉢田駅、北浦湖畔駅、大洋駅、鹿島灘駅、鹿島大野駅、長者ヶ浜潮騒はまなす公園前駅、荒野台駅 (鹿島サッカースタジアム駅は、JR所有)</p> <p>なお、鹿島臨海鉄道㈱の保有する施設として、旅客営業を行う大洗鹿島線（大洗駅ほか13駅）のほか、企業向けに貨物輸送を行うための鹿島臨港線がある。</p> <p>③鉄道事業免許取得年月日：昭和59年 運輸開始年月日：昭和60年</p> <p>④県出資団体の鹿島臨海鉄道㈱が所有及び管理を行っている。</p>	<p>【旅客事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大洗鹿島線については、開業当初から、採算性の低い路線を引き受けたことに加え、沿線の人口減少が進行していることから、利用者が過減傾向にあるとともに、先行き不透明な世界経済の影響などにより諸物価が高騰しており、営業費用の増加が見込まれ、今後も厳しい経営環境が続く見通しだる。</li> <li>開業から間もなく40年が経過することから、高架橋など鉄道施設の老朽化が進んでおり、施設の維持・修繕に多額の費用が見込まれる。</li> <li>車両については、計画的に新型車両の導入を進めてきたものの、部材高騰により製造会社から急激な値上げを要請されたことから、当初予定よりも更新費用の増加が見込まれる。安全輸送を継続していくため、施設の老朽化に対する修繕や車両の更新を実施していく必要がある。</li> </ul> <p>【貨物事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>貨物事業については、ドライバー不足によるトラック輸送の運賃上昇やカーボンニュートラルへの対応など、荷主企業におけるモーダルシフトが一層進むと見込まれることから、収益拡大に向けた取組が必要である。</li> </ul>	<p>(1) 旅客事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「大洗鹿島線を育てる沿線市町会議」などとの連携による利用促進策を展開するとともに、鹿島アントラーズのホームゲーム開催日において、鹿島アントラーズやコンビナート企業と連携し、神栖駅からパーク＆ライドによるサッカー応援団体専用臨時列車の運行を行うなど、利用者の確保をり、収支改善を進めていく。</li> <li>車両や鉄道施設の維持・修繕については、国、県、沿線市町の補助金などを活用し、鉄道軌道安全輸送設備等整備事業計画などに基づき進めていく。</li> <li>更新予定であった車両の修繕を行い、継続して使用するとともに、新型車両の導入については、第三セクター鉄道等協議会及びその会員と連携して、車両の共同購入を前提に複数の車両製造会社に働きかけ、更新費用の低減を図っていく。</li> <li>大洗鹿島線については、安全・安心な運行に配慮しながら、鉄道サービスの提供を通じて、地域の発展に貢献し、地域住民の豊かな生活を支える公共交通機関として、その使命を今後も果たしていく。</li> </ul> <p>(2) 貨物事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>貨物事業については、鉄道未利用企業への営業活動の強化や大型リフター導入による貨物取扱能力の増強により、輸送量の増加を図っていく。</li> </ul>

## 【別紙4－1】第3章4 各施設の概要、課題及び今後の対応方針 その他、個別の施設

No.	施設名	執行部の説明		
		施設概要 ①設置目的、②施設の概要、 ③設置時期若しくは築年数、④管理手法	運営上の課題	今後の運営方針
114	いこいの村涸沼	<p>①当時の雇用促進事業団が勤労者福祉施設として設置。</p> <p>② いこいの村涸沼は、昭和52年、当時の雇用促進事業団（以下「事業団」という。）が勤労者福祉施設として設置し、平成17年に（公財）茨城県開発公社（以下「開発公社」という。）が施設を取得した。</p> <p>涸沼周辺に立地する唯一の宿泊施設として、開発公社では地元市町と連携しながら集客を図り、公益的な地域活性化を推進している。</p> <p>また、施設周辺の涸沼園地において、開発公社の公益目的事業として、自然環境の保護及び整備を図り、教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発展に寄与することを目的とした、園地整備・管理事業を実施している。</p> <p>③昭和52年4月20日開業</p> <p>④昭和52年に事業団が設置し、平成16年3月30日までは県が施設の管理・運営に係る業務委託を受け、（公財）茨城県開発公社への再委託により運営。</p> <p>平成16年3月に、県が雇用・能力開発機構（旧事業団）から施設の譲渡を受け、開発公社へ管理運営業務を委託。</p> <p>平成17年3月に（公財）茨城県開発公社が県から譲渡を受け、（公財）茨城県開発公社の自主運営となる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>いこいの村涸沼は、涸沼周辺に立地する唯一の宿泊施設として、ラムサール条約登録による観光客の受入れや、茨城空港利用客等への宿泊施設の提供などの役割も期待されており、引き続き、サービスの向上を図り、利用者の満足度を高めて、収益の確保に努める必要がある。</li> <li>一方で、施設がオープンしてから築40年以上が経過しており平成27年度に大規模な改修を実施したもの、今後も老朽化による施設設備等の修繕等を行う必要がある。</li> <li>コロナ禍や物価高騰など、社会経済状況の変化を踏まながら、安定的、継続的な経営に取り組む必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>集客力を向上させるため、新館の増築・改修やスポーツレクリエーションの実施など宿泊以外についても取り組んできた結果、大規模な改修を行った平成27年度以外は黒字基調を維持してきた。新型コロナウイルス感染症の影響が大きかった令和2年度以降は落ち込んでいるものの、回復傾向となっていることから、引き続き、様々な売上向上策の検討・導入等により収益の確保に努める。</li> <li>施設を適切に維持管理するため、計画的に施設修繕を行っていく。</li> <li>当面は、現在の管理手法を継続するが、収益性や社会経済状況など、様々な状況を勘案しながら、適切な経営の在り方を検討していく。</li> </ul>
115	茨城空港旅客ターミナルビル	<p>①茨城空港の旅客ターミナルビルとして設置した。</p> <p>②茨城空港旅客ターミナルビルは、平成22年3月の茨城空港の開港に伴い設置された施設である。</p> <p>③平成22年3月11日設置</p> <p>④ 茨城空港開港時の国土交通省東京航空局による旅客ターミナルビルの管理及び運営を行う事業者の公募により、（公財）茨城県開発公社が選定され、管理運営は（公財）茨城県開発公社が直営で実施している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルス感染症の影響により減少した旅客数及び来場者数の回復やテナントの誘致により、収支改善を図る必要がある。</li> <li>今後、新たな路線の誘致等により、旅客数の増加が見込まれる場合、将来的な旅客ターミナルビルの在り方について検討する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和4年度の旅客数は596,536人と、過去最高を記録した令和元年度の約8割の水準まで回復したほか、来場者数も、3年ぶりに100万人を超え、収支は改善傾向にあることから、現在の管理手法を継続し、適切な施設運営を行う。</li> <li>茨城空港の民航機の乗り入れについては、令和5年10月29日から、弾力的な運用が開始されたことから、新たな路線の誘致等により、利用者の増加に取り組むとともに、今後の旅客ターミナルビルの在り方について検討していく。</li> </ul> <p>施設の運営については、今後、国が空港経営改革の中で進める国管理空港の民間委託の動向を踏まえながら、将来的に適切な管理手法を検討していく。</p>

**【別紙4－1】第3章4 各施設の概要、課題及び今後の対応方針**  
**その他、個別の施設**

No.	施設名	執行部の説明		
		施設概要 ①設置目的、②施設の概要、 ③設置時期若しくは築年数、④管理手法	運営上の課題	今後の運営方針
116	①みらい平駅前駐車場	<p>①</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・みらい平駅利用者への便宜を図るため、公共的なパークアンドライド駐車場として県からの依頼により設置。</li> <li>・筑波スカイライン一般自動車事業から筑波山つつじヶ丘駐車場の経営転換を図り、かつ、筑波山観光関連施設の維持管理水準の向上を図るため設置。</li> <li>・JR友部駅橋上化と南北駅前広場の整備にあわせ、駅及び駅周辺施設利用者への便宜を図るため、公共的なパークアンドライド駐車場として笠間市からの依頼により設置。</li> <li>・水戸北スマートICから東京へ行き来する新規高速バス路線が運行されることになったことから、高速バス利用者への便宜を図るため、公共的なパークアンドライド駐車場として県からの依頼により設置。</li> </ul>	<p>①</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・みらい平駅前駐車場及び友部駅北口駐車場においては、駅周辺の民間駐車場は収容台数が少なく、また、筑波山つつじヶ丘駐車場及び水戸北スマートIC駐車場においては、周辺に民間駐車場がない状況であり、いずれの駐車場においても多数の県民に利用されていることから、県民の駐車場需要に応える必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現時点では全ての駐車場が多数の県民に利用されていることから、当面は有料駐車場事業を継続していく。</li> <li>・いずれの駐車場もほぼ毎年度黒字となっており、引き続き経費節減と収入の確保に努め、経営基盤の強化に取り組んでいく。</li> </ul>
117	②筑波山つつじヶ丘駐車場			
118	③友部駅北口駐車場	<p>②敷地面積は、みらい平駅前駐車場が2,767m<sup>2</sup>、筑波山つつじヶ丘駐車場が12,660m<sup>2</sup>、友部駅北口駐車場が3,730m<sup>2</sup>、水戸北スマートIC駐車場が2,129m<sup>2</sup>。</p>		
119	④水戸北スマートIC駐車場	<p>③みらい平駅前駐車場は平成17年に、筑波山つつじヶ丘駐車場は平成18年に、友部駅北口駐車場は平成20年に、水戸北スマートIC駐車場は平成20年に設置。</p> <p>④4施設とも県出資団体の茨城県道路公社が所有及び管理を行っている。</p>		
120	大洗港フェリーターミナルビル	<p>①大洗港区のフェリーターミナルとして設置した。</p> <p>②大洗港フェリーターミナルビルは、定期フェリー運航に必要なサービス提供をするため設置した施設である。</p> <p>③平成6年開業</p> <p>④㈱茨城ポートオーソリティが直営で実施し、従業員数は6人（プロパー社員3人、嘱託社員3人）で管理運営を行っている。</p>	<p>①</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大洗港区は北海道へのフェリーの玄関港であり、観光拠点としての機能強化に取り組む必要がある。</li> <li>・施設設置から30年が経過しており、施設の老朽化や設備の経年劣化への対応が必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現行での施設運営を継続し、効率的な維持管理を行う。</li> </ul>

**【別紙4－2】第5章1（3）個別施設に係る提言  
イ その他、個別の施設**

No.	施設名	執行部の運営方針に対する審議		
		委員の主な発言	執行部の説明 (委員の質疑に対する答弁)	提言
1	カシマサッカースタジアム	<p>【第5回一小松崎委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>【全体共通】各資料に記載の「収支の推移」の見方を教えてほしい。管理上、必要な経費を計上しているのか。例えばカシマサッカースタジアムなどはどうか。</li> <li>【全体共通】指定管理者の収支を記載しているこの資料は、施設の維持管理に必要な支出や財源を示したものではないということか。なぜ運営主体の収支の推移を示したのか、考え方をお聞きしたい。</li> <li>【全体共通】なぜ運営主体（指定管理者）の収支を載せたのかわからない。矢田部サッカー場は神栖市が県から無償で借り受け、市が観光協会に指定管理しているが、掲載しているのは、神栖市観光協会の収支の推移のため施設管理の全体像がわからない。こういう整理をした理由を教えてほしい。</li> <li>カシマサッカースタジアムは令和2年度から指定管理料ゼロ円としているため、指定管理者の収入で維持管理しているという理解でよいか。</li> <li>【全体共通】施設の在り方を検討するに当たっては、単純に施設管理にどの程度コストがかかっていて、その財源が何かというのを出してもらえば良いと思われるでの、資料の作り方を工夫してもらいたい。</li> <li>指定管理料がゼロ円となり、維持管理費用が大幅に上がっているようだが、カシマサッカースタジアムは今後も指定管理料ゼロ円でいくのか。</li> </ul> <p>【第5回一田山委員長】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>カシマサッカースタジアムは老朽化による大規模修繕の負担を懸念し、民間主導でのスタジアム建設という動きに繋がったと思われるが、現スタジアム建設当時は、県主導で鹿島特会を活用して作ったという経緯がある。民間主導での建設となると県とアントラーズとの関係が薄れてしまうのではないか、という懸念がある。今後、新スタジアムの建設に向けて県はどう関わっていくのか。</li> <li>もし鹿島アントラーズが他県にスタジアムを建設する、などの動きが出てしまったら、大きな損失。新スタジアムの建設に当たり県として、関心をもつてアントラーズに協力してほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定管理者である鹿島アントラーズの収支の推移を（資料に）記載している。</li> <li>カシマスタジアムの運営に全体的にどの程度、費用がかかっているか、あるいは収入があるのか、ということで、あくまで全体的なものを見るためという趣旨である。</li> <li>あくまで施設を切り口に作っているものであるため、その施設ごとに歳入、歳出など施設全体に関する費用を掲載している。</li> <li>維持管理費は、指定管理者のアントラーズが負担しているものだが、大規模修繕に係る工事については県施工と指定管理者施工のものがあることから、必ずしも指定管理者収支が施設の維持管理費の全てではない。</li> <li>指定管理料はゼロ円ではあるが、光熱費の補填など指定管理料とは別名目での県補助は行ってきた。指定管理料ゼロ円を基本としつつ、社会情勢の変化に応じて、今後も、指定管理者の支援を講じることはあり得る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【全体共通の提言】県有施設（公の施設等）には、指定管理料、委託料や補助金等の財源や、将来にわたる維持管理のために必要なトータルコストを試算した上で、施設運営の正確な実態把握に資する「公共的な経営感覚」に基づく運営・管理が求められる。</li> </ul>
2	りんりんスクエア土浦	—	—	【観光施設等共通の提言】
6	波崎漁港海岸休憩施設	—	—	—

**【別紙4－2】第5章1（3）個別施設に係る提言  
イ その他、個別の施設**

No.	施設名	執行部の運営方針に対する審議		
		委員の主な発言	執行部の説明 (委員の質疑に対する答弁)	提言
7	運動公園 ①堀原運動公園 ②笠松運動公園	【第6回一小泉委員】 ・【堀原運動公園】堀原運動公園の大道場と笠松運動公園の体育館の冷暖房費に大きな乖離があるが、どのように算出しているのか。 ・状況は理解したが、方策を考えて、考慮してほしい。	・料金は使用電力量により決定している。設備が異なることから使用電力料金が異なる。	・【堀原運動公園の提言】運動公園の施設ごとの冷暖房設備の使用料金について、大きな差が出すぎないよう配慮することが求められる。
		【第6回一村田委員】 ・堀原野球場について、耐震等は問題ないのか。 ・堀原野球場の建替えについて、必要性も含め、検討しているのか。	・長寿命化計画を基に、施設の維持管理を行っている。 ・軟式野球等で一定の需要があることから、適切な修繕を行いながら維持管理に努めたい。 ・51年になる。	・【教育庁所管施設共通の提言】教育庁所管施設は、将来を担う人材育成のために重要な教育施設であるため、中・長期的又は総合的な計画に基づく施設運営に努めるべきである。
		・長寿命化が80年と考えているということであったが、この施設は何年経っているのか、築年数を教えていただきたい。 ・今51年であるということは、あと約30年は使えるということ。だから、それを、修繕しながら使っていこうということ。このため、更新の予定もない。茨城県公共施設等総合管理計画や個別施設計画の中で、この施設は30年後には廃止することになっているのか。	・茨城県公共施設等総合管理計画の大きな方針として長寿命化の推進、資産総量の適正化、資産の有効活用の推進がある。このうち、長寿命化の推進については、現在ある建物の目標使用年数を80年とし、予防保全工事を行いながら80年間保たせるという方針で行っている。一方で、資産総量の適正化については、人口減少が急速に進む中で、中長期的な視点で、今後の行政需要があるのか等を踏まえ、必要性がある施設は整備や更新をし、必要性が少なくなった施設については統合や廃止を検討していくこととしている。 ・一定の基準を定めることは難しい。需要の動向等を考慮しながら、対応してまいりたい。	
		・需要があるとのことだが、必要な施設をどう考えるか。検討が必要なラインの考えはあるのか。 ・必要な予算が確保されていないから研修センターにしても堀原運動公園にしても手を付けられないのではないか。教育庁として予算の拡充を検討してほしい。	・全ての施設を承知しているわけではないが、そうした事例は承知していない。 ・県以外の団体と連携して施設を整備することについては、今後、方法を研究してまいりたい。 ・市町村と協力ということであれば、例えば市町村から無償で土地を提供していただき、その上に県が施設を建てるということも考えられる。また、最近では民間の企業と公的な団体が資金を出し合うといったものや、民間に資金を出してもらうといったやり方も行われているので、民間を含めた整備の仕方を考えてまいりたい。	・【全体共通の提言】公共サービスの過剰供給や二重行政を避けるための方策として、県有施設（公の施設等）だけでなく、そのサービス対象地域に所在する市町村の施設との共有・集約化や、市町村や団体等との合築や費用分担についても検討すべきである。
		【第6回一中山委員】 ・これまで、県と地元自治体、若しくは広域事務組合が連携して施設を整備したという事例はあるか。 ・県と市が連携して施設を整備するといった取組は可能なのか。法的なものもあると思うが、公共施設全般についてどう考えているのか。 ・昭和の大合併の後に、一部事務組合等が広域的な視点で、多くの施設を作ったものの、その後、各市町村が力を付け、スポーツ施設を独自で作った。一方で、作りすぎてしまった施設が、まもなく更新のピークを迎える、頭を抱えている自治体も多い。例えば、野球場の更新であれば、各自治体と協力するなどして、シンボルとなるような施設を整備するという考え方もあるのではないか。県の施設も更新の時代を迎えてるので、それぞれの自治体の事情も汲み取りながら、施設の整備・更新をすることが必要だと思うがどうか。 ・人口減少時代の新しい時代の公共施設の在り方として、県がリーダーシップをとって、市町村とも協議しながら、県民にとって適正な施設の配置を考える体制整備が重要ではないか。		・【教育庁所管施設共通の提言】教育庁所管施設は、将来を担う人材育成のために重要な教育施設であるため、中・長期的又は総合的な計画に基づく施設運営に努めるべきである。
		【第6回一田山委員長】 ・【教育庁所管施設共通】教育庁所管の施設の管理費や、総体的な計画を、長期計画や中期計画を作るなどしっかりと予算化をする必要があると思う。県立という名の下にある施設として適切なのかという心配が委員の大方の考え方だろうと思う。		

**【別紙4－2】第5章1（3）個別施設に係る提言  
イ その他、個別の施設**

No.	施設名	執行部の運営方針に対する審議		
		委員の主な発言	執行部の説明 (委員の質疑に対する答弁)	提言
9	ライフル射撃場	—	—	—
10	県立産業技術短期大学校	—	—	—
11	県立産業技術専門学院	【第7回一小松崎委員】 ・定員充足率が低調とのことだが、どのように受け止め、分析しているのか。	・新規学卒者、在職者、離職者ともに厳しい状況であるが、特に新規学卒者については、高校生の数が減少していることに加え、大学進学率の向上や高校等の卒業後の就職が増加していることから、厳しい状況にあると認識している。ニーズに合わせたカリキュラムとなるよう不断の見直しを図る必要があると考えている。 ・長期保全計画に基づき計画的に修繕を進めているところであり、産業技術専門学院として、人材育成に対する産業界のニーズに応えらるよう、適切に修繕を進めてまいりたい。 ・この観点は大変重要だと認識している。対応方針に記載したとおり、新規学卒者に限定せずに、より離職者や外国人、女性に利用しやすい職業訓練を提供してまいりたい。	・【産業技術専門学院共通の提言】少子化の進行により高等学校等の卒業生が減少する一方、大学進学率の上昇や企業における高等学校等の卒業生の採用増加などの理由により、新規入学者が年々減少している現状を踏まえ、地元の工業系の高等学校等との連携強化や新たな入学者の掘り起しこなど、変化していく学生や企業のニーズを的確に捉えた学院運営を検討していくべきである。
12	①水戸	・建物が老朽化しており、計画的に修繕に努めることだが進めていかれるのか。	—	—
13	②日立	・県では、リスクリリングに取り組んでいると思うが、産業技術専門学院の在り方を考える際には、リスクリリングの観点や、工業系の県立高校の空きスペースの活用といった観点も重要だと思うが、どのように考えるか。	—	—
14	③鹿島	【第7回一下路委員】 ・入学者が減っていることだが、産業界のニーズという出口と子どもたちの進路という入口を意識し、それらを繋ぐルートを示しながらカリキュラムを作っていくことが重要である。原子力の話でいうと、研究者ではなく、プラントの維持ということが課題となっていて、そのような人員は需要があると聞く。また、企業誘致が成功する一方で、中小企業の人材不足を招いているといった面もあり、IT系でも情報セキュリティの分野で常に人材が不足している中で、各分野の人材をどのように供給するか考えてほしい。	—	—
15	④土浦	—	—	—
	⑤筑西	【第9回一村本委員】 ・DXを取り入れた基本的な加工産業が重要と考えるが、今後、このような産業の人材育成に対して、どのようなカリキュラムの見直しを行うのか。  ・AIの専門技術者育成に係るカリキュラムの見直しは行うのか。  ・AIなどの専門技術者が地域にいるということが産業振興に資するものであるため、最先端の技術を習得できるようなカリキュラムにしていただきたい。	・これまで企業訪問を行い、企業の人材ニーズを調査している状況である。その中で、デジタル関係のニーズが強いことを把握したため、例えば、CADやメカトロニクス、電子制御などの分野における拡充が必要であり、そのような観点から、カリキュラムの見直しを検討している。 ・産業技術専門学院において、ものづくり人材の育成を行っている一方、県立産業技術短期大学校（IT短大）においては、デジタル関係の人材育成に取り組んでおり、役割分担を図りながら、産業界のニーズに応えてまいりたい。	・専門の技術者が地域にいることこそが地域産業の振興に大きく貢献することを再認識した上で、地域産業の牽引につながる最先端の技術を習得できるカリキュラムを目指し検討を進めることが重要である。

**【別紙4－2】第5章1（3）個別施設に係る提言  
イ その他、個別の施設**

No.	施設名	執行部の運営方針に対する審議		
		委員の主な発言	執行部の説明 (委員の質疑に対する答弁)	提言
16	つくば創業プラザ	<p>【第7回一飯塚委員】            ・つくば創業プラザについて、令和元年の設置以来、入居していた企業のうち、顕著な成果が出ている企業はあるか。            ・その企業は、次のステップとして、県内に事業所や工場を設置する予定はあるのか。              ・成長した企業が、引き続き県内で事業活動を展開できるよう、今後も、県でバックアップしてほしい。</p>	<p>・過去に入居していた企業のうち、創薬系のベンチャー企業が大型の資金調達を行うなどの成果が出てきている。            ・現在は、つくば創業プラザを退去しており、新たに、つくば市内に事業所を設けている。今後、必要があれば、県内で製造ラインを設置する可能性もある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設を活用し創業した企業に対して、最終的には県内に事業所等を構えて地元に根付いた企業となっていただくよう、段階に応じた支援を行っていくことが求められる。</li> </ul>
17	県立笠間陶芸大学校	—	—	—
18	いばらき量子ビーム研究センター	—	—	—
19	茨城空港公園	—	—	・【都市公園共通の提言】
20	①偕楽園	<p>【第9回一江尻委員】            ・県営都市公園のトイレの整備の考え方。また、トイレの洋式化の状況を教えてほしい。</p> <p>・笠間芸術の森公園のトイレの洋式化率は、女子トイレが63%、男子トイレは36%と伺っているが、県営都市公園の今後の取組についてどう考えているのか。</p>	<p>・公園利用者が快適に利用出来るよう、利用者数や施設数、公園の利用特性などを勘案してトイレの整備を行っている。県営都市公園のトイレの洋式化率は、令和5年度末で73.6%である。</p> <p>・笠間芸術の森公園は、令和6年度7基の洋式化を行い、77%になる予定である。また、重点的に整備を行ってきた偕楽園本園のトイレや多目的トイレは100%となっている。限られた予算の中で優先順位を付け、国の補助金を活用しながら施設の改修時にトイレの洋式化を行うなど、計画的に整備を行っていく。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【全体共通の提言】目新しい事業に目が向きがちであるが、既存施設の健全な管理に必要な維持管理予算を確保とともに、併せて、老朽化したトイレの改修を進めるなど、利用者目線に立った施設の改修等を進めるべきである。</li> </ul>
21	②弘道館公園	—	—	—
27	③笠間芸術の森公園	・県が所有する都市公園全体の中で、快適な公園利用の要はトイレの施設だと思っており、利用者から、「公園のトイレが古い、汚い、壊れていて使えない」という意見を聞くたびに、せっかく樹木や植物の手入れの管理が行き届いていても、トイレが良くないと残念な公園になってしまうと思っている。洋式化を含め、早めに壊れたトイレを直さなくてはいけないことを重要視して、予算措置していただきたい。	—	—
28	④大子広域公園	<p>【第9回一江尻委員】            ・【偕楽園】偕楽園の有料化により、年間1億3千万円の収入を活かし、公園の魅力向上や施設の整備に取り組んでいくと過去に伺っているが、現状はいかがが。</p> <p>・偕楽園有料化の収入を原資にどのような魅力向上策を実施してきたか。</p>	<p>・有料化当時は、年間94万人の来園者と1億3千万円の収入を見込んでいたが、令和5年度の実績は、来園者が約39万人、収入が約8千4百万円である。</p> <p>・好文亭における煎茶の提供、電子チケットの導入、wi-fi環境の整備、梅林の樹勢回復に向けた調査など歴史的風景の維持・保全に係る取組を実施してきた。また、令和6年の梅まつりにおいては、表門誘導のための社会実験も実施した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【都市公園共通の提言】都市公園については、現状を維持していくために民間活用により収益を上げていく取組を推進する必要がある一方で、県民に憩いの場や地域交流などを提供するとの本来の設置目的を踏まえバランスの取れた管理運営を行うべきである。</li> </ul>
31	⑤鹿島灘海浜公園	—	—	—

**【別紙4－2】第5章1（3）個別施設に係る提言  
イ その他、個別の施設**

No.	施設名	執行部の運営方針に対する審議		
		委員の主な発言	執行部の説明 (委員の質疑に対する答弁)	提言
	都市公園	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通年で偕楽園を楽しんでいただくためには、幅広い関係者の声を聞きながら施策に取り組んでいく必要があると考えるが、具体的な協議の場を設けるなど、今後どのように取り組んでいくのか。</li> <li>・国営ひたち海浜公園のように、小中学生は無料でもよいのではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コロナの影響を受け、取組の検証が十分にできていないことから、まずは検証を進めることが重要と考えている。その中で新たに検討すべきことがでてきた際には、協議会の設置など検討していかたい。</li> <li>・県内の小中学生は梅まつり期間以外は無料、県外の小中学生も春・夏・冬休みなどの長期休暇を除く土曜日は無料としており、子どもたちに偕楽園の歴史を楽しんでもらえるよう、イベントなどの開催などに取り組んでいるところである。</li> </ul>	
30	⑥県西総合公園	<ul style="list-style-type: none"> <li>・偕楽園の有料化に反対したときに、せめて小中学生を含めた子どもは無料にすべきと意見をした。国営ひたち海浜公園は、子どもが無料であり、一つの大きな魅力である。偕楽園についても本当に子どもの入園料まで有料化を継続する必要があるのかということを議論していただきたい。</li> </ul>		
29	⑦砂沼広域公園	<p>【第9回一川津委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・【偕楽園】偕楽園とロサンゼルスのシャバラム・リージョナル公園は、平成4年に姉妹公園の協定を締結している。今後の交流の在り方については、どのように考えているのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成4年2月に当時の竹内藤男知事とロサンゼルスの代表者とで協定を締結している。当時、全国初の取組であり、調印式では100本の梅を植え、その後400本植樹した。また、偕楽園の桜山には記念碑が設置されている。ただし、現在は交流が行われていないため、過去の経緯を調べ、対応を考えていきたい。</li> <li>・ご意見は参考にしていただきたい。当時、公園を通じた文化交流が念頭にあったと記録されている。今後の交流について、水戸市や営業戦略部などとも検討していただきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【偕楽園の提言】これまでの歴史的背景を再認識した上で、文化交流等を通じた情報発信に取り組み、施設の魅力を知っていただくよう努めるべきである。</li> </ul>
22	⑧千波公園	<ul style="list-style-type: none"> <li>・もう一度、相手方と交流の在り方を考えてはどうか。</li> </ul>		
23	⑨霞ヶ浦総合公園	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史的な財産があるので、しっかりと取り組んでいただきたい。</li> </ul>		
24	⑩赤塚公園	<p>【第9回一飯塚委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・【砂沼広域公園】平成31年に廃止となった砂沼広域公園の砂沼サンビーチについて、県西地域の拠点となるような施設の誘致を行うなどとしているが、現在の状況を教えてほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、砂沼サンビーチ跡地は、下妻市が管理を行っている。利活用については、政策企画部が様々な民間事業者に誘致活動を行っている。</li> <li>・政策企画部が主体となって取り組んでいるが、土木部としても、パークPFIや守谷市のプロ野球球団ヤクルト2軍誘致などの公園を使ったにぎわいづくりが行われていることから、ノウハウを共有しながら、一緒に取り組んでいく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【砂沼広域公園の提言】県西地域にぎわいづくりの拠点となるよう、関係部局が一体となって、それぞれの強みを共有しあい、諸課題の解決に向けて積極的に取り組んでいくべきである。</li> </ul>
33	⑪港公園			
46	⑫沢渡川緑地	<p>【第10回一二川委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市公園の位置付けについて、設置当初の市町村の区分などが時代の変化によって変わってきた中で、県が管理すべきものなのか、市町村が管理すべきものなのかという観点からの検討が必要だと考えている。</li> </ul>	<p>—</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【都市公園共通の提言】社会情勢の変化により、都市公園の位置づけが設置当初と変わってきた場合もあることから、それぞれの設置目的や規模、利用状況等を踏まえ、県が管理すべきものか改めて検討することも必要である。</li> </ul>
47	⑬桜川緑地			
25	⑭北浦川緑地	<p>【第3回一星田副委員長】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・【赤塚公園】筑波研究学園開発の際に洞峰公園と一体的に県が整備した赤塚公園について、県として今後どのように管理していく考えか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・赤塚公園はペデストリアンデッキを通じて洞峰公園と一体的な公園と認識している。今後、市で設置予定の協議会において、赤塚公園についてもどのように管理していくことが望ましいか意見を伺いながら検討していただきたい。様々な選択肢について丁寧に市と協議を進めていきたい。</li> <li>・赤塚公園については、現時点で特段話が進んでいるわけではない。今後、つくば市とよく相談しながら議論していただきたい。</li> </ul>	
26	⑮芸大緑地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現時点で赤塚公園の移管についてどの程度議論が進んでいるのか。</li> </ul>		

**【別紙4－2】第5章1（3）個別施設に係る提言  
イ その他、個別の施設**

No.	施設名	執行部の運営方針に対する審議		
		委員の主な発言	執行部の説明 (委員の質疑に対する答弁)	提言
35	茨城空港駐車場	—	—	—
36	漁港施設 (那珂湊漁港駐車場)	<p>【第8回一二川委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・那珂湊漁港駐車場では、稼働率の向上が課題となっているが、どのような方法で向上を図るのか。</li> <li>・駐車場不足により渋滞が生じていると思われるが、駐車場は足りていているのか。</li> <li>・ピークの時期については、駐車場が足りない状況だと思うので、ひたちなか市ともしっかりと連携して準備すべき広さがどのくらいなのか検討して進めていただきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな精算機器類としてキャッシュレス決済を導入することにより、入出庫の渋滞解消を図っていく。</li> <li>・市が主催している渋滞対策連絡会にて駐車場が不足しているという意見は聞いており、休日に市が運営する臨時駐車場のため漁港中央ふ頭を開放するなど、渋滞解消に協力している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ピーク時にもスムーズな駐車場利用が可能となるよう、利用状況を的確に把握・分析した上で、関係者と連携し、検討していくべきである。</li> </ul>
37	漁港施設 (那珂湊漁港水門)	—	—	—
38	漁港施設 (波崎漁港浄化施設)	—	—	—
39	茨城港大洗港区の港湾環境整備施設 ①大洗海滨公園 (大洗マリーナ地区)	—	—	—
40	②港中央公園 (中央地区)	—	—	—

**【別紙4－2】第5章1（3）個別施設に係る提言  
イ その他、個別の施設**

No.	施設名	執行部の運営方針に対する審議		
		委員の主な発言	執行部の説明 (委員の質疑に対する答弁)	提言
41	茨城港 (常陸那珂港区、 日立港区、大洗 港区) 及び鹿島 港公共埠頭並びに土 浦港	<p>【第9回一村田委員】            ・【鹿島港公共埠頭】鹿島開発から50年経って、カーボンニュートラル社会を目指すとともに、鹿島臨海工業地帯が大きく変わらなければならない状況。その中で鹿島港は老朽化しており、安全対策のため大きな投資をしなくてはならない。しっかりと投資することが地域の経済の発展につながるのでないか。考え方を聞きたい。</p> <p>・鹿島港を中心とした周辺エリアは、道路が傷んで空洞化して、危険な箇所がある。港においても津波対策として防潮堤の工事をしているが、老朽化対策や国土強靭化の必要性を踏まえ、大きな投資を図っていくことが重要である。</p>	<p>・鹿島港については、鹿島臨海工業地帯の海上の輸送基地として大変重要な役割を果たしている。それらの取扱貨物量の多くは専用岸壁で取り扱われているため、それら企業に寄り添い、ポートセールスを実施し使いやすい港を目指していきたい。カーボンニュートラルについても事業者の意見を聞きながら、対応していきたい。</p>	<p>・【公共インフラ施設共通の提言】公共インフラ施設の老朽化が危惧されているが、自然災害から住民を守るために国土強靭化が求められる中で、必要なことを先送りせずに、施設の更新を将来への投資として捉えた予算の考え方を持つことが重要である。</p>
42	②茨城港常陸那珂港区公共埠頭			
43	③鹿島港公共埠頭			
44	④茨城港日立港区公共埠頭			
45	⑤茨城港大洗港区公共埠頭			
49	県営住宅 及び共同 施設	<p>【第9回一飯塚委員】            ・大規模修繕の推移の表中の「エレベーター改修」とは既存のエレベーターの改修か、新規でエレベーターを設置しているのか。</p> <p>・エレベーターのないアパートに後付けする計画はないのか。</p> <p>・入居者からの要望があれば検討するのか。</p> <p>・住民からの要望があれば相談に対応していただけるとありがたい。</p>	<p>・既存のエレベーターの改修を行っており、古くなり部品供給が止まってしまう「油圧式」のものから「ロープ式」への改修を行っているものである。</p> <p>・平成13年～平成15年にはエレベーターのない既存住棟に後付けで設置した事例はある。県営住宅に多いタイプである階段室型の住棟に設置したが、階段室ごとに設置するため設置台数が多くなりコストがかさむことや、踊り場に設置することになるため半階分の昇降が発生し完全なバリアフリーにならないこと、共用部分の電気代や家賃が高くなり入居者への負担が増えること、など様々な課題があることから現在は実施していない。</p> <p>・後付けで設置した当時も、住民からの要望により、住民と意見交換をして、合意の上で設置したという経緯がある。今後住民からの要望があれば検討することは可能かと思われる。</p>	<p>・県営住宅において、エレベーターの改修・整備や駐車場の確保などの課題に対し、入居者の意向を丁寧に確認した上で、解決に向けた取組を検討することが重要である。</p>

**【別紙4－2】第5章1（3）個別施設に係る提言  
イ その他、個別の施設**

No.	施設名	執行部の運営方針に対する審議		
		委員の主な発言	執行部の説明 (委員の質疑に対する答弁)	提言
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・茨城県は車社会のため、県営住宅団地でも路上駐車などが見受けられる。駐車スペースの見直しが必要かと思われるがいかがか。</li> <li>・芝生は景観には良いが草刈りが大変だと声もあるので、団地の住民と意見交換しながら、必要な駐車スペースの確保をお願いしたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大量供給時代の古い団地は、限られた敷地の中に建物が接近して建てられており、駐車スペースが確保できていないところもある。空いているスペースをなんとか工夫しながら、駐車スペースの確保に努めている状況である。</li> </ul>	
50	つくば国際会議場	<p><b>【第5回一飯塚委員】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開館から24年経過して修繕費も増加しつつあり、近県に類似施設も建設されている。差別化を図るために単なる修繕ではなく、将来を見据えた大規模な改修が必要ではないか。</li> <li>・周囲と比較して会議場の規模感はどう認識しているか。</li> <li>・選ばれる施設、つくばに相応しい施設となるよう更に努力していただきたい。</li> </ul> <p><b>【第5回一星田副委員長】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定管理者の公募の際、指定管理料ゼロ円を目指すという文言があったが、コロナ禍を経て、現在はどのようにになっているのか。</li> <li>・ゼロ円化を目指す基準はコロナ禍前だと思われるが、十分に回復していないなかでゼロ円化に取り組んでいくことは酷ではないか。</li> <li>・これまで利用料は何回改定しているのか。</li> <li>・利用料は、ほぼ横ばいと理解した。光熱費は補填しているが、売上が回復途上にある状況に配慮のうえ、指定管理者に過度な負担がないよう検討してほしい。</li> <li>・設備は更新しているとのことだが、施設の大規模改修の考え方を教えてほしい。</li> <li>・施設のスペックは向上しているが、競合施設は北関東だけではないので、他施設と戦うための武器が必要。本県にとって貴重な国際会議場であり、維持管理と収入確保にしっかりと取り組んでいただきたい。</li> </ul> <p><b>【第5回一小松崎委員】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・つくば国際会議場の収支について、例えば平成30年度と令和元年度の歳出額は同程度であるものの、大規模修繕額には大きな違いがあるが、この理由を教えてほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年から5年にかけて順次、映像や音響設備などを更新し、また、高速インターネット回線を導入するなど、利便性向上を図っており、機能面では見劣りすることはないと考えている。競合施設はあるが、つくばは首都圏からのアクセスや研究機関の集積など多くの強みを有しており、利用者から選ばれる会議場となるよう競争力を維持していく。</li> <li>・大ホールで比較するとつくばが約800名に対してGメッセも約800名、ライトキューブが約1,100名となっている。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営力強化に努めるため、民間事業者にもヒアリングを重ね公募要領に反映させたものである。応募者からも段階的に実質ゼロ円化を目指すという提案があり、令和5年度から通減している状況である。一方で光熱費やコロナによる減収補填など必要に応じて支援している。</li> <li>・令和5年度は10月末ではコロナ禍前とほぼ同程度の収入を確保できている。また、アクセス面での強みや現在の利用料金などを踏まえ、利用料見直しも検討するなど、指定管理者の収入確保を目指す。</li> <li>・消費税増税に伴って2回改定している。</li> <li>・長期保全計画にのっとって、指定管理者と協議しながら必要な更新を進めていく。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スタジアムと同様、収支の推移は指定管理者が負担している会議場収支を記載しており、大規模修繕は、収支とは別に県が負担して実施しているものを記載している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の競合する施設に見劣りしない機能面の充実を図るとともに、研究機関が多く集積しているなど、つくばの強みを生かした選ばれる会議場となるよう、さらなる努力が求められる。</li> <li>・指定管理料のゼロ円化に当たっては、指定管理者に過度に負担がかからないよう、タイミングに配慮する必要がある。</li> </ul>
51	県民文化センター	—	—	—

**【別紙4－2】第5章1（3）個別施設に係る提言  
イ その他、個別の施設**

No.	施設名	執行部の運営方針に対する審議		
		委員の主な発言	執行部の説明 (委員の質疑に対する答弁)	提言
52	鳥獣センター	<p>【第4回一小泉委員】            ・単独であるというよりは、植物園、県民の森と一体としてある施設と捉えた方がいい。            ・今の状況だと、とても人が来て見る施設としてはまだまだ手つかずで放置されてきた部分があるのではないかと思う。</p> <p>・鳥獣センターは設置から50年以上経過して老朽化しているが、今後のリニューアル等についてどのような計画を考えているか。</p> <p>・植物園がリニューアルするので、見学者が増えようと思うが、見せる施設として、施設をどのように考えているか。</p> <p>・本施設は観察の場としての役割も担っているので、小さな子ども達が訪問して見学してもらえる施設になっているかどうか、しっかり考えていただきたい。</p> <p>【第5回一星田副委員長】            ・現在、植物園や県民の森等のリニューアルに向けて進む中にあって利用者の導線上にある鳥獣センターについても、一体的なリニューアルを検討すべきと考える。</p> <p>【第6回一田山委員長】            ・日本初の泊まれる体験型植物園等のことだが、物珍しさで終わってはいけないというのが直感である。今回の植物園のリニューアルについては、農林水産部だけでなく県民生活環境部（鳥獣センター）ももう一步踏み込んではとの印象である。</p> <p>【第6回一小泉委員】            ・鳥獣センターのリニューアルについて、具体的に、何をどのように、いつまでにやるのか示していただきたい。</p> <p>・計画的に言っても、令和7年4月に植物園はオープンするわけで、来年度予算を計上しなければ、間に合わないと考える。毎年度の修繕費という説明だが、鳥獣センターの修繕はやっていけるのか。令和7年度の修繕費はいくらか。</p> <p>・鳥獣センターは県民の森を散策すれば目に付く導線となっている。今後のリニューアルで導線は若干変わるかもしれないが、ここから先禁止といった看板もあるのだが、その辺りの点は改善されるのか。</p> <p>【第6回一星田副委員長】            ・鳥獣センターのリニューアルを見据えるとは、植物園のリニューアルに間に合うという理解でいいか。            ・計画的に進めると、具体的にどのように進めるのか。</p> <p>・県民の森の施設として鳥獣センターを認識しており、魅力溢れる施設にリニューアルしたいと考えている。施設の性格は違うが、見せる施設があり、使われていない施設や園路もある。果たして400万円が魅力ある施設するために十分な予算なのか。</p>	<p>・これまで優先順位をつけながら毎年度計画的な修繕を実施。今後も、老朽化を踏まえ、施設の長寿命化を図りたい。</p> <p>・本施設は、県内唯一の傷病鳥獣保護施設として必要な修繕を行っていく考えである。</p> <p>・本施設で保護された傷病鳥獣を見学することで、鳥獣保護思想の普及・啓発に資すると期待しており、植物園のリニューアル計画の状況も踏まえながら対応を検討していかたい。</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>・鳥獣センターは、県内で唯一の傷病鳥獣の保護施設と位置付けている。施設の老朽化は進んでいるが、必要な修繕を行い、しっかりと保護施設としての役割を果たしてまいりたい。具体的な修繕については、毎年度予算を確保しており、特に県民の目に触れる部分は優先的に修繕を行っていくなど、植物園のリニューアルの進み具合を見据えながら、計画的に進めたい。</p> <p>・令和7年度についても修繕費は確保しており、もともと計画していた箇所を、もう一度、再検討して、県民の皆様の目に触れるところから優先的に実施するような見直しを行った上で、令和7年の4月に間に合わせたいと考えている。予算は現状で400万円ほどである。</p> <p>・県民の皆さんを通じて、優先的に実施していかたい。</p> <p>・センターの修繕等については、計画的に進めたいが、まず来年度は県民の目に直接触れる部分を優先的に実施していく。</p> <p>・必要な予算を毎年度、計画的に計上し、老朽化が進んでいる箇所を柔軟に行っていく。</p> <p>・センターは、啓発を目的として保護した鳥獣を県民に見ていただくなっているが、傷病鳥獣の保護が大前提のため、大々的な展示施設とはしていない。保護施設としての役割を果たしていく中では、（動物園のように）直接触れたりする一般的な施設とは性格は異なっていると認識している。</p>	<p>・利用者の導線上にあるこの施設は県民の森等と一体の施設であると捉え、関係部局と連携し、今後の施設の在り方を検討する必要がある。</p> <p>・野生鳥獣の観察の場としての役割を再認識し、県民に見ていただくという視点からも、今後検討していくべきである。</p> <p>・利用者に直接目が触れる部分を優先的に修繕するなど、県民の森等のリニューアル時期に合わせた計画的な対応を行っていくべきである。</p>

**【別紙4－2】第5章1（3）個別施設に係る提言  
イ その他、個別の施設**

No.	施設名	執行部の運営方針に対する審議		
		委員の主な発言	執行部の説明 (委員の質疑に対する答弁)	提言
52	鳥獣センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大々的に見せる施設でないにしても、通行止めになっている箇所もある。今後、どのように修繕していくのか、その全容をきちんと説明できるようにすべきであり、いつまでに検討するのか。</li> <li>・鳥獣センターについては、今回のリニューアルからは外れているが、同じコンセプトで県民の森の計画にしっかりと乗って、取り組みを進めてもらいたい。</li> </ul> <p>【第7回一小泉委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・来年4月のオープンに合わせて、展示舎の美装化及び園路沿いの景観整備に取り組んでいくとのことだが、具体的な内容を教えていただきたい。</li> <li>・県民に親しんでもらえるような施設にしていただきたいと考えるが、改めて、鳥獣センターの位置付けを教えていただきたい。</li> <li>・施設の目的が、鳥獣の保護であることは理解しているが、県民に親しんでもらうというもう一つの役割も落とすことなく進めていただきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全体的な今後の修繕の進め方については、早急に検討していく。</li> </ul> <p>【第7回一小泉委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・植物園のリニューアルに合わせ、森のカルチャーセンターから鳥獣センターへ続く園路沿いにある禽舎に垣根を設置し、景観の改善を図っていく。また、施設を紹介する案内板を設置し、野生傷病鳥獣の保護・飼養の機能を維持する鳥獣センターの役割を植物園や県民の森の来場者にも理解いただけるよう努力していただきたい。</li> <li>・今回のリニューアルに合わせた美装化により、植物園や県民の森の来訪者に不快な思いをさせることのないように取り組む。今後とも野生傷病鳥獣の保護・飼養施設としての機能をしっかりと果たしながら、植物園や県民の森を訪れる人々にも、施設の役割をご理解いただけるよう努めていく。引き続き、来園者の声を聞くとともに植物園との調和を図りながら必要な改修を進めていく。</li> </ul>	—
58	奥久慈憩いの森	—	—	—
59	水郷県民の森	<p>【第8回一小松崎委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・【水郷県民の森】水郷県民の森について、利用料収入はないとのことだが、自主事業は行っていないのか。どのように管理運営を考えているのか。パークマネジメント的に検討する必要があるのではないか。</li> <li>・ボランティアを活用して管理しているが、今後、高齢化等により維持していくことが難しくなるのではないか。</li> <li>・将来的に管理経費がかかるようになるのであれば、収益を上げることも検討してもらいたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自主事業として、里山づくり、自然観察会、野外教室などを行っているが、収入を上げる事業は行っていない。自然観察施設として、自然環境や森林の学習の場として考えているが、パークマネジメントの考え方については今後検討していただきたい。</li> <li>・ボランティアの方々には頑張ってもらっているが、高齢化が進んでいるのは事実であるため、ボランティアを継続させるのか、指定管理で維持するかを検討していただきたい。</li> </ul>	・【水郷県民の森の提言】施設の運営等がボランティアや地元の住民の方々に支えられているため、将来的に現状の運営体制の維持が困難になることも想定し、施設の維持管理費を確保するための収益を上げる取組を検討することが重要である。
95	お手まき記念の森	—	—	—

## 【別紙4－2】第5章1（3）個別施設に係る提言 イ その他、個別の施設

No.	施設名	執行部の運営方針に対する審議		
		委員の主な発言	執行部の説明 (委員の質疑に対する答弁)	提言
63	県立図書館	<p>【第6回一村本委員】            ・図書館のカフェの利用率、利用の状況について伺いたい。</p> <p>・県立図書館全体としても、「雰囲気づくり」を大切にしつつ、今後いろいろな使い方ができる県民の憩いの場となれるような図書館の改修計画を立てただけだたらと思う。</p> <p>【第6回一江尻委員】            ・カフェの整備費が6,000万円で、年間の使用料が160万円ということだが、使用料の計算方法は。また、カフェは黒字がでているのか。</p> <p>・カフェについては、もう少し利用者のニーズに合わせた利活用というのがあってもいいと思うが、その点について県は検討課題として審議されているのか。</p> <p>【第6回一江尻委員】            ・今後の方針にある「県民のニーズを的確に把握し、学習活動や問題解決への支援の充実に努めていく」ということが県立図書館の大きな役割だと思っている。そのためには、専門職である図書館職員の体制と、ニーズに沿った蔵書の収集という二つのことが大事だと思う。</p> <p>・図書館司書の配置状況を教えていただきたい。</p> <p>【第6回一江尻委員】            ・1万7,000冊購入して廃棄が600冊というペースで毎年進んでいるとすると、収藏できるキャパシティーにも限界があると思うが、今までの収蔵率に来していく、今後必要なものが管理できるだけの余裕があるのか。</p> <p>【第6回一江尻委員】            ・県立図書館の入館者数の推移があるが、もっと増えていいと考えている。最近なかなか増えない理由があるのか教えていただきたい。</p> <p>・県内どこに住んでいても必要な図書ニーズに応えられるよう、県内全体を県立図書館できちんとフォローできるような体制を充実させていっていただきたい。</p> <p>・ぜひ、県内の市町村立の図書館とも、さらにネットワークや情報共有を深めていただきたい。</p> <p>【第6回一江尻委員】            ・【ホテルレイクビュー水戸、県立図書館を含む教育庁所管施設共通】教育庁の所管する施設は、ほとんど全て老朽化に対応して、これから長期的な保全計画に沿って適切な維持管理に努めなければならないとの説明があった。個別の施設ごとに、どの部分を優先的に修繕、改修していくのか考えなくてはならないのと同時に、所管する施設全体でも、どの施設を優先して予算をかけて修繕していかなければならないのかという全体の保全計画は、今の時点で整理されていて、（同時期に）集中しないよう平準化の視点と予算の確保の見通しが立てられている長期的な調整ということは、教育庁における所管施設の保全計画について確立しているのか。</p>	<p>・令和4年度は1日あたり約150名が利用。入館者数については、コロナ禍の影響もあり、減っている部分もあるが新規利用登録者数等は増えており、設置の効果は出ていると考える。</p> <p>・建物の台帳価格に基づき、面積を割り出して算出したものである。カフェの収支の詳細は把握していないが、黒字を計上していると伺っている。</p> <p>・今後、トリップ講座に加えて、交流拠点として、例えばセミナーの開催など工夫をし、様々な利用者のニーズを踏まえて、より県民の皆様の交流の場となるようなカフェを目指していきたい。</p> <p>・正職員5名、会計年度任用職員8名を配置している。</p> <p>・試算上、現在の収蔵率は97%という状況であり、今後の検討課題と認識している。</p> <p>・インターネットの普及等により図書館に行かなくても情報が入手できる環境にあることが一因と考える。</p> <p>・一つ一つの施設ごとに長期的な保全計画を作つて、その中で、当該年度の予算の中でどの部分に着手していくのかということを、予算調整して決めていくということが現状である。</p>	<p>・施設の改修に当たっては、利用者のニーズや利用形態に合わせたサービスの提供や落ち着いた雰囲気づくりを大切にするなど、利用者の憩いの場となるような図書館にしていくべきである。</p> <p>・図書館に求められる役割を再認識し、利用者のニーズに沿った蔵書の収集や図書館司書を含めた人員体制などの適切な水準を保つよう取り組むべきである。</p> <p>・収蔵の方針を早急に検討するなど、課題となっている資料整備の在り方を検討していく必要がある。</p> <p>・市町村の図書館と県立図書館とのネットワークや情報共有を深め、県内どこに住んでいても利用者のニーズに応えられるよう、県内全体を補完する体制を充実させることが求められる。</p> <p>・【全体共通の提言】今後、同時期に建設された県有施設（公の施設等）が、一斉に更新時期を迎えることも想定されたため、これらの施設について、更新の優先順位を付け、予算の平準化を図るなど、計画的な予算の確保が求められる。</p>

**【別紙4－2】第5章1（3）個別施設に係る提言  
イ その他、個別の施設**

No.	施設名	執行部の運営方針に対する審議		
		委員の主な発言	執行部の説明 (委員の質疑に対する答弁)	提言
63	県立図書館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・単年度で見て、何施設か修繕しなくてはならないところが出てくれば、その予算の確保に努めて、できるだけ現場からの要望に応えていこうということを教育庁内部で調整されているとの理解でよいか。</li> <li>・これだけの多くの施設がある教育庁なので、予算確保、調整も、これからより大変になってくると思うので、きちんと全体の進行管理をしてもらいたい。</li> </ul>	・緊急性等を考慮し、その年度の状況に応じて、毎年度決めていくという状況である。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【教育庁所管施設共通の提言】教育庁所管施設は、将来を担う人材育成のために重要な教育施設であるため、中・長期的又は総合的な計画に基づく施設運営に努めるべきである。</li> </ul>
	生涯学習センター	<p>【第6回一村本委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生涯学習センターの課題として、今後大きな役割を果たすことが求められることとコスト縮減を挙げているが、相反するのではないか。</li> </ul>	・生涯学習センターの今後の機能としては、現在取り組んでいる事業を深化させていきたいと考えている。コスト縮減は一律に行うのではなく、各施設の規模なども踏まえたうえで検討していくものであり、2つの課題は決して相反するものではなく、両立させながら取り組んでいきたいという趣旨である。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【生涯学習センター共通の提言】生涯学習センターは、県民の生涯にわたる学習活動の推進に欠かせない施設であることから、施設運営の現状分析や課題整理を行っては、コスト削減だけでなく機能充実の視点も持つべきである。</li> </ul>
64	①水戸	・生涯学習センターに求められる役割は大きいし、かなり工夫をしながら活性化を図っているということも見て取れるので、一律コスト削減を図るということが前面に出ると疑問を持つ方もいると思う。現状分析を行った上で明らかになる課題とその解決のための手法があると思うので、その点を分かりやすく説明していただきたい。		
65	②県北			
66	③鹿行			
67	④県南	<p>【第6回一村田委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各生涯学習センターは老朽化しているが、今後の改修の予定はあるのか。</li> </ul>	・施設の状況を見ながら、緊急度を考慮して計画的に修繕を行い、施設を維持してまいりたい。	—
68	⑤県西	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鹿行生涯学習センターについて、今後、民間に売却する予定はあるのか。</li> </ul>	・対応方針で示したとおり、現行の管理手法を継続して対応したいと考えている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【教育庁所管施設共通の提言】</li> </ul>
		—	—	—
69	県立歴史館	<p>【第6回一田山委員長】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県立歴史館の老朽化について、現状及び改修計画に対する考え方を教えてほしい。</li> <li>・建設後50年経過しており、長寿命化の域を超えてると思うが、教育長の考え方を教えてほしい。</li> <li>・歴史館は水戸学や徳川の歴史を後世に残していく必要があり、ハード面の計画を持って、建替えを検討されたい。</li> <li>・【教育庁所管施設共通】教育庁の分野の施設については、おおむね長寿命化の域を超えてるという感覚である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長寿命化計画における耐用年数を目安とした更新時期や、法定点検結果を踏まえた短期的計画（5年間）で、施設間の平準化や緊急性を考慮しながら、修繕を実施している。</li> <li>・法定点検結果を踏まえ、必要な修繕をしっかりとやっていく考えで、今後も進めていきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史を後世に残すという重要な役割があることや開館から約50年が経過し老朽化が進んでいることに鑑み、施設の魅力向上に向けた施設の建替えの検討に着手する必要がある。</li> <li>・【教育庁所管施設共通の提言】教育庁所管施設は、将来を担う人材育成のために重要な教育施設であるため、中・長期的又は総合的な計画に基づく施設運営に努めるべきである。</li> </ul>
		—	—	・【教育庁所管施設共通の提言】

**【別紙4－2】第5章1（3）個別施設に係る提言  
イ その他、個別の施設**

No.	施設名	執行部の運営方針に対する審議		
		委員の主な発言	執行部の説明 (委員の質疑に対する答弁)	提言
70	①近代美術館 美術館・博物館 (近代美術館)	<p>【第6回一田山委員長】            ・【近代美術館（天心記念五浦分館）】入館者数は、近代美術館は平成26年度に比べ増加している一方、五浦美術館が減少している背景を教えてほしい。</p> <p>・近代美術館との差は企画力の違いではないかと考える。周辺には観光地の五浦や鵜の岬などもあり地の利はある。専門的職員がしっかりと勉強し、地域と連携しながら企画して、独力で施設を活かしていただきたい。</p>	<p>・五浦美術館は観光客の来館が多かったが、空調設備工事による長期休館やコロナ禍の影響から、観光バスによる団体客やリピーター層が戻っていない状況にある。福島県でのテレビCM放送や広告等により誘客に努めている。</p>	<p>・【近代美術館（天心記念五浦分館）の提言】専門職員が利用状況やその要因、地域の魅力を分析し、地域と連携しながら施設の集客力につながる企画力の向上に取り組んでいくべきである。</p>
71	②陶芸美術館	<p>【第6回一村本委員】            ・【自然博物館】自然博物館の機能が十分でないと感じているが、機能が足りていない保管庫をどうするのか。</p>	<p>・収蔵庫内の棚増設や保管の仕方の工夫のほか、野外倉庫を収蔵庫として利用できるよう改修し、厳密な温湿度管理を必要としないものを一部移動させることで収蔵庫の有効活用に努めている。</p>	<p>・【全体共通の提言】設置当初と比べ、利用状況や利用形態が変化したことによる設備等の機能が不十分となることが予見される場合には、施設利用者の快適性や効率的な運営につなげていくため、当該設備等の機能拡充を検討することも必要である。</p>
72	③自然博物館	<p>・きちんと対応しており非常に安心した。毎年の寄贈・収集による増加トレンドを把握し、収蔵スペース不足がないようにしてほしい。</p> <p>【第6回一小松崎委員】            ・資料収集予算についての考え方を教えてほしい。</p> <p>・入館料値上げは検討しているか。</p>	<p>・収集予算は十分とは言えないところもあるが、大作の収集には相応の予算措置も必要となるため、寄贈にも頼りながら収集している。</p> <p>・近年の値上げは消費税増税に伴うもののみであったが、昨今の物価上昇もあるため、検討しているところである。</p>	<p>・【自然博物館の提言】資料の増加の傾向をよく把握した上で、収蔵庫に不足がないよう、収蔵庫の拡充を検討していくことも必要である。</p> <p>—</p>
73	教育研修センター	<p>【第6回一長田委員】            ・教育研修センターの稼働状況を教えてほしい。</p> <p>・素晴らしい取組を行っている施設だと思うが、県民に知つてもらうことも重要であり、例えば土日に県民への施設の貸出しを検討しないのか。</p> <p>・素晴らしい施設であるため、施設を有効活用してもらいたい。</p> <p>【第6回一村田委員】            ・現地視察の際には施設面では老朽化が見られ、設備の面でもICT環境の充実が必要だと感じたので、他県に負けないような施設にするために予算確保が必要だと思うが、施設や設備の状況を教えてほしい。</p> <p>・他県に負けない研修施設にしていただきたい。</p>	<p>・令和4年度の実績では、各研修室は年間を通じて6割程度稼働している状況である。中には年間を通じて9割程度稼働している研修室や研修室全体で8割程度稼働している月もある。</p> <p>・あくまで研修施設であるため、県民の利用を検討する場合は平日夜間や休日に限られるものと考えるが、立地等も含めて需要がどの程度あるか見込むのが難しい。また、一般利用者を受け入れる場合、動線の確保や警備の問題もある。さらに、利用収入の増が見込まれる一方で、これまで以上に光熱水費や施設改修費、運営を行う職員の人事費等の支出が増えることとなるなど検討課題がある。</p>	<p>・【全体共通の提言】人口減少の進行に伴い、利用料収入の減少が懸念され、収益改善の努力がより重要なため、補修・維持管理費用の見通しや、多様なニーズの変化を踏まえた中長期的な展望をもちながら、資産の有効活用策を検討すべきである。</p>
			<p>・ICT環境については機器を更新しながら対応していく。施設面では屋根改修、屋上防水を中心に、必要な改修が行えるよう優先順位をつけて進めていきたい。</p>	<p>・施設の役割の重要性や必要性がますます高くなるため、ICT環境を含め、教育環境に求められるものに応じた設備の更新に力を入れていくことが求められる。</p>

**【別紙4－2】第5章1（3）個別施設に係る提言  
イ その他、個別の施設**

No.	施設名	執行部の運営方針に対する審議		
		委員の主な発言	執行部の説明 (委員の質疑に対する答弁)	提言
73	教育研修センター	<p>【第6回一村田委員】 ・【教育庁所管施設共通】必要な予算が確保されていないから研修センターにしても堀原運動公園にても手を付けられないのではないか。教育庁として予算の拡充を検討してほしい。</p>	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>【教育庁所管施設共通の提言】教育庁所管施設は、将来を担う人材育成のために重要な教育施設であるため、中・長期的又は総合的な計画に基づく施設運営に努めるべきである。</li> </ul>
76	総合福祉会館	<p>【第4回一江戸川委員】 ・福祉部の所管施設に共通している課題は、老朽化と考える。その都度の修繕で施設が機能を果たせるのか心配である。施設の場所の在り方等も考えて建替えが必要ではないかと思われるが、県では建替えを含めて検討しているのか。</p>	<p>・まずは、長寿命化計画に基づき修繕等を実施して、施設を継続利用し、その後、施設の特性を踏まえて、建替えや移転を整理する必要があると考える。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【全体共通の提言】今後、同時期に建設された県有施設（公の施設等）が、一斉に更新時期を迎えることも想定されるため、これらの施設について、更新の優先順位を付け、予算の平準化を図るなど、計画的な予算の確保が求められる。</li> </ul>
77	点字図書館	<p>【第4回一江戸川委員】 ・【視覚障害者福祉センター、聴覚障害者福祉センターやすらぎ】視覚障害者福祉センターにIT関係について相談しても、設備がない、スタッフがないので対応できないとの回答があったとの話を聞いた。時代の変化に対応したきめ細やかな相談に対応できるよう、視覚及び聴覚障害者福祉センターの支援体制についてバージョンアップを図ってほしい。</p>	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>【全体共通の提言】時代や社会情勢の変化に伴い、利用者や地域住民のニーズも変化する中で、過去の議会の提言等だけにとらわれず、変えていくべきものは変えていくという姿勢も大切であり、利用者等のニーズを的確に把握した上で、県有施設（公の施設）等が提供するサービスを改善していくことが求められる。</li> </ul>
78	視覚障害者福祉センター	—	—	—
79	聴覚障害者福祉センターやすらぎ	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>【福祉施設共通の提言】</li> </ul>
81	ラーニング・ハイツ	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>【福祉施設共通の提言】</li> </ul>
82	若葉寮	<p>【第4回一江戸川委員】 ・50歳代でつきまとった女性が、一時保護所は外部から遮断され、スマホも利用できないということで、利用を見送った。令和6年4月の「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の施行も踏まえ、一時保護所の在り方をどう考えているか、民間の団体との連携はどうか。</p>	<p>・困難女性支援法でも民間団体との連携が挙げられており、基本計画策定の中で、民間団体と意見交換を進めている。若葉寮は今後も所在地秘匿で運用していくが、若い人が入りやすい施設を、民間との連携の中で確保できるか、線引きやセキュリティ面を含め、検討していく。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づく基本計画の策定に当たっては、社会情勢の変化を的確に捉えるとともに、民間団体との有効な連携を模索するなど、施設の新たな在り方を検討していくことが必要である。</li> </ul>
83	茨城学園	<p>【第4回一長田委員】 ・茨城学園の利用者は家庭や学校での問題行動があった児童のことだが、利用者にはどのような児童が多いのか。</p>	<p>・最近の傾向で言うと、例えば発達障害という特性をもった児童が、暴れるなどの問題行動に至ってしまったケースが多い。かつては反社会的な行動を行う非行少年が多かったが、近年は何らかの障害が背景にある児童が多い。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>近年、発達障害の子どもたちが増えてきているなどの背景により、職員に求められるスキルが変化しつつあることから、児童が抱える特性に応じた支援ができるよう、指導員や職員の専門的なスキルの向上に取り組むことが重要である。</li> </ul>

**【別紙4－2】第5章1（3）個別施設に係る提言  
イ その他、個別の施設**

No.	施設名	執行部の運営方針に対する審議		
		委員の主な発言	執行部の説明 (委員の質疑に対する答弁)	提言
83	茨城学園	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特性に応じた研修等により職員のスキル向上を図ることは重要であると思う。全員がスキル向上を図るのは当然として、の中でもさらに専門的なスキルを持った職員も必要である。</li> <li>・本来は茨城学園の利用者が減っていくのが望ましいと思う。特に発達障害は早い段階から特性に応じた教育を行うことで適応が変わってくるという。福祉部だけでなく各自治体などとも連携して対応してほしい。</li> </ul> <p>【第4回一小泉委員】            ・茨城学園の施設が老朽化している。子ども達が生活したり、教育を受ける上での危険性、問題はないのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の専門的な技能は必要であると考える。様々な研修に参加しスキル向上を図りたい。発達障害のみならず、精神疾患併発し、服薬治療しているなど複雑な児童もいる。専門的なスキルを向上させた指導員を配置し適切に対処してまいりたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・早期に児童の自立を促すことを意識した上で、自治体や各種団体との連携により、早い段階から児童の抱える特性に合わせた有効な教育を行うことが重要である。</li> </ul>
84	矢田部サッカーフィールド	—	—	—
85	アクアワールド茨城県大洗水族館	—	—	・【観光施設等共通の提言】
86	花貫ふるさと自然公園	—	—	・【観光施設等共通の提言】
87	狩猟者研修センター	—	—	—
88	茨城県健康管理センター	<p>【第5回一小松崎委員】            ・健康管理センターの維持管理費については、(公財)茨城県総合健診協会(貸付先)が費用を支出しており、県の負担はないということですか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・そのとおりで、県から運営費等は一切支出していない。「貸付先が全て負担する」となっており、修繕費等は総合健診協会が負担している。</li> </ul>	—

**【別紙4－2】第5章1（3）個別施設に係る提言  
イ その他、個別の施設**

No.	施設名	執行部の運営方針に対する審議		
		委員の主な発言	執行部の説明 (委員の質疑に対する答弁)	提言
89	竜神大吊橋	<p>【第5回一小泉委員】            ・竜神大吊橋について、橋を渡った先に何もないのが課題と考えるが、魅力向上についてどのように考えているか。</p> <p>・駐車場のキャパシティが少なく渋滞が発生することもあるが、改善策についてどのように考えているか。</p> <p>・誘客促進はもちろんのこと、橋を渡った先の魅力向上や駐車場の整備など根本的な問題にも取り組んでいただきたい。</p> <p>【第5回一森田委員】            ・【竜神大吊橋、袋田の滝観瀑施設】県の施設を市町村に無償貸与しているところがあるが、そういう施設の方が、経営内容が良く、イベントのアイデアなども良い。今後、団体とか施設を見直すときに、近隣の市町村に無償で貸与して任せてしまうという方法もあると思う。</p>	<p>・常陸太田市と誘客の方策について検討を行っており、民間によるバンジージャンプの設置やイベントの開催などにより、誘客促進を図っている。今後も新たなアクティビティの導入などについて、常陸太田市と検討していく。</p> <p>・常陸太田市と課題を整理しながら検討を進めていく。</p>	<p>・観光客の目線に立ち、施設の魅力向上や駐車場の整備など、根本的な部分の改善に向けた検討を行っていくことが重要である。</p> <p>・【観光施設等共通の提言】観光施設等の関係地域の魅力を理解している地元市町村との連携や協力を図りながら、より良い施設運営に努めるべきである。</p>
90	袋田の滝観瀑施設	<p>【第5回一豊田委員】            ・袋田の滝観瀑施設について、県から大子町へ無償で貸し付けている付帯施設6件の内容を教えてほしい。</p> <p>・収支について、令和元年の歳入、歳出ともに1億6千万円あるが、この内容を教えてほしい。</p> <p>・施設運営に係る事業費について、令和元年度の支出の「その他」は、1億円と額が大きいが、この内訳を教えてほしい。</p> <p>・付帯施設6件の維持管理費は1千万円程度という認識でよいか。</p> <p>・インバウンドに関しては、トイレ設備の整備、看板設置、多言語化、キヤッショレスなどが必要と考えるが、どのような取組を行っていくのか。</p> <p>【第5回一森田委員】            ・【竜神大吊橋、袋田の滝観瀑施設】県の施設を市町村に無償貸与しているところがあるが、そういう施設の方が、経営内容が良く、イベントのアイデアなども良い。今後、団体とか施設を見直すときに、近隣の市町村に無償で貸与して任せてしまうという方法もあると思う。</p>	<p>・トンネル、石塔、トンネル内及び周辺施設の照明装置一式、観瀑台、展望台、トンネルと対岸を繋ぐ吊り橋の6件となっている。</p> <p>・歳入の主な内容は、大子町からの指定管理料、トンネル利用料収入となっている。歳出の主な内容は、人件費と維持管理費となっている。指定管理者が指定管理料の中で運営しているが、トンネル利用料については、指定管理者が全額を大子町へ納入している。</p> <p>・収入欄に同額のトンネル利用料があり、収入のトンネル利用料は全額大子町へ納めているため、支出の「その他」に計上している。</p> <p>・お見込みのとおりである。</p> <p>・令和5年6月補正の補助事業において、多言語化に対応したデジタルサイネージの設置などを進める予定。今後も大子町と協議しながらインバウンド受入れ体制の強化に取り組んでいく。</p>	<p>・【観光施設等共通の提言】観光施設等の関係地域の魅力を理解している地元市町村との連携や協力を図りながら、より良い施設運営に努めるべきである。</p>
91	筑波海軍航空隊記念館	—	—	—
92	茨城県フラワーパーク	—	—	・【観光施設等共通の提言】

**【別紙4－2】第5章1（3）個別施設に係る提言  
イ その他、個別の施設**

No.	施設名	執行部の運営方針に対する審議		
		委員の主な発言	執行部の説明 (委員の質疑に対する答弁)	提言
93	園芸リサイクルセンター	—	—	—
94	米平公共育成牧場	—	—	—
96	ホテルレイクビューウエーブ	<p>【第6回一江尻委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コロナ禍の影響により、収支が赤字となっているが、雇用を維持するため雇用調整助成金は活用できたのか。</li> <li>・雇用調整助成金は収入としてどれくらいあるのか。</li> <li>・経営が厳しい中において、従業員の給与改善は行っているのか。</li> <li>・パート職員の賃金・待遇についてはどうか。</li> </ul> <p>【第6回一村田委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県が、共済組合から資金を借りて建物の建設を行い、償還完了後、県の所有となっているが、この建設方法はスタンダードなのか。</li> <li>・他の施設（鵜の岬など）のように利用料金が県条例で定められているため、独自に料金改定ができないという状況にあるのか。</li> <li>・宿泊収入については戻ってきているものの、婚礼・宴会の収入は戻っていないようだが、今後の見通しは。また、偕楽園別邸開業の影響をどのように考えるか。</li> <li>・ホテル経営では、婚礼・宴会が重要な役割を持つ。県も一緒になって考えていただきたい。</li> <li>・修繕については公立学校共済組合が全て行っていくのか。県負担はどうか。</li> </ul> <p>【第6回一村田委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・レイクビューについて、民間譲渡、サウンディング調査を行っていくのか。</li> </ul> <p>【第6回一村田委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・【同種施設等共通】例えば鹿島セントラルホテルの民間譲渡については、経営赤字が続いているが、運営が難しくなったから、今しかないところでの売却に至っている。また、鵜の岬については、民間譲渡の選択肢は残すというような状況である。一方で、いよいよ村湖沼については、民間譲渡を考えない、サウンディング調査もしないことであり、ホテルレイクビューウエーブについてもサウンディング調査もしない、民間譲渡も考えていないことである。</li> <li>・同じようなホテル、類似の施設の中でも、一貫性、統一性がないと思うし、何を基準に民間譲渡にしようとか、今しかないということを決めているのか疑問である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活用している。</li> <li>・令和2年度から4年度に雇用調整助成金として約1億8,000万円を受け入れている。</li> <li>・正規職員の給料については、毎年アップさせている。</li> <li>・パート職員については、勤務年数や経験により多少違いがあるが基本的にひとりひとりアップさせている。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・レイクビューは、教職員とその家族ための福利厚生施設であるとともに、会議や研修でも利用されていることから、県所有としている。なお、全国の共済施設でも本県と同様の方法で建設している所がある。</li> <li>・利用料金は条例で定められておらず、経営主体である公立学校共済組合が独立採算で運営しているため、民間の状況を踏まえ共済組合が設定している。</li> <li>・宴会については、支配人・営業スタッフが県施設や民間企業に営業を行い、利用者の確保に努めている。婚礼についても、イベントを実施し若者への呼び掛けを行っている。偕楽園別邸の影響については、ないとは言い切れない。</li> <li>・修繕費用については今後10年間に約3億円程度かかると見込んでいる。今後も公立学校共済組合の負担で計画的に実施していく。</li> <li>・現行の経営手法を継続していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収支改善が見通せない状況においても、従業員に対しては見合った待遇を維持するよう、努めること。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・【同種施設等共通の提言】全ての県有施設（公の施設等）に対して一律に運営方針を示すことは困難とも考えられるが、重要な視点や考え方が類似する同種施設等については、基本的な運営方針を共有することなどについて検討していくべきである。</li> </ul>

**【別紙4－2】第5章1（3）個別施設に係る提言  
イ その他、個別の施設**

No.	施設名	執行部の運営方針に対する審議		
		委員の主な発言	執行部の説明 (委員の質疑に対する答弁)	提言
96	ホテルレイクビューウエーブ	<p>【第6回一二川委員】            ・組合員以外の利用が圧倒的に多く、また、独立採算制であり大規模改修も公立学校共済組合で行っている中で県が保有する意義をどこに置くのか。そのような施設であれば、全て任せるのではなく、一定程度県としても補助が必要となるのではないか。教職員のための施設というのであれば、もっと利用していただきて、有効に活用していただきたい。また、県が持っている意義として、固定資産税がかからず、料金設定も低くすることができるこも勘案し、これからどういった施設にしていくべきか検討してほしい。</p> <p>【第6回一江尻委員】            ・【ホテルレイクビューウエーブ、県立図書館を含む教育庁所管施設共通】教育庁の所管する施設は、ほとんど全て老朽化に対応して、これから長期的な保全計画に沿って適切な維持管理に努めなければならないとの説明があった。個別の施設ごとに、どの部分を優先的に修繕、改修していくのか考えなくてはならないと同時に、所管する施設全体でも、どの施設を優先して予算をかけて修繕していかなければならないかという全体の保全計画は、今の時点では整理されていて、(同時期に)集中しないよう平準化の視点と予算の確保の見通しが立てられている長期的な調整ということは、教育庁における所管施設の保全計画について確立しているのか。            ・単年度で見て、何施設か修繕しなくてはならないところが出てくれば、その予算の確保に努めて、できるだけ現場からの要望に応えていこうということは教育庁内部で調整されているとの理解でよいか。            ・これだけの多くの施設がある教育庁なので、予算確保、調整も、これからより大変になってくると思うので、きちんと全体の進行管理してもらいたい。</p>	<p>・教職員及びその家族の福利厚生施設として設置している。また、教職員の会議や研修の場としても、広く利用されていることから、引き続き県の所有としていく。</p> <p>・一つ一つの施設ごとに長期的な保全計画を作つて、その中で、当該年度の予算の中でど部分に着手していくのかということを、予算調整して決めていくことが現状である。</p> <p>・緊急性等を考慮し、その年度の状況に応じて、毎年度決めていくという状況である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在の利用状況や運営状況を分析し、県が所有し続ける意義についてよく整理を行った上で、県の関わり方や今後の在り方を検討していくべきである。</li> <li>・【全体共通の提言】今後、同時期に建設された県有施設（公の施設等）が、一齊に更新時期を迎えることも想定されるため、これらの施設について、更新の優先順位を付け、予算の平準化を図るなど、計画的な予算の確保が求められる。</li> <li>・【教育庁所管施設共通の提言】教育庁所管施設は、将来を担う人材育成のために重要な教育施設であるため、中・長期的又は総合的な計画に基づく施設運営に努めるべきである。</li> </ul>
97	鹿島臨海都市計画下水道及び流域下水道	【第9回一江尻委員】 ・【下水道施設共通】大規模地震が発生すると、長期断水により上水道の施設や管路の耐震化は話題になるが、下水道も処理が止まってしまった場合は日常生活に大きな支障があるのは変わらない。これらの下水道施設の耐震化率はどうなっているのか。	・職員等が常駐する管理本館など、人命を保護すべき施設については、令和2年度までに完了した。処理場の各施設の耐震化率は38.7%、管渠については35.8%となっている。耐震化については老朽化対策工事と同時に施工するなど効率的に実施している。	・【下水道施設共通の提言】大規模地震等の災害時における県民の日常生活に支障が生じないようにするために、下水道施設の耐震化を着実に進め、可能な限り早期に完了できるよう努めるべきである。
98	①鹿島臨海都市計画下水道	・地震のときに水道同様に下水処理が止まってしまった場合、日常生活への影響が大きい。今後の耐震化の見通しについて聞きたい。また、県内で2つの処理場で再生可能エネルギー施設を導入していると聞いているが、現在の状況と今後の対応を教えてほしい。	・施設は止められないため、交付金を活用し、老朽化対策とバランスをとりながら耐震化を実施していく。 ・深芝処理場には風力発電設備を平成24年2月より導入し、場内利用と余剰電力の固定買取制度による売電を行っている。また、利根浄化センターでは太陽光発電設備を平成26年3月より導入し、固定買取制度による全量売電を行っている。他の処理場についても、未利用地となる箇所については、再生可能エネルギーの活用の検討を進めていく。	・【鹿島臨海都市計画下水道の提言】老朽化に伴い更新が急務であるため、運営に支障が生じないよう留意しながら、更新の計画や検討を進める必要がある。
99	②那珂久慈流域下水道	【第9回一村田委員】 ・【鹿島臨海都市計画下水道】鹿島の深芝処理場においても老朽化が進んでいるが、改築に係る今後の計画を教えてほしい。	・深芝処理場については、昭和45年9月に供用開始し、50年以上が経過している。このため再構築が急務となっており、現在方向性を検討中である。処理場を稼働させながらの工事となるため、施設運用に支障のないように進めていく。	・【鹿島臨海都市計画下水道の提言】老朽化に伴い更新が急務であるため、運営に支障が生じないよう留意しながら、更新の計画や検討を進める必要がある。
100	③霞ヶ浦湖北流域下水道 ④霞ヶ浦常南流域下水道	・施設の更新に当たっては、用地が狭小で大変な苦労や課題があると思うが、しっかりと進めていただきたい。		

**【別紙4－2】第5章1（3）個別施設に係る提言  
イ その他、個別の施設**

No.	施設名	執行部の運営方針に対する審議		
		委員の主な発言	執行部の説明 (委員の質疑に対する答弁)	提言
101	鹿島臨海都市計画下水道及び流域下水道 ⑤霞ヶ浦水郷流域下水道			・【公共インフラ施設共通の提言】
102	⑥利根左岸さしま流域下水道	—	—	
103	⑦鬼怒小貝流域下水道			
104	⑧小貝川東部流域下水道			
105	広域水道 ①県南西広域水道	【第8回一江尻委員】 ・【県中央】県中央広域水道は、計画水量24万m <sup>3</sup> /日に対して現在の施設能力が7万8千m <sup>3</sup> /日と乖離がある。2つの浄水場の計画水量と実際の施設能力を教えてほしい。 ・戸戸浄水場の施設能力は計画の1/4だが、当初計画策定から相当数の年月が経過し、人口減少や節水により水需要が減っており、今後24万m <sup>3</sup> /日は不要と思うがいかがか。	・県中央広域水道の戸戸浄水場は計画水量21万6千m <sup>3</sup> /日に対して施設能力は5万4千m <sup>3</sup> /日、潤沼川浄水場は計画水量2万4千m <sup>3</sup> /日の全量で稼働している。 ・人口減少により水需要全体は減少しているが、県の水道用水事業は、市町村が自己水から県水に切り替えることにより水需要が増加する可能性もある。今後、水道広域化に伴う施設最適配置の検討が進んだ段階で、用水供給事業の水需要に必要性が出てきた場合には拡張する可能性もある。	・【広域水道共通の提言】施設規模が増大することで、将来的に利用者負担が増えないよう、適正な規模や配置に留意することに加え、耐震化の推進などにより災害に強い水道インフラを整備し、必要水量を安定供給していくことが求められる。
106	②鹿行広域水道	・今後24万m <sup>3</sup> /日は必要としない場合、計画変更に当たって国の許可等手続が必要なのか。また、霞ヶ浦導水事業が完了した場合には、施設能力を計画どおりに必ず拡張しなければならないのか。		
107	③県中央広域水道	・過大な施設を保有していると維持管理がかかるし、当然、今後の更新費用もかかってくるということは、ひいては県民の水道料金に跳ね返ってくるわけであるから、過大な施設ではないかということについてきちんと見直していくということが必要だと思う。	・水道整備計画は、知事部局の所管となっているので、広域化の進展に合わせて変更手続が必要となるのか、知事部局において検討していくことになる。参考までに、企業局では、知事部局が策定した計画に基づき、国の事業認可を得て事業を行っているが、計画水量の縮小については、認可の変更は必要ないので、国に対しての特段の手続はない。また、霞ヶ浦導水完成後については、その時に必要な水量に応じて水利権の許可を得て、事業経営をしていくため、企業局の施設についても必要に応じた施設規模で経営していく。	

**【別紙4－2】第5章1（3）個別施設に係る提言  
イ その他、個別の施設**

No.	施設名	執行部の運営方針に対する審議		
		委員の主な発言	執行部の説明 (委員の質疑に対する答弁)	提言
105	広域水道 ①県南西広域水道	・現在、水戸浄水場は、計画給水量の1/4で稼働しているが、施設の整備状況を教えて欲しい。	・水戸浄水場の将来の計画給水量は21万6千m <sup>3</sup> /日だが、現在は1/4の5万4千m <sup>3</sup> /日で運用している。浄水場の施設のうち、管理本館や薬品注入棟など、建築物や土木構造物として、1/2や1/4で整備できないものは完成形で整備して運用している。また、沈砂池や浄水池、排水池など、土木構造物として1/2整備が可能なものは1/2で整備し、さらに、急速ろ過池のように、1/2で整備した土木構造物のなかに、機械設備を1/2だけ整備して1/4の運用を行っているものもある。こうした形で、効率的な運転管理に努めている。	
106	②鹿行広域水道	・今後、適正な配置という中で、市町村の持っている施設と県の施設で安定した供給と耐震化などの災害に強い水道インフラの整備を適切に行っていただきたい。		
107	③県中央広域水道	—	—	・【公共インフラ施設共通の提言】
108	工業用水道	<p>【第8回一川津委員】</p> <p>・企業立地を推進する中で、工業用水は大事なインフラであるが、県南西広域工水は今の給水余力で提供可能なのか、また新規工業団地を計画推進するうえで提供可能なのか。</p> <p>・ひたちなか地区にJX金属を誘致したところだが、工業団地の拡張が進む中で、県央広域工水の給水余力が不足した場合、上水で対応すると水道料金が高くなってしまうが、どのような対応を考えているか。</p> <p>・企業誘致は雇用創出に大きな役割を担っていることから、立地推進部と連携しながらインフラ整備を進めていただきたい。</p>	<p>・インターパークつくばみらいに立地いただいた数社の企業と工業用水の供給調整を行っており、県南西広域工水の給水余力で対応可能である。新たな水需要が発生した場合には、浄水場の施設能力を拡張したうえで提供していく。</p> <p>・ひたちなか地区の拡張が進む中で、新たな水需要に対応するためには浄水場の拡張も必要と考えている。</p>	・企業誘致の根幹に関わる工業用水については、関係部局が連携し一体となって取り組み、選ばれる県として立地企業の環境を整えていくことが求められる。
109	病院 ①中央病院	<p>【第8回一川津委員】</p> <p>・【中央病院】県立病院の施設が狭隘化・老朽化しており、地域医療構想調整会議の議論を早く進めるべきと考えるが、意気込みを開きたい。</p> <p>・議論して結論を出すのは簡単ではないと思うが、どうあるべきかを調整することは、保健医療部を中心に県庁全体の問題だと思うので、そういう意気込みで進めていくことを期待したい。</p>	・引き続き、県立病院が県央・県北地域、さらには茨城県全体のリーダーとしての役割を果たしていけるよう地域医療構想調整会議において、積極的に意見を述べていきたい。	・【県立病院共通の提言】施設の狭隘化や老朽化が進んでいることを踏まえ、地域医療構想調整会議での議論を進め、県民に進歩的な医療技術やサービスが提供できるよう、病院の整備や機能の充実に努めるべきである。
110	②こころの医療センター			
111	③こども病院			

**【別紙4－2】第5章1（3）個別施設に係る提言  
イ その他、個別の施設**

No.	施設名	執行部の運営方針に対する審議		
		委員の主な発言	執行部の説明 (委員の質疑に対する答弁)	提言
113	大洗駅 ほか13駅	<p>【第4回一田山委員長】            ・防音壁が割れて、鉄板で応急措置している箇所が数十～百カ所程度見受けられ、みすぼらしい。県の所管課は、実態を認識しているか。</p> <p>・そのような修繕方法は、県が鹿島臨海鉄道㈱に指導しているのか、鹿島臨海鉄道㈱の判断で行っているのか。観光鉄道なのに、修繕方法が非常にみすぼらしく違和感があるし、本復旧には見えない。同じような損傷箇所がどの程度あって、修繕がどれくらい進んでいるのか。</p> <p>・鋼板による修繕方法については納得できない。現場を確認し、修繕の進捗状況を報告してほしい。</p> <p>【第4回一田山委員長】            ・国、県、沿線市町において補助金による支援状況はどうなっているのか。</p> <p>・県の財政との関係もあるが、県の基金はいくらあるのか。</p> <p>・資金はあるので、あとは、使い方の問題である。</p>	<p>・防音壁については、経年劣化等により崩れている箇所があることは承知している。現状ブロックの積み直しによる修繕では、再度劣化し落下のおそれがあるため、再発防止の観点や施工性やメンテナンス性を考慮して、鋼板又はFRP（繊維強化プラスチック）の取付による修繕を行っている。防音壁は、緊急時に車両が高架上で停止した際、乗客を降ろす可能性もあるため、転落防止の機能も兼ねていることから、鋭意修繕を行っている。</p> <p>・修繕方法は、鹿島臨海鉄道㈱が現場の状況を見ながら対策方法を検討し、決定している。損傷箇所の個別箇所については、現在把握していない。今後、把握については努めていきたい。</p> <p>・事業費全体のうち国が3分の1、自治体が3分の1支援し、残りの3分の1を鹿島臨海鉄道㈱が負担している。自治体の3分の1については、県と沿線市町で按分して支援しており、県の支援は6分の1である。なお、平成27年から令和元年における老朽化対策では、事業費約7億円に対して約1.2億円を支援している。</p> <p>・一般財源基金の残高は約1,100億円である。</p>	<p>・補修が必要な箇所は緊急性が高いことを認識し、十分な予算を確保した上で、適切な維持管理に努めることが求められる。</p> <p>・【全体共通の提言】目新しい事業に目が向きがちであるが、既存施設の健全な管理に必要な維持管理予算を確保するとともに、併せて、老朽化したトイレの改修を進めるなど、利用者目線に立った施設の改修等を進めるべきである。</p>
114	いこいの村涸沼	<p>【第5回一村田委員】            ・いこいの村涸沼について、民間譲渡に向けた動きはあるのか。</p> <p>・料金設定はどうしているのか。</p> <p>・引き続き、サービス向上に努めていただき、目標としている3万6,000人の宿泊入数を維持できるようお願いしたい。</p> <p>【第5回一森田委員】            ・いこいの村涸沼は経営状況も良いと感じているが、（公財）茨城県開発公社としてはどう考えるか。</p>	<p>・当面は、現在の管理手法を継続しながら、様々な状況を勘案し、適切な経営の在り方を検討していく。</p> <p>・所有している（公財）茨城県開発公社が設定している。</p> <p>・継続的な営業努力と地元地域との連携によるものと考えている。</p>	<p>—</p> <p>—</p> <p>・【観光施設等共通の提言】</p>
115	茨城空港 旅客ターミナルビル	【第5回一飯塚委員】 ・空港ターミナルビルの課題として、「今後、新たな路線の誘致等により、旅客数の増加が見込まれる場合、将来的な旅客ターミナルビルの在り方にについて検討する必要がある」とあるが、具体的にどのように検討していくのか。	・コロナが明け旅客数は伸びていることに加え、先般、発着枠の弾力運用が始まったことから、現在、増便や路線の拡大に取り組んでいる。その先には、現状の空港施設の容量では受け入れ切れないとといった事態が生じるものと認識している。県としては、そういうことを念頭に置きながら現状を分析し課題を整理したうえで、在り方を検討していきたいと考えている。	・旅客数の伸びや発着枠の弾力運用、増便、新たな路線誘致などによる今後の需要を見据えた施設の充実や整備に取り組むべきである。

**【別紙4－2】第5章1（3）個別施設に係る提言  
イ その他、個別の施設**

No.	施設名	執行部の運営方針に対する審議		
		委員の主な発言	執行部の説明 (委員の質疑に対する答弁)	提言
115	茨城空港 旅客ターミナルビル	【第5回－江戸川委員】 ・空港ターミナルビルについて、貸付金の額と返済状況、今後の返済計画はどうになっているのか。また、テナント入居率はどのような状況か。	・空港ターミナルビルの整備資金として約33億円を貸し付けているが、令和4年度までに約15億円が償還済みであり、令和15年度までに残りの約18億円を償還予定である。また、貨物施設整備資金として、約2千万円を貸し付けているが、令和4年度までに約8百万円が償還済みであり、令和14年度までに残り約1千2百万円を償還予定。テナントの詳細な入居率は持ち合わせていないが、現在、2階の物販店舗1店と1階の国際線待合室にある免税売店が空き店舗となっている。	
116	①みらい 平駅前駐 車場			
117	②筑波山 つつじヶ 丘駐車場			
118	③友部駅 北口駐車 場	—	—	—
119	④水戸北 スマート I C駐車 場			
120	大洗港 フェリー ターミナルビル	—	—	・【公共インフラ施設共通の提言】

## 【別紙5】第5章1（1）各施設に広く共通する県有施設（公の施設等）の全般に係る提言 特定の施設を対象とせずに、施設全般に対して議論したもの

執行部の運営方針に対する審議		
委員の主な発言	執行部の説明 (委員の質疑に対する答弁)	提言
【第3回－森田委員】 ・その当時必要だったが、役割を終えたという決断も必要だと思う。逆に、昔は必要なかつたが今は必要という新たな要望もあり、これらをセットで考えていくのも大事な視点と考える。例えば、道の駅では、当初は想像できなかつたような農産物の直売など、新たな産業や観光資源になつてゐる。	・例えば、県内16箇所の道の駅には、ドッグランの併設などいろいろなかつたがあり、周辺の観光地とうまく連携し周遊性を持たせることで、お互いの売り上げにつながつていく相乗効果が期待できる場合もあると考える。その時点において、新たな役割として活用していくことも考えていきたい。	・【全体共通の提言】県有施設（公の施設等）の在り方を検討するに当たっては、少子化等による利用者の減少などの状況の変化を見据え、利用実態に合つた最適な規模や機能について検討した上で見直しを行い、役割を終えた施設の廃止に向けて検討する視点がある一方で、新たに必要となる施設について検討する視点も大切である。
【第3回－森田委員】 ・指定管理やパークPFI、民間活力、それぞれの文言の定義を整理しないと、議論しても共通理解が進まない。民間活力を導入すれば黒字化などすべて成功するわけではなく、民間活力という言葉を使いすぎると間違つてしまわなかつと思う。	・民間活力の導入という言葉は古くから言われてきたことである一方、行政がどこまで関わるべきかについては時代の潮流に合わせて見直していくべきと考えている。民間と競合する分野については、行政の関与を控えても良い部分もあると思うので、民間活力の導入だけではなく、民間への譲渡や移管なども検討している。県有施設や県出資団体と民間との関わり方については、再整理させていただきたい。	・【全体共通の提言】県有施設（公の施設等）の運営方針の変更等について、経済的な合理性や経営の損益だけで判断するのではなく、当該施設を利用してきた地域住民に対する十分な説明を行い、当該施設が担ってきた地域住民の生活や福祉サービスの維持、収支の改善等の手法について議論を重ねるべきである。
【第3回－森田委員】 ・既に民間事業者が行つてゐる事業に行政が手を出さないことは大事な視点である一方で、図書館やグラウンドなどの施設は、多額の収入は見込めないが行政サービスとして必要な施設もあり、これらを区分けないと採算中心の議論になつてしまふため、整理した方がよい。	・施設ごとの取組内容、様々な課題や強みがある中で、民間活力の導入について必要となる程度や範囲を施設ごとに精査していくものと考えている。	
【第3回－田山委員長】 ・全部民間に任せればいいという考えは行き過ぎで、各施設の意義を再確認し、例えば、収益を求めるものだから民間に任せるとか、県民の生活や福祉に欠かせないものだから県が運営していくということなど、県としての施設との関わり方や出資団体等の在り方について、基本的な考えをはつきりと持つておくことが大切であると考える。	—	・【同種施設等共通の提言】全ての県有施設（公の施設等）に対して一律に運営方針を示すことは困難とも考えられるが、重要な視点や考え方が類似する同種施設等については、基本的な運営方針を共有することなどについて検討していくべきである。
【第5回－森田委員】 ・施設の在り方を見直す時には、宿泊施設は施設全体を見ないといけない。一つ一つ見ていても、利用率や宿泊率、経常経費などが分かりにくい。検討するときは、全体を見て検討をしたほうが良い。個別に検討すると不整合な部分がでてしまう。	・管理運営のやり方が、施設ごとに違つたり、経緯によっても変わつてゐるところがあるので、よく整理したい。	
【第10回－村田委員】 ・公共サービスに民間活力を導入し、運営の合理化を図つていく方向で推進されてきたものと認識しているが、それは、PFI制度の制定や、指定管理者制度の創設など、行政の足りない部分を民間活力で補おうという考え方である。こうした時代や社会情勢の変化を踏まえれば、人口減少の課題や施設等の経営収支、経済合理性を判断基準として、施設の廃止、再編を検討、決定していく必要がある。  ・公の施設等と公共サービスの役割について、施設の廃止・再編について判断、決定する前に、設置当初の目的や意義を踏まえ、提供してきた公共サービスの内容等について検討するとともに、廃止や再編が県民の生活や福祉に与える影響について議論を尽くす必要があるのではないか。公の施設等は、それぞれの地域における公的な役割が大きく、地域住民の生活や福祉にとって欠かせない行政サービスを提供する施設等であり、経済的な合理性や経営の損益に特化した運営方針の判断や決定は、必ずしも適切ではない。執行部において、公の施設等の運営方針の決定に当たっては、収支における費用対効果や効率性を重視した考え方だけでは、県民目線からは不十分になる可能性があることは十分認識していただきたい。執行部と議会の間で議論を尽くすことはもとより、県民、特に地元住民の思いや声に寄り添うことの重要性を十分に認識していただきたい。	—	・【全体共通の提言】県有施設（公の施設等）の運営に当たっては、将来的な維持管理・更新費用の確保も課題であることから、民間の資金やノウハウを活用するPFI制度等の導入も一つの選択肢となり得るものである。  ・【全体共通の提言】県有施設（公の施設等）の廃止や再編を判断する際には、設置当初の目的や意義に照らして、当該施設が提供してきた公共サービスの内容等を踏まえ、その廃止や再編が県民の生活や福祉に与える影響について検討することも重要である。

## 【別紙5】第5章1（1）各施設に広く共通する県有施設（公の施設等）の全般に係る提言 特定の施設を対象とせずに、施設全般に対して議論したもの

執行部の運営方針に対する審議		
委員の主な発言	執行部の説明 (委員の質疑に対する答弁)	提言
<p>【第1回一下路委員】            ・赤字か黒字かにかわらず、施設の在り方を選択していく上で「ここに関しては県がやらなくてはならない」というような視点は入っているのか。</p> <p>・分け方は難しいが、利益重視ではなく行政として自らがやらなくてはならないものもあると思うので、今後も重視していただきたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定管理者制度の導入当初は、結果的には民間移行が進められてきたが、果たしてそれで良いのかという議論もあり、当時から実際に図書館や美術館などは責任を持って県直営という判断をしている。そのようなメリハリを持って、民間に任せるべきところは任せるなど、しっかりと考えていきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【全体共通の提言】県有施設（公の施設等）の運営方針の変更等について、経済的な合理性や経営の損益だけで判断するのではなく、当該施設等を利用してきた地域住民に対する十分な説明を行い、当該施設等が担ってきた地域住民の生活や福祉サービスの維持、収支の改善等の手法について議論を重ねるべきである。</li> </ul>
<p>【第3回一田山委員長】            ・今回の譲渡、売却等の考え方については、経済的な合理性が主眼となっての判断となっていると思うが、損益や経済的な合理性だけでは判断できない行政的な視点や、議会の思いを執行部にはしっかり認識して事業に当たっていただきたい。実際に事業を進めるに当たっては、地元や議会に対し、十分な説明や議論を行った上で、今後の方針を決定していくことを執行部には念頭に置いて取り組んでいただきたい。</p>	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【全体共通の提言】執行部は、議会がこの車の両輪にも例えられる二元代表制に基づく役割を担っていることを踏まえ、県有施設（公の施設等）の在り方について、検討、決定等をするに当たっては、各地域住民の意思を代表する議会に対して事前に報告を行うなど、その意思形成過程において、関与できるようにすべきである。</li> </ul>
<p>【第4回一森田委員】            ・本調査特別委員会の説明の中で、サウンディング調査という用語がこれまで何度も使われているが、定義は何か。            ・サウンディング調査と市場調査との違いは何か。</p> <p>・県がサウンディング調査を実施するのは、施設運営がうまくいかない状況の時であるように感じているが、施設運営等の状況に関わらず調査を実施し、最適な提案を受けるという考え方もあるのではないか。            ・県有施設のサウンディング調査には、どの程度の予算をかけているのか。</p> <p>・経営が危機的になる前の段階で運営方針を見出す目的のほか、あるいは、民間の手法や発想を取り入れることが有効な場合もあると思うので、改めてサウンディング調査の活用の考え方を検討していただきたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設運営や事業を進めるに当たって、民間企業等に事業のやり方や新たな提案をいただくものとして位置づけている。</li> <li>・市場調査とは、商品の差別化を図るためのアイデア出しや、市場における需要を把握するための調査のことである。一方、サウンディング調査とは、事業を効果的に進めるに当たってのアイデアをいただくといった幅広いものである。</li> <li>・サウンディング調査を実施するには一定のコストがかかることから、ある程度の方向性が決まった段階で実施していく方が望ましいと考えている。</li> <li>・以前実施したことのあるサウンディング調査には、約2,000万円を予算計上していたことがある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【全体共通の提言】県有施設（公の施設等）のサウンディング調査については、収支が悪化し危機的な運営状態になってから実施するのではなく、当該施設の現状把握や代替運営手法の検討段階から実施することも有効であることに加え、その中で施設の在り方を検討するための必要な情報や判断材料等については、議会に報告するよう努めるべきである。</li> </ul>
<p>【第5回一森田委員】            ・これまでの委員会において、サウンディング調査を実施している例がいくつかあったが、調査実施前に議会に報告し、議会の意見も踏まえて実施してほしい。調査後に結果だけを議会に報告するというのは、議会の関与という点からいきさか疑問。今後はそのようなことが無いようにしてほしい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員の意見を踏まえて、丁寧な説明に努めてまいりたい。</li> </ul>	
<p>【第1回一森田委員】            ・指定管理と民間運営の違いは何か。また、指定管理者制度について、直営と民間運営の中間のような捉え方をしている人も多いが、改めて伺いたい。</p> <p>・単純に民間のノウハウや資金を導入すればうまく行くというものでもないので、今後、指定管理者制度の在り方についても議論していく必要があると考えている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定管理者制度は、出資団体等の他、民間事業者も含めて選定し、議会の議決を経た上で管理者を指定する点が民間運営と異なる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【全体共通の提言】長期的に同一の指定管理者が管理している県有施設（公の施設等）もあることから、民間事業者のノウハウ活用による住民サービスの質の向上を目的とした指定管理者制度の趣旨に照らし、効果的な運営が行われているか定期的に確認を行う必要がある。</li> </ul>

## 【別紙5】第5章1（1）各施設に広く共通する県有施設（公の施設等）の全般に係る提言 特定の施設を対象とせずに、施設全般に対して議論したもの

執行部の運営方針に対する審議		
委員の主な発言	執行部の説明 (委員の質疑に対する答弁)	提言
<p>【第10回一小泉委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公の施設等の管理手法から何を選択すべきか判断をするに当たり、議論の過程を議会に見えるかたちで進められが必要である。長期的に同じ指定管理者が管理している場合は、その契約期間の途中や更新時にどのような検討がなされているか確認したい。</li> <li>・長期契約の途中や更新時期など定期的に当該施設の目的や目指すべき方向性等を共有し、指定管理者が努力する部分と、県が取り組むべきことをしっかりと考え方、指定管理後も県が積極的に関わっていく必要がある。健康プラザは管理手法を直営に戻したが、施設や利用者のニーズ等を踏まえて適切な運営手法を採用した事例と考える。長期的に管理が同じ指定管理者は、指定管理者制度の趣旨を認識し、施設や利用者ニーズ等を敏感に感じ取りながら、各施設にとって、指定管理者制度の採用が効果的で最善な運営手法であるかについて、定期的な検討と確認を行っていただきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定管理者制度においては、制度運用の透明性を確保し、施設の適正かつ効率的な管理運営を図るために、管理業務の実施状況や利用状況、収支状況等について、各施設所管課で、毎年度の業務終了後に評価を行い、その結果をホームページ上で公表することとしている。さらに、定期的に現地確認を行うことで、施設の管理状況を確認するとともに、適宜、指導等の措置を行っている。</li> </ul>	
<p>【第10回一二川委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・茨城県公共施設等総合管理計画の基本方針のうち「長寿命化の推進」について、施設等の目標使用年数と設定理由を確認したい。</li> <li>・他の自治体では、目標使用年数はどのように設定されているのか。</li> <li>・全施設一律でなく、各施設にとって適切な目標使用年数があり、状況に応じた柔軟な老朽化対策や建替えの判断等を可能とする内容について検討する必要性を感じており、今後取り組んでいただきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・茨城県県有建築物長寿命化実施基準に基づき80年間使用することを目標としている。設定理由としては、日本建築学会が作成した「建築物の耐久計画に関する考え方」で普通品質の目標使用年数を50～80年としており、県として、財政負担や予算平準化を図るため最大の80年を採用した。</li> <li>・関東近県においても80年が多い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【全体共通の提言】「茨城県公共施設等総合管理計画」における茨城県県有建築物長寿命化実施基準に基づく目標使用年数の原則（80年）にこだわらず、県有施設（公の施設等）を利用する地域住民の安心・安全の観点から、当該施設にとっての適切な目標使用年数や、状況に応じた柔軟な老朽化対策や建替えの判断等について、個別に判断していくことも必要である。</li> </ul>
<p>【第10回一江尻委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多額の予算が必要となる大規模改修や建替えについて、必要となる予算規模の把握や收支のシミュレーションなどについて調査するなど、長期的な見通しを立てているのか。</li> <li>・2兆円という非常に大きい金額を一般的な予算で対応可能なのか、特別な予算の枠組みを設けることなどが必要ではないのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従前の建替えを築後60年とした「事後保全」と長寿命化対策を実施して築後80年を建替えとした「予防保全」を比較し、必要となる予算を試算のうえ茨城県公共施設等総合管理計画を策定している。今後30年間に公共施設等の維持管理等にかかる費用を試算した結果、従前の「事後保全」の考え方に基づいて維持管理等を行った場合、建物系施設とインフラ系施設とを合わせて約3兆5千億円の費用を要するという結果となった一方で、計画的な修繕・改修を実施する「予防保全」による対応へと見直すことにより、約2兆円まで縮減可能という試算している。試算額は、個別の建物の劣化状況等を踏まえたものではなく、施設の建築年数等に基づき、機械的に算出しているものであるため、今後、現状に合わせて、より精査していく必要がある。</li> <li>・試算結果については、令和4年3月の改定時に茨城県公共施設等総合管理計画において公表している。長寿命化の実施にあたっては、財政負担の軽減、予算の平準化に努めたいと考えている。工事の財源については、県負担の軽減につながる地方交付税のある県債を積極的に活用していきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【全体共通の提言】今後、同時期に建設された県有施設（公の施設等）が、一斉に更新時期を迎えることも想定されるため、これらの施設について、更新の優先順位を付け、予算の平準化を図るなど、計画的な予算の確保が求められる。</li> </ul>

## 【別紙5】第5章1（1）各施設に広く共通する県有施設（公の施設等）の全般に係る提言 特定の施設を対象とせずに、施設全般に対して議論したもの

執行部の運営方針に対する審議		
委員の主な発言	執行部の説明 (委員の質疑に対する答弁)	提言
<p>・国の社会資本整備交付金の他色々な補助金、交付金が各都道府県で取り合いになっている。国に対して、施設整備に係る更なる支援・財源を活用できるよう強く求めていただきたい。</p> <p>【第10回一小松崎委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>将来にわたる施設等の管理運営等のための必要なトータルコストを試算し、これを公開しなければ、眞の意味での収支の実態についての審議等が不十分となる懸念があるが、このことについて、どのように認識しているのか。</li> </ul> <p>・毎年第2回定期例会の常任委員会において各施設等の運営状況等について定期報告が行われることとなるが、充実した意見交換や審議等が可能となるよう、これまでトータルコストが把握できる資料が提示されていない施設等についても、その把握が可能か検討し、「公共的な経営感覚」に基づき施設等の運営・管理に当たっていただくとともに、出資に關してもその妥当性を問われることに鑑み、経営状況が分かる資料を提示していただきたい。</p> <p>【第3回一下路委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施設の投資には、必要な修繕を適切に行うものと、付加価値をつけるものの2種類があるのではないかと思われる。これらの線引きをうまく行うとともに、投資額の回収に当たっては、一つの施設だけではなく、近隣施設の周遊性等も踏まえながら適切な償還期間を設けるなど検討してほしい。</li> </ul> <p>【第10回一村本委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>茨城県公共施設等総合管理計画の「資産の有効活用の推進」について、公の施設等の有効活用を目的として行ってきた取組の中で、有効活用の実績が上がっている事例を教えていただきたい。</li> </ul> <p>・人口減少が進行していくと使用料収入が落ちていく懸念があるので、資産の有効活用を図り収益を改善していく取組は、ますます重要になっていくことから、多様なニーズへの対応策についてや中長期的な展望をもって議論を進めさせていただきたい。その上で、補修や維持管理の費用の確保のための見通しを立て、柔軟かつ適切なサービスを提供し続けられるよう、取り組んでいただきたい。</p> <p>【第10回一豊田委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ネーミングライツは施設の有効活用や財源確保等の観点から有益な制度である一方で、公の施設等の公共的目的を考えた場合、収益確保という経済的な側面だけ重視した運営にならないよう注意も必要であるため、県有施設等においてネーミングライツを採用する場合には、当該施設の名前として地域の住民や利用者にも馴染みやすく、相応しいものとなるような検討も必要である。</li> </ul>	<p>・施設の在り方を検討するに当たり、必要経費を把握することは重要であると認識しており、第5回委員会での委員からの指摘を踏まえ、指定管理者の運営経費だけでなく、県が直接実施した修繕工事費についても記載するよう様式を修正したところである。</p>	<p>・【全体共通の提言】県有施設（公の施設等）には、指定管理料、委託料や補助金等の財源や、将来にわたる維持管理のために必要なトータルコストを試算した上で、施設運営の正確な実態把握に資する「公共的な経営感覚」に基づく運営・管理が求められる。</p> <p>・【全体共通の提言】人口減少の進行に伴い、利用料収入の減少が懸念され、収益改善の努力がより重要なため、補修・維持管理費用の見通しや、多様なニーズの変化を踏まえた中長期的な展望をもちながら、資産の有効活用策を検討すべきである。</p> <p>・県有施設の空きスペース活用といった観点では、県立図書館では、令和3年7月、本館エントランスホールにカフェを整備し、県民の交流機会を提供している。生涯学習センターでは、空き講座室を子ども向けの学習室として開放する等施設の有効活用事例がある。</p>
		<p>・【全体共通の提言】県有施設（公の施設等）においてネーミングライツを導入する場合、収益確保という経済的側面だけではなく、地域の利用者の視点に立って考えられる感性を持って、その施設の名称が地域住民や利用者にも馴染みやすく、相応しいものとなるような検討が重要である。</p>

## 【別紙5】第5章1（1）各施設に広く共通する県有施設（公の施設等）の全般に係る提言 特定の施設を対象とせずに、施設全般に対して議論したもの

執行部の運営方針に対する審議		
委員の主な発言	執行部の説明 (委員の質疑に対する答弁)	提言
<p>・ネーミングライツ制度をはじめ、施設等を有効活用する制度を導入することで、財源確保につなげていく取組は重要であるが、地域の利用者の視点で考えられる感性も持つて対応していくことも重要であり、執行部においては適切な運用手法についても、常に問題意識をもって取り組んでいただきたい。</p> <p>【第10回－江尻委員】</p> <p>・ネーミングライツ導入後の施設名であってもカーナビやインターネットのマップ検索に表示されるようにしてもらいたい。また、ネーミングライツ料が看板の架け替えや、資料改訂の費用でなくなってしまうのではないかとの誤解があるので、丁寧な説明をお願いしたい。</p>		
<p>【第10回－中山委員】</p> <p>・人口減少が深刻化している中で、公の施設の適正規模や適正配置が強く求められるようになり、これは市町村でも深刻な問題である。県有施設の在り方検討を進める際は、所在地やその周辺に市町村や関係団体等の同種施設があれば、周辺住民ニーズを把握し調査研究することに加え、施設管理者との情報共有などをした上で、役割分担や棲み分けについて、検討していただきたい。一方で、近隣に同類施設がある場合は、公共サービスが過剰供給になる恐れや、二重行政と認識されかねない懸念もあるので、これを避けるための方策として、関係市町村との連携強化もしっかり対応していただきたい。現在、県と関係市町村で、施設を共有している事例や維持管理の費用分担、合築をしている事例はあるか、今後の見通しも含めて確認したい。</p> <p>・執行部においては、公共施設運営に係る市町村との二重行政を避けるための方策として、施設の再編統合等についても検討が行われていると認識しているが、施設の再編統合については、施設等に係る課題と対応の方向性について明確な基準と考えを整理しながら、所在地周辺の市町村や住民、利用者等にも時間をかけて説明し、理解を求めながら、進めていただきたい。</p>	<p>・県と市町村が同種施設で合築した事例はない。今後、各県有施設が提供すべき行政サービス水準を検討するにあたっては、人口動態なども見据えた当該施設の利用需要の見込みを踏まえ、住民ニーズに合った施設の適正な規模・機能等を検討していくことが重要と考えている。県総合管理計画においても、「行政サービス水準を満たすため、県有の施設にこだわらない広域的視野に立ちながら、国や市町村との連携による国公有財産の最適利用や役割分担の見直しなどについても検討していく」としている。県と市町村の役割分担に当たっては、広域性のある施設は県が担い、利用者の状況等から市町村が担うべき施設については市町村が担うなど、市町村の要望等も踏まえながら検討していく。</p>	<p>・【全体共通の提言】公共サービスの過剰供給や二重行政を避けるための方策として、県有施設（公の施設等）だけでなく、そのサービス対象地域に所在する市町村の施設との共有・集約化や、市町村や団体等との合築や費用分担についても検討すべきである。</p>

## 【別紙6】第4章 2 調査対象県出資団体等

No.	団体名	所管課	R 4年度 経営評価結果※	所管常任委員会					
				総務企画	防災環境 産業	保健福祉 医療	営業戦略 農林水産	土木企業 立地推進	文教警察
1	鹿島都市開発株式会社	地域振興課	D	○					
2	鹿島臨海鉄道株式会社	交通政策課	B	○					
3	公益財団法人いばらき文化振興財団	生活文化課	A		○				
4	一般財団法人茨城県環境保全事業団	資源循環推進課	A		○				
5	鹿島共同再資源化センター株式会社	資源循環推進課	C		○				
6	公益財団法人茨城県消防協会	消防安全課	A		○				
7	公益財団法人茨城県看護教育財団	医療人材課	B			○			
8	公益財団法人いばらき腎臓財団	薬務課	A			○			
9	社会福祉法人茨城県社会福祉事業団	障害福祉課	B			民営化			
10	公益財団法人茨城県国際交流協会	国際涉外チーム	A				○		
11	公益財団法人茨城県開発公社	立地整備課	A					○	
12	茨城県信用保証協会	産業政策課	A		○				
13	公益財団法人いばらき中小企業グローバル推進機構	産業政策課	A		○				
14	株式会社ひたちなかテクノセンター	産業政策課	A		○				
15	株式会社つくば研究支援センター	技術革新課	A		○				
16	公益財団法人茨城カウンセリングセンター	労働政策課	A		○				
17	一般財団法人茨城県科学技術振興財団	科学技術振興課	A		○				
18	株式会社茨城県中央食肉公社	畜産課	B				○		
19	公益社団法人茨城県農林振興公社	農業経営課	A				○		
20	茨城県農業信用基金協会	農業経営課	A				○		

## 【別紙6】第4章 2 調査対象県出資団体等

No.	団体名	所管課	R 4年度 経営評価結果※	所管常任委員会					
				総務企画	防災環境 産業	保健福祉 医療	営業戦略 農林水産	土木企業 立地推進	文教警察
21	公益社団法人茨城県森林・林業協会	林政課	A				○		
22	公益財団法人茨城県栽培漁業協会	水産振興課	A				○		
23	公益財団法人那珂川沿岸土地改良基金協会	農地整備課	A				○		
24	一般財団法人茨城県建設技術公社	検査指導課	A					○	
25	一般財団法人茨城県建設技術管理センター	検査指導課	A					○	
26	茨城県道路公社	道路維持課	C					○	
27	鹿島埠頭株式会社	港湾課	A					○	
28	株式会社茨城ポートオーソリティ	港湾課	A					○	
29	茨城県土地開発公社	都市計画課	C					○	
30	公益財団法人茨城県教育財団	教育庁総務企画部総務課	B						○
31	公益財団法人茨城県スポーツ協会	保健体育課	A						○
32	公益財団法人茨城県防犯協会	生活安全総務課	A						○
33	公益財団法人茨城県暴力追放推進センター	組織犯罪対策第一課	A						○
34	笠間栗ファクトリー株式会社	産地振興課	—				○		
				県出資団体等 総計	2	10	2	8	7 4
								合計	33

※「経営評価結果」は、A～Dの4段階で表示。Aは「概ね良好」、Bは「改善の余地あり」、Cは「改善措置が必要」、Dは「大いに改善を要する又は緊急の改善措置が必要」

**【別紙7－1】第4章4 各団体の概要、課題及び今後の対応  
重点的に議論した県出資団体等【執行部から方針の変更が示されたもの】**

No.	団体名	執行部の説明		
		団体概要 ①設立目的、②主たる業務、 ③出資額（出資比率）、④経営評価結果	課題	今後の対応
1	鹿島都市開発㈱	<p>①鹿島セントラルホテルの経営、住宅団地や工業団地の造成事業等を通じて、鹿島地域の計画的な都市開発及び近代的な生活環境整備を目的とする。</p> <p>②ホテル事業（ホテル、宴会、レストラン、温泉）、施設管理事業（公共施設の維持管理）、不動産事業（ビル、住宅）、設計管理事業（環境整備事業の設計、施工管理）</p> <p>③693万円（46.8%）</p> <p>④大いに改善を要する又は緊急の改善措置が必要</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホテル事業（宿泊、宴会、レストラン等の各部門）における収支改善</li> <li>・ホテル事業以外の事業（施設管理事業、設計管理事業及びその他の事業）における収益性向上</li> </ul>	<p><b>【今後の対応】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ホテル機能の維持や地域共生、従業員の雇用継続、高速バスターミナルとしての機能維持等を条件として、鹿島都市開発㈱のホテル事業等を事業譲渡するとともに、鹿島セントラルビルとその敷地である県有地を売却することにより、民間資本を活用して鹿島地域を代表するホテルを残すとともに、鹿島都市開発㈱の経営改善を図る。</li> <li>・鹿島都市開発㈱が実施したサウンディング調査の結果では、複数の会社から取得に前向きな意見が得られている。</li> <li>・ホテル事業譲渡後の鹿島都市開発㈱は、これまで蓄積したノウハウを生かして、設計管理事業、施設管理事業等を引き続き担うことで、当期純利益1～2億円程度を見込んでおり、県からの無利子借入金の計画的償還や債務超過の解消等を進めていく。</li> <li>・なお、ホテル事業譲渡後の事業規模縮小に対応するため、県からの無利子借入金の償還期間や、毎年の償還額を含む中期経営計画の見直しの要否について、鹿島都市開発㈱と検討していく。</li> </ul> <p><b>【今後の予定】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公募型プロポーザル方式での入札を実施し、優先交渉権者を決定する。</li> <li>・優先交渉権者決定後に、鹿島都市開発㈱と優先交渉権者との間で、従業員の雇用継続や高速バスターミナル機能維持など公募時に設定した条件等に係る調整を行う。</li> <li>・仮契約を締結のうえ、土地については、県議会へ売却に関する議案を上程し、審議、議決をいただく。</li> <li>・その後、速やかに、事業・建物に関する譲渡契約を締結する。</li> </ul>
10	(社福)茨城県社会福祉事業団	<p>①県が設置するあすなろの郷の指定管理者として運営の委託を受けるとともに、自ら社会福祉施設を運営し、またこれらに必要な付帯事業を実施しており、県民の福祉の向上に寄与している。</p> <p>②</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県が設置する障害者支援施設及び医療型障害児入所施設・療養介護事業所「あすなろの郷」の指定管理業務</li> <li>・地域で生活する障害者のためのグループホーム、多機能型事業所、指定相談支援事業所等の運営</li> </ul> <p>③1千万円（100.0%）</p> <p>④改善の余地あり</p>	<p>(1) 自主・自立した運営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成26年県出資団体等調査特別委員会における「自主・自立した運営を目指すべき」との提言を踏まえ、これまで「こどもの城」の指定管理業務の終了など、経営資源の選択と集中を進めるとともに、事務部門の合理化や組織のスリム化に取り組んできた。</li> <li>・令和7年度からは、あすなろの郷再編整備計画に基づき、民間事業者では処遇困難な最重度の障害者が入所する「県立施設（セーフティネット棟）」と、県立施設の入所対象とならなかつた方が入所する「事業団の自主事業（既存施設）」に分かれ、自主事業については、事業団が一社会福祉法人として独立採算で運営していくこととなることから、より自立した運営が必要である。</li> <li>・入所者の心身機能の低下など高齢化・重度化が進んでおり、それらに配慮した支援の実施が必要になっている。また、強度行動障害を抱える入所者への対応には、障害特性を深く理解したうえで適切な支援を実施し、問題行動の軽減を図る必要があり、こうした支援に対する専門知識と高い支援技術を持つ職員の確保が求められる。</li> </ul>	<p>(1) 自主・自立した運営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業団は、これまでの県出資団体等調査特別委員会からの提言や、あすなろの郷再編整備計画を踏まえた施設運営を行うにあたり、自動的判断に基づく効率的・効果的な施設運営と人材の確保に向けた処遇改善等に取り組むため自立化する（県出捐金相当額1千万円を返還）。</li> <li>・あすなろの郷の再編に合わせた運営体制や給与体系の見直しなど、その事前準備等のため早期に県に出資金を返還し自立化する。</li> <li>・なお、令和7年度に新たに整備される県立施設（セーフティネット棟）の管理運営を行う場合についても、サービスの向上に努めつつ、引き続き経営の効率化を図ることにより、県費負担額の縮減に努めていく。</li> </ul> <p>&lt;自立化後の対応&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・迅速な経営判断による効率的な施設運営、独立採算による自主事業の展開</li> <li>・職員の処遇改善（処遇改善加算制度※を導入し、非正規職員の賃金改善をはじめ給与体系の見直しを実施）</li> </ul>

**【別紙7－1】第4章4 各団体の概要、課題及び今後の対応  
重点的に議論した県出資団体等【執行部から方針の変更が示されたもの】**

No.	団体名	執行部の説明		
		団体概要 ①設立目的、②主たる業務、 ③出資額（出資比率）、④経営評価結果	課題	今後の対応
10	(社福)茨城県社会福祉事業団		<ul style="list-style-type: none"> <li>・このような中、少子高齢化による担い手不足に伴い、福祉分野においてはより一層の人手不足が進むと予想され、入所者の障害特性等に応じた適切なサービスを提供していくためには、安定的な人材の確保と育成が必要となる。</li> <li>・こうした状況を踏まえ、事業団において自主的判断に基づき、効率的・効果的な施設運営を行うとともに、人材の確保に向けた処遇改善等に取り組む必要がある。</li> </ul> <p>(2) 県の財政的関与の縮減</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成22年県出資団体等調査特別委員会における「あすなろの郷の運営費における県費負担額の抑制」として「平成23年度までに6億円まで削減」との提言を踏まえ、事業団では、業務の効率化による人員の削減、事務経費の節約などにより、平成23年度までに6億円まで削減する目標を達成（平成23年度県費負担額：330百万円）。</li> <li>・平成23年度以降、令和3、4年度は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う入所者の感染防止対策等により県費負担額が増えたものの、概ね横ばい傾向。</li> <li>・今後も、サービスの向上に努めつつ経営の効率化を図ることにより、県費負担額の削減に努めていくことが必要である。</li> </ul>	<p>※処遇改善加算制度とは、キャリアパスや職場環境の改善などの一定要件を満たす事業所に対して賃金改善のための加算額を支給する制度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入所者の障害特性等に応じた柔軟かつ迅速な人材確保</li> <li>・県からの人的・財政的関与の縮減（派遣職員（事務）の引上げ、運営費補助金の廃止）</li> </ul> <p>(2) 今後の経営計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業団の自主事業における今後の経営計画について、新たに整備する県立施設（セーフティネット棟）入所対象者以外の方を全員受け入れた上で、概ね安定した事業収支が見込めることを確認している。</li> </ul> <p>(3) 自立化後の県の指導等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自立化後は出資法人等指導監督基準の対象外となり、指導監督に係る事前協議や実地検査等が不要となる。</li> <li>・ただし、他の社会福祉法人と同様、関係法令に基づき指導・監督を行う。</li> <li>・あすなろの郷の指定管理者として指定管理に係る基本協定書に基づき、必要に応じて指定管理業務に係る指導等を行うとともに、指定管理による財政的援助団体等として監査を行う。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年5月：理事会の承認</li> <li>・令和5年6月：評議員会の承認</li> <li>・令和5年7月：事業団から県へ出捐金相当額返還の申請（基本金取崩し承認申請書の提出）→承認の上、出捐金相当額返還</li> <li>・令和5年10月：事業団の自立化</li> </ul>
34	笠間栗ファクトリー㈱	<p>①笠間市を代表する特産物「笠間の栗」のブランド化と新たな地域価値の創出を目的に、「栗生産者の所得向上」「笠間の栗の販路拡大」「笠間の栗のブランド価値向上」「笠間の栗をきっかけとした観光コンテンツづくり」に取り組む。また、地域との競争関係のもと、地域の新たな魅力づくりと魅力の発信、地域産業の発展や交流人口の創出を目指す。</p> <p>②「笠間の栗」を使用した加工品の製造、販売等</p> <p>③35百万円（31.8%）</p> <p>④-</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・栗ファクトリー㈱が製造する栗ペーストについては、品質のばらつきが生じてしまうことや、工程の効率化が図れていないことなど、製造技術や工程管理に改善すべき多くの課題も顕在化してきた。</li> <li>・県としては、栗加工品の需要が非常に高まっている現状は、本県産の栗ブランド力を強化する絶好の機会であることから、この好機を逃すことなく、笠間栗ファクトリー㈱が抱える課題を解決し、その取引を早期に軌道に乗せることができるとの認識。特に、品質のばらつきについては、「笠間の栗」に対する取引先の評価に直結し、ひいては県全体の栗ブランドの信用低下につながるおそれもあることから、品質の向上に向けて、主体的に対策を講じる必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「栗産地の構造改革を促進し、笠間の栗生産者の所得向上を図る」という共通目的に向けては、笠間栗ファクトリー㈱の取組強化を図る必要があるとの両者の思惑が一致したことから、県、笠間栗ファクトリー㈱の両者合意のもと、県による出資の方向性を確認した。</li> <li>・県としては、笠間栗ファクトリー㈱への出資を通じ、まずは「笠間の栗」のさらなるブランド化と付加価値の向上を強力に推進することで、栗の生産地としての地位を一層強固なものとし、さらには、県全体の栗産地の構造改革につなげていく。</li> </ul>

**【別紙7－2】第5章2（2）個別の県出資団体等に係る提言  
ア 重点的に議論した県出資団体等【執行部から方針の変更が示されたもの】**

No.	団体名	執行部の対応方針に対する審議			
		執行部の今後の対応に対する委員会の判断とその理由	委員の主な発言	執行部の説明 (委員の質疑に対する答弁や今後の方針案を導いた理由)	
1	鹿島都市開発㈱	<p><b>【判断】妥当</b></p> <p><b>【判断の理由】以下のとおり。</b></p> <p>・長期借入金残高のスムーズな返済に向けて、鹿島都市開発㈱に県がしっかりと関与していくとの前向きな考えが確認できたため。</p>	<p>—</p> <p>—</p> <p>【第2回－江尻委員】            ・「無利子貸付金の償還について今後検討予定」とあるが、計画的返済がまだ示せないのは危機意識がないのではないか。今回の委員会で具体的な償還・経営計画が示されて当然と考えているが、どう考えているのか。            ・今後ホテル事業を切り離すと、残る事業での当期純利益が1～2億円の見込みとのことだが、償還計画が長期間になるのではないか。それに対する県の責任はどう考えるのか。</p> <p>【第3回－江尻委員】            ・赤字であったホテル事業を経営しながらも、これまで年3.8億円の返済ができていたにもかかわらず、事業譲渡後には、返済額を縮減し長期返済を再考しなければならないのはなぜか。</p> <p>【第3回－田山委員長】            ・鹿行地域、鹿島、神栖の発展に寄与してきた功績を称えるとともに、これから将来展望をするに当たっては、放棄に近い手法も事例があることも考慮し、鹿島都市開発の将来にしっかりと関わっていただきたい。</p> <p>・ホテル事業売却後の残りの事業でも、鹿島都市開発㈱が十分経営を継続できるよう今後支援していくという県の考え方が確認できたため。</p>	<p>【第3回－説明聴取】            ・ホテル事業等譲渡後は、これまでホテル事業の経営改善に注力していた経営資源を残る3事業に振り向けることで、一層の業務の質の向上や効率化を図る方針である。            ・ホテル事業等譲渡後は1～2億円程度の当期純利益を確保できる見込みであり、借入金の償還や債務超過の縮減を進めていくこととしているが、一方で、売上規模が縮小することから、鹿島土地開発の経営の健全化・自立化に向けては、ホテル事業譲渡代金の一部を県からの無利子借入金の償還に充てた上で、現在年間3.8億円となっている償還額の圧縮や償還期間の延長など、償還計画を見直すことを検討する予定としている。</p> <p>・償還計画の見直しは、事業譲渡代金の一部を無利子貸付金の返済に充てる予定である。現時点で譲渡代金が決定していないことから、償還計画は今後検討していく予定である。残存する事業では継続的に黒字を計上しており、売却代金決定後、具体的な償還計画を見直すことでの償還可能と考えている。            ・事業譲渡後の利益は1～2億円を予定しているが、この数字はかなり固く見積もった計算であり、多く利益がある年もある。鹿島都市開発㈱が年度当初必要となる運転資金を確保しながら経営に無理のない範囲で償還計画を見直すこととしている。</p> <p>・鹿島都市開発㈱では保有する事業からの利益からの債務償還に加え、近年はキャッシュ残高を切り崩しての返済が続いている状況である。キャッシュ残高も運転資金を確保できない程度に減少することが見込まれることから事業譲渡後は償還計画の見直しが必要と考えている。</p> <p>【第2回－常井委員外議員への答弁】            ・ホテル事業譲渡後の鹿島都市開発㈱は、施設管理事業、設計管理事業、土地管理事業が残るが、これらの事業については継続的に黒字を計上していることから、会社として存続が危ぶまれることにはならないものと認識している。</p>	<p>—</p> <p>・鹿島都市開発㈱が長期借入金残高をスムーズに返済できるよう、返済計画の見直しの具体的な提案をするなど、法人と十分協力をしていく必要がある。</p> <p>・鹿島都市開発㈱がホテル事業売却後の残りの事業でも十分経営を継続できるよう、必要に応じ支援を行うとともに、今後の法人経営をしっかりと注視していく必要がある。</p>

**【別紙7－2】第5章2（2）個別の県出資団体等に係る提言  
ア 重点的に議論した県出資団体等【執行部から方針の変更が示されたもの】**

No.	団体名	執行部の対応方針に対する審議			
		執行部の今後の対応に対する委員会の判断とその理由	委員の主な発言	執行部の説明 (委員の質疑に対する答弁や今後の方針案を導いた理由)	
1	鹿島都市開発㈱		<p>【第2回－常井委員外議員】            ・売却金額の配分は単なる配分ではなく、貸付金があることを考慮した配分にしないか。            ・債務超過の状況は変わらないと思うが、残余の事業で経営が成り立つか。売却代金決定した段階で、今後の鹿島都市開発の存続について検討してほしい。</p> <p>【第3回－村田委員】            ・負債を抱えながら、今後も鹿島都市開発㈱が経営していくのか、譲渡後の鹿島都市開発㈱の経営の見通しをどう考えているのか。また、今後、どのような支援に取り組んでいくのか。</p> <p>【第3回－田山委員長】            ・ホテル事業譲渡後の鹿島都市開発㈱が引き続き地域の中で事業を継続できるよう、しっかりとフォローしていただきたい。</p> <p>【第11回－村田委員】            ・優先交渉権者決定後に、新たな法人名（譲渡先）が出てくるほか、譲渡にあたり想像以上に費用がかかっているなど、交渉がシビアな状況になっていると認識している。譲渡後の鹿島都市開発㈱の経営に対する不安があるが、県はどう考えるか。また、現在の優先交渉権者との調整状況をご教示願いたい。県には鹿島都市開発任せではなく、最後まで責任をもって対応していただきたい。</p>	<p>・一方で、残る事業については、県あるいは地元、市からの委託事業等を行っているが、鹿島都市開発㈱としても、残る事業について、競争力のある企業として、経営努力をしていくものと考えている。  <b>【第3回－説明聴取】</b>            ・設計管理事業については、鹿島都市開発㈱がこれまでに蓄積した設計・施工管理に関するノウハウが地元にも信頼を得ており、加えて現状黒字であることから、事業を継続し、今後の鹿島地域の振興における役割を引き続き果たしていきたい。</p> <p>・固定資産評価額の配分では、建物が8割、土地が2割である。鹿島都市開発㈱への譲渡代金のうち一定額を債務に充て返済する予定であり債務を考慮した配分変更は想定していない。</p> <p>・事業譲渡後、残余する事業では継続的に黒字計上しており、法人の存続が危ぶまれるとは認識していない。今後については都市開発でも競争力のある企業として存続していただけるものと考えている。</p> <p>・これまでの実績や経験、ノウハウを活用して競争力を高め、引き続き受注の獲得に努めることで、地域のまちづくり等に貢献していくことが可能と考えている。経営の健全化・自立化については譲渡代金の一部を無利子借入金の償還に充てた上で、年度当初に必要となる運転資金を確保した形で、改めて年度償還額の圧縮や償還期間の延長など償還計画を見直す予定である。残る3事業は、継続的に黒字を計上しており、償還計画に見直しで60.8億円の債務の償還は可能である。なお、償還計画の見直しに当たっては、残る従業員の待遇にも十分に配慮した上で、実施する予定である。</p> <p>－</p> <p>・譲渡後に残る施設管理事業・設計管理事業・土地管理事業は継続的に黒字を計上し、直近3年間でも、3～4億円の当期純利益を計上。最も売上げが大きい施設管理事業は、主に県や市等の地方公共団体が所有する下水道施設や上水道施設、給食施設、衛生施設等の生活に不可欠な都市のインフラ施設の指定管理や運営受託であるが、鹿島都市開発㈱は、施設運営の実績や経験、ノウハウを活用して競争力を高め、引き続き施設運営の受注を獲得し、地域住民の安心・安全の確保に貢献していく意向である。また、譲渡後は、ホテル事業の経営改善に注力していた経営資源を残る3事業に振り向け、業務の質の向上や効率化を図り、現在受注している案件の維持のみならず、新たな受注先の確保にもチャレンジする方針であり、今後とも純利益の維持・向上に努めていく意向である。</p>	

**【別紙7－2】第5章2（2）個別の県出資団体等に係る提言  
ア 重点的に議論した県出資団体等【執行部から方針の変更が示されたもの】**

No.	団体名	執行部の対応方針に対する審議		
		執行部の今後の対応に対する委員会の判断とその理由	委員の主な発言	執行部の説明 (委員の質疑に対する答弁や 今後の方針案を導いた理由)
1	鹿島都市開発㈱	・過去の出資団体等調査特別委員会（平成26年）においても、ホテル事業の民間売却等を視野に入れた検討についての提言を行っていることを考慮するべきであるため。	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>譲渡に伴い売上規模の縮小に加え、譲渡に際して様々な費用負担も生じたことなども考慮し、鹿島都市開発㈱が安定的な経営を継続しつつ、確実な債務償還ができるよう、年度償還額の圧縮や償還期間の延長なども視野に入れた償還計画の見直しを実施する予定である。</li> <li>優先交渉権者とは、契約しているテナント等の契約の承継や予約システムの切り替え等、テナント入居者や従業員はもちろん、利用客にも不安がないよう調整を進めているところ。詳細は答えられないが、県としても鹿島都市開発㈱とも相談のうえ、不安が生じないよう交渉に関与している。現時点、交渉は順調に進んでおり、令和6年10月上旬の譲渡完了する見込みである。</li> </ul> <p>【第3回－説明聴取】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>過去の出資団体等調査特別委員会の提言では、「ホテル部門における経営状況が悪化した場合には、売却等も視野に入れた議論を進めるべき。」、「将来的には県関与を廃止し自立化を図るべき。」、「設計管理事業について民間と競合せず、公共性、公益性が發揮できる分野である場合には、類似の事業を行う公益法人などが担うことを検討すべき。」との指摘がある。</li> </ul>
		・ホテル事業売却後も鹿島都市開発㈱の従業員の雇用環境や待遇などについて、県が関与していくべきと考えが確認できたため。	—	<p>【第3回－説明聴取】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設計管理事業については、鹿島都市開発㈱がこれまでに蓄積した設計・施工管理に関するノウハウが地元にも信頼を得ておらず、加えて現状黒字であることから、事業を継続し、今後の鹿島地域の振興における役割を引き続き果たしていくべきと考えている。</li> </ul> <p>・ホテルでの勤務を希望する者は譲渡先への勤務を公募条件とともに、移籍を希望しない者は鹿島都市開発㈱の残存する部門での勤務をしていただく。雇用の条件についても、譲渡先と協議し、より良い条件で雇用いただけるよう鹿島都市開発㈱と県で取り組んでいきたい。また、譲渡先への移籍、鹿島都市開発㈱への残留いずれも希望しない者には、雇用相談等を希望する場合には、県の就職支援センターとも連携し、本人の希望を聴きながら丁寧に対応する。</p>
		【第3回－星田副委員長】 ・従業員に対する雇用相談窓口や救済措置等の支援措置が必要と考えるが、県ではどのように考えているのか。	—	—
		【第3回－田山委員長】 ・ホテル事業譲渡後も鹿島都市開発㈱の従業員の雇用環境や待遇などについて十分配慮するとともに、継続的に関与していただきたい。 ・現地調査においては、民間売却後の雇用の保障を不安視する声を多く聞いた。 ・今回の民間売却はやむを得ないが、この背後には長年ホテルを支え、地域を支えてきた従業員がいることを忘れないでいただきたい。 ・残された鹿島都市開発㈱が引き続き地域の中で事業を継続できるよう、しっかりとフォローしていただきたい。	—	・ホテル事業売却後も鹿島都市開発㈱に残る従業員の雇用環境や待遇などについて十分配慮しながら、同社の指導、助言を行う必要がある。

**【別紙7－2】第5章2（2）個別の県出資団体等に係る提言  
ア 重点的に議論した県出資団体等【執行部から方針の変更が示されたもの】**

No.	団体名	執行部の対応方針に対する審議			
		執行部の今後の対応に対する委員会の判断とその理由	委員の主な発言	執行部の説明 (委員の質疑に対する答弁や今後の方針案を導いた理由)	
1	鹿島都市開発㈱		<p>【第3回ー江尻委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本来、第三セクターは民間活力の導入と独立した事業主体として地域活性化のために官民共同事業をするものだが、鹿島都市開発㈱は第三セクターとしての役割が果たせていると考えているのか。</li> <li>・第三セクターに今、求められている雇用保障、身分保障について、県が果たす役割はどのようなことができるのか。</li> </ul> <p>【第3回ー下路委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県と第三セクターだけではなく、地元がどのような関与をしていくのか、ある程度の役割を担うよう神栖市にも求めていくことが県からできないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・残存事業の中で特に売上の大きい施設管理事業は下水道施設や水道施設、給食センターなど地域の生活に密着したインフラ施設の運営管理を担っている。鹿島都市開発㈱がこれまで培ってきた経験や知識、独自のノウハウを活かし、今後も現在の委託業務が引き続き受託できるよう努力し、役割を果たしていく。</li> <li>・引き続き雇用を希望する従業員について、雇用継続を条件として設定したうえで、公募時に、雇用面でのモデル的な給与体系の提案を求め、従業員の処遇面も審査対象に含める。県としては、雇用条件についても審査条件に含め、適正に審査を行うなど、今後も、責任をもって関与していきたい。</li> <li>・神栖市の関与について、神栖市への譲渡は市としても困難である。ホテルは今後にぎわいとしての施設として残すこと、鹿島都市開発㈱は地域に貢献する企業として今後とも、地元市と協議していい形で進めていきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【全体共通の提言】県出資団体等は、地域振興に寄与する役割もあることを踏まえ、地域の活性化の一翼を担う存在となるよう、地域の声に寄り添って取り組むことが求められる。</li> </ul>
10	(社福)茨城県社会福祉事業団	<p>【判断】妥当</p> <p>【判断の理由】以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(社福)茨城県社会福祉事業団の自主的判断に基づき、効率的・効果的な施設運営や人材の確保に向けた処遇改善等に取り組む必要があることを考慮すべきであるため。</li> </ul>	<p>—</p> <p>—</p> <p>【第2回ー江尻委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(社福)茨城県社会福祉事業団が令和6年10月に自立化するというのは唐突感がある。これまでどういった説明があったのか。</li> <li>・1千万円の出捐金を返還することは県から独立するということか。</li> <li>・県からの職員派遣である人的関与や本部運営費としての5,000万円の補助金はどうなるのか。</li> <li>・自立化について(社福)茨城県社会福祉事業団の職員やあすなろの郷の保護者等に説明はしているのか。</li> </ul>	<p>【第2回ー説明聴取】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・再編整備計画に基づき、あすなろの郷は令和7年度から、民間事業者では処遇困難な最重度の障害者が入所するセーフティネット棟と既存施設を活用したそれ以外の方が入所する(社福)茨城県社会福祉事業団の自主事業に分かれることとなるが、自主事業については、(社福)茨城県社会福祉事業団が一社会福祉法人として独立採算で運営していくことになるので、より自立した運営が求められている。</li> <li>・入所者の高齢化や障害の重度化が進んでいる。このため、支援を行う専門知識や高い支援技術を持った職員の確保と育成が求められているが、福祉分野の人材不足が進んでおり、こうした状況を踏まえ、(社福)茨城県社会福祉事業団では、自主判断に基づき効率的・効果的な施設運営を行うとともに、人材確保に向けた処遇改善等に取り組んでいく必要がある。</li> </ul> <p>【第2回ー江尻委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あすなろの郷の再編整備の中で、自主事業をどのように実施していくか(社福)茨城県社会福祉事業団内で検討を行い、理事会等での承認を得て、県に対して報告があった。</li> <li>・県の出資団体から外れるということである。</li> <li>・あすなろの郷の管理運営を行うため医師2名は継続して派遣するが、事務職員1名については、派遣しないこととしている。本部運営費については、各事業において負担をしていくこととなる。</li> <li>・(社福)茨城県社会福祉事業団において、理事会等での決定の前に職員や育成会に対し説明を行ったと聞いている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(社福)茨城県社会福祉事業団の自立化が、県の福祉サービスの低下につながることがないよう、県は責任を持って取り組む必要がある。</li> </ul>

**【別紙7－2】第5章2（2）個別の県出資団体等に係る提言  
ア 重点的に議論した県出資団体等【執行部から方針の変更が示されたもの】**

No.	団体名	執行部の対応方針に対する審議			
		執行部の今後の対応に対する委員会の判断とその理由	委員の主な発言	執行部の説明 (委員の質疑に対する答弁や今後の方針案を導いた理由)	
10	(社福)茨城県社会福祉事業団	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(社福)茨城県社会福祉事業団の自主事業における今後の経営計画によると、おおむね安定した事業収支が見込めるため。</li> <li>・(社福)茨城県社会福祉事業団の自立化後も、県民に提供されるサービス、支援員の就労環境は変わらないと見込まれるため。</li> <li>・民間の障害者福祉サービス事業所に対しても影響はないと見込まれるため。</li> </ul>	<p>—</p> <p>—</p> <p><b>【第2回－江尻委員】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国の社会福祉事業団運営基準の通知からすると、自立化はそぐわないのではないか。</li> <li>・自立化によって処遇が改善されると言うが、国の運営基準では事業団の職員の給与は県職員に準じることになっており、民間より低いとは考えられないがどういうことか。</li> <li>・処遇改善加算制度を活用できないなら、県が独自に負担して、給与水準を引き上げるべきではないか。</li> <li>・理事会、評議員会で了承されたというが、議事録では十分な議論がされたとは感じられない。サービスの低下が生じないよう県として十分責任を果たしていくためには、人的にも財政的にも、もっとしっかりと関与していくべきであり、自立化を再考すべきである。</li> </ul> <p><b>【第2回－田山委員長】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会事業を担う団体は、県民の生活に直結する公共サービスを提供する団体であることから、今後ともサービスの質を落とさないことを常日頃から最優先に考え、事業を進めていただきたい。</li> </ul> <p><b>【第2回－江尻委員】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自立化により(社福)茨城県社会福祉事業団に対する財政的関与はなくなても、最重度の障害者の受け入れ先となるセーフティネット棟の運営に対しては、県として責任をもつて、財政的にも手厚く支援していく考えはあるか。</li> <li>・(社福)茨城県社会福祉事業団の自立化は、県の福祉分野における責任の後退につながることから、賛成できない。</li> </ul>	<p>【第2回－説明聴取】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(社福)茨城県社会福祉事業団において、自主事業における今後の経営シミュレーションを行っている。その結果は、令和7年度の自主事業開始から5年後の令和12年度の経営計画は、セーフティネット棟の入所対象とならない方全員を受け入れた上で、おおむね安定した事業収支が見込まれることを確認している。</li> </ul> <p>【第2回－説明聴取】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(社福)茨城県社会福祉事業団の自立化については、再編整備計画を踏まえ、県立施設から事業団の自主事業へ運営体制のみを変えるものであるので、入所者等へのサービスの提供はもとより、直接サービスを提供する支援員の就労環境にも大きな変化はない。また、民間の障害者福祉サービス事業所に対しても影響はないものと考えている。</li> <li>・国の通知は技術的助言となっており、縛られるものではない。</li> <li>・近年、国では介護職員の給与水準を引き上げるため処遇改善加算制度を設けており、民間施設ではこの制度を活用しているが、(社福)茨城県社会福祉事業団では県の基準に準拠しており、特に非正規職員の給与水準が民間より低くなっている。</li> <li>・県の出資団体であることから、基準から外れることは難しい。</li> <li>・再編整備計画が一部変更された令和2年以降、(社福)茨城県社会福祉事業団において時間をかけて議論してきた結果であると聞いている。県では民間事業者で処遇が困難な最重度の障害者への支援に特化し、よりよいサービスが提供できるよう県が責任を持って対応していく。一方で、それ以外の方については、他の民間事業者と同様に国の基準の中でサービスを提供していく。賃金等の処遇については、介護人材不足に対応するため、国の処遇改善加算制度などを活用できるよう自立化することとしている。</li> </ul> <p>—</p> <p>・セーフティネット棟の部分について、必要な経費は、しっかりと指定管理で対応していく。</p>	<p>—</p> <p>・【全体共通の提言】県出資団体等が実施する事業は、公共性・公益性が高い重要なサービスが多く、長期にわたって持続的・安定的に実施されるべきものであることから、当該団体の運営方針の変更等を検討する場合においても、質の高い持続的なサービスの提供を最優先に考えていくことが求められる。</p>

**【別紙7－2】第5章2（2）個別の県出資団体等に係る提言  
ア 重点的に議論した県出資団体等【執行部から方針の変更が示されたもの】**

No.	団体名	執行部の対応方針に対する審議			
		執行部の今後の対応に対する委員会の判断とその理由	委員の主な発言	執行部の説明 (委員の質疑に対する答弁や今後の方針案を導いた理由)	
34	笠間栗ファクトリー(株)	<p><b>【判断】妥当</b></p> <p><b>【判断の理由】以下のとおり。</b></p> <p>・執行部による説明において、地域を代表する特産物のブランド化と新たな地域価値の創出を目的として、その販路拡大やブランド価値の向上等に取り組むとともに、地域の新たな魅力づくり、地域産業の発展等を目指すという積極的な意欲が示されたこと。</p> <p>・当該法人の経営体制、原材料確保の見通しや販売状況、収支状況等について確認を行うとともに、「当該法人を通じて実現しようとする県の行政目的の効果的達成が認められること」という県出資団体の設置指針の観点からも、現時点においては大きな問題がないと思料されること。</p>	<p>—</p> <p>【第10回一田山委員長】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出資に至る経緯について確認したい。</li> <li>・これまでの効率の悪い施設を売却するという主旨に逆行するように感じるが、財務諸表の確認は行ったか。</li> <li>・令和5年度3期決算によると年間の9ヶ月分くらいの在庫、4期でいうと8ヶ月分くらいの在庫があることについて詳しく教えてほしい。</li> <li>・通常は2、3ヶ月分くらいの在庫だと思うが、棚卸表を持っているか。直近の棚卸表を提出願いたい。</li> <li>・借入金の返済がされてないが、しっかりととした予定表がないと理解しにくい決算内容なので、是非示してほしい。</li> <li>・今後、資金需要が生じた場合、どう対応するのか。</li> <li>・社会保険加入者2名となっていて正社員2名で健全な経営ができるか疑問である。正社員は何名か。人的構成もしっかり確認してほしい。</li> <li>・令和7年3月以降の販売計画や原材料確保の見通しを報告してほしい。</li> </ul> <p>【第11回一常井委員外議員】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成22年度の県出資団体等調査特別委員会での提言以降、出資団体数は削減してきた。笠間栗ファクトリー㈱への出資は、過去の出資調査の提言に逆行するものである。出資に至る意思決定の経緯、誰の発想でどういう政策決定がなされたのか。</li> </ul>	<p>—</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県から出資を申し入れた。</li> <li>・農林水産部産地振興課で確認している。</li> <li>・在庫は、第4期末で27tである。</li> <li>・直近の棚卸表については、次回委員会において提示する。</li> <li>・令和8年度から返済が始まる。</li> <li>・金融機関からの借入を増やす予定はない。まず、在庫管理も含めて売上を増やすことが重要である。一方で、新栗の時期まで在庫がないとビジネスチャンスを失うことになるので、ある程度の在庫は必要と考えている。</li> <li>・管理職3名、担当者2名の計5名である。</li> </ul> <p>・笠間栗ファクトリー㈱については、選択と集中の観点からの必要性や効果的な事業ができる団体として出資を決定した。本県において栗産地の構造改革を推進するために、栗の原料供給だけでなく加工まで行う高付加価値化を図る笠間栗ファクトリー㈱が重要な役割を果たすという観点から県担当課で考え、議会へ提案・決定となった。</p> <p>・本県の栗をブランド化していく上で、県民の皆様の心配に及ばないよう、笠間栗ファクトリー㈱を支援してまいりたい。</p> <p>・出資団体改革については、県の出資法人等への関わり方に関する基本的事項を定める条例制定や、経営評価の実施、改革工程表の作成など、議会の関与を強くする方向で進めてきたものである。一方で、令和3年度の調査特別委員会においては、「時代の変化に合わせて、県の政策展開を加速させるためにも、県出資団体を戦略的に活用していく必要がある」との提言をいただいている。笠間栗ファクトリー㈱の経営が県財政への過大な負担にならないよう指導していく。</p>	<p>—</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該団体は設立間もないことから、財務状況をよく注視する必要があり、県財政に負担がかかるないよう、健全な経営に向けた支援に努めるべきである。</li> <li>・当該団体は新たな県出資団体であり、特に経営の安定が重要な課題である。執行部は、定期報告以外にも時機を捉えた議会に対する報告など丁寧な説明に努め、議会も運営状況を把握できるようにするべきである。</li> <li>・これまで築き上げてきた県産栗のブランドを守りながら、さらなる付加価値の向上を図り、産地の振興や新たな魅力づくりにつなげていく役割が求められる。</li> </ul>

**【別紙7－2】第5章2（2）個別の県出資団体等に係る提言  
ア 重点的に議論した県出資団体等【執行部から方針の変更が示されたもの】**

No.	団体名	執行部の対応方針に対する審議		
		執行部の今後の対応に対する委員会の判断とその理由	委員の主な発言	執行部の説明 (委員の質疑に対する答弁や今後の方針案を導いた理由)
34	笠間栗ファクトリー㈱	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出資団体改革は財政健全化の柱である。令和3年度調査特別委員会の「時代に合わせて出資団体を活用していく」というのは、議会に対する説明をして、議会と執行部がコンセンサスを得た上で、個別に対応していく前提だと思っている。</li> </ul> <p>【第11回－田山委員長】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・笠間栗ファクトリー㈱への出資はすでに議決され、執行されていることだが、健全経営やブランドの保持などについては執行部で今後、しっかりと対応してほしい。</li> </ul> <p>【第7回－中山委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・笠間栗ファクトリー㈱の資本金を見るとJR東日本の出資額が大きい。JR東日本は、どのような取組を行っているのか。</li> <li>・JR東日本独自の栗ブランド加工品はあるのか。</li> <li>・県外の業者にも、製品の販売を行うのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、笠間栗ファクトリー㈱に出資している3者が、それぞれの強みを活かして取組を進めている。JR東日本は加工品の販路開拓や地域振興等に強みを持っている。</li> <li>・JR東日本と笠間市内の菓子業者がコラボして作った「おちば栗」等の商品がある。加工品の出口戦略については、重要であるので、今後も連携して取り組んでいく。</li> <li>・県内の業者を基本としていくが、県外の業者に対してもしっかりと販売していく。</li> </ul>	<p>—</p> <p>—</p>

## 【別紙8－1】第4章4 各団体の概要、課題及び今後の対応 重点的に議論した県出資団体等

No.	団体名	執行部の説明		
		団体概要 ①設立目的、②主たる業務、 ③出資額（出資比率）、④経営評価結果	課題	今後の対応
2	鹿島臨海鉄道㈱	<p>①鹿島臨海工業地帯の生産品及び原料の輸送を主たる目的として、日本国有鉄道、茨城県及び進出企業の共同出資により、昭和44年4月1日に設立した。その後、日本鉄道建設公団が建設していた国鉄鹿島線（水戸駅～北鹿島駅間）を、国鉄（現JR東日本）に代わって鹿島臨海鉄道㈱が経営することになり、昭和60年3月14日から、大洗鹿島線として旅客営業を開始した。</p> <p>②鉄道事業法による貨物及び旅客の運送業、JR東日本からの業務の受託</p> <p>③362百万円（29.5 %）</p> <p>④改善の余地あり</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大洗鹿島線については、開業当初から、採算性の低い路線を引き受けたことに加え、沿線の人口減少が進行していることから、利用者が遞減傾向にある。</li> <li>・開業から間もなく40年が経過することから、高架橋など鉄道施設の老朽化が進んでおり、施設の維持・修繕等に多額の費用が見込まれる。</li> <li>・車両については、計画的に新型車両の導入を進めてきたものの、部材高騰により製造会社から急激な値上げを要請されたことから、当初計画よりも更新費用の増加が見込まれる。</li> <li>・貨物事業については、ドライバー不足によるトラック輸送の運賃上昇やカーボンニュートラルへの対応など、荷主企業におけるモーダルシフトが一層進むと見込まれることから、収益拡大に向けた取組が必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「大洗鹿島線を育てる沿線市町会議」などの連携による利用促進策を展開するとともに、鹿島アントラーズのホームゲーム開催日において、鹿島アントラーズやコンビナート企業と連携し、神栖駅からパーク＆ライドによるサッカー応援団体専用臨時列車の運行を行い、貸切列車収入を確保する。</li> <li>・車両や鉄道施設の維持・修繕については、国、県、沿線市町の補助金などを活用し、計画的に進めていく。</li> <li>・更新予定であった車両の修繕を行い、継続して使用するとともに、新型車両の導入については、第三セクター鉄道等協議会及びその会員と連携して、車両の共同購入を前提に複数の車両製造会社に働きかけ、更新費用の低減を図っていく。</li> <li>・貨物事業については、鉄道未利用企業への営業活動の強化や大型リフター導入による貨物取扱能力の増強により、輸送量の増加を図っていく。</li> </ul>
6	鹿島共同再資源化センター㈱	<p>①鹿島地域（鹿嶋市、神栖市）において、一般廃棄物から製造した固形燃料（RDF）と産業廃棄物を混焼し、その熱エネルギーを電気や蒸気として回収することで地元2市と鹿島地域の立地企業が共同して廃棄物を処理するシステムを形成することにより、資源循環型の地域社会づくりを推進する。</p> <p>②一般廃棄物及び産業廃棄物の焼却処分、焼却熱利用による発電事業</p> <p>③500百万（15.1%）</p> <p>④改善措置が必要</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年11月、鹿島地方事務組合から当法人へ、①組合の新ごみ焼却施設を予定どおり令和6年4月に稼働開始すること、②再資源化センターへのRDF供給を令和5年11月末で停止する旨の通知があった。</li> <li>・これにより、処理廃棄物の約半数を占めるRDFの受入れが停止となり、鹿島地域（鹿嶋市・神栖市）における廃棄物処理施設としての役割を終えることから、県等の主な出資者により設置した「鹿島共同再資源化センター将来構想検討委員会（平成29年10月設置）」において将来のあり方検討を行い、令和5年3月、当法人が清算すべきとの意見に集約された。</li> <li>・これを受け、同年5月、当法人取締役会において、同年11月末日の事業停止を決定した。今後、当法人は、円滑な事業停止・その後の清算に向けて取り組んでいく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主な出資者により設置した鹿島共同再資源化センター将来構想検討委員会において、将来の在り方検討を行い、令和5年3月、清算すべきとの意見に集約された。</li> <li>・令和5年5月、鹿島共同再資源化センター株取締役会において、令和5年11月末日での事業停止を決定した。</li> <li>・今後は、当法人において、解散・清算の法的手段等を進めていく。</li> </ul>
8	(公財)茨城県看護教育財団	<p>①地域医療のために必要な看護職員の養成確保と資質の向上を図り、もって公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>②県西地域の看護師養成確保を目的とした結城看護専門学校の運営及び地域の看護職員の資質向上のための研修を行う。</p> <p>③750百万円（75.0%）</p> <p>④改善の余地あり</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入学者については、令和3年度までは入学定員を確保していたが、少子化や学生の大学志向等の影響により、令和5年度の入学者が大きく定員割れとなった。</li> <li>・教員については、県西地域では看護教員の資格を有する者が限られていることから、財団独自での教員の採用に苦慮しており、県、市及び病院からの派遣教員により運営しているところである。県への人的依存率を改善するため、近隣病院等への教員の派遣を実現するため、人材確保に努める必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年度は定員割れが生じ、入学者数が33名にとどまったが、今後は、公開授業・保護者向け説明会の開催や、入試の実施時期の前倒し等を行うことで、学生確保に取り組んでいく。</li> <li>・教員については、財団独自での採用に苦慮し、県や近隣病院からの派遣教員で運営がなされており、令和4年度の経営評価においても、常勤12名のうち、県派遣職員が5名となっており、県への人的依存度が高いとの御指摘をいただいている。この課題に対し、専任教員を確保するため、近隣病院に対して継続的に交渉を行った結果、新たな派遣元からの教員派遣の実現につながり、令和6年度までの教員確保は一定のめどが立っている状況である。</li> <li>・令和7年度以降も病院からの派遣を安定的に実現していくため、年度内に関係者と協議の上、教員派遣計画の作成を予定している。</li> <li>・引き続き、学生及び教員の確保に努めていく。</li> </ul>

**【別紙8－1】第4章4 各団体の概要、課題及び今後の対応  
重点的に議論した県出資団体等**

No.	団体名	執行部の説明		
		団体概要 ①設立目的、②主たる業務、 ③出資額（出資比率）、④経営評価結果	課題	今後の対応
18	株式会社茨城県中央食肉公社	<p>①肉畜及び食肉の合理的な流通と公正明朗な取引市場の運営を図り、もって畜産の振興に寄与する。</p> <p>②肉畜のと畜解体、食肉市場の開設及び食肉の卸売業務、食肉及び副産物等の処理加工販売、食肉及び副産物等の冷凍・冷蔵保管</p> <p>③538百万円（28.3%）</p> <p>④改善の余地あり</p>	<p>・牛肉や豚肉の消費動向は、国内人口が減少傾向にもかかわらず、横ばい又は微増傾向で推移しており、県内唯一の市場機能を有する県中央食肉公社に求められる役割は今後も大きいと考えられるが、当該施設は整備から40年以上が経過しており、品質の維持、向上を図っていくためには、計画的な施設、設備の修理や更新が必要な状況である。</p> <p>・また、公社は、現在、累積損失（令和5年3月期末236百万円）を抱えており、積極的な設備投資のためにも早期の解消が必要である。</p>	<p>・令和4年度に公社が新たに策定した第7次経営改善5ヵ年計画（令和5年度～令和9年度）に基づき、更なる経営改善に取り組み、累積損失の縮小に努めるとともに、集荷専任担当職員を中心に集荷促進を図り、営業利益を確保するよう指導する。</p> <p>・主な指導内容としては、作業不良による生産者への補償の削減、光熱費等の節約に努めることや、各種手数料の見直しなど、収益性の改善に取り組むことにより累積損失の早期解消に努めること、食肉の安全性向上、計画的な設備等の修繕、職員研修の実施による労働生産性の向上など、事業推進体制の強化による財務健全化に取り組むことを指導する。</p>
26	茨城県道路公社	<p>①茨城県の区域及びその周辺の地域において、その通行又は利用について料金を徴収することができる道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を総合的かつ効率的に行うこと等により、この地域の地方的な幹線道路の整備を促進して交通の円滑化を図り、もって住民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与する。</p> <p>②有料道路、駐車場の管理運営、県からの受託事業</p> <p>③8,309百万円（82.8%）</p> <p>④改善措置が必要</p>	<p>・令和元年度に策定した中期経営計画に基づき、収支目標に向けた增收対策を講ずることとしたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によって利用者が大幅に減少したため、有料道路の利用促進に努めるとともに、将来収支予測の精査、解散時期の再検証を行い、引き続き県負担が最少となる時期を見極めていく必要がある。</p>	<p>・交通量実績や新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和6年度からの新しい中期経営計画を策定する。</p> <p>・県の道路整備プログラムに基づき周辺道路のネットワークを整備するとともに、交通量の増加に資する利用促進について検討を進め、料金収入の確保に努める。</p> <p>・将来収支予測を精査し、県負担が最少となる時期を見極めながら団体の解散時期を判断していく。</p>
29	茨城県土地開発公社	<p>①「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づき、地域の秩序ある整備を図るために必要な公有地となるべき土地等の取得及び造成その他の管理等を行い、公有地の拡大の計画的な推進を図り、もって地域の秩序ある整備と公共の福祉の増進に資することを目的とする。</p> <p>②公有地の拡大の推進に関する法律第17条に規定する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅・商業用地等の土地造成・管理・処分</li> <li>・道路・河川等の公共用地等の取得・処分等</li> </ul> <p>③30百万円（100.0%）</p> <p>④改善措置が必要</p>	<p>・公有地取得事業等については、公社の役割を踏まえて、真に緊急性・必要性のある事業を厳選し、国直轄事業等の推進に資するよう着実に実施する必要がある。</p> <p>・土地造成事業として、ひたちなか地区の完成土地のうち22.3haについては、事業用定期借地権設定契約等の貸付を行っているが、未利用地7.0haについては、処分が進んでいない。土地利用についての地元市村等の要望を踏まえつつ、県関係課と連携しながら、早期の処分を図り、県無利子長期貸付金の償還に充当するなど財務の健全化を図る必要がある。</p>	<p>・公社では、国からの要請に基づき、災害時の緊急輸送道路として早期供用が求められている国道6号の整備など迅速な用地確保が必要な事業に取り組んでいる。公社は、事業に応じた適正な規模で、地元の事情に精通した人員を配置することができ、より効率的かつ効果的に用地買収を進めることができることから国直轄事業等の整備の迅速化に寄与している。事業を円滑に進める上で、公社を活用する意義は大きいことから、引き続き、積極的に活用を図っていく。</p> <p>・ひたちなか地区の未利用地については、「ひたちなか地区留保地利用計画」に基づき、公社と県関係課等が連携し、地元との調整及び誘致活動に取り組み、処分に努めていく。また、事業用定期借地権設定契約や長期の土地賃貸借契約が締結されている土地（22.3ha）については、契約相手方と必要な協議を行い、売却に努めていく。なお、引き続き、貸付地の賃料等により県無利子長期貸付金の償還を確実に進めていく。</p>
30	(公財)茨城県教育財団	<p>①広く教育、文化の振興に資する事業を行い、茨城県における教育及び文化の水準の向上及び発展に寄与する。</p> <p>②埋蔵文化財発掘調査整理事業、生涯学習関連施設等管理運営事業</p> <p>③10百万円（100.0%）</p> <p>④改善の余地あり</p>	<p>・県派遣職員の削減と教育財団の専門職員の採用を一体的に進め、教育財団の自立化を進めていく必要がある。</p>	<p>・県民のニーズに応えられるよう、引き続き、中長期的な業務量を勘案しながら県派遣職員の削減と教育財団の専門職員の採用を一体的に進めるなど、自立化を図っていく。</p>

**【別紙8－2】第5章2（2）個別の県出資団体等に係る提言  
ア 重点的に議論した県出資団体等**

No.	団体名	執行部の対応方針に対する審議			
		執行部の今後の対応に対する判断	委員の主な発言	執行部の説明 (委員の質疑に対する答弁)	
2	鹿島臨海鉄道(株)	妥当	<p>【第8回一江尻委員】            ・大洗鹿島線の運賃改定は、利用者としては単に負担が増えるだけである。運賃改定により何らかサービス向上を望む声があると思う。特にSuicaが利用できない状況が改善されていない。</p> <p>【第8回一小松崎委員】            ・神栖駅からパーク＆ライドによるアントラーズの応援列車については、どのような状況か。              ・運賃改定によって、サービスの向上が期待されるが、現状、通学定期券を購入できる場所が限られていたり、窓口の時間が限られていたり不便であるとの声を保護者から聞く。こういったことへのサービスの向上は図られるのか。</p> <p>【第8回一田山委員長】            ・大洗鹿島線については、沿線市町、県が応援体制をつくっていかなければならない。物価等が高騰している中で、大洗鹿島線を育てる沿線市町会議は、湊線と比べるとあまり機能していないようにも思う。自治体がより積極的に関与していくことをお願いしたい。</p>	<p>・今回の改定は、物価高騰などに対応するために実施するものと聞いています。Suica導入は初期投資が非常に大きいため、運賃改定後の収益の動向を見ながら、設備投資について会社と検討していくみたい。</p> <p>・令和5年、地元コンビナート企業と連携し、パーク＆ライドを実施したところ。現時点で具体に決まっている企画はないが、関係者に働きかけるなど、継続して実施してまいりたい。</p> <p>・現在定期券が購入できるのは、水戸、大洗、新鋸田、鹿島神宮駅であり、沿線の各市町で1箇所は購入できる体制をとっています。定期券の更新は自動券売機で可能だが、新規購入については通学証明書での確認が必要となるため、職員の対応が必要となる。今後、利用者の利便性をどう高められるのか、会社とも考えていきたい。</p> <p>—</p>	<p>・ICカードの導入、定期券の購入場所の確保など利用者の利便性の向上や、パーク＆ライドの実施など収支改善に向けた取組の検討を進めるとともに、その周知についても早めの対応を心掛けるべきである。</p> <p>・全国的な課題となっている地方鉄道の運営継続に対しては、県や沿線市町村の協力体制こそが要であることを認識し、団体と連携して努力していく必要がある。</p>
6	鹿島共同再資源化センター(株)	妥当	<p>【第4回一小松崎委員】            ・鹿島共同再資源化センター(株)は、令和5年11月末に事業を停止するとあるが、今後の清算手続きについて県としてどのように関わっていくのか。              ・当該法人の設立にあたって県の役割は大きかったと認識している。清算を終えるまでしっかりと関わっていただきたい。</p>	<p>・令和6年4月に施設の解体に着手、その後、土地の売却等、清算手続きを進めていくと伺っている。土地の売却先等の相談に応じるなど、清算がスムーズに行われるよう関わってまいりたい。</p>	<p>・県の主導により設立されたことを鑑み、解体や清算に関しても県が関わることが求められる。</p>
8	(公財)茨城県看護教育財団	妥当	<p>【第4回一森田委員】            ・今後どのような取組により看護職員を増やしていくのか、また、どこに重点を置いていくのか。</p> <p>・結城看護専門学校の国家試験合格率は100%であり、入学者数が定員割れしているが、県内就業率は9割とのこと。今後、さらに力を入れていく部分についてはどう考えているのか。              ・学生確保の方策について、意気込みを伺いたい。</p> <p>・看護に対する夢やビジョンを大きく掲げて看護職員を確保していただくとともに、全国順位下位からの脱却を期待している。</p>	<p>・看護職員の確保対策については、養成・定着・再就業の促進と質の向上を4つの柱とし、総合的に取り組んでいる。離職を防止する定着促進と離職した看護職員の再就業促進に力を入れているところである。</p> <p>・令和5年6月に(公財)茨城県看護教育財団の理事長に副知事が就任しており、今後、法人や学校の運営について、県はこれまで以上に主体的に取り組むこととしている。主に、学生や教員の確保に力を入れて取り組んでいく。</p> <p>・従来の学生確保の取組である高校訪問を見直し、学生や保護者に学校の魅力を直接訴求できる公開授業・保護者向け説明会等を実施するとともに、オープンキャンパスや入試時期の前倒しを行うことにより、受験者数の増加を図っている。</p>	<p>・職業に対する喜びや夢を持つことにつながる将来の夢やビジョンを大きく掲げて看護職員の確保に取り組むことが重要である。</p>

**【別紙8－2】第5章2（2）個別の県出資団体等に係る提言  
ア 重点的に議論した県出資団体等**

No.	団体名	執行部の対応方針に対する審議			
		執行部の今後の対応に対する判断	委員の主な発言	執行部の説明 (委員の質疑に対する答弁)	
18	株茨城県中央食肉公社	妥当	<p><b>【第4回一飯塚委員】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年度決算では燃料費の高騰などにより赤字となつたが、それ以前の2年間は黒字化しており、令和4年度には第7次経営改善5ヵ年計画を策定するなど、経営は今後も良い方向に向かうと期待している。一方、施設は整備後40年が経過しており、今後、輸出を拡大するためにはしっかりと設備を整えていく必要があると感じている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・株茨城県中央食肉公社の施設は築40年が経過し、老朽化が著しいため、計画的に修繕を行いながら運営している状況である。収支については、令和5年度、と畜手数料等を値上げするなどにより、大幅に改善が図られる見込みであり、累積損失を早期に解消し、将来に向けた施設整備を行う経営体力を蓄えられると考えている。茨城の畜産を担う最新の食肉処理施設や加工施設の整備ができるよう、県も一体となって進めていきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老朽化により施設の更新時期を迎えており、時代やニーズに合った新しい施設の整備に向けた検討を進める必要がある。</li> </ul>
26	茨城県道路公社	妥当	<p><b>【第4回一江尻委員】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・若草大橋有料道路は計画交通量約1万台／日に対し、約1,500台／日程度しか利用されておらず計画との乖離がある。地元からは料金が高くほかの橋を通ってしまうので渋滞解消の効果が無いとの声もある。県としてどのような利用促進策をとっているのか。</li> <li>・千葉県側の道路も整備されていないと、結局橋を渡ってもまた渋滞になってしまうとの声もあるが、こちらから働きかけは行っているのか。</li> <li>・料金徴収期間は令和18年までとなっているが、現在の通行量ではそれまでに建設費を回収できないので、料金の徴収期間が延期になるのはと危惧する声もある。思い切って早期に無料化するのも一つの手段ではないか。千葉県側で（仮称）若草大橋延伸線協議会が開催されたとあったが、利用促進策も含め、地元への適切な情報提供を行っていただきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通行料が割引となる回数券の販売や、休日片道のみであるが、無料通行券を周辺の観光施設や市役所等に配置し配布している。また、周辺の渋滞対策として、渋滞する栄橋周辺等に渋滞回避のため有料道路へ誘導する案内看板の設置を行っているなど、有効に利用してもらうための利用促進策を実施している。</li> <li>・千葉県側の道路については、橋を渡った先で国道356号への接続部がT字路であることから、千葉から茨城へアクセス性が悪く、利用されにくい状況にある。令和5年8月に（仮称）若草大橋延伸線協議会が設置されたところであるため、今後の千葉県の動向について注視しつつ、利用促進策も進めていきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の具体的な有効利用策を検討するに当たっては、実際に施設を利用し、その実情に詳しい地元地域の方の声を拾い上げ、参考することが求められる。</li> </ul>
29	茨城県土地開発公社	妥当	—	—	—
30	(公財)茨城県教育財団	妥当	—	—	—

## 【別紙9－1】第4章4 各団体の概要、課題及び今後の対応 その他、個別の県出資団体等

No.	団体名	執行部の説明		
		団体概要 ①設立目的、②主たる業務、 ③出資額（出資比率）、④経営評価結果	課題	今後の対応
3	(公財)いばらき文化振興財団	<p>①各種の文化振興事業を行うことにより、個性豊かな県民文化の振興を図り、もって国際性豊かな文化の県づくりに寄与する。平成11年からは、茨城県文化福祉事業団の文化部門を継承し、文化芸術に接する機会の提供、県民文化センターの管理運営及び大洗水族館の運営を行っている。</p> <p>②・文化芸術に接する機会の提供 ・文化芸術に関する普及、人材育成及び情報の収集、提供 ・文化芸術に関する創作活動、発表活動、その他地域文化の向上を目的とする活動への助成 ・茨城県立県民文化センターの管理運営 ・アクアワールド茨城県大洗水族館の運営</p> <p>③30百万円（100.0%）</p> <p>④概ね良好</p>	・県内の文化活動団体の多くは、コロナ禍の影響を受け、活動の縮小や担い手育成に課題を抱えており、文化芸術活動の継続に対する支援や文化芸術に触れる機会の提供を行い、文化活動の活性化を図る必要がある。	・県内で活発な文化芸術活動が推進されるよう、県内各地で活動する文化活動団体等に対する支援を充実させるとともに、県内在住・出身の新人演奏家の活動・発表の場の提供のほか、公演や出前講座による児童・生徒をはじめ県民が文化芸術に触れる機会の創出を図る。
4	(公財)茨城県国際交流協会	<p>①平成2年に県が策定した「茨城県国際交流推進大綱」に基づき、地域レベルでの国際化を進めることを目的として設立された。また、平成24年に公益財団法人に移行し、協会においては、県民の国際交流、協力活動及び国際理解の促進とともに、多文化共生の地域づくりを推進することにより、国際感覚豊かな人材の育成と多様性のある活力にあふれた地域社会の創造に寄与することを目的とする。</p> <p>②・外国人が安心して生活できる環境の整備、外国人による地域活動の推進 ・国際活動情報の提供、国際交流・協力の推進、経済交流への支援 ・国際理解を推進するための事業実施体制の整備、相互理解・国際理解の推進 ・上海事務所の運営</p> <p>③300百万円（61.1%）</p> <p>④概ね良好</p>	<p>・生活者としての外国人に対する相談体制の充実に努めているが、引き続き在県外国人の状況やニーズを踏まえた効果的な事業に取り組んでいく必要がある。</p> <p>・各事業の実施に当たり、県補助金への依存度が高いことから、民間助成金の獲得や賛助会員の増加など、自主財源の確保が課題である。</p> <p>・市町村国際交流協会・民間団体等との連携や役割分担などを進め、経費の縮減を図るとともに、事業の効果的・効率的な実施を図る必要がある。</p> <p>・国の「外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策」に基づき、県と連携しながら「外国人材の受け入れ」を支援する役割も期待されている。</p>	<p>・外国人相談事業では、在県外国人の状況やニーズの把握に努め、対応が可能な言語の拡充やSNSでの対応を行うなど、外国人が住みやすい暮らしを支えていく。</p> <p>・外部資金の導入や新たな収益の確保について積極的に取り組むほか、賛助会員について、より一層PRを展開し、加入増を図るなど、あらゆる機会を捉えて収益確保に取り組む。</p> <p>・県域の国際化協会として、中核的・先導的な事業を実施することにより、市町村国際交流協会や民間団体等とのより効果的・効率的な連携を図っていく。</p> <p>・これまでの活動で築いた県内留学生とのつながりを生かし、外国人材支援センターや大学等とも連携して、留学生の県内定着支援に取り組む。</p>
5	(一財)茨城県環境保全事業団	<p>①廃棄物の適正処理を促進するために、廃棄物の最終処分場の安定的確保を図るとともに、廃棄物による環境汚染の防止対策等の支援を行い、もって本県の産業活動の健全な発展と県土の環境保全に寄与すること。</p> <p>②・産業廃棄物及び一般廃棄物の処理 ・産業廃棄物による環境汚染防止対策等支援 ・新産業廃棄物最終処分場整備事業</p> <p>③768百万円（100.0%）</p> <p>④概ね良好</p>	<p>・埋立てが進んでいる現産業廃棄物最終処分場の管理運営に加え、新産業廃棄物最終処分場の整備運営主体となつたことを踏まえた、廃棄物処理事業に係る計画的な事業運営が求められている。</p> <p>・設立目的に沿って環境保全に寄与し、環境汚染の防止対策などの環境保全活動に積極的に取り組む必要がある。</p>	<p>・現産業廃棄物最終処分場の埋立て可能な残存容量を踏まえ、新産業廃棄物最終処分場の開業目標時期まで継続的な廃棄物の受入れを確保するとともに、新産業廃棄物最終処分場の整備運営主体として、計画的に事業を進めていく。</p> <p>・今後も、公共関与の廃棄物処理施設として、県・市町村の施策や事業へ積極的に協力していく。</p>

## 【別紙9－1】第4章4 各団体の概要、課題及び今後の対応 その他、個別の県出資団体等

No.	団体名	執行部の説明		
		団体概要 ①設立目的、②主たる業務、 ③出資額（出資比率）、④経営評価結果	課題	今後の対応
7	(公財)茨城県消防協会	<p>①消防団等の消防施設の充実強化の支援、消防防災技術の向上、地域連携の強化、消防団員・職員の士気の高揚及び消防防災思想の普及広報活動等を行うことにより、地域社会の健全な発展に資することを目的とする。</p> <p>②国、県及び市町村と連携・協力し、消防防災思想の啓発普及、消防防災に関する調査・指導・講習、消防防災諸団体の育成及び消防防災施設の整備、会員の福祉厚生、弔慰救済及び表彰等に関する事業を行っている。</p> <p>③116百万円（36.6%）</p> <p>④概ね良好</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防協会は、消防団員の技術向上及び消防団の組織強化を図っているが、団員数は年々減少しており、地域防災力の低下が懸念されている。</li> <li>・消防協会长表彰や叙勲・報償祝賀会、殉職者慰靈祭の開催により消防職・団員の士気の高揚を図っているが、特に消防団員については、処遇改善や装備の充実強化を行うことにより、更なる士気の高揚につなげていく必要がある。</li> <li>・さらに、地域交流活動や各支部の行事等に経費の一部を助成することで、地域連携の強化を図るとともに、機関紙の発行や防火ポスターの配布、ホームページでの情報提供、新聞等を活用することで消防防災思想の普及啓発活動を行っているところであるが、消防団活動を県民に広く周知するためには、更なるPRが必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防団員数の減少に歯止めをかけるため、若い方や女性を中心とした団員の入団や機能別消防団員制度の導入、消防団活動に協力的な事業所を認定する「消防団協力事業所表示制度」の活用について、連携して市町村に働きかける。</li> <li>・消防団員の更なる士気の高揚を図るため、団員の報酬額の引上げや直接支給への切替えを呼び掛けしてきたところであり、引き続き、処遇改善に向け、連携して取り組んでいく。また、日本消防協会や関係団体の事業を活用し、連携して、消防団にAEDやトランシーバー等の装備品の充実を図っていく。</li> <li>・消防団活動を広く周知するため、引き続きホームページ等を活用し、広報するとともに、より充実した広報活動を行うため、消防団活動を紹介する動画の作成や大学の防災関連講座での消防団のPRなど、県や市町村が実施する若い方を対象とした広報活動について、連携しながら進めていく。</li> </ul>
9	(公財)いばらき腎臓財団	<p>①臓器移植を普及促進とともに、慢性腎臓病予防の総合的な対策を図り、県民の健康、福祉の向上に寄与する。</p> <p>②・臓器移植推進に関する事業 ・慢性腎臓病予防に関する事業</p> <p>③281百万円（67.2%）</p> <p>④概ね良好</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内の脳死下・心停止後の臓器提供件数は、着実に増加しているものの、その数は移植を希望して待機している患者数に比べると大きく不足している状況であるほか、待機患者になり得る透析導入患者の増加も抑制されていない状況である。</li> <li>近年の金融環境により、基本財産運用益の增收が見込めないことから、自主財源の確保を図り、事業規模が縮小しないようにする必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「いのちの学習会」など、いのちの大切さや臓器移植の意義を普及啓発する事業について、本県における臓器提供者の更なる増加につながる効果的な方法を模索していく。また、慢性腎臓病予防のための講演会についても、待機患者の増加抑制につながるように工夫をしていく。</li> <li>・賛助会員の拡充や寄付金の募集等により、事業に必要な自主財源の確保を図っていく。</li> </ul>
11	(公財)いばらき中小企業グローバル推進機構	<p>①県内中小企業や団体等の海外展開、経営革新及び創業の促進や経営基盤の強化に関する事業を行い、もって本県産業の振興に寄与するため、公益法人として茨城県の全額出資により設立。</p> <p>②・海外展開、創業及び新分野進出等の総合的な支援 ・産業のグローバル化支援 ・経営情報の収集、提供及び情報化の促進 ・新技術・新製品等の開発支援 ・受発注マッチング ・知的財産の活用支援 ・国、県及びその他の公共団体の委託等を受けて行う事業</p> <p>③38百万円（100.0%）</p> <p>④概ね良好</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人口減少に伴い国内市場が縮小していく中、今後、県内中小企業が持続的に発展していくためには、成長を続ける海外市場に目を向け、新たな需要を取り込むことが必要である。</li> <li>一方、中小企業が海外展開に挑戦しにくい要因として、海外展開に係る専門知識が不足していることなどが挙げられるため、機構組織の充実強化や他の支援機関との連携をより強化するなど、機構の海外展開支援機能の更なる向上が求められている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県と連携しながら、食品・加工品の輸出・海外販路の拡大に向けた取組を強化していくとともに、ものづくり分野においても、県内中小企業と密接な関係を持つ機構の強みを生かし、高い技術力や魅力ある製品を持ち、海外市場に挑戦する企業を掘り起こし、海外展示会への出展支援や専門家による伴走支援などをを行い、県内企業の海外展開を促進していく。これに併せて、知財相談や創業支援などの国内向け事業を他機関等へ引き継ぐ見直しなどを行い、機構の海外展開部門の充実強化や海外事業の拡充に取り組む。</li> <li>また、機構、県、ジェトロをはじめ、県内の産業支援機関や金融機関との連携を強化し、広範なネットワークによる支援を展開することにより、県内中小企業が海外展開に挑戦しやすい環境を整備していく。</li> </ul>

## 【別紙9－1】第4章4 各団体の概要、課題及び今後の対応 その他、個別の県出資団体等

No.	団体名	執行部の説明		
		団体概要 ①設立目的、②主たる業務、 ③出資額（出資比率）、④経営評価結果	課題	今後の対応
12	(公財)茨城県開発公社	<p>①自然資源の有効利用による開発整備を通じた各種産業に係る地域振興事業の推進及び安全・安心な水の安定供給に資する事業の支援により、県政の健全運営及び公営企業の健全経営の確保に協力し、県土の均衡ある発展と県民福祉の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>②・公益目的事業 　土地開発事業、茨城空港旅客ターミナルビル事業、園地整備・管理事業、水道事業 　・収益事業 　宿泊施設事業、日帰り温泉施設事業、ビル管理事業、立地促進事業</p> <p>③80百万円（61.5%）</p> <p>④概ね良好</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昨今の燃料価格・物価高騰の影響や新型コロナウイルス感染症の動向により、今後の経営についても予断を許さない状況にあるが、その一方で、産業用地開発の推進など、公社事業への期待や要請は高まっているところである。事業環境の変化にも柔軟に対応しながら、引き続き公益法人として安定的かつ継続的な経営を確保する必要がある。</li> <li>・土地開発事業 　土地開発事業については、県の公共工業団地受託事業を中心実施しており、プロパー工業団地の分譲等は、令和3年度をもって完了した。新たな工業団地の整備については、リスクを十分に検討したうえで事業を推進する必要がある。</li> <li>・茨城空港旅客ターミナルビル事業 　新型コロナウイルス感染症の影響により減少した旅客数及び来場者数の回復やテナントの誘致により、収支改善を図る必要がある。</li> <li>・今後、新たな路線の誘致等により、旅客数の増加が見込まれる場合、将来的な旅客ターミナルビルの在り方について検討する必要がある。</li> <li>・園地整備・管理事業 　開発公社が公益法人として運営する公益目的事業であることから、引き続き、多くの方々に利用していただけるよう、施設の利用促進に努める必要がある。</li> <li>・水道事業 　企業局の事業執行方針を踏まえ、浄水場の運転管理体制の検討を行うなど、より安定的かつ効率的な運営に努める必要がある。</li> <li>・福祉施設事業 　国民宿舎「鵜の岬」及びいこいの村涸沼については、引き続き、サービスの向上を図り、利用者の満足度を高めて、収益の確保に努める必要がある。</li> <li>・開発公社ビル事業 　利用促進を図るとともに、会議室の稼働率を高め、収益のアップに努める必要がある。</li> <li>・立地促進事業 　雇用の場の確保等を通して県政発展の一翼を担うため、企業のニーズに応じた産業用地の開発を行う必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後も、県をはじめ、市町村等と連携を図りながら、工業団地整備や宿泊施設など地域の特性を生かした地域振興事業に積極的に取り組むことにより、県勢の発展、県民福祉の増進に寄与していく。</li> <li>・新たな工業団地の整備に当たっては、県及び市町村との連携による市場ニーズに応じた開発を推進する。</li> <li>・令和4年度の旅客数は596,536人と、過去最高を記録した令和元年度の約8割の水準まで回復した。来場者数も、3年ぶりに100万人を超える収支は改善傾向にあることから、現在の管理办法を継続し、適切な施設運営を行う。</li> <li>・茨城空港の民航機の乗り入れについては、令和5年10月29日から、弾力的な運用が開始されたことから、新たな路線の誘致等により、利用者の増加に取り組むとともに、今後の旅客ターミナルビルの在り方について検討していく。施設の運営については、今後、国が空港経営改革の中で進める国管理空港の民間委託の動向を踏まえながら、将来的に適切な管理办法を検討していく。</li> <li>・グランド・ゴルフ大会など、集客力の高いスポーツ大会の誘致により施設の利用促進を図る。また、涸沼園地については、ラムサール条約登録湿地に関する情報発信に努めるとともに、地元自治体と連携して自然保護活動の拠点としての活用を促進する。</li> <li>・今後も安全で安心な水を安定的に供給できるよう、適切な運転管理体制の維持に取り組む。また、継続的な人材育成や適正な人員配置により、更なる効率的な運営に努める。</li> <li>・引き続き、様々な売上向上策の検討・導入等により収益の確保に努めるとともに、計画的な施設修繕による適切な維持管理に努める。</li> <li>・引き続き、高い入居率を確保するため、テナントの誘致に努めるとともに、入居者や利用者に対するサービスの充実を図るほか、関連団体との連携により貸会議室の更なる利用促進に努める。</li> <li>・積極的に企業誘致を進め、将来リスクを負わないことを前提に、県、市町村と連携しながら、企業の要望に応じた新たな産業用地の開発を進める。</li> </ul>
13	茨城県信用保証協会	①信用保証協会法（昭和28年法律第196号）に基づき、事業の維持・創造・発展に取り組んでいる中小企業者に対して、公的機関として、その将来性と経営手腕を適正に評価することにより信用を創造し、『信用保証』を通じて金融の円滑化に努めるとともに、多様なニーズに的確に対応することで、中小企業の経営基盤の強化と地域経済の活力ある発展に貢献する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内中小企業を取り巻く環境は、新型コロナウイルス感染症の影響から徐々に持ち直しつつあるものの、原材料費の高騰等により、依然として厳しい状況が続いていることから、中小企業者の実情に応じた適正保証の推進に努めるとともに、業績低迷から脱却できない中小企業者に対しては、経営改善支援や再生支援について取組を強化していく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業者の財務内容だけではなく、事業内容や成長可能性を適切に評価し、現場ニーズを丁寧に把握しながら、適正保証の推進に取り組む。また、中小企業者のニーズに応じた専門家の派遣等による経営改善支援のほか、茨城県中小企業活性化協議会等と連携した再生支援に取り組む。</li> </ul>

**【別紙9－1】第4章4 各団体の概要、課題及び今後の対応  
その他、個別の県出資団体等**

No.	団体名	執行部の説明		
		団体概要 ①設立目的、②主たる業務、 ③出資額（出資比率）、④経営評価結果	課題	今後の対応
13	茨城県信用保証協会	<p>②・信用保証業務：中小企業者等の借入等の債務を保証する。          　・代位弁済業務：中小企業者等に代わって金融機関に代位弁済する。          　・債権回収業務：代位弁済した債権（求償権）に基づき中小企業者等から回収する。</p> <p>③3,809百万円（9.9%）</p> <p>④概ね良好</p>		
14	(公財)茨城カウンセリングセンター	<p>①地域産業界の福祉に関する基礎的調査研究及び啓発事業を行い、その成果を広く地域に提供するとともに、勤労者等の心の悩みに対応するため、カウンセリング、カウンセラー養成等の事業を行い、勤労者の福祉の向上と豊かでゆとりある職場づくりに寄与することを目的とする。</p> <p>②・カウンセリング（こころの相談）          　・講師派遣、コンサルティング、カウンセリングマインドの普及業務          　・メンタルヘルスに関する調査・研究、情報の提供</p> <p>③10百万円（11.2%）</p> <p>④概ね良好</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>メンタルヘルス対策の重要性は依然として高いことから、潜在的なニーズの発掘や普及啓発に努め、勤労者の働きやすい職場環境づくりからメンタルヘルスまで幅広いサポートを取り組む必要がある。</li> <li>あらゆる機会を活用して法人契約先やサポート（個人寄付者）の増加に努めるとともに、講師派遣やカウンセリング講座の利用促進を図り、収益の確保や事業の拡充に努める必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>近年メンタルヘルス対策への社会的要請が高まっていることから、引き続き、企業の労務・人事担当者等に対して、より積極的な情報提供等を行い、勤労者の働きやすい職場環境づくりも含めた幅広いサポートに取り組む。</li> <li>会員等への積極的な情報提供等を通じ、法人契約やサポートの新規開拓による収益確保を図るとともに、オンライン研修や講座のネット配信などのデジタル技術を活用し、引き続き事業の拡充に努める。</li> </ul>
15	株ひたちなかテクノセンター	<p>①昭和63年に制定された「地域産業の高度化に寄与する特定産業の集積の促進に関する法律」（通称：頭脳立地法）に基づき、電気・機械産業や、エネルギー、情報関連産業が集積している茨城県北地域において、産・官・学との連携による「地域産業の高度化」「特定産業の集積促進」を図る。</p> <p>②・創業やベンチャー企業、中小企業の事業活動の支援に対する、良質なオフィス環境の提供          　・産学官連携により地域産業の活性化・高度化を実現するための企業支援事業の実施          　・人材育成セミナーの開催          　・県内中小企業のデザイン力向上及び普及活動の実施</p> <p>③41百万円（41.0%）</p> <p>④概ね良好</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>経営の安定化及び黒字体质の定着を図るため、ビジネスオフィス等賃貸事業については新規入居企業の獲得及び退去防止による入居率の維持向上に継続して取り組むとともに、企業支援事業については産業振興に資する新規事業の獲得推進及び利益確保に向けて各事業における採算管理を徹底していく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ビジネスオフィス等賃貸事業では、営業プロジェクトチームを中心に、不動産業者や県内外の展示会等における営業活動を更に強化し、新規入居企業獲得を図るとともに、入居ニーズへの柔軟な対応や快適で高品質なビジネス空間の提供を図ることで退去防止及び入居率の向上に一層努める。</li> <li>企業支援事業では、国・県・市町村等の動向を注視しつつ、地域産業の発展に資する創業支援などの新規事業獲得強化に努めるとともに、受託事業の効率的な運営や実施体制の見直しなどの経費削減に向けた取組を推進することで採算管理を徹底し、利益確保につなげていく。</li> </ul>

**【別紙9－1】第4章4 各団体の概要、課題及び今後の対応  
その他、個別の県出資団体等**

No.	団体名	執行部の説明		
		団体概要 ①設立目的、②主たる業務、 ③出資額（出資比率）、④経営評価結果	課題	今後の対応
16	(株)つくば 研究支援 センター	<p>①筑波研究学園都市の科学技術の集積を最大限に活かし、産学官連携の下で研究開発支援や新産業・新事業の創出・育成を通して地域の活性化に貢献する。</p> <p>②・ベンチャー企業や研究開発型企業等に対するレンタルラボ・オフィス・インキュベーションルームの提供 ・各種経営相談や技術開発・販路開拓等の支援 ・研究シーズや競争的資金、各種セミナー等の情報提供 ・地域中小企業の産学連携の推進</p> <p>③513百万円（18.3%）</p> <p>④概ね良好</p>	<p>・施設提供事業については、社会情勢の変化による利用者のニーズの変化に対応するため、施設設備の計画的な修繕や維持管理を行い、良質なオフィス環境を提供することにより、引き続き高い入居率を維持していく必要がある。</p> <p>・ベンチャー支援・産学官連携事業については、様々な機関との連携を強化し、ベンチャー企業等に対する支援機能の充実・強化を図っていく必要がある。</p>	<p>・入居企業の満足度向上に努めるべく、老朽化に対応した設備更新や修繕工事など施設印象を高めるリニューアル工事を継続して行っていく。</p> <p>・県内の大学や研究機関、産業支援機関との連携を進めるほか、県外の他地域の支援機関と連携したイベントの開催等を通じて、ベンチャー企業等による協業、販路開拓、資金調達などにつなげていく。</p>
17	(一財)茨 城県科学 技術振興 財団	<p>①本県における科学技術の基礎的、創造的な研究開発の推進及び研究体制の強化を促進し、もって県内の科学技術の振興に寄与すること。</p> <p>②・つくば国際会議場の管理運営 ・科学技術振興事業 ・研究開発奨励事業</p> <p>③34.7百万円（98.0%）</p> <p>④概ね良好</p>	<p>・つくば国際会議場の指定管理者の代表団体として、利用収入の増加に向けた取組を実施し、つくば国際会議場管理運営等事業の健全な運営に努めるほか、本県の科学技術の振興に寄与していく必要がある。</p>	<p>・つくば国際会議場については、引き続き、経費削減に努めるとともに、利用者ニーズに対応したサービスを展開し、選ばれる施設となるよう努めていく。</p> <p>・設立目的である本県の科学技術の基礎的、創造的な研究開発の推進及び研究体制の強化促進に取り組み、本県の科学技術の振興を図っていく。</p>
19	(公社)茨 城県農林 振興公社	<p>①農林業者の経済的、社会的地位を高め、農林業の振興と森林等自然環境の保護を図り、もって国民生活に不可欠な安全で安心な主要農作物等園芸作物の安定供給の確保並びに県民生活の利益の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>②・農地中間管理業務 ・野菜価格安定業務 ・自然観察施設管理運営業務</p> <p>③15百万円（100.0%）</p> <p>④概ね良好</p>	<p>・最近の社会情勢の変化を踏まえつつも、当公社は公益目的事業が全体の約95%（経常費用ベース）を占める事業構成であるため、現行の事業活動の安定性と継続性を保持することを基本に、適正な組織体制や財源を確保する必要がある。</p> <p>・農地中間管理事業、経営構造対策事業、農業コンサルタント事業、農業担い手育成事業など県行政を補完しつつ安定的な経営を行ってきたが、将来にわたり健全な運営を図るために、引き続き経費節減や経営効率化等を進める必要がある。</p>	<p>・本県農林業の発展に貢献する公益社団法人として、県民及び会員から評価を得ることが重要であることから、自らの着実な事務執行はもとより、県、市町村、JAグループをはじめ関係団体等と適切な役割分担をし、それぞれと協力しながら各種事業の実効性を一層高めること、また、会員の利益に資する相応のサービスを提供することを念頭に、「事業活動の充実」と「健全な公社経営」の均衡のとれた運営を堅持していく。</p> <p>・本県農林業の発展に貢献する法人として安定的・継続的に事業を実施するため、より一層のコスト意識を持った経営の効率化による健全経営の維持及びデジタル技術の活用等による事業運営の効率化に努める。</p> <p>・所管課と連携して、本県農林業施策を推進する上で、効率的・効果的に事業を実施するための適正な組織体制等を見極めながら、人的・財政的関与の見直しを進めていく。</p> <p>・昨今の社会情勢の変化等を踏まえ策定された中期経営計画「茨城県農林振興公社運営の基本方向（2022-2025）」に基づき、効率的な事務事業の執行に努める。</p>

## 【別紙9－1】第4章4 各団体の概要、課題及び今後の対応 その他、個別の県出資団体等

No.	団体名	執行部の説明		
		団体概要 ①設立目的、②主たる業務、 ③出資額（出資比率）、④経営評価結果	課題	今後の対応
20	茨城県農業信用基 金協会	<p>①農業信用保証保険法に基づき、各都道府県ごとに設置されている団体であり、農業協同組合その他の融資機関が行う農業者等に対する貸付けについて、その債務を保証することにより、農業者等がその経営を近代化するために必要な資金等の融通を円滑にし、もって農業の生産性の向上を図り、農業経営の改善に資することを目的とする。</p> <p>②</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業者等が融資を受ける際に、融資機関に対して生じる債務の保証で、その債務に事故があった場合には債務者に代わって弁済し、債務者から債務の回収を行う。</li> <li>・農業経営改善促進資金を貸付けする融資機関に対する貸付原資の提供を行う。</li> </ul> <p>③689百万円（15.2%）</p> <p>④概ね良好</p>	<p>・令和4年度末における保証実残高は、新規保証の増加により、前期末比で増加しているが、保証実残高及び求償権残高における住宅ローンの割合は依然として高い状態にあることから、今後も、JA等の融資機関と連携して、できる限り設立目的に沿った本県の農業近代化や生産性向上に結びつく保証の引受け等に取り組む必要がある。</p> <p>・離農や破産等による代位弁済の実行が増加していることから、融資機関と連携した適正な保証審査の実施や初期延滞管理の徹底、求償権による管理回収の強化に取り組むとともに、高い弁済能力比率（令和4年度末912.2%）の維持など、引き続き健全な事業運営に努めていく必要がある。</p>	<p>・本協会として、JA銀行等との連携による農業近代化資金等融資機関への制度周知及び利用促進の実施や、農業者のニーズに応じた経営支援のための保証実施などにより保証機能の充実強化を図っていく。</p> <p>・JA等融資機関との連携による初期延滞先に対する具体的対応策の提案や督促の実施などにより、保証付貸付金の期中管理を徹底するとともに、適時適切な求償権の回収を実践していく。</p> <p>・県所管課との連携を密にしつつ、設立目的に沿った本県農業の近代化及び生産性向上に結び付く積極的な債務保証引受けに取り組むとともに、引き続き、財政基盤の充実と高い弁済能力比率を維持し、健全な事業運営に努めていく。</p>
21	(公社)茨城県森 林・林業 協会	<p>①茨城県の林業の振興と森林の公益的機能の向上を図るために、林業関係団体が連携して茨城県内の林業担い手の育成確保、林業経営体の経営改善、森林管理の推進、森林資源の循環利用の推進、森づくり・緑化運動の推進、森林土木事業の推進に関する各種施策の効果的な実行を促進し、もって県民の公共福祉への貢献、緑豊かな県土の保全、山村地域経済を支える産業の育成に寄与する。</p> <p>②</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・林業労働力の確保・育成と林業事業体の雇用改善指導等</li> <li>・林業の振興を図るための普及啓発及び調査研究</li> <li>・緑化事業</li> <li>・治山林道事業等の調査・測量・設計業務</li> <li>・林業会館の管理と事務所及び駐車場の賃貸業務</li> </ul> <p>③16百万円（0.0%） ※令和4年度に県の援助法人になった。</p> <p>④概ね良好</p>	<p>・合併初年度となる令和4年度は、組織強化のために新たな職員を雇用したことや、新法人移行に伴い、新たな法人名を入れた募金関係資材の作成を行ったことによる消耗品費等の増加により、経常増減額がマイナスとなったことから、更なる収益の確保や費用の縮減を図る必要がある。</p>	<p>・現行では4部体制としている各部相互の連携を促進するほか、各種事業の積極的な実施を図ることなどにより、効率的な事業運営体制の構築と収益確保に努める。</p>
22	(公財)茨城県栽培漁業協会	<p>①当協会は、栽培漁業の推進に関する事業を行い、水産資源の増大を図ることにより、水産物の安定供給と地域社会の発展に寄与することを目的とする。</p> <p>②</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水産動物の種苗の生産及び放流に関する業務</li> <li>・水産動物の種苗の放流効果の実証に関する業務</li> <li>・つくり育てる漁業の普及啓発に関する業務</li> <li>・前記の事業を実現するために必要な技術開発及び調査研究業務</li> </ul> <p>③56百万円（44.1%）</p> <p>④概ね良好</p>	<p>・近年、社会情勢の影響により、電気料や餌料代等の種苗生産経費が増加していることを踏まえ、種苗生産の更なる効率化による経費の削減を図る必要がある。</p> <p>・県において推進している養殖業の振興に不可欠な養殖用種苗の生産を需要に応じて安定的に行うことができるよう、生産技術を向上させる必要がある。</p>	<p>・種苗生産経費の削減については、生産工程の更なる効率化や生産した種苗の速やかな放流を図り、その削減を推進していく。特に、速やかな放流に関しては、種苗の供給先である漁業関係者との調整をより一層密にし、漁業関係者の協力のもと、短期間で放流が完了できるよう取組みを継続する。</p> <p>・養殖用種苗の生産技術向上については、引き続き、これまで培ってきた種苗生産技術を活用しつつ、各種試験を通じて技術研鑽に努め、養殖事業者の養殖スケジュールに応じられる安定的な種苗生産に取り組んでいく。</p>

**【別紙9－1】第4章4 各団体の概要、課題及び今後の対応  
その他、個別の県出資団体等**

No.	団体名	執行部の説明		
		団体概要 ①設立目的、②主たる業務、 ③出資額（出資比率）、④経営評価結果	課題	今後の対応
23	(公財)那珂川沿岸土地改良基金協会	<p>①那珂川沿岸地域の農業生産基盤を強化し、本県農業の持続的かつ健全な発展を図り、もって国民への安定的な食料供給の確保並びに耕作放棄の防止など、国土の保全に寄与することを目的とする。</p> <p>②・国営那珂川沿岸農業水利事業等に係る農家負担金の軽減対策資金の造成及び運用・管理 　・那珂川沿岸地域の用水営農推進のための講演会や現地研修会の開催</p> <p>③300百万円（50.0%）</p> <p>④概ね良好</p>	<p>・基金については、国債等の債券で運用されているが、満期保有目的ではない債券は市場金利の動向に大きく影響を受けることから、引き続き安全かつ効率的な運用に努める必要がある。</p> <p>・国営土地改良事業が令和8年度に完了する予定であることから、地元負担金償還後の当協会の在り方について検討する必要がある。</p>	<p>・基金を構成する債券の9割が満期保有目的ではない国債であることから、今後金利が上昇することを見据えて、保有国債を売却して、短期のプラス利回り債券を購入することを令和6年2月の理事会で決定し、3月5日付けで債券の入れ替えを実施した。引き続き債還対策検討会で協議して、効率的な債券運用を図っていく。</p> <p>・国営事業の完了年度までに、基金積立金を関係市町村や土地改良区へ配分する必要があるので、その準備を着実に進めていく。国営事業の地元分償還が終了した後は、当法人の設立目的が希薄化していないか、社会的・公益的要請が薄れていないか、今後の在り方について関係市町村等と協議していく。</p>
24	(一財)茨城県建設技術公社	<p>①茨城県建設技術公社は、昭和63年4月に設立された財団法人（平成24年4月から一般財団法人へ移行）であり、茨城県内における地方公共団体の建設行政が円滑かつ効率的に執行できるよう各種の支援を行い、もって良質な社会資本の整備と地域の振興発展に寄与することを目的としている。</p> <p>②・土木工事及び建築工事の設計・積算や工事監督補助 　・建設技術の研修・相談の実施 　・公共事業支援統合情報システム（建設CALS/EC）の運営</p> <p>③10百万円（13.5%）</p> <p>④概ね良好</p>	<p>・令和23年度まで実施する公益目的支出計画に基づく事業を確実に実施するとともに、社会貢献事業を通じて県・市町村職員の建設行政の更なる効率化及び技術力向上の支援に、なお一層努める必要がある。</p>	<p>・県及び市町村の抱える建設技術に関する課題を的確に把握し、社会貢献事業を通じて最新技術の活用を支援するとともに、研修事業などの充実を図る。また、受託業務においては、質の高いサービスの提供に務め、県及び市町村職員の技術力向上に寄与する。</p>
25	(一財)茨城県建設技術管理センター	<p>①建設技術の向上と公共工事等の品質確保を図るとともに、建設副産物の有効利用を促進することにより、良質な社会資本の整備と循環型社会の形成に寄与することを目的とする。</p> <p>②・建設材料の品質試験及び調査研究 　・建設発生土の利用調整及びストックヤードの設置・管理運営 　・建設副産物の有効利用に関する調査研究及び事業 　・建設技術者等の育成と研修 　・建設技術情報等の提供</p> <p>③28百万円（25.0%）</p> <p>④概ね良好</p>	<p>・試験機関としての技術力・信頼性の確保に資する国際標準規格（ISO17025）の認定継続を維持する必要がある。</p> <p>・建設業に携わる公共工事発注者及び建設業者等の技術力向上を図るために、公益目的支出計画に基づいた事業を継続して実施していく必要がある。</p>	<p>・ISO17025認定維持に必要となる、職員の技術力向上につながる体制を確立し、技術の研鑽を図る。</p> <p>・公益目的支出計画に基づく研修・広報事業を着実に実施しており、今後もこれまでに蓄積した高い技術力を広く社会に還元するため、更に内容の充実に努める。</p>

## 【別紙9－1】第4章4 各団体の概要、課題及び今後の対応 その他、個別の県出資団体等

No.	団体名	執行部の説明		
		団体概要 ①設立目的、②主たる業務、 ③出資額（出資比率）、④経営評価結果	課題	今後の対応
27	鹿島埠頭株	<p>①鹿島臨海工業地帯の中核をなす鹿島港において、公共埠頭の効率的な管理・運営と曳船・通船等のサービス事業を一貫して行うため、茨城県・地元公共団体（旧鹿島町・旧神栖町・旧波崎町）及び民間の共同出資により設立。</p> <p>②・曳船事業 ・倉庫事業 ・通船事業</p> <p>③150百万円（50.0%）</p> <p>④概ね良好</p>	<p>・公共埠頭の管理運営や曳船、通船等港湾サービスの提供により、鹿島港の発展に寄与している。経費削減や収益事業の強化等により経営が安定しているが、老朽化した船舶の更新や船員の確保及び人材育成が必要である。</p> <p>・カーボンニュートラルポート形成の推進や立地企業の事業再編・集約化等の経営環境の変化に的確に対応し、今後も県内産業の発展に資する法人運営に努める必要がある。</p>	<p>・曳船事業においては、各港の需要に見合った効率的な配船及び老朽化した船舶の計画的な更新に努めるとともに、船員の人材確保・育成に向けた取組をより一層推進し、適切な資産構成・管理に努めていく。その他の事業分野においても経営環境の変化や顧客ニーズに的確に対応した営業展開を図り、安全で質の高いサービスを安定的に提供することで顧客の信頼と確保に努めていく。</p> <p>・カーボンニュートラル等の社会的な要請に対応するため、クリーンエネルギーを使用する次世代船舶の検討や電気自動車の導入などに取り組み、カーボンニュートラルポート形成の実現に貢献していくとともに、引き続き第三セクターとして、公共港湾施設の管理運営はもとより、県・地元自治体・立地企業等と連携調整を図りながら定期コンテナ航路の維持・拡充と安定的な貨物誘致に向けた活動を展開し、曳船事業や物流事業の稼働率を更に高め、収益力の向上に努めていく。</p>
28	株茨城ポートオーソリティ	<p>①茨城港（日立港区、常陸那珂港区、大洗港区）の効率的な管理運営及び振興を推進するとともに、ひたちなか地区の都市づくりを担い、更には大洗港区及び日立港区の後背地開発への参画に取り組むなど、地域社会の発展と振興を図ることを目的に、平成19年4月1日に茨城港湾株と株ひたちなか都市開発が合併し発足した。</p> <p>②・港湾業務事業 ・港湾施設賃貸等事業 ・港湾管理事業 ・都市づくり推進事業</p> <p>③1,561百万円（53.0%）</p> <p>④概ね良好</p>	<p>・港湾施設の整備進展等に伴う取扱貨物量の増大やカーボンニュートラルポート形成の推進、物流の2024年問題など、法人を取り巻く経営環境の変化や課題を的確に捉え、利用者のニーズに対応した的確かつ迅速なサービス提供に努め、茨城港の更なる利用促進を図り、県内産業の発展に資する港湾運営が必要である。</p>	<p>・引き続き、荷主企業、物流会社、船社、県及び地元自治体との連携を密にし、ニーズの把握やサービスの拡充によりコンテナ貨物をはじめとした取扱貨物量の増加に向けた取組を積極的に進めしていく。</p> <p>・カーボンニュートラル等の社会的な要請に対応するため、港湾設備の省エネ化や再生可能エネルギーの導入、港湾内の電動化や自動化などの取組を検討し、カーボンニュートラルポート形成の実現への貢献を目指す。</p> <p>・物流の2024年問題についてドライバーの労働時間の短縮や環境負荷低減に寄与するため定期内航RORO航路やフェリー航路の利用促進に取り組んでいく。</p>
31	(公財)茨城県スポーツ協会	<p>①本県開催の第29回国民体育大会の準備協力体制に向けて責任体制の確立及び事業の積極的な推進を図るとともに、体育・スポーツの振興により県民の体力向上を図り、スポーツ精神を涵養し、社会文化の向上発展に寄与し、あわせて体育・スポーツに関する団体相互の連絡融和を図るために設立。</p> <p>②・運動公園管理事業 ・国民体育大会派遣事業 ・競技力向上事業</p> <p>③35百万円（50.9%）</p> <p>④概ね良好</p>	<p>・堀原、笠松両運動公園の指定管理者として、県民のニーズを的確に捉え、施設の利用促進に努めるとともに、事業の効率的な執行や経費の削減に取り組み、本県のスポーツの振興やスポーツの環境整備を推進していく必要がある。</p> <p>・茨城国体や東京オリンピック・パラリンピックの開催により高まった県民のスポーツへの関心を維持するとともに、引き続き、県及び関係機関等と連携を図り、世界・全国で活躍するトップアスリートの創出に取り組んでいく必要がある。</p> <p>・県派遣職員の削減とプロパー職員の採用を一体的に進め、スポーツ協会の自立化を進めていく必要がある。</p>	<p>・県民のニーズに応じた事業運営により、堀原、笠松両運動公園の利用促進に努めるとともに、事業の効率的な執行や経費の削減に引き続き取り組み、本県のスポーツの振興やスポーツの環境整備を進めていく。</p> <p>・令和2年度から開始した「世界へ羽ばたくトップアスリート育成事業」において、国内外で活躍するトップアスリートを輩出するため、ジュニアアスリートの発掘・育成、指導者の確保、トップアスリート育成モデル（育成システムの構築）について、関係機関等と連携して、取り組んでいく。</p> <p>・県民のニーズに応えるとともに、法人の自立的な経営を図るために、引き続き、中長期的な業務量を勘案しながら、県派遣職員の削減とプロパー職員の採用を一体的に進めていく。</p>

**【別紙9－1】第4章4 各団体の概要、課題及び今後の対応  
その他、個別の県出資団体等**

No.	団体名	執行部の説明		
		団体概要 ①設立目的、②主たる業務、 ③出資額（出資比率）、④経営評価結果	課題	今後の対応
32	(公財)茨城県防犯協会	<p>①犯罪のない明るい社会の実現を目指して、茨城県内において、防犯思想の普及・高揚、善良な風俗の保持及び風俗環境の浄化並びに少年の非行防止を図るとともに、各種の防犯団体の円滑な連携・発展を推進し、犯罪の防止及び青少年の健全育成に寄与する。</p> <p>② 1 防犯活動推進事業            ・防犯思想の普及高揚 ・地域安全情報の提供 ・犯罪被害防止対策の推進 ・防犯ボランティア団体の結成促進、育成、支援            ・自転車等盜難被害防止対策の推進 ・少年非行防止及び健全育成活動の推進 ・防犯器具普及活動の推進            ・表彰活動</p> <p>2 風俗環境浄化に関する事業            ・風俗営業者管理者講習の実施</p> <p>③30百万円（20.3%）</p> <p>④概ね良好</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年度における経営評価の結果は、概ね良好の評価であるが、令和4年度中の経営状況は、正味財産増減額は減収等の理由により、赤字を計上しているため、財政基盤の強化を図る必要がある。</li> <li>・防犯ボランティア構成員の高齢化の傾向にあることから、若手構成員の獲得が必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財政基盤の強化を図るために、引き続き県内企業・団体の個別訪問や広報誌「ちいきあんぜん茨城」等への掲載を通じ、協会活動への賛同を募り、賛助会員の新規獲得に努めていく。</li> <li>・令和5年度に利回りの良い公債を新規購入するなど、専門家の助言を得ながら健全な資産運用に努めている。</li> <li>・若手構成員の獲得のため、防犯パトロール等の必要性を浸透させ、防犯ボランティア活動の活性化を図るとともに、功労のあった団体や個人に積極的な賞揚を実施する。</li> </ul>
33	(公財)茨城県暴力追放推進センター	<p>①暴力団員による不当な行為を予防するための広報活動等を推進し、暴力団員による不当な行為についての相談事業を行うとともに、暴力団員による不当な行為の被害者の救援を行うこと等により、暴力団員による不当な行為の防止及びこれによる被害の救済を図り、犯罪の防止又は治安の維持を目的とする。</p> <p>②・暴力団員による不当な行為の予防に関する知識の普及及び思想の高揚を図るための広報活動            ・暴力団員による不当な行為に関する県民からの相談業務            ・暴力団員からの不当要求による被害を防止するための講習業務            ・暴力団員による不当な行為の被害者に対する救援業務</p> <p>③300百万円（37.3%）</p> <p>④概ね良好</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門的知識を必要とする不当要求防止責任者講習事業や相談事業、暴力団関連施設排除支援など、法人の果たす役割は大きい。</li> <li>・より一層、事業の充実を図り、県民に寄り添った組織として活動するためには、積極的な広報活動により、認知度の拡大を図る必要がある。また、安定した事業継続のため、財政基盤の充実を図る必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当センターの業務は、不当要求防止責任者講習と暴力団関係相談が中心となるが、責任者講習については、集合講習に加えてオンラインによる講習も導入しており、引き続き、受講者が受講しやすい環境の整備に努めていく、講習内容についても具体的な事例を交えた実践的な講習を実施していく。また、相談事業についても県民に寄り添った対応を心がけ、警察及び弁護士との連携を密にして問題解決を図る。</li> <li>・当センターの活動を知ってもらうため、各企業の研修やキャンペーンなどあらゆる機会を捉えて広報活動を実施し、認知度の拡大を図っていく。また、安定した事業を実施するため、業務活動に賛同する賛助会員を募集し財政基盤の充実を図っていく。</li> </ul>

**【別紙9－2】第5章2（2）個別の県出資団体等に係る提言  
イ その他、個別の県出資団体等**

No.	団体名	執行部の対応方針に対する審議		
		委員の主な発言	執行部の説明 (委員の質疑に対する答弁)	提言
3	(公財)いばらき文化振興財團	—	—	—
4	(公財)茨城県国際交流協会	—	—	—
5	(一財)茨城県環境保全事業団	—	—	—
7	(公財)茨城県消防協会	—	—	—
9	(公財)いばらき腎臓財團	—	—	—
11	(公財)いばらき中小企業グローバル推進機構	—	—	—

**【別紙9－2】第5章2（2）個別の県出資団体等に係る提言  
イ その他、個別の県出資団体等**

No.	団体名	執行部の対応方針に対する審議		
		委員の主な発言	執行部の説明 (委員の質疑に対する答弁)	提言
12	(公財)茨城県開発公社	【第5回一飯塚委員】 ・空港ターミナルビルの課題として、「今後、新たな路線の誘致等により、旅客数の増加が見込まれる場合、将来的な旅客ターミナルビルの在り方について検討する必要がある」とあるが、具体的にどのように検討していくのか。	・コロナが明け旅客数は伸びていることに加え、先般、発着枠の弾力運用が始まったことから、現在、増便や路線の拡大に取り組んでいる。その先には、現状の空港施設の容量では受け入れ切れないといった事態が生じるものと認識している。県としては、そういうことを念頭に置きながら現状を分析し課題を整理したうえで、在り方を検討していきたいと考えている。	・旅客数の伸びや発着枠の弾力運用、増便、新たな路線誘致などによる今後の需要を見据えた施設の充実や整備に取り組むべきである。
		【第5回一江尻委員】 ・空港ターミナルビルについて、貸付金の額と返済状況、今後の返済計画はどのようにになっているのか。また、テナント入居率はどのような状況か。 ・茨城空港旅客ターミナルビルに、必要なテナントがないとか免税店もない現状は、収益の向上が見込めない状況にもつながりかねず、県からの貸付金の返済にも支障が出るのではないかと考える。現在の取組を進める上でも、県の貸付の財源は県民から徴取した税金であることを認識して、きちんと回収できるように取り組んでいただきたい。	・空港ターミナルビルの整備資金として約33億円を貸し付けているが、令和4年度までに約15億円が償還済みであり、令和15年度までに残りの約18億円を償還予定としている。 ・また、貨物施設整備資金として、約2千万円を貸し付けているが、令和4年度までに約8百万円が償還済みであり、令和14年度までに残り約1千2百万円を償還予定。テナントの詳細な入居率は持ち合わせていないが、現在、2階の物販店舗1店と1階の国際線待合室にある免税売店が空き店舗となっている。	—
		【第5回一村田委員】 ・いよいよ村瀬沼について、民間譲渡に向けた動きはあるのか。  ・料金設定はどうしているのか。  ・引き続き、サービス向上に努めていただき、目標としている3万6,000人の宿泊人数を維持できるようお願いしたい。	・当面は、現在の管理手法を継続しながら、様々な状況を勘案し、適切な経営の在り方を検討していく。 ・所有している(公財)茨城県開発公社所有の施設なので、開発公社でが設定している。	—
		【第5回一森田委員】 ・いよいよ村瀬沼は経営状況も良いと感じているが、(公財)茨城県開発公社としてはどう考えるか。	・継続的な営業努力と地元地域との連携によるものと考えている。	—
13	茨城県信用保証協会	—	—	—
14	(公財)茨城カウンセリングセンター	【第7回一江尻委員】 ・当該団体が公益財団法人として運営している意義は何か。  ・カウンセラーは、安定した処遇で対応できているのか。  ・茨城県のようにカウンセリングを行っている団体に出捐している県はあるのか。  ・県が関与することにより信頼性が高まるとともに、安心してカウンセリングを受けることができる。通常、どこのカウンセリングに行けばいいのか、探すところから迷うのが一般的である。また、いくら料金がかかるのか分からぬことが要因となり、カウンセリングを躊躇みすることもあるが、きちんと定額で決まっていて、予約して面談できる、継続的にカウンセリングを受けられるということは、非常に重要なと思うので、今後も拡充を進めさせていただきたい。	・勤労者や家族の様々な悩みに応じており、どなたでも、低廉な価格で利用できるということが重要と認識している。 ・カウンセラーは8名在籍しているが、常勤職員の給料は月額29万円程度となっている。また、令和6年度は増員を予定している。相談者のニーズに対応しつつ、カウンセラーの確保に努めていきたい。 ・関東では、出捐している県はない。	・利用者が安心してカウンセリング等を受けられるためには、県の関与による信頼性の向上や分かりやすい料金設定が重要であり、継続してカウンセリング等が受けられるように努めること。

**【別紙9－2】第5章2（2）個別の県出資団体等に係る提言  
イ その他、個別の県出資団体等**

No.	団体名	執行部の対応方針に対する審議		
		委員の主な発言	執行部の説明 (委員の質疑に対する答弁)	提言
15	株ひたちなかテクノセンター	—	—	—
16	株つくば研究支援センター	—	—	—
17	(一財)茨城県科学技術振興財団	—	—	—
19	(公社)茨城県農林振興公社	—	—	—
20	茨城県農業信用基金協会	—	—	—
21	(公社)茨城県森林・林業協会	<p>【第8回一豊田委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(公社) 茨城県森林・林業協会が令和4年に合併したことは承知しているが、合併の目的である経営基盤の強化等について、現在の状況を教えてほしい。</li> <li>・合併前の3団体が風通しよく、うまく機能する取組を進めていただきたい。</li> <li>・県では、森林環境譲与税を活用し、「茨城県市町村森林管理サポートセンター」に支援を行っていると聞いているが、センターではどのような業務を実施しているのか。</li> </ul>	<p>・林業関係3団体が合併したことにより、森林・林業関係の様々な施策に対し一體的なアプローチが可能となったことなどにより、経営基盤の強化につながっている。なお、経営評価でも「概ね良好」との評価を得ている。</p> <p>・県では、市町村の森林整備を進めるため、森林環境譲与税を活用し、「市町村森林整備等バックアップ事業」によりセンターに補助を行っている。これにより、令和元年度に16%だった市町村の税執行率が、令和4年度には54%に向上了。なお、令和5年度は、市町村職員を対象として森林・林業に関する研修会を5回開催し、延べ132人に参加いただいたほか、地域林政アドバイザー養成研修や市町村に出向いた巡回指導を132回実施している。</p>	<p>・団体内部の連携をさらに強化することにより、法人合併の目的である団体組織や財政基盤の強化を進め、森林・林業に関する業務を一体的に取り組むことができる体制の構築に努めるべきである。</p>
		【第8回一豊田委員】	—	・森林環境譲与税の活用促進に向けて、茨城県市町村森林管理サポートセンターと連携した上で、市町村の指導に当たっていくことが重要である。

**【別紙9－2】第5章2（2）個別の県出資団体等に係る提言  
イ その他、個別の県出資団体等**

No.	団体名	執行部の対応方針に対する審議		
		委員の主な発言	執行部の説明 (委員の質疑に対する答弁)	提言
22	(公財)茨城県栽培漁業協会	—	—	—
23	(公財)那珂川沿岸土地改良基金協会	<p>【第8回－江尻委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(公財)那珂川沿岸土地改良基金協会の業務に関する国営那珂川沿岸農業水利事業は、平成4年度から開始され、既に30年余り経過しているが、現時点の事業費や工期はどうなっているのか。</li> <li>・当初計画から事業費が約2倍に増大している中、農業環境は、米価の下落、電気代や資材費の高騰等により大きく変化しており、地元負担への影響が懸念されるが、事業費の負担に見合うだけの効果はあるのか。</li> <li>・平成22年度の計画変更に係る同意取得の経緯を踏まえ、国営事業が、同意した農業者全体に利益をもたらすものなのか、県は真摯に受けとめ、責任をもって取り組むべきと考えるが見解を聞きたい。</li> <li>・水戸市内で行われた説明会では、国営那珂川沿岸農業水利事業等により灌漑施設の整備を進め、これから水を引くことを望んでいる農家はいないように感じた。国営事業を進めるに当たり、関係者から同意を取るために、その推進委員に任命された方は大変苦労している。減反を繰り返し求めて、農業で生計が成り立たず、後継者不足の中で、これだけの水利事業が全体的な利益を本当にもたらすのかという声について、県としても真摯に受け止めていただきたい。</li> <li>・市町村や農家の負担については、農家負担は発生しないと県は説明しているが、将来的にそれが成り立つかどうかについても、県は責任を持って取り組むべきだと思う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国営事業を進める途中で、受益地の編入要望があり、用水系統の再編に伴う老朽施設の改修工事の追加や御前山ダム造成費の増大等により、国は平成22年度に計画変更を行った。その後は、計画変更是行われていないが、消費税率の引上げや物価高騰の影響等により総事業費が増大し、現在921億円となっている。工期は令和8年度までの予定である。</li> <li>・国営事業は、農業者1.7万人の同意に基づき実施されている。御前山ダムの水を利用して有機農業団地の形成やブランド作物の生産拡大が進んでおり、国営事業なくしてこの様な成果はなかったと認識している。なお、基金協会による市町村積立金の運用益は、すべて農家負担金に充当され、実質的な農家負担は発生しない。</li> <li>・国営事業は、那珂川沿岸地域における儲かる農業の実現のため、大切な事業と認識しているので、引き続き、国や関係8市町村、土地改良区と連携して、事業を進めてまいりたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・後継者不足や米価の下落による減収、電気代・肥料代等の資材高騰など、農業環境は水利事業開始時とは変化している。このような状況下、当該事業の社会的必要性、水利施設等の維持管理費や事業完成後の負担金などについて、県として真摯に向き合いながら、将来をしっかりと見据え、農業従事者への過度な負担が発生しないよう、責任を持って取り組むべきである。</li> </ul>
24	(一財)茨城県建設技術公社	—	—	—
25	(一財)茨城県建設技術管理センター	—	—	—
27	鹿島埠頭株	—	—	—

**【別紙9－2】第5章2（2）個別の県出資団体等に係る提言  
イ その他、個別の県出資団体等**

No.	団体名	執行部の対応方針に対する審議		
		委員の主な発言	執行部の説明 (委員の質疑に対する答弁)	提言
28	株茨城 ポート オーソリ ティ	—	—	—
31	(公財) 茨城県ス ポーツ協 会	—	—	—
32	(公財)茨 城県防犯 協会	—	—	—
33	(公財)茨 城県暴力 追放推進 センター	—	—	—

## **参考資料**

○ 調査に当たった委員 .....	161
○ 活動経過 .....	162
○ 関連資料 .....	169



## ○ 調査に当たった委員 (令和5年7月31日～令和6年9月30日)

委員長 田山東湖

副委員長 星田弘司 (※)

委員 葉梨衛

委員 飯塚秋男

委員 森田悦男 (~令和5年12月22日)

委員 川津隆 (令和5年12月22日～)

委員 下路健次郎 (※)

委員 鈴木将 (令和6年9月4日～)

委員 豊田茂

委員 村田康成

委員 小松崎敏紀

委員 小泉周司

委員 村本修司

委員 二川英俊

委員 中山一生

委員 江尻加那

委員 長田麻美

※ 令和6年9月4日付で星田弘司副委員長が議員辞職したことに伴い、  
当日付で下路健次郎委員が副委員長に就任。

## ○ 活動経過

回	開 催 日	審 議 事 項 等
1	令和5年 8月 2日 (水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 調査方針及び活動計画の決定</li> <li>○ 県有施設及び県出資団体等の全体概要に係る説明聴取及び審議</li> <li>○ 指定管理更新対象施設の協議・決定</li> </ul>
2	8月 30日 (水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県有施設及び県出資団体等の現状、課題及び対応方針に係る説明聴取及び審議 [県有施設] <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 青少年教育施設（中央青年の家、白浜少年自然の家、さしま少年自然の家、里美野外活動センター）</li> <li>・ 洞峰公園</li> <li>・ 鹿島セントラルビル（鹿島都市開発（株））</li> <li>・ 健康プラザ</li> <li>・ 青少年会館</li> <li>・ あすなろの郷</li> </ul> </li> <li>[県出資団体等] <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鹿島都市開発（株）</li> <li>・ （社福）茨城県社会福祉事業団</li> </ul> </li> <li>○ 県有施設・県出資団体等の方針の協議・決定</li> </ul>
—	【現地調査①】 9月 13日 (水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 洞峰公園 視察概要：現地視察、概要説明、つくば市意見聴取、質疑応答</li> <li>○ 鹿島セントラルビル（鹿島都市開発（株）） 視察概要：現地視察、概要説明、参考人意見聴取（西条昌良・元県議会議員）、従業員意見聴取、質疑応答</li> </ul>
3	9月 25日 (月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 継続審議 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 洞峰公園</li> <li>・ 鹿島セントラルビル（鹿島都市開発（株））</li> </ul> </li> <li>○ 県有施設の現状、課題及び対応方針に係る説明聴取及び審議 [県有施設] <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国民宿舎「鵜の岬」等（国民宿舎「鵜の岬」、カントリープラザ「鵜の岬」）</li> <li>・ 大洗マリンタワー</li> <li>・ 茨城港大洗港区の中央地区の港湾環境整備施設（港中央公園）</li> <li>・ 大洗公園</li> <li>・ 県民の森等（県民の森、植物園、森のカルチャーセンター、きのこ博士館）</li> </ul> </li> </ul>

回	開 催 日	審 議 事 項 等
4	11月8日（水）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 取組状況報告 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鹿島セントラルビル（鹿島都市開発（株））</li> </ul> </li> <li>○ 県有施設及び県出資団体等の現状、課題及び対応方針に係る説明聴取及び審議 <ul style="list-style-type: none"> <li>[県有施設] <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大洗駅ほか13駅（鹿島臨海鉄道（株））</li> <li>・ みらい平駅前駐車場、筑波山つつじヶ丘駐車場、友部駅北口駐車場、水戸北スマートＩＣ駐車場（茨城県道路公社）</li> <li>・ 県民文化センター</li> <li>・ アクアワールド茨城県大洗水族館</li> <li>・ 鳥獣センター</li> <li>・ 花貫ふるさと自然公園</li> <li>・ 狩猟者研修センター</li> <li>・ りんりんスクエア土浦</li> <li>・ 総合福祉会館</li> <li>・ 視覚障害者福祉センター・点字図書館</li> <li>・ 聴覚障害者福祉センターやすらぎ</li> <li>・ ラーク・ハイツ</li> <li>・ 若葉寮</li> <li>・ 茨城学園</li> </ul> </li> <li>[県出資団体等] <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鹿島臨海鉄道（株）</li> <li>・ 鹿島共同再資源化センター（株）</li> <li>・ （公財）茨城県看護教育財団</li> <li>・ （株）茨城県中央食肉公社</li> <li>・ 茨城県道路公社</li> <li>・ 茨城県土地開発公社</li> <li>・ （公財）茨城県教育財団</li> <li>・ （公財）いばらき文化振興財団</li> <li>・ （一財）茨城県環境保全事業団</li> <li>・ （公財）茨城県消防協会</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>
—	【現地調査②】 12月5日（火）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国民宿舎「鵜の岬」 視察概要：現地視察、概要説明、支配人意見聴取、質疑応答</li> </ul>

回	開 催 日	審 議 事 項 等
5	12月21日（木）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 公の施設等の譲与・譲渡手続に係る議会の関与に関する説明聴取及び審議</li> <li>○ 取組状況報告 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県民の森等（県民の森、植物園、森のカルチャーセンタ一、きのこ博士館）</li> </ul> </li> <li>○ 県有施設及び県出資団体等の現状、課題及び対応方針に係る説明聴取及び審議 <ul style="list-style-type: none"> <li>[県有施設] <ul style="list-style-type: none"> <li>・ カシマサッカースタジアム</li> <li>・ つくば国際会議場</li> <li>・ 矢田部サッカー場</li> <li>・ 茨城県健康管理センター</li> <li>・ 竜神大吊橋</li> <li>・ 袋田の滝観瀑施設</li> <li>・ 筑波海軍航空隊記念館</li> <li>・ 茨城県フラワーパーク</li> <li>・ 茨城空港公園</li> <li>・ 茨城空港駐車場</li> <li>・ いこいの村涸沼 ((公財) 茨城県開発公社)</li> <li>・ 茨城空港旅客ターミナルビル ((公財) 茨城県開発公社)</li> </ul> </li> <li>[県出資団体等] <ul style="list-style-type: none"> <li>・ (公財) いばらき腎臓財団</li> <li>・ (公財) 茨城県国際交流協会</li> <li>・ (公財) 茨城県開発公社</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>○ 繼続審議 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国民宿舎「鶴の岬」等（国民宿舎「鶴の岬」、カントリープラザ「鶴の岬」）</li> </ul> </li> </ul>
—	【現地調査③】 令和6年 2月7日（水）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 教育研修センター 視察概要：現地視察、概要説明、質疑応答</li> <li>○ 堀原運動公園 視察概要：現地視察、概要説明、質疑応答</li> <li>○ 笠松運動公園 視察概要：現地視察、概要説明、質疑応答</li> </ul>

回	開 催 日	審 議 事 項 等
6	令和6年 2月 13日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 取組状況報告 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県民の森等（県民の森、植物園、森のカルチャーセンター、きのこ博士館）</li> <li>・ 里美野外活動センター</li> </ul> </li> <li>○ 県有施設及び県出資団体等の現状、課題及び対応方針に係る説明聴取及び審議 <ul style="list-style-type: none"> <li>[県有施設] <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ホテルレイクビュー水戸</li> <li>・ 県立図書館</li> <li>・ 生涯学習センター（水戸、県北、鹿行、県南、県西）</li> <li>・ 美術館、博物館（近代美術館、陶芸美術館、自然博物館）</li> <li>・ 県立歴史館</li> <li>・ 教育研修センター</li> <li>・ 運動公園（堀原運動公園、笠松運動公園）</li> <li>・ 県営ライフル射撃場</li> </ul> </li> <li>[県出資団体等] <ul style="list-style-type: none"> <li>・ (公財) 茨城県スポーツ協会</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>
7	3月 25日 (月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 繼続審議 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国民宿舎「鵜の岬」等（国民宿舎「鵜の岬」、カントリープラザ「鵜の岬」）</li> </ul> </li> <li>○ 取組状況報告 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鹿島セントラルビル（鹿島都市開発（株））</li> <li>・ 県民の森等（県民の森、植物園、森のカルチャーセンター、きのこ博士館）</li> <li>・ 笠間栗ファクトリー（株）への出資</li> <li>・ 里美野外活動センター</li> </ul> </li> <li>○ 県有施設及び県出資団体等の現状、課題及び対応方針に係る説明聴取及び審議 <ul style="list-style-type: none"> <li>[県有施設] <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県立産業技術短期大学校</li> <li>・ 県立産業技術専門学院（水戸、日立、鹿島、土浦、筑西）</li> <li>・ つくば創業プラザ</li> <li>・ 県立笠間陶芸大学校</li> <li>・ いばらき量子ビーム研究センター</li> </ul> </li> <li>[県出資団体等] <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 茨城県信用保証協会</li> <li>・ (公財) いばらき中小企業グローバル推進機構</li> <li>・ (株) ひたちなかテクノセンター</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>

回	開 催 日	審 議 事 項 等
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ (株) つくば研究支援センター</li> <li>・ (公財) 茨城カウンセリングセンター</li> <li>・ (一財) 茨城県科学技術振興財団</li> </ul>
8	5月 10 日 (金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 取組状況報告 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鹿島セントラルビル (鹿島都市開発 (株))</li> <li>・ 大洗鹿島線 (鹿島臨海鉄道 (株))</li> </ul> </li> <li>○ 県有施設及び県出資団体等の現状、課題及び対応方針に係る説明聴取及び審議 <ul style="list-style-type: none"> <li>[県有施設] <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 波崎漁港海岸休憩施設</li> <li>・ 漁港施設 (那珂湊漁港駐車場、那珂湊漁港水門、波崎漁港浄化施設)</li> <li>・ 自然観察施設等 (奥久慈憩いの森、水郷県民の森、お手続き記念の森)</li> <li>・ 園芸リサイクルセンター</li> <li>・ 米平公共育成牧場</li> <li>・ 広域水道 (県南西、鹿行、県中央)</li> <li>・ 工業用水道</li> <li>・ 中央病院</li> <li>・ こころの医療センター</li> <li>・ こども病院</li> </ul> </li> <li>[県出資団体等] <ul style="list-style-type: none"> <li>・ (公社) 茨城県農林振興公社</li> <li>・ 茨城県農業信用基金協会</li> <li>・ (公社) 茨城県森林・林業協会</li> <li>・ (公財) 茨城県栽培漁業協会</li> <li>・ (公財) 那珂川沿岸土地改良基金協会</li> <li>・ (公財) 茨城県防犯協会</li> <li>・ (公財) 茨城県暴力追放推進センター</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>
9	6月 19 日 (水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 取組状況報告 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県立産業技術専門学院 (水戸、日立、鹿島、土浦、筑西)</li> <li>・ 県民の森等 (県民の森、植物園、森のカルチャーセンター、きのこ博士館)</li> <li>・ 笠間栗ファクトリー (株)</li> <li>・ 洞峰公園</li> <li>・ 里美野外活動センター</li> </ul> </li> </ul>

回	開催日	開催日
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 白浜少年自然の家</li> <li>○ 県有施設及び県出資団体等の現状、課題及び対応方針に係る説明聴取及び審議           <ul style="list-style-type: none"> <li>[県有施設]               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都市公園（偕楽園、弘道館公園、大洗公園、笠間芸術の森公園、大子広域公園、鹿島灘海浜公園、県西総合公園、砂沼広域公園、千波公園、霞ヶ浦総合公園、赤塚公園、港公園、沢渡川緑地、桜川緑地、北浦川緑地、芸大緑地、県庁東公園）</li> <li>・ 茨城港大洗港区の港湾環境整備施設（港中央公園（中央地区）及び大洗海浜公園（大洗マリーナ地区））</li> <li>・ 茨城港（常陸那珂港区、日立港区、大洗港区）及び鹿島港公共埠頭並びに土浦港</li> <li>・ 鹿島臨海都市計画下水道及び流域下水道（那珂久慈、霞ヶ浦湖北、霞ヶ浦常南、霞ヶ浦水郷、利根左岸さしま、鬼怒小貝、小貝川東部）</li> <li>・ 県営住宅及び共同施設</li> <li>・ 大洗港フェリーターミナルビル ((株) 茨城ポートオーソリティ)</li> </ul> </li> <li>[県出資団体等]               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ (一財) 茨城県建設技術公社</li> <li>・ (一財) 茨城県建設技術管理センター</li> <li>・ 鹿島埠頭（株）</li> <li>・ (株) 茨城ポートオーソリティ</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>
10	7月22日（月）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 有識者意見聴取（オンライン）            地方分権の進展等に呼応した地方議会の役割、議員の職務等の明確化等に関する地方自治法の一部改正に係る経緯、趣旨、概要等について            全国都道府県議会議長会議事調査部長 下田正幸 氏</li> <li>○ 繼続審議           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 笠間栗ファクトリー（株）</li> </ul> </li> <li>○ 調査結果報告の章立て及び項目（案）の検討、県有施設・県出資団体等に係る総括的審議、提言等</li> </ul>

回	開 催 日	審 議 事 項 等
11	9月3日（火）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 繼続審議           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 笠間栗ファクトリー（株）</li> </ul> </li> <li>○ 取組状況報告           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国民宿舎「鵜の岬」等（国民宿舎「鵜の岬」、カントリー プラザ「鵜の岬」）</li> <li>・ 鹿島セントラルビル（鹿島都市開発（株））</li> <li>・ 土浦港</li> </ul> </li> <li>○ 調査結果報告（最終提言案）の検討</li> </ul>
12	9月30日（月）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 取組状況報告           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鹿島セントラルビル（鹿島都市開発（株））</li> </ul> </li> <li>○ 調査結果報告（最終提言案）の決定</li> </ul>

# 関 連 資 料

## 1 県有施設（公の施設等）に関する資料

(1) 県有施設の施設数・利用者数・維持管理費の推移（H26～R5）	171
(2) 令和5度末期限の指定管理更新対象施設	175
(3) 茨城県公共施設等総合管理計画（概要）	179

## 2 県出資団体等に関する資料

(1) 県出資団体等（指導監督基準対象法人）一覧（令和5年7月1日現在）、出資団体削減一覧、経営評価結果の推移	181
(2) 県の人的支援状況、県の財政的支援状況、出資団体等の経営評価状況について	185
(3) 令和4年度県出資法人等経営評価結果一覧（法人形態別）	195
(4) 本県財政の現況	196

## 3 委員会に関する資料

(1) 本委員会の設立趣旨・審議経緯・調査結果報告等（イメージ図）	198
(2) 地方自治法の改正と地方議会の活性化（第10回委員会有識者説明資料・抜粋）	199
(3) 委員長から議長に対する公の施設等に係る運営状況報告について (令和6年5月31日付け)	221



## 第1回 県有施設・県出資団体等調査特別委員会資料

### 公の施設等について ～公の施設等の概要（参考資料）～

(総務部)

令和5年8月2日（水）

## 1 施設数の推移について

- 公の施設等を、「公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査」（総務省、3年毎に実施）の分類に基づき、学校、道路、河川を除いて分類すると、区分毎の施設数の推移は下表のとおりとなっている。
- 公の施設等の施設数は、令和5年7月現在、111施設。

表1) 施設数

施設区分		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
レクリエーション・スポーツ		10	10	9	9	10	10	10	10	9	9
産業振興		10	10	10	10	10	9	9	9	9	9
基盤	公園	17	17	16	16	16	16	16	16	16	16
	インフラ	31	31	31	31	31	31	30	30	29	27
文教		26	26	26	26	26	26	25	25	25	25
社会福祉		14	14	14	14	13	13	13	12	12	12
その他※		17	17	17	17	17	16	14	14	13	13
計		125	125	123	123	123	121	117	116	113	111

※ 県が市町村や団体等に貸し付けなどにより管理を委任している施設

## 2 利用者数等の推移について

- 主な公の施設（年間利用者数 10 万人以上、過去の調査での提言施設等）の利用者数は下表のとおり。
- 平成 26 年度と令和 4 年度で比較すると、新型コロナウイルス感染症の影響を受けやすい貸館を行っている施設（つくば国際会議場、県民文化センター、総合福祉会館）や社会教育施設（さしま少年自然の家、県西生涯学習センター）は、他施設と比べて利用者数の減少率が高い傾向にあり、新型コロナウイルスの感染拡大以前から低減傾向となっている施設もある。
- なお、県民の森・植物園については、無料も含めた全利用者数を計上しているが、コロナ禍による三密回避等の理由により、利用者数を維持している。

表 2) 利用者数等 (人)

施設区分	利用者数 の考え方	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R4/H26
カシマサッカースタジアム	全利用者	439,782	528,700	621,404	634,877	609,241	628,514	246,230	317,198	454,913	1.03
国民宿舎「鵜の岬」	有料のみ	70,893	75,208	74,205	75,124	74,679	68,466	40,566	41,560	58,177	0.82
笠松運動公園	有料のみ	890,174	772,510	547,019	422,441	625,941	674,547	235,193	384,512	444,059	0.50
偕楽園	有料のみ	164,447	176,520	190,699	164,727	170,415	115,021	60,864	72,769	131,525	0.80
洞峰公園	有料のみ	257,265	268,513	270,543	265,934	269,929	267,695	194,111	178,981	234,420	0.91
つくば国際会議場	全利用者	211,030	218,186	212,047	224,748	211,545	200,027	69,709	77,987	153,357	0.73
県民文化センター	全利用者	635,752	634,242	604,882	597,622	609,734	513,727	129,695	237,272	339,509	0.53
県民の森・植物園	全利用者	212,944	215,445	227,483	237,742	239,992	254,815	214,564	257,275	264,314	1.24
さしま少年自然の家	全利用者	85,060	82,784	74,365	74,023	72,516	72,715	13,514	21,420	47,599	0.56
県西生涯学習センター	全利用者	169,985	168,927	170,112	170,265	170,530	121,964	52,419	66,609	100,167	0.59
県立歴史館	全利用者	169,195	177,385	172,840	175,023	183,928	173,714	90,716	112,009	172,324	1.02
総合福祉会館	全利用者	149,919	151,816	150,365	147,460	131,503	108,813	29,871	34,470	59,719	0.40
あすなろの郷	入所者	487	487	484	482	474	464	454	442	432	0.89

※ 国民宿舎「鵜の岬」には、カントリープラザ「鵜の岬」を含む。利用者数は、国民宿舎の宿泊者とカントリープラザの利用者の合計。

※ 偕楽園の利用者数は、好文亭利用者数のみ。

※ 県民の森・植物園には、森のカルチャーセンター、きのこ博士館を含む。

### 3 維持管理費の推移について

- 主な公の施設の維持管理費は下表のとおり。
- 平成 26 年度と令和 4 年度で比較すると、多くの施設では新型コロナウイルス感染拡大の影響等により、利用者数が大きく減少しているものの、維持管理費について大幅な低減は見られない。

表3) 維持管理費

(百万円)

施設区分	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R4/H26
カシマサッカースタジアム	230	243	305	291	392	360	358	398	380	1.65
国民宿舎「鵜の岬」	785	756	725	751	774	781	626	631	721	0.92
笠松運動公園	479	453	460	463	475	453	427	476	519	1.08
偕楽園	527	488	535	537	561	675	612	590	620	1.18
洞峰公園	298	309	303	298	297	299	292	291	271	0.91
つくば国際会議場	521	492	480	494	515	517	305	324	420	0.81
県民文化センター	300	302	282	282	276	293	251	269	291	0.97
県民の森・植物園	128	125	128	121	122	113	109	118	120	0.94
さしま少年自然の家	95	87	85	91	91	92	89	88	92	0.97
県西生涯学習センター	135	134	128	129	127	126	123	119	122	0.90
県立歴史館	262	264	277	288	307	326	331	351	346	1.32
総合福祉会館	117	116	118	115	118	114	107	106	107	0.91
あすなろの郷	3,041	2,963	2,780	2,994	2,903	2,908	2,817	2,879	2,852	0.94

※ 維持管理費は施設の運営に必要な人件費、管理費（光熱水費、施設管理費等）、修繕費（大規模な修繕費等は除く。）の計。

※ 国民宿舎「鵜の岬」の維持管理費は、カントリープラザ「鵜の岬」を含んだ費用。

※ 偕楽園の維持管理費は、弘道館公園外4公園等を含んだ費用。

※ 洞峰公園の維持管理費は、赤塚公園を含んだ費用。R4は洞峰公園の一部にパーク PFI を導入。

※ 県民の森・植物園の維持管理費は、森のカルチャーセンター、きのこ博士館を含んだ費用。

## 第1回 県有施設・県出資団体等調査特別委員会資料

### 公の施設等について ～対応状況～

(総務部)

令和5年8月2日(水)

## 4 今年度末期限の指定管理の更新について

### (1) 提言及び取組状況

- 民間活力の導入の観点から、県が管理運営を行っている 98 施設中、60 施設に指定管理者制度を導入。

表 5) 提言の内容と取組状況

提 言 の 内 容	取 組 状 況			
	区分	公の施設	指定管理	直営施設
○ 外部委託等の民間活力導入については、県の基本方針に沿って具体的な経費削減の取組を一層進めるべき。	H22 : A	109	62 (56.9%)	47 (43.1%)
○ 指定管理者制度については、 <u>施設の更新時期にあたつて、原則公募など県改革案の方向に沿って適切な運用を図るとともに、未導入の県有施設についてはより一層の導入を検討すべき。</u> [H20 再建調特]	R5 : B	98	60 (61.2%)	38 (38.8%)
○ 県有施設の管理については、県が直接管理する場合を除き、 <u>指定管理者制度により、民間事業者も含め幅広く担い手の参入を求め、県民サービス向上や施設運営の効率化を図るべき</u> である。県有施設の管理を主な目的とする県出資団体については、担い手の育成・参入状況を睨みながら、廃止の時期を判断していくべき。 [H22 出資調特]	差引 (B-A)	△11	△2 (+4.3%)	△9 (△4.3%)

注) カッコ内は、公の施設全体に対する割合

区分	施設数
今年度末期限	24
<b>うち更新予定</b>	<b>20</b>
うち更新なし	4
R6 年度末期限	-
R7 年度末期限	22
R8 年度末期限	6
R9 年度末以降期限	8
計	60

## (2) 指定管理の更新に向けた手続き

- ・ 指定管理を更新する予定の 20 施設については、令和 5 年第 2 回定例会の各常任委員会において、指定管理の指定方針を説明しているところ。
- ・ これらの施設については、今後速やかに公募の手続きを開始し、次期指定管理者の選定を進め、令和 5 年第 4 回定例会において指定管理者の指定に関する議案を提出する予定である。

表 6) 指定管理更新対象施設

No	施設名	現在の指定管理者	募集条件	
			区分	期間
1	県民文化センター	(公財) いばらき文化振興財団	公募	5 年
2	鳥獣センター	(公社) 茨城県農林振興公社	公募	5 年
3	あすなろの郷	(社福) 茨城県社会福祉事業団	非公募	1 年
4	青少年会館 (ユースホステルを除く。)	ユース・アイマネージメントグループ	公募	5 年
5	ラーク・ハイツ	(社福) 茨城県母子寡婦福祉連合会	公募	5 年
6	大洗マリンタワー	大洗町	非公募	1 年
7	奥久慈憩いの森	大子町	公募	5 年
8	県民の森	(公社) 茨城県農林振興公社	公募	5 年
9	植物園			
10	森のカルチャーセンター			
11	きのこ博士館			
12	水郷県民の森	(公社) 茨城県農林振興公社	公募	5 年
13	波崎漁港海岸休憩施設	神栖市	公募	5 年
14	茨城港大洗港区のマリーナ地区の港湾環境整備施設	大洗町	非公募	1 年
15	赤塚公園	橋本造園土木 (株)	公募	1 年

No	施設名	現在の指定管理者	募集条件	
			区分	期間
16	県西総合公園	筑西広域市町村圏事務組合	公募	5年
17	笠間芸術の森公園	笠間市	非公募	1年
18	大洗公園	茨城県造園業協同組合	公募	5年
19	中央青年の家	NPO 法人日本スポーツ振興協会	公募	5年
20	さしま少年自然の家	(公財) 茨城県教育財団	公募	5年

※ 指定管理の更新スケジュール

時 期	事 項
令和5年 6月	第2回定例会において指定方針の説明（関係常任委員会）
8月～9月	指定管理者候補の募集（約2か月間）
10月	指定管理者候補の選定（外部有識者等を交えた選定委員会の開催）
12月	第4回定例会において指定管理者の指定議案の提出
令和6年 4月	新たな指定管理者による管理運営の開始

# 茨城県公共施設等総合管理計画の概要

R4.3 改訂

## 計画の策定

### 計画策定の目的

- 全ての公共施設等（※）の現状及び将来の見通しを把握し、総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針を定める。
- ※公共施設等…庁舎等建物系施設のほか、道路等インフラ系施設を含む。

### 対象施設

- 県が保有する全ての施設
  - <建物系施設> 総延床面積 約 3,780 千m<sup>2</sup> 等  
(教育施設 45.0%、庁舎等 25.3%、県営住宅 23.3%、警察施設 6.4%)
  - <インフラ系施設>  
道路 4,144 km、橋りょう 2,786 橋 他

### 将来の見通し

#### 県内人口の見通し(人口減少の進行)

- 公共施設等については、今後の人口減少の進展等による人口構造の変化に伴い、利用需要等の変化が予測される。

(R2(2020)→R32(2050))

- ・県内人口 287 万人 → 255 万人 (▲11.1%)
- ・若年者人口 33 万人 → 35 万人 (6.1%)
- ・高齢者人口 85 万人 → 90 万人 (5.9%)

※R32 推計は、第2次茨城県総合計画による推計値

### 財政状況

- 歳入面では、生産年齢人口の減少に伴う税収の減が見込まれる一方、歳出面では、少子高齢化の進展による高齢者人口の増加に伴う社会保障関係費の増加が見込まれる。
- そのため、本県財政は、より一層厳しくなっていく見込み。

### 計画期間

平成 27(2015)年度から  
令和 16(2034)年度まで  
(20 年間)  
※社会情勢の変化等により適宜見直し

### 施設保有量の推移

(H25(2013)→R2(2020))
 

- ・庁舎等 346 施設→330 施設
- ・学校 121 校→118 校
- ・道路 4,176 km→4,144 km
- ・橋りょう 2,757 橋→2,786 橋 他

## 公共施設等の現状

### 公共施設等の現状(施設の老朽化)

- 施設の多くが、高度経済成長期等に整備されている。
  - <建物系施設>  
建築後 30 年以上 約 6 割
  - <インフラ系施設>  
30 年後更新時期を迎える施設 約 8 割
- 今後、更に老朽化等が進行し、その対策に要する費用の増加が見込まれる。

### 今後 30 年間の経費見込(試算)

<2021(R3)～2050(R32)>

	単純更新 A	長寿命化対策実施後 B	効果額 (B-A) C	現在要している経費 (※) D	現在要している 経費との差 D-B
建物系施設	1兆 4,517 億円 (484 億円/年)	6,308 億円 (210 億円/年)	▲8,209 億円 (▲274 億円/年)	(116 億円/年)	(▲94 億円/年)
インフラ系施設	2兆 0,016 億円 (667 億円/年)	1兆 2,794 億円 (426 億円/年)	▲7,222 億円 (▲241 億円/年)	(286 億円/年)	(▲140 億円/年)
合 計	3兆 4,533 億円 (1,151 億円/年)	1兆 9,102 億円 (636 億円/年)	▲1兆 5,431 億円 (▲515 億円/年)	(402 億円/年)	(▲234 億円/年)

※「現在要している経費」は、維持管理・更新等の H27～R2 の過去 6 年実績額平均

※試算の考え方

	単純更新 A	長寿命化対策実施後 B
維持管理・更新等の考え方	事後保全型	予防保全型
目標使用年数	60 年(建物系(庁舎等))	80 年(建物系(庁舎等))

### 【有形固定資産減価償却率の推移】

	H30	R 元	R2
有形固定資産減価償却率	52.3%	53.3%	54.5%

※有形固定資産のうち、償却資産の取得価額等に対する減価償却累計額の比率(減価償却がどの程度進んでいるかを示す指標)

## 管理に関する基本的な方針

- 公共施設等の安全・安心な利用を基本としながら、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担の軽減・平準化を図るとともに、公共施設等の最適な配置を実現することを目指す。

### 基本方針1 「長寿命化の推進」

- 建物系施設、インフラ系施設それぞれの特性に応じ、計画的な維持管理等を進めることで、施設の安全性を確保しながら物理的耐用年数まで使用することを目標とし、施設の利用等のサービスが長期間・持続的に提供できるよう取り組む。

①点検・診断等	適切な点検及び劣化状況等の把握（有資格者による法定点検、施設管理者による日常点検）
②維持管理・修繕・改修	計画的な修繕等（予防保全）の実施
③安全確保	危険箇所の早期修繕、老朽化施設等の解体・撤去
④耐震化	防災拠点等建築物の耐震化（H27まで）
⑤長寿命化	目標使用年数・予防保全対象建築物などの基準の整備、使用年数延長によるライフサイクルコストの低減、改修等費用の縮減に資する工法、材料の採用
⑥ユニバーサルデザイン化	誰もが利用しやすい環境の整備

### 基本方針2 「資産総量の適正化」

- 人口動態や社会情勢を踏まえ、施設の最適な規模・機能等を検討し、施設の集約化等により、資産総量の適正化に取り組む。
- 施設類型ごとの役割、特性等も考慮しながら資産総量の適正化を推進していく。

#### ⑦統合・廃止

縮小できる施設や必要がなくなった施設の統合、廃止等を検討

### 基本方針3 「資産の有効活用の推進」

- 民間活力の導入などにより、維持管理コストの削減に取り組むとともに、県有施設を経営資源ととらえ、資産活用による収入増加を図る。

#### ⑧資産の有効活用

- ・民間資金等の活用（PFI等）
- ・有効活用の検討（ネーミングライツ等）
- ・未利用財産の売却促進
- ・受益者負担の見直し
- ・省エネルギーの推進

## 取組体制

### 全庁的な取組体制の整備

組織：公共施設等総合管理  
計画推進委員会

役割：  
○計画の推進、進行  
管理、調整  
○技術支援等の推進  
体制づくり 等

## 課題

### 今後の課題

#### ①財政負担の調整

- ・長寿命化対策・更新時期の分散化による財政負担の軽減・平準化
- ・更新費と新規整備費との予算配分の調整
- ・県債残高の抑制と補助金等による財源の確保
- ・公共施設長寿命化等推進基金の積み立てによる将来の財政負担の軽減、長寿命化対策の計画的な実施
- ・財源の確保に向けた国への働きかけ

#### ②情報の一括管理

施設情報の一括管理を図り、維持管理費を最適化・効率化

## フォローアップ

### フォローアップの実施方針

- ・P D C A サイクル等による進捗管理、取組評価、計画の見直し
- ・時代に合わせた行政サービス水準の検討及び整備
- ・県民の理解を得るための情報公開 等

第1回 県有施設・県出資団体等調査特別委員会資料

**出資団体改革等の推進について  
～ 出資団体一覧等（参考資料）～**

（ 総務部 ）

令和5年8月2日（水）

◆出資団体（指導監督基準対象法人）一覧（令和5年7月1日現在）

(单位：百万円)

番号	所管部課	団体名	事務所の所在地	主な事業	出資状況 (R5.7.1現在)		県の人的関与の状況(R5.7.1現在)						県の財政的関与の状況(R4)					決算状況(R4)		経常評価額 (R4)※	精査団体 準精査団体						
					出資総額	県出資額	県出資比率(%)	職員数			補助金	委託料	指定管理料	計	支拂保証料・損失補償料	貸付金残高	当期損益 (正味財産増減額)										
								常勤	非常勤	総数																	
1	政策企画部	地域振興課	鹿島都市開発(株)	神栖市	鹿島セントラルビルの賃貸及び鹿島セントラルホテルの経営	1,481	693	46.8%	14	0	2	2	0	204	0	0	0	0	313	946	1,259	0	6,085	321	4,295	D	精査団体
2	企画部	交通政策課	鹿島臨海鉄道(株)	大洗町	貨物及び旅客の運送、JR貨物及びJR東日本からの業務受託等	1,226	362	29.5%	20	0	2	3	0	81	1	0	0	0	8	0	0	8	0	0	△59	B	
3	県民生活部	生活文化課	(公財)いばらき文化振興財団	水戸市	芸術文化活動団体等への助成及び各種公演事業の実施	30	30	100.0%	14	0	2	1	0	67	0	0	0	0	154	43	193	390	0	0	438	A	
4	環境部	(一財)茨城県環境保全事業団	笠間市	産業廃棄物の処理、一般廃棄物の管理受託等	768	768	100.0%	9	0	2	2	3	16	2	1	4	2	0	0	0	0	0	0	0	947	A	準精査団体
5	資源効率化推進課	鹿島共同再資源化センター(株)	神栖市	廃棄物等の処理、廃棄物等を燃料とした発電及び蒸気等の供給	3,308	500	15.1%	13	0	0	0	0	31	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	△240	C	
6	防災・危機管理部	消防安全課	(公財)茨城県消防協会	水戸市	消防思想の普及啓発、消防職員の福利厚生等	318	116	36.6%	33	0	1	0	0	1	0	0	1	0	12	2	0	14	0	0	0	A	
7	保健医療部	医療人材課	(公財)茨城県看護教育財団	結城市	結城看護専門学校の運営	1,000	750	75.0%	11	0	1	4	0	13	1	0	4	0	26	0	0	26	0	0	△25	B	準精査団体
8	薬務課	(公財)いばらき腎臓財団	つくば市	臓器移植の普及促進と慢性腎臓病の予防対策	418	281	67.3%	13	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	A		
9	福祉部	障害福祉課	(社福)茨城県社会福祉事業団	水戸市	県立あすなろの郷の指定管理業務受託等	10	10	100.0%	9	0	1	1	2	232	3	0	0	0	48	11	2,852	2,911	0	0	22	B	精査団体
10	営業戦略部	国際連携チーム	(公財)茨城県国際交流協会	水戸市	在県外国人に対する支援、グローバル交流・協力の推進等	491	300	61.1%	22	0	1	1	3	4	2	0	0	0	85	10	0	95	0	0	0	A	
11	立地推進部	立地整備課	(公財)茨城県開発公社	水戸市	土地開発事業、宿泊施設事業、茨城空港旅客ターミナル事業、道場事業等	130	80	61.5%	16	0	4	4	0	169	2	1	6	12	67	1,380	0	1,447	0	1,842	61	A	精査団体
12	産業政策課	茨城県信用保証協会	水戸市	中小企業者等の借入れに際しての債務保証等	38,614	3,809	9.9%	16	0	2	1	0	98	0	0	0	0	349	0	0	349	0	0	2,243	A		
13		(公財)いばらき中小企業グローバル推進機構	水戸市	中小企業の海外展開支援、販路拡大支援、いばらきチャレンジ基金事業等	38	38	100.0%	12	0	1	3	1	21	1	0	0	0	309	48	0	357	0	0	6	A		
14		(株)ひたちなかテクノセンター	ひたちなか市	産業高度化のための研究支援及び研究開発室の賃貸等	100	41	41.2%	18	0	2	3	0	7	0	1	0	0	0	104	0	0	104	0	0	40	A	
15	産業戦略部	技術革新課	(株)つくば研究支援センター	つくば市	産学官連携による新事業創出支援及び試験研究室等の賃貸等	2,800	513	18.3%	16	0	1	1	1	8	0	0	0	0	29	3	32	0	0	54	A		
16	労働政策課	(公財)茨城カウンセリングセンター	水戸市	労働者等の心の悩みに対するカウンセリング、各種講座・セミナーの開催等	88	10	11.3%	17	0	1	1	0	2	0	0	0	0	3	3	0	6	0	0	1	A		
17	科学技術振興課	(一財)茨城県科学技術振興財団	つくば市	科学技術振興事業や江崎玲於奈賞等の研究開発奨励事業及びつくば国際会議場の管理運営等	35	35	98.0%	12	0	1	2	0	5	1	0	1	1	8	16	0	24	0	0	4	A		
19	農林水産部	畜産課	(株)茨城県中央食肉公社	茨城町	畜産の畜解体、食肉市場の開設運営及び食肉の処理加工販売等	1,901	538	28.3%	20	0	2	3	0	70	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	△11	B	
20		農業経営課	(公社)茨城県農林振興公社	水戸市	農地中間管理業務、野菜栽培安定業務、自然観察施設管理運営業務等	15	15	100.0%	21	0	4	0	2	33	1	0	9	0	670	187	142	999	16	0	1	A	準精査団体
21		茨城県農業信用基金協会	水戸市	農業者等の借入れに際しての債務保証等	4,531	689	15.2%	12	0	1	1	1	16	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	9	A		
22	水産部	林政課	(公社)茨城県森林・林業協会	水戸市	林業労働力の確保・育成、林業事業体の雇用改善指導等	0	—	—	23	0	2	0	5	12	0	1	1	0	31	63	0	94	0	0	75	A	援助法人
23	水産振興課	(公財)茨城県栽培漁業協会	鹿嶋市	水産動物種苗の生産・放流、放流効果の実証、水産動物種苗の生産・放流に関する技術開発等	127	56	44.1%	18	0	1	1	0	8	0	0	0	0	51	150	0	201	0	0	11	A		
24	土木部	農地整備課	(公財)茨城県沿岸土地改良基金協会	水戸市	国営事業等土地改良負担軽減対策資金の造成及び運用・管理等	600	300	50.0%	18	0	1	3	0	1	0	0	0	7	0	0	7	0	0	△22	A		
25		検査指導課	(一財)茨城県建設技術公社	水戸市	建設に関する調査、設計、積算及び工事施工管理の受託	74	10	13.5%	11	0	3	1	2	82	1	1	0	0	0	1,353	0	1,353	0	0	119	A	準精査団体
26		(一財)茨城県建設技術管理センター	水戸市	建設業に係る材料試験及び建設副産物有効利用事業	112	26	25.0%	16	0	2	2	1	32	0	1	0	0	0	12	0	12	0	0	22	A		
27	港湾課	道路維持課	(一財)茨城県道路公社	水戸市	有料道路の建設、維持管理	10,040	8,309	82.8%	4	0	2	2	0	5	0	0	0	0	174	0	174	178	557	5	C	準精査団体	
28		(株)茨城埠頭(株)	神栖市	鹿島港における曳船・船舶事業、倉庫事業、港湾施設の管理受託等	300	150	50.0%	13	1	1	2	0	122	0	0	0	0	0	118	0	118	0	0	350	A		
29		(株)茨城ポートオーソリティ	東海村	茨城港における港湾施設の管理受託、船舶代理店業、商業施設用地等の賃貸、物流倉庫の運営等	2,948	1,561	53.0%	19	0	3	2	1	27	2	0	0	0	0	537	0	537	0	0	239	A		
30	教育庁	都市計画課	(公財)茨城県土地開発公社	水戸市	公共用地等の取得、管理及び処分等	30	30	100.0%	8	0	3	5	0	20	1	0	10	0	0	0	0	0	0	7,630	303	C	精査団体
31		総務課	(公財)茨城県教育財団	水戸市	社会教育施設等の管理受託	10	10	100.0%	10	0	2	0	1	71	7	1	36	0	0	591	712	1,303	0	0	7	B	精査団体
32	警察本部	保健体育課	(公財)茨城県スポーツ協会	水戸市	各種体育大会及び指導者講習会等の開催	69	35	50.9%	34	0	1	3	2	18	2	2	10	0	192	8	545	745	0	0	△23	A	
33	警察本部	生活安全統括課	(公財)茨城県防犯協会	水戸市	防犯思想の普及高揚、少年非行の防止及び健全育成活動の推進等	148	30	20.3%	19	0	1	0	2	2	0	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0	A	
		組織犯罪対策課	(公財)茨城県暴力追放推進センター	水戸市	暴力団員の不当行為予防に関する知識の普及及び相談	804	300	37.3%	10	0	1	0	0	4	0	0	0	3	0	3	0	0	0	△10	A		
合計 ( 平均 )					72,564	20,400	28.1%	521	1	54	55	27	1,482	27	10	82	18	2,024	5,157	5,392	12,573	194	16,114	4,891	4,295		

※ 「県の財政的関与の状況（R4）」は、公共工業団地造成費等を

※「概ね良好」の箇所の次に「(A)」は、六六一未だ現地に販賣所を據く。

## 出資団体削減一覧

○ 平成 26 年 7 月 1 日から令和 5 年 7 月 1 日までに削減した団体の内訳は、以下のとおり。

(41 団体 → 33 団体) (※10 団体削減、1 団体設立、1 団体援助法人追加)

### ■ 出資団体削減一覧

団体名	削減理由（）は削減年月日
1 日立埠頭(株)	㈱茨城ポートオーソリティ等に株式譲渡 (H27. 3. 24)
2 (公財)グリーンふるさと振興機構	解散 (H28. 3. 31)
3 筑波都市整備(株)	UR 関連会社の持株会社化による株式譲渡 (H28. 4. 1)
4 (株)いばらき IT 人材開発センター	解散 (H28. 6. 30)
5 (公財)つくば文化振興財団	県関与の見直し (H29. 4. 1)
6 茨城県漁業信用基金協会	全国漁業信用基金協会との合併 (H31. 4. 1)
7 (株)いばらき森林サービス	解散 (R2. 3. 31)
8 (公財)茨城県企業公社	(公財)茨城県開発公社に吸収合併 (R2. 7. 1)
9 (公財)茨城県中小企業振興公社	(公財)いばらき中小企業グローバル推進機構に吸収合併 (R2. 8. 1) ※
10 (株)茨城放送	(株)茨城ロボッツ・スポーツエンターテインメントに株式譲渡 (R4. 3. 24)

※令和 2 年 4 月 1 日、(一財)いばらき中小企業グローバル推進機構設立

令和 2 年 8 月 1 日、同機構が(公財)茨城県中小企業振興公社を吸収合併し、公益財団法人に変更

※令和 4 年 4 月 1 日、(公社)茨城県森林・林業協会が援助法人として追加

〔援助法人：出資法人以外の法人であって県が財政的・人的援助を行うことにより  
その運営に多大な影響を及ぼしているもの〕

## ■ 経営評価結果の推移

番号	団体名	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
1	鹿島都市開発(株)	大いに改善	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆
2	鹿島臨海鉄道(株)	概ね良好	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	改善の余地	⇒
3	(公財)いばらき文化振興財団	概ね良好	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
4	(一財)茨城県環境保全事業団	概ね良好	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
5	鹿島共同再資源化センター(株)	改善の余地	⇒	⇒	改善措置	⇒	改善の余地	⇒	改善措置	⇒
6	(公財)茨城県消防協会	概ね良好	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
7	(社福)茨城県社会福祉事業団	改善の余地	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
8	(公財)茨城県看護教育財団	改善の余地	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
9	(公財)いばらき腎臓財団	概ね良好	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
10	(公財)茨城県国際交流協会	概ね良好	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
11	(公財)茨城県開発公社	改善措置	改善の余地	⇒	⇒	⇒	改善の余地	⇒	⇒	⇒
12	茨城県信用保証協会	概ね良好	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
13	(公財)いばらき中小企業グローバル推進機構 (旧(公財)茨城県中小企業振興公社)	概ね良好	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	大いに改善を要する	概ね良好
14	(株)ひたちなかテクノセンター	概ね良好	⇒	⇒	⇒	⇒	改善の余地	⇒	改善措置	概ね良好
15	(株)つくば研究支援センター	概ね良好	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
16	(公財)茨城カウンセリングセンター	概ね良好	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
17	(一財)茨城県科学技術振興財団	概ね良好	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
18	(株)茨城県中央食肉公社	改善の余地	⇒	⇒	⇒	⇒	改善措置	⇒	改善の余地	⇒
19	(公社)茨城県農林振興公社	概ね良好	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
20	茨城県農業信用基金協会	概ね良好	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
21	(公社)茨城県森林・林業協会									概ね良好
22	(公財)茨城県栽培漁業協会	概ね良好	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
23	(公財)那珂川沿岸土地改良基金協会	概ね良好	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
24	(一財)茨城県建設技術公社	概ね良好	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
25	(一財)茨城県建設技術管理センター	概ね良好	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
26	茨城県道路公社	大いに改善	◆	◆	◆	◆	改善措置	⇒	⇒	⇒
27	鹿島埠頭(株)	概ね良好	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
28	(株)茨城ポートオーソリティ	概ね良好	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
29	茨城県土地開発公社	改善措置	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
30	(公財)茨城県教育財団	改善の余地	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
31	(公財)茨城県スポーツ協会	概ね良好	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
32	(公財)茨城県防犯協会	概ね良好	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
33	(公財)茨城県暴力追放推進センター	概ね良好	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

評価区分	概ね良好	26	63%	26	65%	27	73%	27	75%	27	75%	26	74%	23	70%	22	67%	24	73%
	改善の余地	8	20%	8	20%	7	19%	5	14%	5	14%	5	14%	5	15%	6	18%	5	15%
	改善措置	5	12%	4	10%	1	3%	2	6%	2	6%	3	9%	3	9%	4	12%	3	9%
	大いに改善を要する又は緊急の改善措置が必要	2	5%	2	5%	2	5%	2	6%	2	6%	1	3%	2	6%	1	3%	1	3%
計		41		40		37		36		36		35		33		33		33	

※ ⇒評価変わらない ↗評価プラス ↘評価マイナス ◆大いに改善を要する又は緊急の改善措置が必要

※ (公社)茨城県森林・林業協会を援助法人として追加(R4年度)

## 第1回 県有施設・県出資団体等調査特別委員会資料

### 出資団体改革等の推進について ～ 出資団体等の概要（参考資料）～

（ 総務部 ）

令和5年8月2日（水）

## 1 県の人的支援状況について

### (1) 団体の役員数

- 令和5年7月1日現在の役員数は、総数521人（常勤76人、非常勤445人）
- 常勤役員76人のうち、県派遣職員は1人、元県職員は54人
- 平成26年と比較すると、総数で83人減少（常勤△12人、非常勤△71人）
- 常勤役員のうち県派遣職員及び元県職員の数は、平成26年の54人から55人と1人増加

### ■ 団体の役員数の比較（各年7月1日現在）

(単位：人)

区分(年)		総数	常 勤					非 常 勤				
			県派遣職員	元県職員	小計	その他※1	計	県職員兼務	元県職員	小計	その他※1	計
H26 (A)	会社法人以外	405	1	36	37	12	49	36	19	55	301	356
	会社法人	199	1	16	17	22	39	22	1	23	137	160
	計	604	2	52	54	34	88	58	20	78	438	516
R5 (B)	会社法人以外	388	0	41	41	8	49	39	25	64	275	339
	会社法人	133	1	13	14	13	27	16	2	18	88	106
	計	521	1	※2 54	55	21	76	55	27	82	363	445
増 減(B)-(A)		△83	△1	2	1	△13	△12	△3	7	4	△75	△71

※1「その他」は、プロパー職員、企業OB、企業等からの派遣職員など

※2 常勤役員における元県職員の実人数は、茨城県開発公社3人と茨城県土地開発公社3人が併任となっているため51人(平成26年:50人(2人併任))である。

## (2) 団体の常勤職員数

- 令和5年7月1日現在の職員総数は1,482人、うち県派遣職員は109人
- 平成26年と比較すると、総数で347人減少、うち県派遣職員数は36人減少

### ■ 団体の常勤職員数の比較（各年7月1日現在）

(単位：人)

区分(年)		総 数	内 訳				
			県派遣職員	元県職員	小 計	プロパー職員	その他※
H26 (A)	会社法法人以外	953	135	15	150	743	60
	会 社 法 法 人	876	10	0	10	797	69
	計	1,829	145	15	160	1,540	129
R5 (B)	会社法法人以外	932	106	27	133	742	57
	会 社 法 法 人	550	3	1	4	503	43
	計	1,482	109	28	137	1,245	100
増減(B)-(A)		△347	△36	13	△23	△295	△29

※「その他」は、再雇用者、市町村・企業等からの派遣職員など

## (3) 県派遣職員数

- 令和5年7月1日現在の県派遣職員は、110人(常勤役員1人、常勤職員109人)。平成26年の147人から37人減少
- 平成26年県出資団体等調査特別委員会において提言された削減目標（平成21年度の261人から早期に2分の1程度に削減）を達成

#### (4) 常勤職員数の規模別団体数

- 令和5年7月1日現在、10人以下が12団体、11人～30人が8団体、合計20団体で全体の約61%
- 平成26年と比較すると、30人以下の団体の割合は同程度(H26:約61%)

##### ■ 常勤職員数の規模別団体数の比較(各年7月1日現在)

(単位:団体)

区分(年)		10人 以下	11人 ～30人	31人 ～50人	51人 ～100人	101人 ～150人	151人 以上	計
H26 (A)	会社法法人以外	14	5	2	6	0	1	28
	会社法法人	4	2	1	3	1	2	13
	計	18	7	3	9	1	3	41
R5 (B)	会社法法人以外	10	7	2	4	0	2	25
	会社法法人	2	1	1	2	1	1	8
	計	12	8	3	6	1	3	33
増減(B)-(A)		△6	1	0	△3	0	0	△8

#### (5) 知事・副知事の代表兼職団体数

- 令和5年7月1日現在の代表兼職は、知事が1団体、副知事が6団体。平成26年と比較すると、副知事が3団体増加

内訳: 4団体増加 ((公財)茨城県看護教育財団、(公財)茨城県開発公社、(株)茨城県中央食肉公社、茨城県土地開発公社)

1団体減少 ((株)茨城ポートオーソリティ)

##### ■ 知事・副知事の代表兼職団体数の比較(各年7月1日現在)

(単位:団体)

区分(年)		知事	副知事	計
H26 (A)	会社法法人以外	1	1	2
	会社法法人	0	2	2
	計	1	3	4
R5 (B)	会社法法人以外	1	4	5
	会社法法人	0	2	2
	計	1	6	7
増減(B)-(A)		0	3	3

※ 知事・副知事の代表兼職団体

・知事: 茨城県スポーツ協会

・副知事: 茨城県看護教育財団、茨城県開発公社、いばらき中小企業グローバル推進機構、ひたちなかテクノセンター、茨城県中央食肉公社、茨城県土地開発公社

## 2 県の財政的支援状況について

### (1) 出資状況

- 令和4年度末の出資総額が約726億円、うち県の出資額は約204億円(決算見込み)で全体額の28.1%
- 平成26年度末と比較すると、県の出資額は約14億円の減少、出資比率は2.1%の減少

#### ■ 出資状況の比較

(単位(金額):百万円)

区分(年度末)		団体数	出資総額	県出資額	県の出資比率
H26 (A)	会社法法人以外	28	54,081	16,795	31.1%
	会 社 法 法 人	12	18,122	5,029	27.8%
	計	(※1) 40	72,203	21,824	30.2%
R4 (B)	会社法法人以外	24	58,501	16,041	27.4%
	会 社 法 法 人	8	14,063	4,359	31.0%
	計	(※2) 32	72,564	20,400	28.1%
増減(B)-(A)	会社法法人以外	△4	4,420	△754	△3.7%
	会 社 法 法 人	△4	△4,059	△670	3.2%
	計	△8	361	△1,424	△2.1%

※1 日立埠頭(株)が出資法人等指導監督基準の対象外となったことにより、平成26年度末の団体数は40

(平成27年3月24日に株式を茨城ポートオーソリティ等に譲渡)

※2 援助法人 ((公社) 茨城県森林・林業協会) を除く。

## (2) 出資比率別団体数

- 令和4年度末現在で県が50%以上出資している団体が17団体、25%以上50%未満の団体が8団体、あわせて25団体で全体の約78%
- 平成26年度末と比較すると、25%以上出資している団体の割合は6%増加(H26:約72%)

### ■ 出資比率別団体数の比較

(単位:団体)

区分(年度末)	出資比率	財団法人 社団法人	特殊法人	会社法法人	計
H26 (A)	50%以上	14	3	3	20(50%)
	25%以上～50%未満	4	1	4	9(22%)
	25%未満	4	2	5	11(28%)
	計	22(55%)	6(15%)	12(30%)	40(100%)
R4 (B)	50%以上	12	3	2	17(53%)
	25%以上～50%未満	4	0	4	8(25%)
	25%未満	3	2	2	7(22%)
	計	19(59%)	5(16%)	8(25%)	※32(100%)
増減(B)-(A)	50%以上	△2	0	△1	△3
	25%以上～50%未満	0	△1	0	△1
	25%未満	△1	0	△3	△4
	計	△3	△1	△4	△8

※援助法人((公社)茨城県森林・林業協会)を除く。

### (3) 県の財政関与状況

- 令和4年度に県が財政関与したものは、延べ41団体で公共工業団地造成費等を除いて約126億円(決算見込み)
- 平成26年度と比較すると、約4億円減少(主な減少：貸付金約11億円等)
- 平成26年県出資団体等調査特別委員会において提言された削減目標(150億円程度を上回らない)を達成

#### ■ 県の財政関与状況の比較

(単位(金額)：百万円)

区分(年度)	会社法法人以外		会社法法人		計	
	団体数	金額	団体数	金額	団体数	金額
H26 (A)	補助金	14	1,666	3	30	17
	委託料	19 (公共工業団地造成費等を除く)	9,312	10	1,545	29
			8,631		1,545	
	貸付金	2	870	1	200	3
	計	35	11,848	14	1,775	49
			11,167		1,775	
R4 (B)	補助金	16	2,015	2	9	18
	委託料	18 (公共工業団地造成費等を除く)	15,050	5	2,050	23
			8,499		2,050	
	貸付金	0	0	0	0	0
	計	34	17,065	7	2,059	41
			10,514		2,059	
増減(B)-(A)	補助金	2	349	△1	△21	1
	委託料	△1 (公共工業団地造成費等を除く)	5,738	△5	505	△6
			△132		505	
	貸付金	△2	△870	△1	△200	△3
	計	△1	5,217	△7	284	△8
			△653		284	

※ 委託料及び計の下段は、公共工業団地造成費等を除いた金額

※ 団体数の計は、延べ数

#### (4) 損失補償等の状況

※「損失補償等」とは、損失補償及び債務保証

- 令和4年度末の債務残高は、2団体約2億円。平成26年度末と比較すると、1団体、約22億円減少

##### ■ 債務残高の比較

(単位(金額))：百万円

区分(年度末)	会社法法人以外		会社法法人		計	
	団体数	金額	団体数	金額	団体数	金額
H26 (A)	3	2,424	0	0	3	2,424
R4 (B)	2	※194	0	0	2	194
増減(B)-(A)	△1	△2,230	0	0	△1	△2,230

※ 内訳：(公社)茨城県農林振興公社 16百万円(損失補償)、茨城県道路公社 178百万円(債務保証)

### 3 出資団体等の経営評価状況について

#### (1) 決算状況

- 令和4年度末の当期損益では、黒字が25団体、赤字が8団体、累積損益では、黒字が30団体、赤字が3団体
- 平成26年度末と比較すると、当期損益の黒字団体の割合は76%で2%減少(H26:78%)、累積損益の黒字団体の割合は91%で6%増加(H26:85%)

##### ■ 決算状況の比較

(単位：団体)

区分(年度末)	当期損益(正味財産増減額)			累積損益(正味財産期末残高)		
	黒字	赤字	計	黒字	赤字	計
H26 (A)	会社法法人以外	20	8	28(70%)	27	1
	会社法法人	11	1	12(30%)	7	5
	計	31(78%)	9(22%)	40(100%)	34(85%)	6(15%)
R4 (B)	会社法法人以外	20	5	25(76%)	25	0
	会社法法人	5	3	8(24%)	5	3
	計	25(76%)	8(24%)	33(100%)	30(91%)	3(9%)
増減(B)-(A)	△6	△1	△7	△4	△3	△7

## (2) 収支状況

- 令和4年度末の当期損益は、利益額で約53億円、損失額で約4億円、差し引き約49億円の利益を計上
- 令和4年度末の累積損益は、利益額で約1,321億円、損失額で約84億円、差し引き約1,237億円の利益を計上
- 平成26年度末と比較すると、1団体当たりの当期損益は41百万円の減少(H26:189百万円の利益)、累積損益は約13億円の増加(H26:約24億円の利益)

### ■ 収支状況の比較

(単位：百万円)

区分(年度末)		当期損益(正味財産増減額)			累積損益(正味財産期末残高)		
		黒字	赤字	計	黒字	赤字	計
H26(A)	会社法法人以外	7,035	△331	6,704	97,131	△52	97,079
	会 社 法 法 人	964	△105	859	7,460	△8,015	△555
	計	7,999	△436	7,563	104,591	△8,067	96,524
R4 (B)	会社法法人以外	4,277	△81	4,196	122,831	0	122,831
	会 社 法 法 人	1,005	△310	695	9,257	△8,389	868
	計	5,282	△391	4,891	132,088	△8,389	123,699

※1団体数当たりの当期損益：平成26年度は約189百万円(40団体)、令和4年度は約148百万円(33団体)

※1団体数当たりの累積損益：平成26年度は約2,413百万円(40団体)、令和4年度は約3,748百万円(33団体)

### (3) 経営評価の状況

- 令和4年度（令和3年度決算）は、「概ね良好」が24団体（73%）、「改善の余地あり」が5団体（15%）、「改善措置が必要」が3団体（9%）、「大いに改善を要する又は緊急の改善措置が必要」が1団体（3%）
- 平成27年度（平成26年度決算）と比較すると「概ね良好」は8%増加（H27:65%）
- なお、対応状況については、毎年第1回定例会の関係常任委員会で報告

#### ■ 経営評価の比較

(単位：団体)

区分(実施年度)		評価結果				計
		概ね良好	改善の余地あり	改善措置が必要	大いに改善を要する又は緊急の改善措置が必要	
H27 (A)	会社法法人以外	20	5	2	1	28
	会社法法人	6	3	2	1	12
	計	26(65%)	8(20%)	4(10%)	2(5%)	40(100%)
R4 (B)	会社法法人以外	20	3	2	0	25
	会社法法人	4	2	1	1	8
	計	24(73%)	※1 5(15%)	※2 3(9%)	※3 1(3%)	33(100%)
増減 (B)-(A)	会社法法人以外	0	△2	0	△1	△3
	会社法法人	△2	△1	△1	0	△4
	計	△2	△3	△1	△1	△7

※1 「改善の余地あり」：鹿島臨海鉄道(株)、(公財)茨城県看護教育財団、(社福)茨城県社会福祉事業団、(株)茨城県中央食肉公社、(公財)茨城県教育財団

※2 「改善措置が必要」：鹿島共同再資源化センター(株)、茨城県道路公社、茨城県土地開発公社

※3 「大いに改善を要する又は緊急の改善措置が必要」：鹿島都市開発(株)

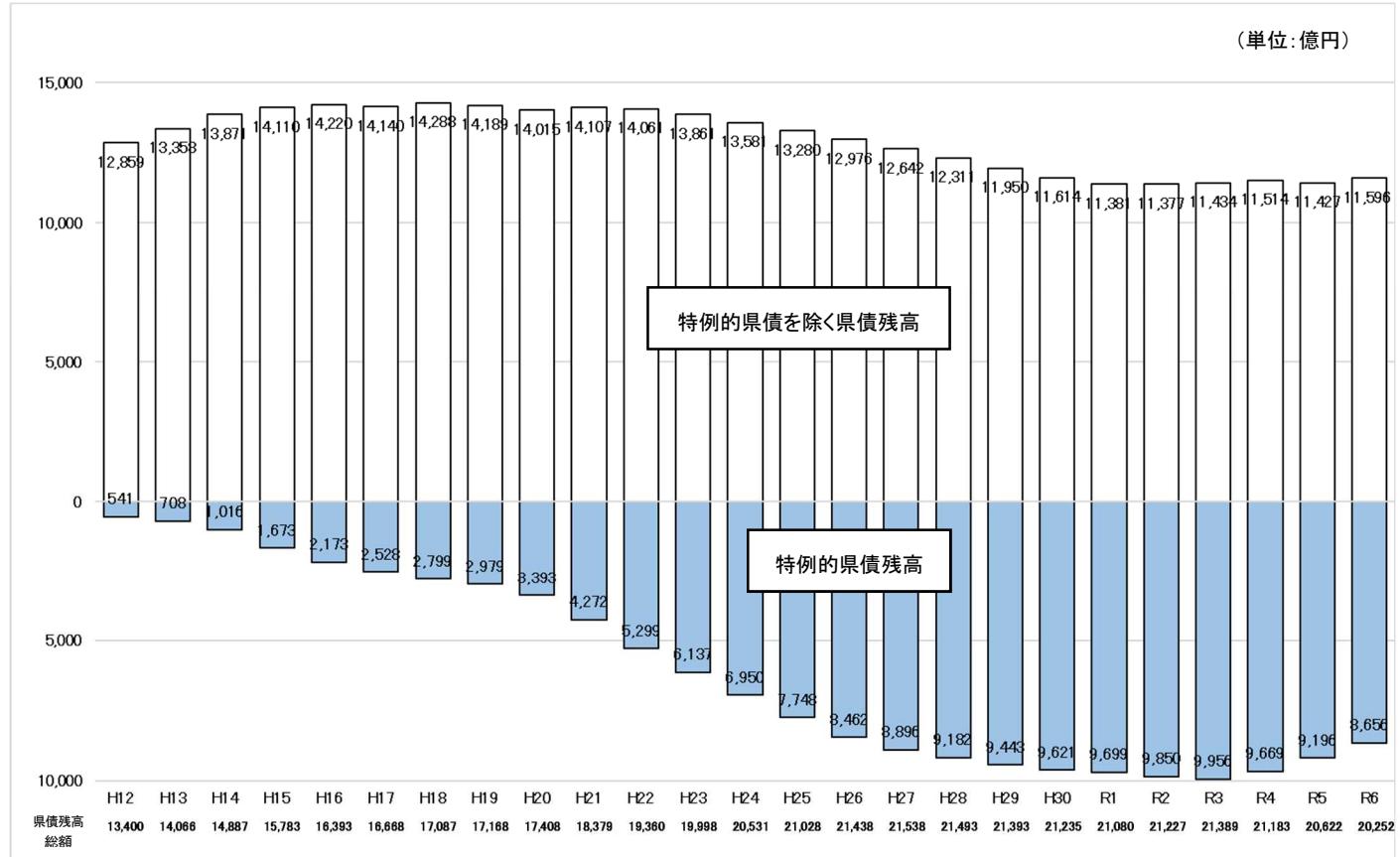
## 令和4年度県出資法人等経営評価結果一覧（法人形態別）

評価区分	一般社団・財団法人	公益社団・財団法人	会社法法人	特殊法人	計
概ね良好	(一財) 茨城県環境保全事業団 (一財) 茨城県科学技術振興財団 (一財) 茨城県建設技術公社 (一財) 茨城県建設技術管理センター  (4)	(公財) いばらき文化振興財団 (公財) 茨城県消防協会 (公財) いばらき腎臓財団 (公財) 茨城県国際交流協会 (公財) 茨城県開発公社 (公財) いばらき中小企業グローバル推進機構 (公財) 茨城カウンセリングセンター (公社) 茨城県農林振興公社 <b>(新)</b> (公社) 茨城県森林・林業協会 (公財) 茨城県栽培漁業協会 (公財) 那珂川沿岸土地改良基金協会 (公財) 茨城県スポーツ協会 (公財) 茨城県防犯協会 (公財) 茨城県暴力追放推進センター  (14)	↑ (株) ひたちなかテクノセンター (株) つくば研究支援センター 鹿島埠頭（株） (株) 茨城ポートオーソリティ  (4)	茨城県信用保証協会 茨城県農業信用基金協会  (2)	24
改善の余地あり	(0)	(公財) 茨城県看護教育財団 (公財) 茨城県教育財団  (2)	鹿島臨海鉄道（株） (株) 茨城県中央食肉公社  (2)	(社福) 茨城県社会福祉事業団  (1)	5
改善措置が必要	(0)	(0)	鹿島共同再資源化センター（株）  (1)	茨城県道路公社 茨城県土地開発公社  (2)	3
が急要大 必のすい 要改るに 善又改 措は善 置緊を	(0)	(0)	鹿島都市開発（株）  (1)	(0)	1
計	4	16	8	5	33

↑ : 評価が上がった法人

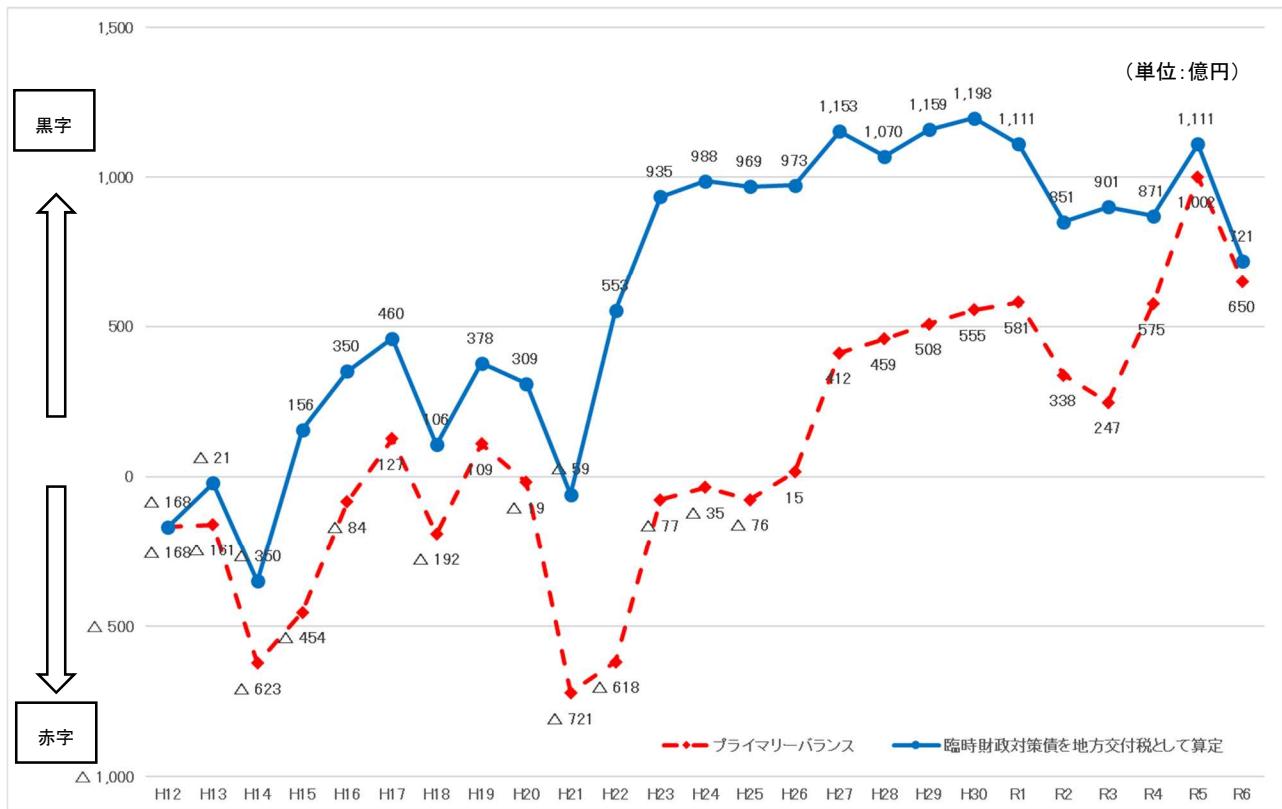
## 本県財政の現況

### (1) 県債残高の推移



- (注) 1 R5までは決算額、R6は当初予算時見込額。
- 2 「特例的県債」は、地方交付税の肩代わりのため発行した臨時財政対策債や、減収補填債など。
- 3 「特例的県債を除く県債」は、公共投資に充てた県債や、退職手当債、第三セクター等改革推進債など。
- 4 表示単位未満四捨五入の関係で合計が一致しない箇所がある。

## (2) プライマリーバランスの推移



(注) R5までは決算額、R6は当初予算時見込額。

### (参考) プライマリーバランス

現在の行政サービスに必要な歳出（過去の借金（県債）の元利償還金を除いた歳出）が、現在の世代が負担している歳入（県債・基金繰入金等を除いた県税収入などの歳入）で賄えているかどうかを示す財政収支。

算式：プライマリーバランス＝

$$\{(\text{県債を除いた歳入}) - (\text{一般財源基金繰入・繰替運用等の歳入})\} - (\text{元利償還金を除いた歳出})$$

## 県有施設・県出資団体等調査特別委員会 設立趣旨・審議経緯・調査結果報告等

R5.5.8公布	<p><b>◆ 地方議会・議員の役割の明確化等に係る地方地自法一部改正</b></p> <p>背景：地域の多様な民意を集約する議会の役割的重要性、成り手不足の解消と議会運営への多様な人材の参画など</p> <p><b>地方自治法 第八十九条</b> (改正前) ※全文 普通地方公共団体に議会を置く。</p> <p>(改正後) ※関連主要条文・抜粋</p> <p>普通地方公共団体に、その議事機関として、当該普通地方公共団体の住民が選挙した議員をもつて組織される議会を置く。</p> <p>② 普通地方公共団体の議会は、この法律の定めるところにより当該普通地方公共団体の重要な意思決定に関する事件を議決し、並びにこの法律に定める検査及び調査その他の権限を行使する。</p> <p>③ 前項に規定する議会の権限の適切な行使に資するため、普通地方公共団体の議会の議員は、住民の負託を受け、誠実にその職務を行わなければならない。</p>
R5.6月	<p>(茨城県における議会と執行部との役割を巡る事案及び課題)</p> <p>議会や地元住民等に対する説明・議論等の手続が不十分な状態で、 執行部による鹿島セントラルビルの民間譲渡や洞峰公園の市への譲渡などの方針決定が公表。</p>
[設置] R5.7.31	<p><b>◆ 県有施設・県出資団体等調査特別委員会の設置</b></p> <p><b>【本委員会設置の趣旨等【第1回委員会議事録・委員長発言抜粋要約】】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現在、執行部から、県有施設の売却等の処分や出資団体等の事業の一部譲渡などの方針が打ち出されているところだが、具体的の執行に当たっては、議会を含めた十分な議論を行い、県民の理解を得ることが重要。また、県民に対し十分な説明を果たすことも重要。</li> <li>こうしたことから、今般、議会において、人口減少社会における県有施設の今後の方向性や売却等処分の妥当性、県出資団体等の事業の在り方、経営改善方策等について調査、検討を行う本委員会が設置されたことは、誠に時宜を得たもの。</li> </ul>
[第1回] R5.8.2 ～ [第12回] R6.9.30	<p>(調査特別委員会における審議等の経緯、成果等)</p> <p>① 9回にわたる委員会審議等の実施 調査対象として設定した県有施設（公の施設等）・出資団体等（全120施設及び全33団体）に係る執行部の運営状況等の審議等を実施</p> <p>② 執行部による毎年2定での定期報告の実施 審議等を通じて、毎年1回、第2回定例会において、執行部から所管常任委員会に対して県有施設（公の施設等）の運営状況等を定期報告することが制度化</p> <p><b>◆ 調査結果報告書（案） ※主要項目抜粋</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>時代状況の変化、地方分権の進展等に呼応した地方議会の役割</li> <li>県有施設・県出資団体等の適正な運営に向けた提言 <ul style="list-style-type: none"> <li>全般に係る提言</li> <li>重点的に議論した施設・団体に対する提言</li> <li>個別の施設・団体に対する提言</li> </ul> </li> <li>県議会（常任委員会）による県有施設（公の施設等）の運営状況等に対する継続的関与 <ul style="list-style-type: none"> <li>執行部からの県有施設（公の施設等）の運営状況等の定期報告</li> <li>常任委員会を通じた継続的な関与</li> </ul> </li> </ul>
[委員長報告] R6.3定	<p>令和6年3定：委員長による調査結果報告</p>
[2定期報告] R7.2定～	<p><b>◆ 常任委員会による県有施設（公の施設等）の運営状況等に対する継続的関与</b></p> <p>毎年第2回定例会において、執行部から所管常任委員会に対して県有施設（公の施設等）の運営状況等の定期報告 ⇒ 審議等に当たっての指針、視点等として調査結果報告書を承継</p>

資料の一部を抜粋のうえ掲載

茨城県議会  
県有施設・県出資団体等調査特別委員会  
全国都道府県議会議長会説明資料  
(令和6年7月22日)

# 地方自治法の改正と地方議会の活性化

---

全国都道府県議会議長会  
議事調査部長 下田 正幸

## 目 次

1 地方議会の役割及び議員の職務の明確化等を内容とする地方自治法の改正	3
2 地方分権改革から地方自治法改正まで	6
3 地方自治法改正までの議論の経緯	11
4 参考資料	23

## **1 地方議会の役割及び議員の職務の明確化等を内容とする地方自治法の改正**

---

# 地方議会の役割及び議員の職務の明確化等を内容とする地方自治法の改正について

国会提出日：令和5(2023)年3月3日

成 立 日：令和5(2023)年4月26日

## 地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）の概要

地方議会の活性化並びに地方公共団体の運営の合理化及び適正化を図るため、地方議会の役割及び議員の職務の明確化、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給を可能とする規定の整備、公金事務の私人への委託に関する制度の見直し等を行う。

### 1.地方議会の役割及び議員の職務等の明確化等

#### ① 地方議会の役割及び議員の職務等の明確化

- 多様な層の住民の地方議会への参画を促進する観点から、地方議会の役割や議員の職務等について、法律上明確化する。

#### ② 請願書の提出等のオンライン化

- 地方議会に対する住民からの請願書の提出や国会に対する地方議会からの意見書の提出など地方議会に係る手続（※）について、一括してオンライン化を可能とする。

※現行法上、住民と議会、議会と国会等の間の手続は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の適用対象外。

### 2.会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給

### 3.公金事務の私人への委託に関する制度の見直し

#### 【施行期日】

1 ①：公布の日（令和5年5月8日）

1 ②、2及び3：令和6年4月1日

(総務省資料を基に作成)

# 地方自治法改正後の方議会の役割及び議員の職務等の明確化等に係る規定

## 地方議会に係る憲法の規定

第九十三条 地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。  
② 地方公共団体の（略）議会の議員（略）は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。

## 地方議会の役割等に係る地方自治法の規定

### <法改正前>

第八十九条 普通地方公共団体に議会を置く。



### <法改正後>

第八十九条 普通地方公共団体に、その議事機関として、当該普通地方公共団体の住民が選挙した議員をもつて組織される議会を置く。

② 普通地方公共団体の議会は、この法律の定めるところにより当該普通地方公共団体の重要な意思決定に関する事件を議決し、並びにこの法律に定める検査及び調査その他の権限を行使する。

③ 前項に規定する議会の権限の適切な行使に資するため、普通地方公共団体の議会の議員は、住民の負託を受け、誠実にその職務を行わなければならない。

(太字下線が改正により条文に新たに追加された部分)

## 国会の役割等に係る憲法の規定

第四十一条 国会は、国權の最高機関であつて、国の唯一の立法機関である。

第四十二条 (略)

第四十三条 両議院は、全国民を代表する選挙された議員でこれを組織する。

② (略)

## 2 地方分権改革から地方自治法改正まで

---

# 地方分権改革から地方自治法改正まで

## 地方分権推進委員会

### 中間報告 (平成8年)

- ・分権改革の効用を提示  
①民主主義の徹底  
②地方自治の本旨の実現  
③公金の有効利用
- ・地方議会の役割強化を指摘

### 第1次勧告 (平成8年)

- ・地方議会の権限拡大
- ・地方分権時代を担う地方公共団体の行政体制の整備
- ・住民参加の拡大の文脈で議会活性化に言及

### 第2次勧告 (平成9年)

- ・議会の機能強化策を具体的に提示
- ・議会の組織・構成の見直し
- ・議会運営の改善（公開性向上等）
- ・その他（町村総会、クリーンな自治運営等）

## 平成11年 地方分権一括法

## 地方制度調査会

### 第28次 (平成18年)

- ・議会の監視機能や政策形成機能の強化を提言
- ・議会の招集権の見直しを検討すべきとした

### 第29次～第32次 (平成21年～令和2年)

- ・議会制度の自由度の拡大
- ・議決事件の追加等の議会の機能強化

### 第33次 (令和4年)

- ・議員のなり手不足の深刻化
- ・多様な人材の参画促進
- ・議会の位置付け等の明確化
- ・議会のデジタル化
- ・開かれた議会、立候補環境の整備等

## 議会の機能強化等に係る地方自治法改正

- ・専門的事項に係る調査制度の創設（平成18年）
- ・議決事件の範囲の拡大（平成23年）
- ・議長への臨時会招集権の付与（平成24年）

## 令和5年 地方自治法改正

- ・地方議会の役割及び議員の職務等の明確化
- ・地方議会に係る手続のオンライン化

## ポイント

- 分権改革—明治維新、戦後改革に次ぐ第三の改革
- 国と地方の質的関係の転換、上下・主従から対等・協力へ
- 事務権限の移譲ではなく、事務の自律性の確保
- 機関委任事務から自治事務、法定受託事務へ
- 地方自治の本旨を実現するために、団体自治と住民自治を拡充
- 民主主義の徹底

## ポイント

- 首長と議会それが公選・代表。二元代表制（それが民意を受けて活動）
- 議会は議決による意思決定、政策立案、監視、検査等を行う
- 与野党ではない関係、緊張関係
- 議員同士の議論の重要性
- 不信任・解散

## ポイント

- 地方議会の特徴
  - ① 住民の代表による合議制の「議事機関」
  - ② 議会と執行機関の抑制均衡（監視機能）
  - ③ 議決を通した地方公共団体の重要な意思決定（条例、予算議決、重要な財産の取得・処分など）
  - ④ 政策提案
- 議会への住民参加の推進（住民とのコミュニケーション能力）
- 議会情報の発信強化（議会報に加え、動画、SNSなどの活用）
- 議員の活動・本質、支持基盤。誰の代表か。意見・利益の集約と実現・情報発信
- 議会への批判（広範な機能への期待）に対して活動の活性化でこたえる

### **3 地方自治法改正までの議論の経緯**

- ・これまでの地方議会に関する地方自治法改正の概要
  - ・自由民主党総務部会地方議会の課題に関するPT提言
  - ・第33次地方制度調査会
-

# これまでの地方議会に関する地方自治法改正の概要①

(地方分権一括法(平成11年)以降)

(第32次地方制度調査会第33回専門小委員会  
(令和2年3月4日) 配付資料を基に作成)

改正年	項目 (条文)	内容
平成11年 分権一括法	条例制定権の拡大（14条）	<ul style="list-style-type: none"> <li>機関委任事務の廃止に伴い、現行制度と同様「法令に反しない限り」全ての事務について条例を制定することができることとされた。</li> </ul>
	百条調査権の対象 拡大（100条）	<ul style="list-style-type: none"> <li>機関委任事務の廃止に伴い、自治事務にあっては「労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるもの」、法定受託事務にあっては「国の安全を害するおそれがあることその他の事由により議会の調査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるもの」を除き、すべての事務に調査権が及ぶこととされた。</li> </ul>
	議案の提出要件 及び修正動議の 発議要件の緩和 (第112条第1項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>議案の提出要件である「8分の1以上の者の賛成」及び「8分の1以上の者の発議」を「12分の1以上の者の賛成」及び「12分の1以上の者の発議」に改めることとされた。</li> </ul>
	議員定数の 法定定数の廃止 (第90条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>法定定数制度を廃止し、地方公共団体自らが議会の議決を経て条例により議員定数を定めることとされた。</li> </ul>
	市区町村議会に 係る議員定数の 人口区分大括り化と上限数の 設定 (第91条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>市区議会議員の定数について、人口区分が大括りにされた(18区分から11区分に変更)。</li> <li>2万以上5万未満は26人とし、市区については人口区分が上がるごとに原則4人ずつ増加させ、町村については人口区分が下がるごとに4人～2人ずつ減少させることとされた。</li> </ul>
平成12年 自治法改正 ※議員立法	国会に対する地方議会の意見 書の提出 (第99条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該地方公共団体の公益に関する事件につき、意見書を関係行政庁のほか、国会に対しても提出することができることとされた。</li> </ul>
	政務調査費制度の 創設（第100条 第14項）	<ul style="list-style-type: none"> <li>条例の定めるところにより、議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付できることとされた。</li> </ul>
	常任委員会数の 制限廃止 (第109条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>議会における人口段階別の常任委員会数の制限を廃止することとされた。</li> </ul>

## これまでの地方議会に関する地方自治法改正の概要②

(地方分権一括法(H11)以降)

改正年	項目 (条文)	内容
平成14年 自治法改正	議員派遣制度の創設 (第100条第12項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のためその他議会において必要があると認めるときは、会議規則の定めるところにより、議員を派遣することができることとされた。</li> </ul>
平成16年 自治法改正	定例会の招集回数の 自由化 (第102の2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>議会の定例会について、回数に制限なく、毎年、条例で定める回数招集することができるこことされた。</li> </ul>
平成18年 自治法改正	専門的事項に係る 調査制度の創設 (第100条の2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>普通地方公共団体の議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のために必要な専門的事項に係る調査を学識経験を有する者等にさせることとされた。</li> </ul>
	議長への 臨時会の招集請求権 の付与 (第101第2~4項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>議長は、議会運営委員会の議決を経て、当該普通地方公共団体の長に対し、会議に付議すべき事件を示して臨時会の招集を請求することができることとされた。</li> </ul>
	委員会制度の改正 (第109、110条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>議員の複数の常任委員会への所属制限を廃止し、議員は、少なくとも一の常任委員になることとされた。</li> <li>常任委員会、議会運営委員会又は特別委員会は、議会の議決すべき事件のうちその部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関するものにつき、議会に議案を提出することができることとされた。</li> </ul>
	専決処分の要件の 明確化 (第179条第1項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>専決処分の要件につき、「議会を招集する暇がない」から「議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかである」に明確化することとされた。</li> </ul>
平成20年 自治法改正 ※議員立法	議会活動の範囲の 明確化 (第100条第12項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>議会は、会議規則の定めるところにより、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設けることができることとされた。</li> </ul>
	議員の報酬に関する 規定の整備 (第203条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政委員会の委員等の報酬と同一となっている条項から議員の報酬の規定に係るものを見離し明確にするとともに、名称を「議員報酬」に改めることとされた。</li> </ul>

## これまでの地方議会に関する地方自治法改正の概要③

(地方分権一括法(H11)以降)

改正年	項目 (条文)	内容
平成23年 自治法改正	議員定数の法定上限の撤廃 (第90、91条)  議決事件の範囲の拡大 (第96条第2項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議員定数について、人口区分に応じて上限数を法定し、その数を超えない範囲内において条例で定数を定めるものとする制度を廃止することとされた。</li> <li>・ 法定受託事務に係るものを一律に議決事件から除外していた制度について、法定受託事務についても国の安全に関すること等を除き、原則、条例で定めることができることとされた。</li> </ul>
平成24年 自治法改正	通年会期制の導入 (第102条の2)  議長への臨時会招集権の付与 (第101条第5、6項)  委員会に関する法定事項の簡素化 (第109条第9項)  公聴会、参考人招致の本会議実施の法定化 (第109条、第115条の2)  政務調査費から政務活動費への改正 (第100条第14項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会は、条例で定めるところにより、定例会及び臨時会とせず、毎年、条例で定める日から翌年の当該日の前日までを会期とすることとされた。</li> <li>・ 議長による臨時会の招集請求のあった日から20日以内に長が臨時会を招集しないときは、議長は臨時会を招集することができることとされた。</li> <li>・ 議員定数の4分の1以上の者による臨時会の招集請求のあった日から20日以内に長が臨時会を招集しないときは、議長は臨時会を招集しなければならないこととされた。</li> <li>・ 委員会に関する規定を簡素化し、委員の選任方法等について法定事項を条例に委任することとされた。</li> <li>・ 本会議においても、公聴会の開催、参考人の招致をすることとされた。</li> <li>・ 政務調査費の名称を「政務活動費」に、交付目的を「議員の調査研究その他の活動に資するため」に改め、政務活動費を充てることができる経費の範囲を条例で定めることとされた。</li> </ul>
平成29年 自治法改正	決算不認定の場合の長から議会への報告 (第233条第7項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方公共団体の長等は、決算の認定に関する議案が否決された場合に、当該議決（不認定）を踏まえて必要と認める措置を講じたときは、速やかに、その措置の内容を議会等に報告するとともに、公表しなければならないこととされた。</li> </ul>

# これまでの地方議会に関する地方自治法改正の概要④

(地方分権一括法(H11)以降)

改正年	項目 (条文)	内容
令和4年 自治法改正 ※議員立法	請負禁止の範囲の明確化・緩和 (第92条の2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>規制の対象となる「請負」の定義を「業として行う工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入その他の取引で当該普通地方公共団体が対価の支払をすべきものを行う。」とするものとされたこと。</li> <li>各会計年度において支払を受ける請負の対価の総額が地方公共団体の議会の適正な運営の確保のための環境の整備を図る観点から政令で定める額（300万円）を超えない者を、議員個人による請負に関する規制の対象から除くものとされたこと。</li> </ul>
	災害等の場合の招集日の変更 (第101条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>招集の告示をした後に当該招集に係る開会の日に会議を開くことが災害その他やむを得ない事由により困難であると認めるときは、当該告示をした者は、当該招集に係る開会の日の変更をすることができるものとされたこと。この場合においては、変更後の開会の日及び変更の理由を告示しなければならないものとされたこと。</li> </ul>
令和5年 自治法改正	地方議会の役割及び議員の職務等の明確化 (第89条)  令和5年5月8日施行	<ul style="list-style-type: none"> <li>次のとおり地方議会の役割及び議員の職務等の明確化がされた。           <p><u>第八十九条 普通地方公共団体に、その議事機関として、当該普通地方公共団体の住民が選挙した議員をもつて組織される議会を置く。</u></p> <p><u>② 普通地方公共団体の議会は、この法律の定めるところにより当該普通地方公共団体の重要な意思決定に関する事件を議決し、並びにこの法律に定める検査及び調査その他の権限を行使する。</u></p> <p><u>③ 前項に規定する議会の権限の適切な行使に資するため、普通地方公共団体の議会の議員は、住民の負託を受け、誠実にその職務を行わなければならない。</u></p> </li> </ul> <p style="text-align: right;">(太字下線が改正箇所)</p>
	地方議会に係る手続のオンライン化 (第100条第15項、第123条第4項、第138条の2等)  令和6年4月1日施行	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民から地方議会への請願書の提出や、会派又は議員から議長への政務活動費収支報告書の提出など地方議会に係る手続について、一括してオンライン化ができるものとされた。</li> </ul>

## 議会の役割に係る基本規定等をめぐる議論の経緯 (令和2年3月第4次都道府県議会制度研究会報告書取りまとめ～令和5年4月地方自治法改正)

令和2年 3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 本会「第4次都道府県議会制度研究会」が報告書を取りまとめ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会の位置付け等を地方自治法において明確化すべき</li> </ul>
6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 第32次地方制度調査会が「2040年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応するために必要な地方行政体制のあり方等に関する答申」を総理に提出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議員の位置付けの法制化について検討を行っていく必要がある</li> </ul>
3年 4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ <b>自民党総務部会「地方議会の課題に関するPT」</b>（座長：石田真敏 衆議院議員）が「令和時代にふさわしい地方議会・議員のあり方についての提言」を取りまとめ（12頁）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 政府において、議会の位置付け等について、令和5年の統一地方選挙までに地方自治法で明確化すべき</li> </ul>
4年 1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 第33次地方制度調査会が発足、第1回総会</li> </ul>	
4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 第33次地方制度調査会第3回専門小委員会、地方六団体への意見聴取</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会の位置付け等について、柴田会長から早急に審議等を行うよう要請</li> </ul>
6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 第33次地方制度調査会第2回総会</li> </ul>	
8～11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 第33次地方制度調査会第6回～9回専門小委員会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会について集中的に審議</li> </ul>
12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ <b>第33次地方制度調査会が「多様な人材が参画し住民に開かれた地方議会の実現に向けた対応方策に関する答申」を総理に提出（15-17頁）</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会の位置付け等を地方自治法に規定することが考えられるとし、具体的な規定のイメージを提示</li> </ul>
5年 3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 地方自治法改正案が閣議決定され国会に提出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会の位置付け等の明確化、議会に係る手続のオンライン化等</li> </ul>
4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 地方自治法改正案が成立（4-5頁）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会の位置付け等の明確化に係る規定（第89条）は5月8日施行</li> </ul>

※上記期間中、議会の位置付け等の明確化を求める決議を計13回行い、様々な機会を捉えて政府・政党に対して要請

# 自民党総務部会地方議会の課題に関するプロジェクトチーム(PT)提言

## 地方議会PTでの議論

- 三議長会や総務省からの報告聴取、学識経験者からのヒアリング等を実施し、令和3(2021)年4月7日、「令和時代にふさわしい地方議会・議員のあり方についての提言」を取りまとめ。

### <PTの主な役員>

座長 石田真敏衆議院議員 幹事長 橋慶一郎衆議院議員 事務局長 あかま二郎衆議院議員



## 地方議会PT提言事項（令和3(2021)年4月7日）

### (1) 地方制度調査会で議論し結論を得るように政府に申入れ

- ・地方議会の位置付けや議員の職務等を地方自治法で明確化

▶ 「地方自治法の一部を改正する法律」（令和5年法律第19号）により実現（4-5頁）

### (2) 議員立法、各党・各会派で協議

- ・請負禁止の範囲の明確化・緩和及び災害等の場合の招集日の変更

▶ 「地方自治法の一部を改正する法律」（令和4年法律第101号）により実現【※議員立法】（13頁）

### (3) 地方議会、全国議長会が自ら実施

- ・議会活動をサポートする体制を強化するため、全国議長会を中心に、シンクタンク機能・議会図書館・研修・立候補者育成等の充実を図るべきである。国においても、こうした取組に対して支援を行うべきである。

- ・若者や女性をはじめとする多様な人材の立候補を促すため、各議会・各政党において育成の場作りを行うべきである。

- ・議会として、住民に向けて仕事の周知と理解促進のための活動を活性化すべきである。

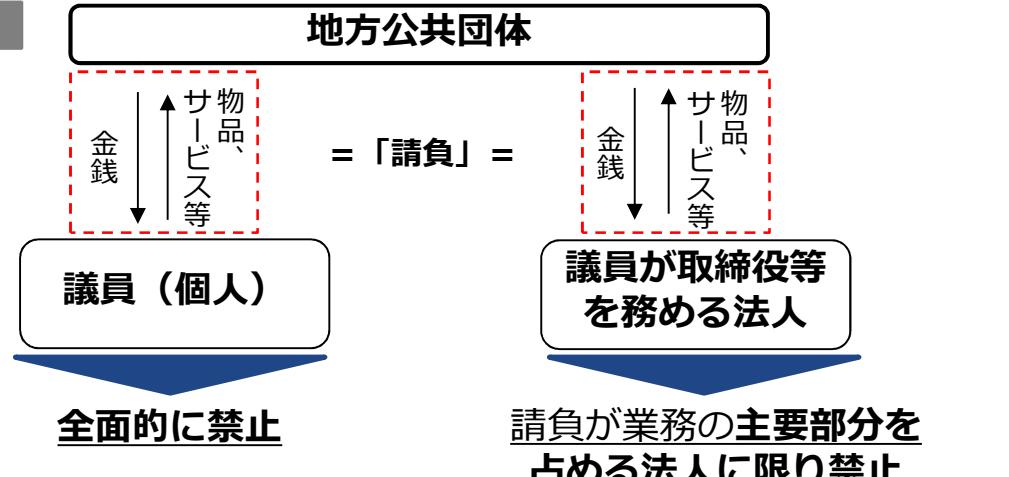
- ・議員として、議会報告の充実、政務活動費の使途の明確化、視察の充実と結果報告の充実・公表、研修活動・日常の議員活動の充実など、住民から見える活動の活発化を図り、議員活動への理解と信頼を高めるよう努めるべきである。

# 議員に係る請負に関する規制の明確化及び緩和等に係る地方自治法の改正（議員立法）

成立日：令和4(2022)年12月10日

## ①請負禁止の範囲の明確化・緩和（第92条の2関係）

改正前



※議会により請負の禁止に抵触する旨の認定を受けた場合、議員は失職する。

課題①

「請負」の定義が条文上不明確であり、失職をおそれ、立候補を躊躇する原因となっているとの指摘

課題②

個人による請負は全面的に禁止されており、議員のなり手不足の原因となっているとの指摘

改正後

### 「請負」の定義を明確化

※ 「業として行う工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入その他の取引で当該普通地方公共団体が対価の支払をすべきもの」

各会計年度に支払を受ける請負の対価の総額が地方公共団体の議会の適正な運営の確保のための環境整備を図る観点から政令で定める額（年間300万円）を超えない者を、議員個人による請負に関する規制の対象から除外

施行日：公布の日から3月以内で政令で定める日  
(令和5年3月1日)

改正前

第九十二条の二 普通地方公共団体の議会の議員は、当該普通地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。

改正後

第九十二条の二 (略) 請負（業として行う工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入その他の取引で当該普通地方公共団体が対価の支払をすべきものをいう。 (略) ) をする者（各会計年度において支払を受ける当該請負の対価の総額が普通地方公共団体の議会の適正な運営の確保のための環境の整備を図る観点から政令で定める額を超えない者を除く。）及び (略) 。

## ②災害等の場合の招集日の変更（第101条関係）

施行日：公布の日  
(令和4年12月16日)

- 招集の告示をした後に当該招集に係る開会の日に会議を開くことが災害その他やむを得ない事由により困難であると認めるときは、当該告示をした者は、当該招集に係る開会の日の変更をすることができるものとされた。
- この場合において、変更後の開会の日及び変更の理由を告示しなければならないものとされた。

# 第33次地方制度調査会について

## 地方制度調査会とは

- 内閣総理大臣の諮問に応じ、**地方制度に関する重要事項を調査審議**するため、内閣府の附属機関として設置
- 委員は、国会議員、**地方六団体代表者**、地方制度に関し学識経験のある者等で構成(30人以内)
- 委員の任期は2年（令和4（2022）年1月～令和6（2024）年1月）

## メンバー

学識経験者 18名(専門小委員会委員)

市川 晃 住友林業(株)代表取締役 **【会長】**  
大山 礼子 駒澤大学教授 **【副会長】**  
山本 隆司 東京大学教授 **【委員長】** 他15名

国会議員 6名

あかま二郎 衆議院議員  
坂本 哲志 衆議院議員  
重徳 和彦 衆議院議員  
馬場 伸幸 衆議院議員  
江島 潔 参議院議員  
岸 真紀子 参議院議員  
(令和4年12月現在)

地方六団体 6名

平井 伸治 全国知事会会長  
柴田 正敏 本会会長  
立谷 秀清 全国市長会会长  
清水 富雄 全国市議会議長会会长  
荒木 泰臣 全国町村会会长  
南雲 正 全国町村議會議長会会长  
(令和4年12月現在)

## 岸田内閣総理大臣からの諮問事項

社会全体におけるデジタル・トランスフォーメーションの進展及び新型コロナウイルス感染症対応で直面した課題等を踏まえ、ポストコロナの経済社会に的確に対応する観点から、国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の関係**その他必要な地方制度のあり方**について、調査審議を求める。

## 地方議会について調査審議

- ・2022年4月 第3回専門小  
→三議長会ヒアリング
- ・2022年8-11月 第6-9回専門小  
→地方議会に係る集中審議
- ・2022年12月 答申取りまとめ

# 第33次地方制度調査会答申「多様な人材が参画し住民に開かれた地方議会の実現に向けた対応方策に関する答申」概要 (令和4年12月28日総理大臣に提出)

## 1. 議会についての現状認識と課題

- 【女性議員の割合】都道府県11.8%、市17.5%、町村11.7% 【60歳以上の議員の割合】都道府県43.0%、市56.5%、町村76.9%  
【無投票当選者割合】都道府県26.9%、指定都市3.4%、市2.7%、町村23.3%  
※女性議員が少ない議会や議員の平均年齢が高い議会において無投票当選となる割合が高い傾向
- 感染症のまん延等の緊急時における合意形成や、人口減少に伴う資源制約の下での合意形成を行う上で、地域の多様な民意を集約する議会の役割は大きい。このため、多様な人材が参画し、住民に開かれた議会を実現していくことが重要。
  - しかしながら、議員の構成は、性別や年齢構成の面で多様性を欠いており、一部の議員の不適切な行為と相まって、住民の議会に対する関心を低下させ、住民から見た議会の魅力を失わせている。このことは、議員のなり手不足の原因の一つにもなっている。

## 2. 議会における取組の必要性

- 各議会等において、次のような取組を行っていくことが必要。

### ①多様な人材の参画を前提とした議会運営

#### 勤労者等の議会参画

→夜間・休日等の議会開催等

#### 女性や若者、育児・介護に携わる者の議会参画

→ハラスメント相談窓口の設置

会議規則における育児・介護の取扱いの明確化等

#### 小規模市町村における処遇改善

→議員報酬の水準のあり方を議論

### ③議長会等との連携・国の支援

→ハラスメント対策に関する議長会の調査

### ②住民に開かれた議会のための取組

#### デジタル技術を活用した情報発信の充実

→SNSの活用、タブレット端末によるペーパーレス化  
にあわせた情報公開の充実等

#### 住民が議会に参画する機会の充実

→住民と政策や議会運営を考える場  
(例: 政策サポーター、議会モニター)

→デジタル化について技術的・財政的課題を抱える  
小規模市町村への国・議長会の支援

## 4. 立候補環境の整備

- 各企業の自主的な取組として、立候補に伴う  
休暇制度を設けること、議員との副業・兼業を  
可能とすること等について要請を検討すべき。  
※就業規則における対応
- 一律の法制化は、事業主負担や他の選挙と  
の均衡等の課題に留意して引き続き検討。

## 5. 議会のデジタル化

- 本会議へのオンライン出席について、国会における対応も参考に、丁寧な検討を進めるべき。

- どのような場合に可能とするか。

- ①事由を問わず幅広く可能

- ②原則は議場での出席だが、一定の場合に可能

- ③引き続き議場での出席を前提にしつつ、議事定足数を緩和して、オンラインで「参加」

- 本人確認、議事の公開、第三者の関与がない  
ことの担保等をどのように行うか。その際、委員会  
へのオンライン出席の課題を検証。

※委員会へのオンライン出席の実施団体は35団体(R4.1.1現在)

- 議会への請願書の提出や議会から国会への  
意見書の提出等の手続について、一括して、  
オンライン化を可能とすべき。

## 3. 議会の位置付け等の明確化

- 議会の役割・責任、議員の職務等の重要性が改めて認識されるよう、全ての議会に共通する一般的な事項を地方自治法に規定することも考えられる。

### 【具体的なイメージ】

- ・ 議会の設置根拠の規定に、議事機関として住民が選挙した議員をもって組織されるという位置付けを追記
- ・ 地方公共団体の所定の重要な意思決定に関する事件を議決する等の議会の役割・責任を明確に規定
- ・ 議員は、議会の権限の適切な行使に資するため、住民の負託を受け、誠実にその職務を行わなければならない旨を規定（職務を行う上での心構えを示すもの）

(総務省作成資料から引用)

## 「第2 議会における取組の必要性」

### 1 多様な人材の参画を前提とした議会運営

- 現在は、平日の日中の会議開催が一般的であることや、議員や有権者からのハラスメントが指摘される等、必ずしも女性や若者、勤労者等が参画しやすい状況にはなっていない。各議会において議会運営上の工夫を行い、女性や若者、勤労者等がより議会に参画しやすくなるような環境を整備することが必要である。
- 勤労者等が議会に参画しやすくなるようにする等の観点から、一部の議会では夜間・休日等の議会開催や通年会期制の活用等により、柔軟に会議日程を設定する取組が見られるが、こうした取組を含め、各地域の実情を踏まえて議会運営上の工夫を行っていくことが考えられる。
- また、女性や若者、育児・介護に携わる者等が議会に参画する上での障壁を除去する方策としては、議員活動等を行う上でのハラスメント防止のため、第三者による相談窓口を設置し、性別や年齢を問わず幅広く相談を受け付けることや、会議規則において育児・介護等の取扱いを明確化すること、議会活動における旧姓使用を認めること等の対応が考えられる。

### 2 住民に開かれた議会のための取組

- 住民に開かれた議会を実現するためには、各議会において、議会活動に対する住民の理解を深め、住民が議会に関心を持つようにするための取組を進めていくことが必要である。こうした取組は、多様な人材を議員のなり手として長期的・継続的に涵養していくことにもつながる。
- その際は、デジタル技術等を活用し、住民への情報発信を多様化し、更に充実させていくことも重要である。近年、SNSを活用した議会情報の発信や字幕付き映像等による議会中継の配信等を行っている事例や、住民との意見交換会等をオンラインにより行っている事例も見られる。また、タブレットによる審議のペーパーレス化も進んでいるが、議会資料の住民への情報公開の契機についても考えられる。

### 3 議長の全国的連合組織等との連携・国の支援

- 多様な人材の参画を促すための議会運営上の工夫や住民の議会に対する理解を促進する取組については、一部の議会において取組が進んでいるものの、未だ広がりが限定的なものも多い。取組を広げていく上では、議長の全国的連合組織において、人的支援や先進的な事例・手法の共有、研修等の取組を積極的に進めていくことが重要である。

- また、経済的・社会的つながりが深い地方公共団体の議会間においても連携・交流を進めることも必要である。都道府県議会において第三者を交えたハラスメント相談体制を整備し、管内市町村議会の事案を含めて相談を受け付ける事例も出てきており、広域連携による専門人材の共同活用や共通する地域課題に関する共同研修の取組を進めていくことも有効と考えられる。

- また、議会におけるデジタル技術の活用を進めていくためには、技術的・財政的な課題があるとの指摘があり、特に小規模団体において取組が進んでいない状況にあることから、国や議長の全国的連合組織において必要な支援を行い、デジタル化の取組を促すことも検討すべきである。

## 結 び

近年、我が国では、様々な分野で多様な人材の社会への参画を進めることの必要性が指摘されている。例えば、男女共同参画の観点からは、官公庁のほか、企業、教育機関、自治会、消防団などにおいて女性の登用・採用を進めるための取組が行われている。

このような中、当調査会では、議会についての現状認識と課題を踏まえ、多様な人材が参画し住民に開かれた議会の実現に向けた対応方策について調査審議を行った。本答申を踏まえ、各議会、議長の全国的連合組織や国において、それぞれ必要な対応が行われることが期待される。

そもそも、議会は、住民自身の権利として、また、住民自身の責任において団体の運営を行うという住民自治の根幹をなす存在であり、多様な人材が参画し住民に開かれた議会を実現するには、住民の基本的な役割である。今後、人口減少や高齢化、激甚化する災害など、地域社会を取り巻く環境が更に厳しさを増す中で、住民自身が地域社会のあり方について十分に考えることが求められ、その关心と注視と責任の下で、議会が役割を發揮していくことが望まれる。

デジタル技術は、そのための効果的な手法になり得る。議会運営の合理化や利便性の向上のために導入するにとどまらず、多様な人材の議会への参画や住民に開かれた議会の実現に資するよう積極的に活用されることが期待される。

令和6年5月31日

茨城県議会議長 半村 登 殿

県有施設・県出資団体等調査特別委員会  
委員長 田山 東湖

## 公の施設等に係る運営状況報告について

このことについて、令和5年7月31日に設置された県有施設・県出資団体等調査特別委員会における審議等を踏まえ、下記のとおり、執行部から議会への報告が行われることとなりますので、御報告いたします。

### 記

#### 1 報告の概要

毎年1回、執行部において「公の施設等に関する運営状況報告書」を作成し、第2回定例会の常任委員会において定期報告を行う。

#### 2 経緯

- ・ 第3回調査特別委員会(R5.9.25)において、執行部に対して「県有施設の運営方針の見直し等について、今後きちんと議会として関与していくよう、早期に具体的な仕組みづくりの検討を進めること」との意見があった。
- ・ この意見を受けて、第5回調査特別委員会(R5.12.21)において、執行部から「調査対象となった全施設について、毎年1回、第2回定例会時に定期的な報告を行う」旨の検討結果の説明があり、これに基づき議会(常任委員会)への報告が行われることとなった。

#### 3 対象施設

当調査特別委員会で調査対象とした全施設(別紙)

※ 上記施設のうち、既に譲渡、廃止された施設については、定期報告の対象外とし、施設の在り方や方針の変更など、報告すべき動きがあった際に、隨時、議会(直近の所管常任委員会)へ報告を行うこととする。

#### 4 報告の内容等

- ・ 公の施設等の利用状況や運営状況、方針等を取りまとめた運営状況報告書により、所管常任委員会に報告する。
- ・ 運営状況報告書については、所管常任委員会における報告終了後、全議員に対して情報提供する。

## 報告対象となる公の施設等一覧

No.	施設名	所管課	分類	所管常任委員会					
				総務企画	防災環境 産業	保健福祉 医療	営業戦略 農林水産	土木企業 立地推進	文教警察
1	カシマサッカースタジアム	地域振興課	レクリエーション・スポーツ施設	○					
2	りんりんスクエア土浦	スポーツ推進課	"		○				
3	大洗マリンタワー	営業企画課	"				○		
4	国民宿舎「鵜の岬」	"	"				○		
5	カントリープラザ「鵜の岬」	"	"				○		
6	波崎漁港海岸休憩施設	水産振興課	"				○		
7	堀原運動公園	保健体育課	"						○
8	笠松運動公園	"	"						○
9	ライフル射撃場	"	"						○
10	県立産業技術短期大学校	産業人材育成課	産業振興施設		○				
11	県立産業技術短期大学校併設水戸産業技術専門学院	"	"		○				
12	県立日立産業技術専門学院	"	"		○				
13	県立鹿島産業技術専門学院	"	"		○				
14	県立土浦産業技術専門学院	"	"		○				
15	県立筑西産業技術専門学院	"	"		○				
16	つくば創業プラザ	技術革新課	"		○				
17	県立笠間陶芸大学校	"	"		○				
18	いばらき量子ビーム研究センター	科学技術振興課	"		○				
19	茨城空港公園	空港対策課	基盤施設(公園)				○		
20	偕楽園	都市整備課	"					○	
21	弘道館公園	"	"					○	
22	千波公園	"	"					○	
23	霞ヶ浦総合公園	"	"					○	
24	赤塚公園	"	"					○	
25	北浦川緑地	"	"					○	
26	芸大緑地	"	"					○	
27	笠間芸術の森公園	"	"					○	
28	大子広域公園	"	"					○	
29	砂沼広域公園	"	"					○	
30	県西総合公園	"	"					○	
31	鹿島灘海浜公園	"	"					○	

NO.	施設名	所管課	分類	所管常任委員会					
				総務企画	防災環境 産業	保健福祉 医療	営業戦略 農林水産	土木企業 立地推進	文教警察
32	洞峰公園	"	"						廃止
33	港公園	"	"					○	
34	大洗公園	"	"					○	
35	茨城空港駐車場	空港対策課	基盤施設(インフラ)					○	
36	那珂湊漁港駐車場	水産振興課	"					○	
37	那珂湊漁港水門	"	"					○	
38	波崎漁港浄化施設	"	"					○	
39	茨城港大洗港区の大洗マリーナ地区の港湾環境整備施設	港湾課	"					○	
40	茨城港大洗港区の中央地区の港湾環境整備施設(港中央公園に限る。)	"	"					○	
41	土浦港の港湾施設	"	"					○	
42	茨城港常陸那珂港区公共埠頭	"	"					○	
43	鹿島港公共埠頭	"	"					○	
44	茨城港日立港区公共埠頭	"	"					○	
45	茨城港大洗港区公共埠頭	"	"					○	
46	沢渡川緑地	都市整備課	"					○	
47	桜川緑地	"	"					○	
48	県庁東公園	"	"					○	
49	県営住宅及び共同施設(157団地)	住宅課	"					○	
50	つくば国際会議場	科学技術振興課	文教施設		○				
51	県民文化センター	生活文化課	"		○				
52	鳥獣センター	環境政策課	"		○				
53	青少年会館	青少年家庭課	"			○			
54	県民の森	林政課	"				○		
55	植物園	"	"				○		
56	森のカルチャーセンター	"	"				○		
57	きのこ博士館	"	"				○		
58	奥久慈憩いの森	"	"				○		
59	水郷県民の森	"	"				○		
60	中央青年の家	生涯学習課	"						○
61	白浜少年自然の家	"	"						廃止
62	さしま少年自然の家	"	"						○
63	県立図書館	"	"						○

NO.	施設名	所管課	分類	所管常任委員会					
				総務企画	防災環境 産業	保健福祉 医療	営業戦略 農林水産	土木企業 立地推進	文教警察
64	水戸生涯学習センター	"	"						○
65	県北生涯学習センター	"	"						○
66	鹿行生涯学習センター	"	"						○
67	県南生涯学習センター	"	"						○
68	県西生涯学習センター	"	"						○
69	県立歴史館	文化課	"						○
70	近代美術館(五浦分館、つくば分館含む)	"	"						○
71	陶芸美術館	"	"						○
72	自然博物館	"	"						○
73	教育研修センター	高校教育課	"						○
74	里美野外活動センター	保健体育課	"						廃止
75	健康プラザ	健康推進課	社会福祉施設			○			
76	総合福祉会館	福祉政策課	"			○			
77	点字図書館	障害福祉課	"			○			
78	視覚障害者福祉センター	"	"			○			
79	聴覚障害者福祉センターやすらぎ	"	"			○			
80	あすなろの郷	"	"			○			
81	ラーク・ハイツ	青少年家庭課	"			○			
82	若葉寮(婦人保護施設)	"	"			○			
83	茨城学園(児童自立支援施設)	"	"			○			
84	矢田部サッカーフィールド	地域振興課	その他	○					
85	アクアワールド茨城県大洗水族館	生活文化課	"		○				
86	花貫ふるさと自然公園	環境政策課	"		○				
87	狩猟者研修センター	"	"		○				
88	茨城県健康管理センター	疾病対策課	"			○			
89	竜神大吊橋	営業企画課	"				○		
90	袋田の滝観瀑施設	"	"				○		
91	筑波海軍航空隊記念館	"	"				○		
92	茨城県フラワーパーク	観光戦略課	"				○		
93	園芸リサイクルセンター	産地振興課	"				○		
94	米平公共育成牧場	畜産課	"				○		
95	お手まき記念の森	林政課	"				○		

NO.	施設名	所管課	分類	所管常任委員会					
				総務企画	防災環境 産業	保健福祉 医療	営業戦略 農林水産	土木企業 立地推進	文教警察
96	ホテルレイクビュー水戸	教育庁総務課	"						○
97	鹿島臨海都市計画下水道	下水道課	基盤施設(インフラ)						○
98	那珂久慈流域下水道	"	"						○
99	霞ヶ浦湖北流域下水道	"	"						○
100	霞ヶ浦常南流域下水道	"	"						○
101	霞ヶ浦水郷流域下水道	"	"						○
102	利根左岸さしま流域下水道	"	"						○
103	鬼怒小貝流域下水道	"	"						○
104	小貝川東部流域下水道	"	"						○
105	県南西広域水道	企業局	"						○
106	鹿行広域水道	"	"						○
107	県中央広域水道	"	"						○
108	工業用水道	"	"						○
109	中央病院	病院局	社会福祉施設						○
110	こころの医療センター	"	"						○
111	こども病院	"	"						○
				県所有施設 所管計	2	16	14	22	37 17
									合計 108

<団体所有施設>

112	鹿島セントラルビル(ホテル、テナントスペース、温浴施設等)	地域振興課	出資団体等所有施設	○					
113	大洗駅ほか13駅	交通政策課	"	○					
114	いこいの村涸沼	立地整備課	"						○
115	茨城空港旅客ターミナルビル	"	"						○
116	みらい平駅前駐車場	道路維持課	"						○
117	筑波山つじヶ丘駐車場	"	"						○
118	友部駅北口駐車場	"	"						○
119	水戸北スマートIC駐車場	"	"						○
120	大洗港フェリーターミナルビル	港湾課	"						○
				団体所有施設 所管計	2	0	0	0	7 0
									合計 9

所管総計	4	16	14	22	44	17
総計						117